

広島大学

日本語史研究論集

創刊号

源氏物語における〈緊張の持続〉の表現 —「精進」「修法」「祈り」「行ひ」をめぐって— ……	土居裕美子 ……	1
中世後期真名軍記の背景 ……	橋村 勝明 ……	11
日中古典語資料における「許」の用法 ……	李 玉婷 ……	22
平安鎌倉時代の漢籍訓点資料に於ける文末の「之」字について ……………	曹 亜瓊 ……	40
訓点資料語彙の電子データ提供に向けての実践的試み —宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』卷第八院政期点 仮名点箇所訓読文用例集— ……	大久保綾子 ……	49
身延山久遠寺藏本朝文粹訓点データ集稿（一） ……	松本光隆 大久保綾子 李 玉婷 曹 亜瓊 王 暄 王 徳俊 李 蘇洋 戴 玉潔 陳 翰柯 黄 莹 岩下邦子 白 景皓 陳 博林 孫 瑾 薛 東東 ……	79
金澤文庫本群書治要訓点用語集稿（一） ……	李 玉婷・王 徳俊 ……	92

源氏物語における〈緊張の持続〉の表現

——「精進」「修法」「祈り」「行ひ」をめぐって——

土居 裕美子

一 はじめに—問題の所在—

〈緊張の持続〉はどのように描かれるのか。これを明らかにする一階梯として、まず〈精神的な緊張の緩和〉を表す「たゆむ」を手掛かりとしたい。平安時代和文において、〈緊張の緩和〉を表す語「たゆむ」の前提となる「(精神的な)緊張」は、本来、時間的に持続・継続することが期待されるものである。例えば、枕草子にあるように

たゆまるるもの 精進の日の行ひ。日遠きいそぎ。寺に久しく籠たる(注1)。(枕草子 たゆまるるもの)

「精進の日の勤行」、「当日まで日数がある行事の準備」、「寺に長く参籠する時」、の三点は、いずれも緊張を持続すべき重要な行事であるが、特に後者の二例は、「遠き」「久しく」とあるように、長い期間からくる緊張の跡切れが「たゆまるる」と表現されている。では、枕草子において〈緊張を持続すべき行事〉の代表とされる、「精進」は、平安時代における物語の中で、どのように描かれているか。

源氏物語に「精進」の語は三例見られる。「精進」する主体は、源

氏二例、薰一例である(注2)。

①院へまゐり給へれば、いといたう面瘦せにけり、精進にて日を経るけにや、と心ぐるしげにおぼしめして、御前にて物などまゐらせ給て、とやかくやおのしあつかひきこえさせ給へるさま、あはれにかたじけなし。(葵 一327②)

②あはれにうち眺めつゝ、御精進にて、御簾おろしこめておこなはさせ給ふ。(漣標 一一121①)

③なを、この御けはひありさまを聞き給たびごとに、なごてむかしの人の御心おきてをもてたがへて思ひ隈なかりけんと、悔ゆる心のみまさりて、心にかゝりたるもむつかしく、なぞや、人やりならぬ心ならんと思返給ふ。そのまゝに、また精進にて、いとゞたゞおこなひをのみし給ひつゝ、明かし暮らし給。(宿木 五47⑦)

用例①の「精進」を行う主体は源氏である。葵上の死後、桐壺院のもとを訪ねた源氏の憔悴した様子に驚き、院は源氏が葵上の喪に服して精進潔斎を行った日数の長さを慮る。用例②の「精進」も、源氏が主体として主催するものである。六条御息所の死後、源氏は

御息所をしのび、周囲の簾をすべて下して僧に勤行をさせる。用例③は、薫の「精進」の様子である。大君の意志に背いて中君を匂宮に譲ったことを後悔する薫は、大君の死後、一心に精進の日々を送っている。これら三例の源氏物語における「精進」の表現では、いずれも「精進にて」の形式で、それぞれ「日を経」「御簾おろしこめておこなはず」「いとどたゞおこなひをのみす」とあるように、(1)日数をかけ、(2)他からの接触を遮断した状態で、(3)そのことのみを集中して行われる、の三点が前提としてあったことが示される。これらの前提が〈精神的な緊張〉として保たれるべきこれらの前提が崩れた状態を、平安時代和文では「たゆむ」で表現されていることを述べた。

実際の用例の中では、勤行や安産祈願・病氣平癒の祈祷が、先に指摘した前提のすべてを保っている例として、「たゆむ」に打消しを伴った「たゆまず」や、形容詞「たゆみなし」を用いて表現される。

○わが身をなきになしても東宮の御世を平かにおはしませば、
とのみおぼしつゝ、**御おこなひ**たゆみなく勤めさせ給ふ。人
知れず、あやうくゆゝしう思ひきこえさせ給事しあれば、我
にその罪を軽めてゆるし給へ、と仏を念じきこえ給に
(賢木)

○「月ごろ悩ませ給へる御心ちに、**御おこなひ**を時の間もたゆ
ませ給はずせさせ給ふ積りの、いとどいたうくづをれさせ給
に
(薄雲)

○かうてもたいらかにだにおはしませば、と念じつゝ、**御修法**
又延べてたゆみなくをこなはせなど、よろづにせさせ給。
(柏木)

○年あらたまりては、何ごとかおはしますらん。**御祈り**はたゆ
みなくつかうまつり侍り。今は一ところの御ことをなむ、や
すからず念じきこえさする。など聞こえて
(早蕨)

源氏物語以外(注3)でも、仏道修行や加持祈祷について、次のよ
うに用いられる。

○七月の内には、おほやけの事いとあわただしく暇なき中にも、
此(の)**御八講の事**たゆみ給はず。八月二十一日にとなん定
めける。
(落窪物語 卷之三)

○内大臣殿、世の中危うくおぼさるゝまゝに、二位を「たゆむ
なく」と責め宣へば、二位えもいはぬ**法**どもを、我もし、
又人しても行はせて
(栄花物語 卷第四)

「精神的な緊張」は、本来時間的に持続・継続することが期待さ
れるものであり、それが緩和される「たゆむ」は、そのことによつ
てマイナスの状況を生み出す、望ましくない状態である。「たゆまる
るもの」と自発の「る」を伴うことから、緊張を持続しない限り
は自然に気が緩んでくることを示唆している。

本稿では、「修法」「祈り」「行ひ」の語に注目し、それらの行事が、
どのような形で行われていたか、その表現を具体的に見ていくこと
にしたい。

二 「修法」「祈り」について

源氏物語において「修法(ずほう)」「御修法(みずほう)」の語は、
合計三十六例認められ、登場人物の病や出産、死に際して、僧らに

よって行われる加持祈祷として描かれる(注4)。また、「修法」の類例として僧らによる加持祈祷は「祈り(いのり)」「御祈り」の語によって表されるが、それらは「御祈りども」を含めて三十六例見られる。これらの中には、登場人物の特別な思いを込めた「祈り」も含まれるが(注5)、主には「修法」と同様に、僧たちによって行われる加持祈祷を表す。ここでは、以上の「修法」「祈り」の行われ方の表現を類型化して示していく。

【はじめ(始)】 行事の開始

「修法」と結びつく動詞としては、「す(せさせ給)」「行ふ(おこなはせ給)」「らと並んで「はじめ(始)」が三十六例中九例と、特徴的に認められる。

①多くの人の心を尽くしつる日ごろのなごりすこしうちやすみて、今はさりともおぼす。御すほうなどは、又く始め添へさせ給へど、まづはけうあり、めづらしき御かしづきに、皆人ゆるへり。(葵 一 308④)

②例の、阿闍梨、大方世にしるしありと聞こゆる人のかぎり、あまた請じ給。みすほう、読経、明くる日より始めさせ給はむとて、殿人あまたまありつどひ、上下の人たちさわぎたれば、心ほそさの名残なく頼もしげなり。(総角 四 451⑤)

用例①は、葵上出産の場面である。多くの人々が看護に心を砕いた何日間かのち、皇子が誕生し、修法はまた始めるけれど、人々の少し緊張がゆるんでいる場面である。また、用例②は、大君の病に際して、退出していた宇治山の阿闍梨を再び招き、効験があると世評の高い僧たちばかりによる病氣平癒の祈祷や仏典読誦を開始す

る。このような傾向は「祈り」も同様である。

③いと苦しげにたゆげなれば、かくながらともあくもな覽を御覽じはてんとおぼしめすに、「けふ始むべき祈りども」さるべき人々うけたまはれる、こよひより」と聞こえ急がせば、わりなく思ほしながらまかでさせたまふつ。(桐壺 一 8⑨)

用例③は、桐壺更衣死去近くの場面である。宮中の禁忌を破って更衣の死を見届けようかと思ひ詰める帝に対して、母君病氣平癒の祈祷が始まろうとする。

以上のように、源氏物語における「修法」は、動詞「はじめ(始)」と結びつく例により、加持祈祷の行事の「開始」に焦点が当てられていることが分かる。

【のぶ(延)】 行事の延長

次に注目される動詞には「のぶ(延)」がある。開始した「修法」「祈り」の「験」が効果的に現れない場合や、まだ不安が残る場合に、その加持祈祷は延長される。

④かうてもたいらかにだにおはしまさば、と念じつゝ、みすほう又延べてたゆみなくをこなはせなど、よろづにせさせ給。(柏木 四 20④)

⑤名残も恐ろしとて、御すほう延べさせ給へば、とみにもえ帰り入らでさぶらひ給に(手習 五 369⑩)

⑥面のいたう赤みたるを、なほなやましうおぼさるゝにや、と見たまて、「など御けしきの例ならぬ。ものゝけなどのむつかしきを、修ほう延べさすべかりけり」との給ふに

(賢木 一 388①)

⑦「さはありとも、修法は又延べてこそはよからぬ。験あらむ僧もがな。なにがし僧都をぞ、夜居にさぶらはすべかりける」など (宿木 五 52⑩)

用例④は、死に瀕した柏木のための修法の延長とその熱心さを表す。また、用例⑤は病後も油断できない(名残も恐ろし)との明石の中宮の判断・意図によって祈祷が延長される。用例⑥は、源氏と朧月夜の密会が発覚する場面で、朧月夜の顔色が上気しているのを、右大臣が病かと勘違いして平癒祈願を延期すべきかと述べる。用例⑦は六の君のところから戻った匂宮が、中君の機嫌をとる場面であるが、ここでも「験ある僧」を集めてしっかりと祈祷を行うため期間を延長しようかと述べている。

以上のように、動詞「のぶ(延)」と結びつく例から、源氏物語に描かれる「修法」「祈り」は、必要に応じて延長が望まれるものであり、長く行われる加持祈祷であることが分かる。

【数をつくして・様々 等】 行事の多さ

次に、「修法」「祈り」の様子を描写する表現の特徴的なものを見る。まず、数の多さが挙げられる。

⑧まださるべきほどにもあらずと皆人もたゆみ給へるに、にはかに御けしきありてなやまみ給へば、いとゞしき御祈り数を尽くしてせさせ給へれど、例のしうねき御ものゝけひとつ、さらに動かず。やむごとなき験者ども、めづらか也ともてなやむ。 (葵 一 305⑩)

⑨年かへりぬ。桐壺の御方、近づきたまひぬるにより、正月朔

日より御すほう不斷にせさせ給ふ。寺ぐく社ぐくの御祈り、はた数も知らず。 (若菜上 二 269①)

⑩をろかにおぼされぬことと見給へば、殿人、親しき家司などは、おのくよるづの御祈りをせさせ、なげききこゆ。 (総角 四 456⑦)

用例⑧の「御祈り」は、「数を尽くして」とあるように、葵上の出産場面、急に産気づく葵上が、物の怪に取りつかれた際の祈りの多さである。同様に、用例⑨明石女御の産期が近づく場面の「数も知らず」、用例⑩の、豊明の節会の夜に、薫と、死に近い大君が語り合う場面での「よるづの御祈り」のように、その数の多さが特徴的に示される。次の用例⑪⑫の「さまざまに」も同様に、祈祷の数や種類の多さから、できうる限りの懸命な加持祈祷の様子が描かれている。

⑪いと苦しげにし給へば、すほうの阿闍梨ども召しいれさせ、さまざまに験あるかぎりして、加持まみらせさせ給ふ。われも仏を念ぜさせ給ふこと限りなし。 (総角 四 459①)

⑫宮は、いとらうたげにて、なやみわたり給さまのなほいと心ぐるしく、かく思ひ放ちたまふにつけては、あやにくに、うきに紛れぬ恋しさの苦しくおぼさるれば、渡り給て見たてまつり給につけても、胸いたくいとほしくおぼさる。御祈りなどさまざまにせさせ給。 (若菜下 二 389④)

【さわぐ(騒)・のしる(喧)】 喧騒・盛大さ

「修法」「祈り」の様子を描写する表現の特徴的なものには、先にあげた数の多さだけではなく、その喧騒ぶり、盛大さを表すものが

見られる。代表的な動詞は「さわぐ(騒)」「のしる(喧)」である。

⑬まことに、臥し給ぬるまゝに、いといたく苦しがり給て、二三日になりぬるにむげによるやうにし給。内にも聞こしめし嘆くこと限りなし。御祈り方かくにひまなくのしる。祭、祓、すほうなど言ひ尽くすべくもあらず。世にたぐひなくゆゝしき御ありさまなれば、世に長くおはしますまじきにや、と天の下の人のさわぎなり。(夕顔 一 135⑬)

⑭すほうなどしさわげど、御ものゝけこちたく起こりてのしるを聞き給へば、あるまじき疵もつき、はぢがましき事かならずありなん、とおそろしうて、寄り付き給はず。(真木柱 三 124⑭)

⑮例の、阿闍梨、大方世にしるしありと聞こゆる人のかぎり、あまた請じ給。みすほう、読経、明くる日より始めさせ給はむとて、殿人あまたまありつどひ、上下の人たちさわぎたれば、心ぼそさの名残なく頼もしげなり。(総角 四 45⑮)

⑯若宮を見たてまつり給にも、何に忍ぶのと、いとゞ露けゝけれど、かゝる形見さへなからましかば、とおぼし慰む。宮は沈み入りて、そのまゝに起き上がり給はず、あやうげに見え給を、又おぼしさわぎて、御祈りなどせさせ給。(葵 一 314⑯)

用例⑬は、夕顔の死後帰宅し、病臥した源氏のために、父帝が平癒祈禱を各所の寺院・神社で行う規模の大きさを表している。用例⑭は、鬚黒邸での、北の方の物の怪退散の修法の様、用例⑮は、先の【はじむ(始)】の項で取り上げた用例で、大君の病氣平癒の祈禱の開始を告げるとともに、その盛大さが描かれる。用例⑯は葵上の

死去、もしもこんな形見がいなかったら、と思う気持ちを慰みにしながら、母大宮の病臥に対して、平癒祈禱をさせる。

これらのように、動詞「さわぐ(騒)」「のしる(喧)」と結びつく例が多いことから、源氏物語に描かれる「修法」「祈り」は多くの人々を巻き込み、盛大に行われるものであることが分かる。

【不断に】 継続性・持続性

「修法」「祈り」に見られる集中した継続性・緊張の持続は、先に示した「たゆまず」「たゆみなし」の語とともに、漢語「不断」でも表現される。

⑰御心のうちは、あなくちをしや、又思ひまする方なくて見奉らましかば、めづらしくうれしからまし、とおぼせど、人はけしき漏らさじとおぼせば、験者など召し、御修法はいつとなく不断にせらるれば、僧どもの中に験あるかぎりみなまありて、加持まありさわぐ。(柏木 四 11⑰)

⑱年かへりぬ。桐壺の御方、近づきたまひぬるにより、正月朔日より御すほう不断にせさせ給ふ。寺々社々の御祈り、はた数も知らず。(若菜上 三 268⑱)

用例⑰は女三宮、用例⑱は明石女御の産期が近づいた際の「修法」の場面(再掲)である。特に用例⑰は、女三宮が若宮を出産、源氏は実子ではないという疑いをさしはさむことのできない現状を口惜しく思いつつ、安産祈願の修法を営む、という場面である。

漢語「不断に」を用いて、その「修法」「祈り」の継続性、緊張の持続を表現している。

【とりわきて 等】 思いの強さ・真剣さ

右以外の表現としては、次に示すように例えば「とりわきて」「ねんごろに」「ゆたけし」などの語を用いて、加持祈祷の真剣さ、思いの込め方が表現される。

○この人亡せたまはば、院もかならず世を背く御本意遂げたまひてむと、大将の君なども、心を尽くして見たてまつりあつかひ給て、**御すほう**などは、大方のをばさる物にて、とりわきて仕うまつらせ給。
(若菜下 二 355⑭)

紫上病臥、平癒の祈祷を熱心におこなう。看病に専念する源氏に代わって夕霧が修法を扱い、夕霧自身が効き目があると考え付いた修法をさらにそれとは別に行わせたことを示す。

○今年は三十七にぞなり給。見たてまつり給し年月のことなども、あはれにおぼし出でたるついでに、「さるべき**御祈り**など、常よりもとりわきて、ことしは慎みたまへ。ものさはがしくのみありて、思ひいたらぬ事もあらむを、猶おぼしめぐらして、大きなことどもし給はば、おのづからせさせてむ。」
(若菜下 349⑯)

三十七歳の厄年を迎える紫上に対して(注7)、特に厄災を避けるように留意するよう告げる。

○よろづに思ひ嘆き給て、**御祈り**などとりわきてせさせ給けれど、やむ葉ならねば、かひなきわざになんありける。女宮にもつひにえ対面しきこえ給はで、あわの消え入やうにて亡せ給ぬ。
(柏木 四 26⑰)

女三宮に会えぬままに柏木死去する場面である(注8)。

その他にも、次に示すように、「ねんごろに」「ゆたけし」「心を

つくして」など、その「修法」「祈り」にかける真剣さ、思いの強さが表現される。

○「不意にて見たてまつりそめてしも、さるべき昔の契りありけるにこそと思給へて、**御祈り**などもねんごろに仕うまつりしを、ほふしはその事となくて御文聞こえうけ給はらむも便なれば
(手習 五 353⑱)

○神無月に、対の上、院の御賀に、嵯峨野の御堂にて、薬師仏供養じたてまつり給。(中略)最勝王経、金剛般若、寿命経など、いとゆたけき**御祈り**なり。上達部いと多くまゐり給へり。
(若菜上 二 261⑲)

○「大日如来そらごとし給はずは、などてかかくなにがしが心をいたして仕ふまつる**御修法**、験なきやうはあらむ。悪霊は執念きやうなれど、業障にまとはれたるはかなものなり」と、声はかれていかり給。
(夕霧 四 10⑳)

以上、源氏物語における「修法」「祈り」の行われ方の表現を取り上げ、特徴的なものを類型化して示すと次のようにまとめられる。まず、源氏物語における「修法」「祈り」は、その開始に焦点があらわれることが多い【はじめ(始)】。また、必要に応じて効験が現れるまで延長が望まれて、長期間行われる場合があり【のぶ(延)】、祈祷の数や種類が多く【数をつくして・様々】、継続性、緊張の持続が必要とされる【不断に】。またそれらは多くの人々を巻き込み、盛大に行われるものであって【さわぐ(騒)・ののしる(喧)】、その真剣さ、思いの込め方の強さが様々に表現されていた【とりわきて 等】。

三 「おこなひ(行)」について

次に、仏道修行・勤行である「おこなひ(行)」の表現を見る。源氏物語において「おこなひ(行)」「御おこなひ(行)」の語は、合計六十五例認められ、先に見た「修法」「祈り」とは異なり、主要な登場人物の仏道心の表れとして描かれる。ここでは、以上の「おこなひ(行)」「御おこなひ(行)」の描かれ方を、兵家の類型として示していく。

用例六十五例のうち、最も特徴的に現れるのが、次に示す「限定」的な表現である。表現別に限定1〜3として示す。

【のみ】 限定1

① かつさぶらふ人にもうちとけ給はず、いたう御心づかひし給つゝ、やうく御おこなひをのみしたまふ。

(朝顔 二266⑤)

② 人の心を起こさせむとて、仏のし給方便は、慈悲をも隠して、かやうにこそはあなれ、と思つゞけつゝ、おこなひをのみし給。

(蜻蛉 五275⑤)

③ 松風しげく、風の音もいと心ぼそきに、つれづくにおこなひをのみしつゝ、いつとなくしめやかなり。

(手習 五340③)

用例①の「行い」の主体は朝顔姫君である。源氏の懸想に動じることなく勤行に専念する。用例②の「行い」の主体は薫である。仏の御心を推察しながら、浮舟の冥福を祈る勤行に専念する。用例③

の主体は、浮舟の妹尼である。山里に住み、ひっそりとした秋を所在なく、ひたすらに勤行に精を出す暮らしぶりが描かれる。用例①〜③ともに「のみ」が用いられ、登場人物がそれぞれの立場にたち思いを抱いて仏道修行に専念することが示される。

【ただ】 限定2

先に述べたように、「のみ」で示される「行い」への専念は、助詞「ただ」も同様である。

④ 母宮は、いまはたゞ御おこなひを静かにし給て、月の御念仏、年に二たびの御八講、をりくのたうとき御いとなみばかりをし給て、つれづくにおはしませば (匂宮 四216⑤)

⑤ 「今は、たゞ御おこなひをし給へ。老いたる、若き、定めなき世なり。はかなき物におぼしとりたるも、ことわりなる御身をや」との給にも (手習 五372⑫)

用例④の「御おこなひ」を行う主体は女三宮である。出家後の様子は、「いまはたゞ」「静かにし給」とあり、さらに「たうとき御いとなみばかりをし給て」ともあるように、俗事を離れ、完全に仏道に専心していることを示している。用例⑤は、尼僧になった浮舟を励ます僧都の言であるが、ここでも「今は、たゞ」と仏道に専心することを勧めている。

【他の事なし】 限定3

また、仏道に専心することを表す例としては、上記に加えて「より他の事なし」も二例見られる。

⑥ かくおぼえなくてめぐりおはしたるも、さるべき契あるにや、

とおぼしながら、猶かう身を沈めたる程は、**おこなひ**よりほかの事は思はじ、宮この人も、たゞなるよりは言ひしに違ふとおぼさむも心はづかしうおぼさるれば、けしきだち給ことなし。
(明石 二 63⑭)

⑦「都離れし時より、世の常なきもあぢきなう、**おこなひ**よりほかの事なくて月日を経るに、心もみなくづほれにけり。」
(明石 二 63⑧)

どちらも明石巻の例であり、「行ひ」の主体は源氏である。明石にあつて、仏道よりほかのことは思うまいと決心する、あるいは、都の紫上のことを思うにつけても、仏道に専心した日々を送っているが、明石君との宿縁を感じる源氏の心境が描かれている。

【まぎれ(紛)なし】

以上のように、「おこなひ(行)」の表現は「限定」の語が用いられて、登場人物が一心に仏道に専念することを示す。このことはさらに、「まぎれ(紛)なし」という語にも表れている。

⑧そのほかの心もとなくさびしき事、はたなければ、**行ひ**の方の人は、その紛れなくつとめ、仮名のよろづの草子の学文、心に入れ給はむ人は、また願ひに従ひ、物まめやかにはかぐしきおきてにも、たゞ心の願ひに従ひたる住まひなり。
(初音 二 385⑬)

用例⑧は二条東院の女君たちの様子を述べた個所で、「行ひの方の人」とは、空蟬を指す。空蟬が「紛れなく」仏道に専心したことを述べている。

⑨よそながらのむつびかはしつべき人は、齋院とこの君とこそ

は残りありつるを、かくみな背きはてて、齋院、はたいみじう勤めて、**紛れなくおこなひ**にしみ給にたなり。
(若菜下 392⑥)

用例⑩は朝顔姫君を述べた個所である。源氏にとつて、親しい付き合いの女性として朝顔の前齋院と朧月夜が残っていたところ、朝顔姫君の出家が示唆されている。

⑩いかでなほ本意あるさまになりて、しばしもかゝづらはむ命のほどは**おこなひ**を紛れなく、とたゆみなくおぼしの給へど、さらにゆるしきこえ給はず。
(御法 四 162⑩)

用例⑩は、紫上の出家、仏道修行にかける思いが述べられた個所である。「たゆみなし」とともに「紛れなく」専心したいという思いが述べられている。

【ひたみちに 等】 思いの強さ・真剣さ

右の、仏道修行(行ひ)に専心したいという限定的な思いを表す表現に加えて、先に見た「修法」「祈り」と同様に、仏道に向けての思いの強さ・真剣さが、「ひたみちに」「まめに」などの表現で表される。

○「方々にあつかひきこえ給ふほどに、**おこなひ**も心あわたゞしくこそおぼされぬ。いますこしいづ方も心のどかに見たてまつりなし給て、もどかしき所なく、**ひたみちに勤め給へ**」と君たちの申給へば
(竹河 四 284⑭)

出家を望む玉鬘に対して、子息たちが、しばらく待って専心できる状況になってから勤めるように、と勧める。「ひたみち」であることが理想であることが示される。

○大将の君は、二条院にだにあからさまにも渡り給はず、あはれに心深く思ひ嘆きて、おこなひをまめにし給ひつゝ、明し暮らし給。所くには御文ばかりぞたてまつり給。

(葵 一 314⑩)

葵上の死後の源氏の様子である。自邸にももどらず、喪に服し、勤行うに専念して暮らしていることが示される。

以上、源氏物語における「おこなひ(行)」の表現を取り上げ、特徴的なものを類型化して示すと次のようにまとめられる。

まず、源氏物語における「おこなひ(行)」は、登場人物が主体となつて、それぞれが仏道に専心することを示す表現が特徴的であつた【のみ】【ただ】【他の事なし】また、それらは、登場人物それぞれの場面での立場や思いを受けて、精神的な緊張を継続させ、それだけに集中することが望まれるものであることが明らかとなつた【紛れなし】【ひたみちに】等)。

四 まとめ

本稿では、冒頭に述べたように、枕草子「たゆまるるもの」段において、〈緊張を継続すべき行事〉の代表とされる、「精進」をはじめめとして、「修法」「祈り」「行ひ」の語に注目し、それらの行事が、どのような形で行われていたか、どのような形の緊張の継続が期待されていたかについて、その特徴的な表現から具体的に考察してきた。その結果を示すと次のようになる。

一定期間の間身を清めて不浄を避け、潔斎することを表す「精進」

は、日数をかけて、他からの接触を遮断した状態で、かつ、そのことだけに集中して行われる、という三点が重要であつた。また、僧に命じて病の平癒や安産などの加持祈禱を行う「修法」「祈り」は、その開始に焦点があてられており、長期間、多数・多種にわたつて行われ、継続性、持続性が重要であつた。さらに、多くの人々を巻き込み、盛大に行われるものであつて、真剣さ、思いの強さが表現される。主要な登場人物が、大切な人の喪に服し、出家し、あるいは出家への強い思いをもって仏道修行を行う「行ひ」は、「のみ」「ただ」「他の事なし」「紛れなし」など、限定を表す語と特徴的に現れ、それぞれの場面での各人の立場や思いを受けて、仏道修行に向かう精神的な緊張を継続させ、そのみに集中・専心することが望まれるものであつた。

本稿は、源氏物語における仏道修行や加持祈禱行事のあり方から、緊張の持続の描き方の一端をとらえた。他文献の用例も抑えつつ、考察を深めてゆく必要がある。今後の課題としたい。

注

- 1 引用本文は新編日本古典文学全集(小学館)による。
- 2 引用本文は岩波新古典文学大系。ただし、私に表記を変えたところがある。
- 3 落窪物語、栄花物語とも引用本文は岩波古典文学大系による。
- 4 「修法」は、仏語として、日本国語大辞典(第二版)には「密教で、一定の規則にのっとり行つて行つて行く加持、祈禱の作法を修すること。本尊との一体化を体験することを眼目として、儀軌に規定されたとおりに壇を築き、本尊に種々の供物を捧げて護摩修し、口に真言を唱え、手に印を結び、心に本尊を

念じる。しゅほう。すほ。」との説明がある。

5 個人的な願いや思いをいう「祈り」については、「わたくしの祈り」「みづからの祈り」等の形で現れる。

6 用例中の「かかる形見さへなかりしかば」には、「結びおきし形見の子だになかりせば何にしよのぶの草を摘まし」(『後撰和歌集』雑二 兼忠母の乳母)が引き歌として込められている。

7 藤壺も三十七歳で死去したことを受けている。ただし、実際には紫上(こころ)では三十九歳。

8 「病がやむ薬がない」という表現には、「われこそや見ぬ人こふる病すれあふひならではやむ薬なし」(『拾遺和歌集』恋一 読み人知らず)が想起されていると考えられる(新古典文学大系脚注)。

中世後期真名軍記の背後

橋村勝明

一、はじめに

稿者はこれまで、真名本に関わる言語事象について検討を重ねてきた。その検討を通して、真名本の背後にある学問や成立に関わる諸課題の解決の糸口を見つけようとしてきたのである。そしてその成立については、従来様々な見方が提示されてきた。例えば、高松政雄氏は、真名本『伊勢物語』について、「終始、学者的態度でもって物されたものとは云い難く、多分に銜気が目立つものである¹。」としている。また、足立雅代氏は、『真字寂漠草』『真字百人一首』の序文から、「当時、文章解釈のために漢字を用いるというのは、真名本に限られたことではない²。」としながらも、真名化の目的であると捉えている。もちろん、成立の目的や事情は数ある真名本を一括りにすることはできず、それぞれの事情に基づくさまざまな背後が想定される。

真名本に関わる言語事象の背後には、当時を生きる人々の生活や文化がある。言語事象から生活や文化を描き出そうとする、これまでの稿者の方法は日本語学としては妥当な方法ではな

いかと考えるが、一方で言語事象の解釈のための生活や文化に対する理解も必要であろう。そのような考えのもと、中世後期真名軍記の成立の背後にある学問的基盤とは何か、種々の資料に基づき検討したい。

なお、本稿では主として真名軍記の成立について検討をしたいが、まずは表記により軍記を区別し、別に検討するのではなく、軍記そのものの中に真名軍記が位置付く以上は、仮名交じり表記の軍記についても視野に入れつつ検討をすすめたい。

二、軍記と連歌

軍記には内容的に、或は成立する際に連歌との関係性を指摘できるものがある。このことは、歴史的な視点からも武士と連歌との関連が指摘されている³。

内容的な関係性については、『大塔物語⁴』に以下の記述がある。

前打者頓阿云ニ力阿弥一遁世者此頓阿弥者面良醜而其躰

太賤雖レ然於ニ洛中一者名仁也連歌者学ニ侍從周阿弥

之古様一早歌者伺ニ阪波顯阿會田彈正之兩流一物語者古

山之珠阿弥之弟子弁舌宏才者譙ニ師匠一程之上手也

(三ウ7)

京都から信濃の守護として信州に向かう小笠原長秀に随行する人物として、頓阿(頓阿弥)がおり、連歌の教養がある人物として紹介されている。

また真名本ではないが、毛利元就と陶隆房との戦いを描いた『敵島合戦記』には、以下の用例から大内義隆が歌を好んでいた様子がうかがえる。

義隆詩歌乱舞にのみふけり諸士を不懐杉伯耆守相良遠
江守と云両出頭人に仕置を任せ自分には乱舞歌道鷹野
はかりにて

(二ウ2)

義隆の前江出る輩は歌を讀候者乱舞酒宴の相手扱は右之
公家衆斗にて

(五オ3)

義隆天性やはらかなる人にて是を大事と思ひたまふ心

もなく歌道酒宴鷹野はかりにて

(六オ4)

『敵島合戦記』によると、「軍法の心懸も弓馬の沙汰もなく」「歌道」に耽ったために、陶隆房による下克上により討ち取られるのである。これらの用例に見える「歌道」「歌」であるが、武士の教養としての和歌全般として捉えるのではなく、連歌の催しではないかと考える。そのように考える理由は、大内義隆の辞世にある。

討人も討たるゝ人も諸共に如露亦如電応作如是観

(一〇オ2)

傍線部で示したように、辞世の下旬が「亦」を除いて全て漢語である。伝統的な和歌では漢語を避け、和語を用いるにも関わらずである。このことについて佐竹昭広氏は次のように述べる。

和歌ではとくに漢語が忌避され、確立した連歌もやまことばで詠むという伝統を受けついでいるものですが、そこで漢語を使うというようなことは、まさに外道の沙汰ですけれども、その外道の沙汰をあえてやってみるというところに、遊びとしての連歌、俳諧としての連歌がある。

和歌に漢語を持ち込むことは、連歌・俳諧ではあり得る。大

内義隆の辞世は、連歌・俳諧に親しんでいたために詠むことができたものであろう。

『厳島合戦記』と同じく仮名交じり表記ではあるが、『島原軍記』に連歌の場面が登場する。『島原軍記』は、龍造寺と有馬・島津連合軍とで繰り広げられた沖田畷の戦いを描く軍記である。その前哨戦である深江城攻めの場面で、島津の武将である新納忠堯と簗田平馬助との間でなされた短連歌がある。

或ル夜ノ参會ニ忠堯

コノ世ニテ契リシコトモ夢ナレヤ

平馬即チ

後ノ世マテモヒトツウテナニ

(二一才4)

こののち、新納忠堯と簗田平馬助は戦死する。新納忠堯（刑部太輔）は次の場面にも見られる通り、連歌に通じた人物とされている。

刑部太輔磯涯ニテ若キ衆ト寄合盃ヲメクラシ遊山ノ當

座ニ

海アヲシ底ヤ 夏山夕涼ミ

ト刑部太輔發句ヲ口號候此脇ヲ深水宗方

ウラノ見ル目モ風カホルコロ

ト被続候テ百韻獨吟候右発句ヲ案シ盃ヲ取りハヤシ候

時ハ何ノ思モアルマシク候

(二一ウ6)

これらの他、詳細に多くの軍記を検証したわけではないが、右に見られるように軍記の内容と連歌とは関わりが認められているのである。そして、それは武士の教養としての連歌が根付いていたためであろう。

さて、真名軍記の成立と連歌との関係性については、『播州征伐事』『惟任退治記』『柴田退治記』の作者であり豊臣秀吉の御伽衆である大村由己が、連歌師であることで知られている。その大村由己について、桑田忠親氏は以下のように説明している⁸。

播磨の人、梅庵と號し、右筆として秀吉に仕えた。外典

において當代第一の學僧と呼ばれ、また歌道に通達し、天正記の著者として名高い。

また、『惟任退治記』を仮名本に改めた『総見院殿追善記』の作者である松永永種は、秀吉の御伽衆である大村由己と親交があった⁹。『総見院殿追善記』の奥書には次のようにある¹⁰。

今本意を達し此の孝養を行事秀吉一世冥加末代の龜鑑

也仍藻虫齋由巳記置所也萬歳珍重云々

于時天正十稔十月廿五日

謹誌之

右一卷者杉原七郎左衛門尉家次篇秀吉御名代京都執權之聞此抄物常時之御名譽後代迄可相貽一冊也故研硯氷染秃筆為諸人一覽態交仮字書之者也

徳庵叟永種筆

(四三五上7)

『総見院殿追善記』と同系統の本文を持つ、『豊臣公報君讎記¹¹』の末尾にも同様に大村由己の名が見える。

親本意を達し此孝養を行給ふ事秀吉一世の冥慮末代の
龜鑑也仍記之

萬歳々々珍重至祝而已

天正十一年猛冬日

永種

右一卷者播州之住藻虫斉由己蒙秀吉之仰作記之^{云々}

今天下之司賦玄以尊老巖命難翁之間召憚遍研蓋展白楮
陰民雅者也爲恐之

(二九才4)

この松永永種については、大村由己との関わりだけではなく、子が松永貞徳であることから、おそらくは連歌を通じた学問的基盤を共有していたものと考ええる。

『文正記』の書写者である福住道祐¹²については、『種玉庵宗祇伝』『宗長居士伝』という二人の連歌師の伝記の作者であることから、連歌との関係が認められるのである。また、当時「文字知り」として評価され、そのような学問的背から『文正記』中に古文が使用されているのではないかと指摘した¹³。福住道祐が書写した他の資料として、『花月対座論¹⁴』がある。これも漢字表記の軍記であるが、その内容は花と月とが合戦をするというものである。室町物語の一つに『花鳥風月の物語¹⁵』

があり、それを下敷きにしているものではないかと考えられる。『花月対座論』には花や月の異名が数多く登場しており、恐らくこれらの異名は連歌の素養が求められる内容であろう。このようなことから、間接的ではあるが『文正記』の書写者である福住道祐についても連歌との関連が想定されるのである。

三、軍記と時衆

次に、軍記と時衆との関係について資料に基づき検討してゆく。『大塔物語』の物語終盤には、次に掲げるように時衆が登場し、戦後の凄惨な状況を目の当たりにする。

去間善光寺妻戸時衆同十念寺之聖大塔人々既自害聞召
急至一于彼ニ合戦庭之爲躰見廻給不レ被レ當レ目作法也

(三三三ウ6)

そして、戦後処理に関わるのである。遺骸を吊い、遺品を妻子のもとに届けるために戦地に集めるのである。

彼時衆達此彼落散屍共一々取納或成ニ梅檀煙一或築レ

塚立ニ率都婆一各与二十念一^ヲ遍^ク励^{マシテ} 弥陀引接之願望一^ヲ利ニ益^ス

之一^ヲ至^{マテ}ニ于無^キ墓形見筆^{ハカ} 椀^ノ一^ノ取集被^{メラレケル}レ送^メニ妻子方^{メコノ}一^ニ

(三四才7)

このように、『大塔物語』では物語の終盤において時衆が度々登場する。前項で掲げた『大塔物語』の用例では頓阿弥、力阿弥、周阿弥、珠阿弥と阿弥号をもつ人物が登場する。このうちの、連歌について「周阿弥之古様」^カ学んだとする周阿弥とは、二条良基、救済とともに並び称される周阿弥であろう。阿弥号を持つということでも必ずしも時衆僧であるとは限らないが¹⁶、時衆との何らかの関わりを持って称していたものと考ええる。

軍記と時衆との関係については、『大塔物語』ばかりではなく、従来『太平記』や『明德記』については指摘があった。特に『明德記』の作者については、和田英道氏は時衆に帰依するもので、温井入道楽阿か或いは楽阿のような被官の武士であると想定されている¹⁷。

これらの他、『島原軍記』についても時衆僧であるとみられる人物が登場する。

大友義統使僧ヲ以テ勝利ヲ賀ス其書ニ曰ク於今度高木
嶋原表被得勝利候尤珍重候此等ノ儀為可申達染筆候仍
新勅撰一冊^{定家卿}進之候於御自愛者可為本望候猶稱名寺其

阿可有演説候恐々謹言

謹上

島津修理太夫殿

(一〇ウ9)

「其阿」は、時衆においては複数の上人が名乗っている。沖田暁の戦いが一五八四年であるので、この頃「其阿」と称したのは遊行三十一代の同念(二五一八・一五八七)と、遊行三十三代の満悟(一五四三・一六一二)であろう。この二人のうち、同念は日向都於郡で入寂しているので、右の書状にみえる「称名寺其阿」とは同念ではないかと考える。¹⁸

沖田暁にて龍造寺に大勝した島津修理大夫義久に、大友義統から書状が送られる際に、時衆僧を使者として遣わしている。もちろん、時衆に限らず戦国期にあつては僧侶は比較的各地を自由に行き来している。ただし、単に往来をするだけではなく武士に帯同し戦場に赴く僧、つまり陣僧としては時衆が多かつたとされている¹⁹。

そして、高野修氏はこのような背景から、武士と時衆との関係について、以下のように指摘している²⁰。

一遍のころから武士の信者は多かつたが、このように戦場における陣僧という役割を演じ、時衆は武士の生活にいつそう深く入り込んでいった。それは逆に平時にも持ち込まれ、宗教を一応離れた精神生活や、娯楽・芸術にまで時衆が活躍するようになるのである

その、娯楽・芸術には連歌も含まれると考える。時衆と連歌との関係については、先の『大塔物語』に見られる阿弥号をもつ者達のほか、鎌倉時代後期に活躍した善阿²¹や『井蛙抄』『愚問賢注』の著者である頓阿(俗名二階堂貞宗)などが知られている。また、今川了俊の『落書露頭』には時衆と連歌との関係が伺える記述が見られる²²。

つくしに侍りしころ、人の京連歌とてかたりし句に

渡し守船つなくまてくれはてゝ

といふ句を□て侍りし。おもしろくきゝて侍りしを、後に聞侍れば、四条時衆、あみだ佛句にて侍りける。

(巻第二百九十六、四百四十七)

「四条時衆」とは、時衆十二派のひとつで金蓮寺を本山とした四条派であろう。

ここまで述べてきたように、軍記と連歌、軍記と時衆との関係が伺え、さらに連歌と時衆との繋がりについても指摘できるのである。ただ、それぞれの関係を繋ぐものは軍記の記述内容や、文化史・宗教史的な事象であり、日本語学上のそれではない。そこで、軍記と連歌、時衆とを繋ぐ日本語学上の事象について、次に述べたい。

四、軍記とその用字

池上禎造氏は、真名本を分類するに際し、『万葉集』の用字から四要素を想定し、「表意文字的に」「訓で読む」(甲)ものと、甲を中心に「音を借る」「訓を借る」を混ざる(乙)ものとに大別した。真名本の『曾我物語』や『平家物語』のほか、多くの真名軍記が甲に分類され、乙には真名本『伊勢物語』などが分類される²³。

甲の主な特徴として従来指摘されてきたことは、その特異な国字や宛字にあった。そのような国字について、山崎美成の『文教温故』(二八二八刊)には、国字を「新在家文字」として掲載し、その目的を連歌に用いるためとしている²⁴。

衛ちどり 雫しづく 凧こがらし 栴もみぢ 杜もり 佛おもかけ こ

の類は連歌の懐紙の爲に造れる文字なるよしこれを新在家文字というとかや

(巻下三才5)

今野真二氏は、これらの文字が『大山祇神社連歌』において実際に使用されていることを指摘している²⁵。ただ、問題としては、連歌の文字とされる「新在家文字」と軍記に用いられる国字とがどの程度重なっているのかである。このことを検証するためには、右の資料のみならず、より広く連歌における国字の層と、真名本における国字の層とがどのような重なりを見せるのかという検証が必要である。今後の課題としたい。

次に、真名本『伊勢物語』などの真仮名による本文の成立に

ついでであるが、これらの用字については『万葉集』との関係が指摘されているところである²⁶。では、『万葉集』の用字がいかにして真名本成立に関わっているのか、ということの歴史的背景については、今川了俊の『落書露頭』に重要な記載がある。

又万葉集の秘事、口伝の事也。昔の仙覚律師の説とて、
由阿法師といひし者、あまたの人々に教しより、此秘説も今は昔に下たる上は、我等ばかり非^レ可^レ秘なり。

(巻第二百九十六、四百六十一下7)

由阿は、藤沢遊行寺の時衆僧で万葉の学を仙覚に学んでいる。右の記載によれば、万葉の学は由阿によって巷説に流布することになるのである。小川剛生氏は、由阿と二条良基との交流から由阿の古典研究が連歌の創作に一定の影響を与えていることを指摘している²⁷。

真名本との直接的な関係は指摘し得ないが、万葉の学が時衆僧によって広く知られることとなったということは重要であろう。もちろん、万葉の学といっても何が伝えられたのか、どのように広く知られることとなったのかということについては、慎重にならなければならない。

真仮名については、真名本『伊勢物語』だけではなく、例えば池上氏の分類でいう所の甲類にあたる真名軍記については助詞助動詞の類に使用されているし、また真名本の『平家物語』についても一部に真仮名が使用されている。『平家物語』で使

用される真仮名の主な用法は、助詞助動詞以外に和歌の部分に見いだすことができる。そこで、真名軍記のいくつかにおいて和歌がどのように表記されているのかを纏めたものが左である。◎を付したものが和歌部分に真仮名を使用する。

【真名本平家物語に於ける和歌の表記】

平松家本 漢字

◎熱田本 漢字真仮名交じり、漢字平仮名交じり

◎源平闘諍録 漢字真仮名交じり

四部合戦状本 漢字片仮名交じり

【右以外の真名本に於ける和歌の表記】

神道集 漢字片仮名交じり

曾我物語 漢字片仮名交じり

大塔物語 漢字平仮名交じり

豆相記 漢字片仮名交じり

右から伺えるように、真名本であるからという理由で、真名軍記において和歌を真仮名で記すことは無いのである。むしろ漢字仮名交じりとしている様子が伺える。右のうち『源平闘諍録』に収載されている四六首の和歌について、真仮名の用法を分類すると以下のようになる。まず、『源平闘諍録』の和歌を記し、平仮名で読みを記した²⁸。

①一字一音節仮名

有明月明石浦風波計古曾夜見志賀 (一之上8ウ⑨)

ありあけのつきもあかしのうらかぜはなみばかりこそよるとよみしか (上五九)

② 一字二音節仮名

平屋那留宗盛何左和具覽柱登憑武亮歟於士志天

(五19オ⑦)

ひらやなるもねもりいかにさはぐらんはしらとたのむすけかおとして (下一三二)

③ 訓仮名

生取土覽多免土思江波 (八之下13ウ⑨)

いけとりとらんためとおもへば (下四二六)

①から③に見るように、一見一字一音などのように『万葉集』の用字法との重なりが見られるようであるが、例えば具体例として「古曾」の「古」は甲類音で、「曾」は乙類音であるので、文字列としては『万葉集』に確認できない。また、③の「江」についても音韻変化後の用字であるので、『万葉集』の「おもへ」の「へ」に「江」が宛てられることはない。『源平鬪諍録』成立段階において、上代特殊仮名遣いやハ行転呼に対して注意が払われていないことは当然であるので、このような違いは想定しておかなければならないが、『万葉集』において「古」「曾」「江」が仮名文字として使用されているという事実には配慮が必要である。

従って、このような視点に基づいて『源平鬪諍録』に収載されている四六首すべての真仮名について検証を行わなければ

ならない。これについては、別稿を用意したいと考えている。

ここまで、国字と真仮名が連歌および時衆と如何に関わっているのかについて述べてきたが、最後に『和歌集身舂抄肝要』について触れておきたい。この資料は、国字並びに音仮名が用いられているという点で重要であり、山内洋一郎氏に詳細な報告がある²⁹。この著者である成阿は、連歌師救済の門人で二条良基とも交流のあった人物である。この『和歌集身舂抄肝要』は夙に「ラシタツ 辻」ラシマロハス「(二八二八)」や「カエリミル 題」(二九二六)

のような国字が掲載されていることが指摘されている³⁰。このうち、「ラシ 辻」については『太平記』や『応仁記』に見られることが指摘されているが³¹、その他次に掲げるように『大塔物語』にも見え、国字を介した連歌書と軍記との関係が指摘できるのである。

クマル 掘水ノ者ハ 井ハ 切漬ツケ 井ツ 突入コ 剥々チ 辻タ 突々ツ 躑コ 或被ロ

ハギ 劇キ 二モ 取ノ 着物ヲ (二一九ウ1)

右の用例については、佐倉由泰氏が詳細に検討され、「ラシ」の他『大塔物語』に見える用字と、往来物である『瑣玉集』との共通点を指摘した上で、次のように述べている³²。

『大塔物語』の記述に真名表記ならではの見て味わえる

仕組みと工夫が凝らされているのも、『瑣玉集』と共通の文化基盤、学問基盤に立つためであると考えられる。

用字の背後にある学問的基盤が様々に重なり合って形成されているものであることが伺える。右に掲げた様々な資料に見える国字や真仮名について、真名本における用字と比較し、その重なりについて慎重に検証しなければならない。今後の課題としたい。

五、まとめ

本稿は、真名軍記の背後を大枠において考えるところを記したのみで、なんらの日本語学的検証を経たものではない。まずは見通しを示し、今後の検証の在り方を提示したにすぎない。しかし、日本語学的な事象が歴史文化の発露であるとする、それに対する視線も必要であろうと考える。

池上禎造氏は、真名本の成立について次のように指摘している³³。

筆者のわからない場合が多いが、ある地方ある特定の社会の人に限られていないことの見当はつく。(中略)
本稿では触れられなかったが、作文諷誦文の系統と日記記録往来物と今昔物語風のものとの或は横に考え、他の一側に運歩・節用の類を置くことによって、徒らに荒唐

なる無学なる特殊なる存在とは思えないのである。

真名本には当然のことながら何らかの学問的背景があり、しかもそれは一般性、社会性がある。そのような学問的背景を何に求めるべきであるか、ということについてはここまで時衆を主体とした連歌的教養の可能性について述べてきたのである。軍記の目的については、笹川祥生が記録すること、またそれによって名を残すということであると指摘されている³⁴。

敗者には敗者なりの自負があり、敗者であるが故に、自分たちが生死を賭けて果した役割の重さを、記録することによって確認したいという願望は、より強かったのではなからうか。

また、梶原正昭氏は戦国軍記についてその成立の背景を詳しく分類している³⁵。それぞれの軍記はそれぞれの背景を持つているものと考えられる。例えば、『曾我物語』は奥書に見える「日助」「日我」の名や、妙本寺蔵『いろは字』との関連から日蓮宗との関わりが認められる³⁶。従って、本稿の意図するところは、軍記と時衆による連歌的教養とを単純に結びつけようとするようなものではない。

ただ、ある種の軍記においては陣僧としての時衆関係者が、連歌的教養を背景として鎮魂を目的とした真名軍記成立に関わった。そしてその後、そのような学問的背景が真名軍記という形式を支え、さらにはその目的を変えて事績を喧伝するため

に、大村由己のような連歌的教養を持つ人物が真名軍記成立の担い手に変わっていったのではないか。聖なる世界と俗なる世界とを行き来する遁世者、桑門であるからこそ和と漢とを行き来し得たのであろう。そしてその結果、漢字仮名交じりや真名本という多様な表記体を持つ軍記が成立することとなった。真名軍記は、日本語学の視点からはその特異な表記が注目を集めてきたが、その成立の背景というのは決して特異なものではなく、他の軍記とともに関係性を持ちながら成立したものと考える。

一方で、連歌、時衆を介した俗なる学問基盤があるとすると、その全体像の解明は困難を極めることとなる。というのは、俗なればこそ伝統的な旧仏教や公家の学問には縁遠く、漢字や真仮名に対する新たな解釈が加わる余地が見いだせるからである。このことは同時に、新たな解釈が加わるといふ部分に伝統的な漢字の用法からの脱却が認められるとするならば、中世における新たな学問の基底として良いともいえるだろう。その実態解明は今後の課題としたい。

- 1 高松政雄「真名本伊勢物語考・主にその表記法の特徴について」(『国語国文』第三五卷第八号)
- 2 足立雅代「真名本と和漢聯句・『真字寂漠草』の場合」(『国語国文』第五八卷第四号)
- 3 綿貫豊昭『戦国武将と連歌師』(平凡社、二〇一四年一月)
- 4 本文は、嘉永四年版本の紙焼き写真による。
- 5 本文は、山口県文書館所蔵本の紙焼き写真による。

6 尾崎雄二郎・島津忠夫・佐竹昭広『和語と漢語のあいだ』(筑摩書房、一九八五年六月、八頁)

7 本文は鹿児島大学所蔵本の紙焼き写真による。

8 桑田忠親『大名と御伽衆』(青磁社、一九四二年四月、二五頁)

9 『日本古典文学大事典』(明治書院、一九九八年六月、「大村由己」の項)には、「秀吉サロンの一員として山科言継・里村紹巴・松永永種等と親しく、藤原惺窩とは儒学上の交流があった。」とある。

10 本文は、続群書類従完成会『群書類従』第二九輯による。

11 本文は、国会図書館所蔵本の紙焼き写真による。また、拙稿「国立国会図書館蔵『豊臣公報君讎記』解説并に翻刻本文」(『広島文教女子大学研究紀要』第三七号二〇〇二年一月)を参照した。

12 福住道祐については、市古夏生『近世初期文学と出版文化』(若草書房、一九九八年六月)に詳しい。

13 拙稿「松平本『文正記』に於ける古文の使用について」(『文教国文学』第五〇号、二〇〇六年二月)

14 香川県歴史博物館に寄託保管されている。本文は、漢字表記文である。

15 横山重・松本隆信『室町物語大成』第三(角川書店、一九七五年一月)に収載されている。

16 中村元・福永光司・田村芳朗・今野達『岩波仏教辞典』(岩波書店、一九八九年、「阿弥衆」の項)に、「茶の能阿弥、花道の台阿弥、作庭の善阿弥・相阿弥、能の観阿弥など、いわゆる阿弥号を称する人々は、時宗の僧と考えられているが、実は客寮衆もしくはその子や子孫とみるべきであろう。」とある。

17 和田英道『明德記 校本と基礎的研究』(笠間書院、一九九九年三月)

18 高野修『時宗教団史』(岩田書店、二〇〇三年三月、一三六頁)

19 高野修『時宗教団史』(岩田書店、二〇〇三年三月、九二頁)に、「鎌倉時代末期から南北朝・室町・戦国時代にかけて、出陣する武士に従い、戦場を供にした僧侶には、時衆が多かった。」とある。

20 高野修『時宗教団史』(岩田書店、二〇〇三年三月、九四頁)

21 『日本古典文学大事典』(明治書院、一九九八年六月、「善阿」の

項)には、「七条道場金光寺(時宗)の僧か。」とある。

²² 本文は、続群書類従完成会『群書類従』第一六輯による。一四二二あるいは一四二三年成立。

²³ 池上禎造「真名本の背後」(『国語国文』第一七卷四号)

²⁴ 本文は、早稲田大学の「古典籍総合データベース」に掲載されている画像データによる。

²⁵ 今野真二『大山祇神社連歌の国語学的研究』(精文堂、二〇〇九年八月、五〇六頁)

²⁶ 真名本『伊勢物語』と『万葉集』との関係については、高橋忠彦・高橋久子『真名本伊勢物語 本文と索引』(新典社、二〇〇〇年三月)、木村晟・瀬尾邦雄・柳田忠則『真名本伊勢物語』(翰林書房、一九九五年一〇月)などの研究編に詳しい。

²⁷ 小川剛生『二条良基研究』(笠間書院、二〇〇五年一月、三九一頁「由阿の万葉学の成果」)

²⁸ 和歌の読み方(真仮名の読み方)については、福田豊彦・服部幸造『源平闘諍録全注釈 上下』(講談社学術文庫、一九九九・二〇〇〇年)によった。あわせて、用例にはその所在を記している。

²⁹ 山内洋一郎『心躰抄』に見る漢字表記の特性・室町時代初期の特異な漢字資料』(『国語文字史の研究 十』和泉書院、二〇〇七年一月)

³⁰ 堀部正二『和歌集身躰抄抽肝要』(大学堂書店、一九六九年六月)の阪倉篤義氏序文に指摘されている。

³¹ 蜂谷清人「国字「江」の成立と訓の変遷・「まろぶ」「ころぶ」そして「すべる」へ」(『国語文字史の研究 六』和泉書院、二〇〇一年一月)

³² 佐倉由泰『軍記物語の機構』(汲古書院、二〇一一年二月、四五六頁)

³³ 池上禎造「真名本の背後」(『国語国文』第一七卷四号)

³⁴ 笹川祥生『戦国軍記の研究』(和泉書院、一九九九年一月、一八頁)

³⁵ 梶原正昭『室町・戦国軍記の展望』(和泉書院、一九九九年一月、一付論「戦国軍記の展望」)

³⁶ 『曾我物語』と『いろは字』との関係については、拙稿「妙本寺本曾我物語における「則」字訓について」(『国文学攷』一五七号、一九九八年三月)において指摘した。

日中古典語資料における「許」の用法

李 玉婷

はじめに

築島裕博士は、平安時代の日本語資料を鳥瞰されて、「平安時代の文献は分量も種類も非常に多く、これを分類するには色々な観点から成し得るであろうが、表記形態（用字法）に基づく分類や語法・語彙に基づく分類との相互の関係を配慮して、「公的な文献」と「私的な文献」を横の基準とし、「文芸意識のある文献」と「文芸意識のない文献」とを縦の基準として縦横の交叉分類を試みた。」と述べ、平安時代の日本語資料の体系を示された。また、「漢文訓読語」として表現された形態は、日本人の綴った純粹の漢文と当時の訓点資料との二つの部類に大きく分けられる。訓点資料の場合は、それに附せられた仮名やヲコト点によって、今日それを加点者の訓読した通りに、相当程度正確に読解することが出来る（無論文献毎に精粗の差はあるけれども）。これに対して日本人の綴った漢文の場合は、ただ漢字が並んでいるだけであるから、それを作者が予期したと寸分違わずに今日読解することは殆ど不可能であるという、大きな差が存するわけである。」とも述べられて、日本

漢文の特性を述べておられるが、日本漢文の詳細な記述、特に、純粹漢文とされた言語資料の言語事象の記述はされてはいない。

峰岸明博士は、その著書⁽²⁾により、「中国古典文の表記・語彙・文法に正しく準拠するもの（純漢文）と純漢文の作成を目指しつつも、中国古典文には存しない表記・語彙・文法を含むもの（和習・和化漢文）」と二種類が立てられた。

これらの先行研究が既に存しているが、これらはいずれも表記・語彙・文法を基準にして純漢文と和化漢文（変体漢文）を区別されている。

築島裕博士は、著書『平安時代の漢文訓読語につきての研究』に、歴史書、類書、古文書などの書物は純粹の漢文（漢字だけで綴られ、しかも正格の漢文法に準拠したもの。万葉仮名で記された語句や和歌をも含む）の類とされたが、稿者は、歴史書の六国史類は用字法に関して、語彙意味論の観点から、中国の古典文と距離あることを見出した。これを示すのが本稿の一つ目的である。

今日まで漢文訓読に関する様々な研究が行われつつも、純漢文と和化漢文と日本的日本語文との類別の判定については、現実には必ずしも容

易ではない。ここでは稿者の視野から日本漢文について、表記、語彙・意味をめぐって詳しく検討して述論する。

稿者は第一の研究対象である『将門記』の漢文体の語彙・意味、表記の問題に触れ、『将門記』における「許」字を例として、先ず、対照言語学的に―日中の漢文の対照は、比較言語学とも位置づけられるかもしれない―ほぼ同時代に中国で成立した『旧唐書』の用字と比較してみる事とする。更に、欠を補って本邦における日本漢文（正格漢文と言われてきたものも、所謂、変体漢文も含む）の言語特性の類型差の実状を記述してみようとするものである。

一、真福寺本『将門記』における「許」字の用法

以下には、真福寺本『将門記』における「許」の字を取り上げて、少し冗長になるが、文脈に沿って丁寧な記述を心懸けて、具体的な用字法を検討する。

真福寺本『将門記』には、「許」は全五例出現する。用例の絶対数が寡少であると評価できるが、その用字によって分類すると、動詞と助詞との二種に整理できる。具体的な意味と用法を検討して分類すると以下の通りになる。

- 1、（傳言昔燕丹事於秦皇遙經久年然後燕丹請暇歸古郷即秦皇仰曰縦鳥首白馬生角時汝聽還者燕丹嘆仰天鳥為之首白俯地馬為之生角）秦皇

大驚乃許歸（101）

（3）

右の例は「（昔、燕の太子丹は秦の始皇帝に捕らえられ久しく年を送っていた。その燕丹が秦の始皇帝に願ひ出て、故郷に帰ろうとしたところ、秦の始皇帝は『例えば、鳥の頭が白く変じ、馬に角が生えれば、その時には、あなたの帰郷の願ひをちゃんと聴く。』と言った。燕丹が悲嘆し、天を仰ぐと、鳥の頭が白く変じ、地に首を垂れると、馬に角が生えた。）秦の始皇帝は非常に驚き、燕丹の帰郷を許可した。」の意である。この文にある「許」は秦始皇帝が主語となつて、動詞「許可する」の意として使用されることが分かる。真福寺本『将門記』には、動詞「許可する」が出現する。

右の動詞「許可する」の他に、副助詞「ばかり」の表記例と思しきものが認められる。

2、依實件敵有数千許（72）

この例は「（将門は危険が切迫していると言う知らせを受けて、事実か否かを確かめるために、ただ百騎を率いて、承平六年十月二十六日に下毛野国の堺に向かった。）果して良兼の軍勢は数千ほどの大軍であつた。」の意である。この句にある「許」は良兼が率いる軍隊の兵士の人数を描写するための言葉である。当時、将門は密かに良兼の軍隊を偵察する状況にあつたので、兵士の人数を一人一人数えるわけではなく、其の規模を推定したということであろう。こちらの「許」は推定される人数を臚化する副詞（日本古典語には「副詞（日本古典語には「副助詞」）」である。即ち、「許」は数字に付して上下に幅にあることを認め、「おおよそ、その程度」であることを表す助詞で、日本語の「ばかり」に当

たる用字である。

こうした数量や時刻に下接して「おおよそ、その程度」であることを表す用例は、

3、為見實否登テ高山之頂ニ遙見レハ 北方依實有リ敵略気色四千余人許也 (443)

4、于時貞盛秀郷等就蹤ニ征ユク之程ニ同日未申ノ尅許ニ襲ヲソヒ到ル於川口ノ村ニ (449)

⁽⁴⁾の三例が存している。更に、

5、于時領州之間滅亡者モノ不知其數幾許ト (362)

右の例は「(将門の従兵藤原玄明の愁訴によつて、将門はその事情を確かめるために、常陸国へと出向いた。しかし、為憲と貞盛とは心を同じくして、三千余の精銳を率いて、勝手に兵器庫の備品、武器並びに楯等を持ち出し、戦いを挑んできた。ここに至つて、将門は士卒を励まし士気を高め、為憲の軍兵を打ち砕いた。)その時、常陸国一国を占領する間に滅亡した兵士はどれぐらいいたか、数え切れないほどである。」の意である。この句にある「許」は数量に対する疑問の意を示す「幾」に付けて、「幾許」と使用される。「幾許」は死亡した兵士の人数がどれくらいにいたか分からないほど多いという意である。即ち、「幾許」は「いかばかり(どれくらい。どれほど。)」の意である。この「許」も「…くらい。…ほど」の意に対応する副助詞で、「ばかり」訓を担っていると見て矛盾はない。

以上、用例の絶対量が少ないので、比率を論ずることに躊躇を感じる

が、全五例中、副助詞「ばかり」の表記であろうと思われる例は、四例に上る。即ち、副助詞「ばかり」の用字の比重が大きいという様相が指摘される。

二、『旧唐書』における「許」字の用法

『旧唐書』は、成立と奏上は開運二年(九四五)と言われる中国語文資料で、本紀二十卷、志三十卷、列伝百五十卷の全二百卷からなる紀伝体資料である。言語資料としての表現内容は『旧唐書』も本紀・列伝については、『将門記』(九四〇年(天慶三)成立)に通じる特徴を持つた同時代の中国において成立した言語資料である。

この両資料は、当然、言語的影響関係等、即ち一〇世紀の中国語と一〇世紀の『将門記』の日本語とは因果関係は認められないと断ぜられる関係である。以下に、『旧唐書』の「許」の用字の記述を行つて、前節の『将門記』の用字法や、以下に述べる日本漢文の「許」の用字と比較してみようとするのは、『旧唐書』よりも古い時代の古典中国語の影響を受けつつ成立したであろう変体漢文の『将門記』との日中両言語の対照言語学的な比較を行つて、一〇世紀の日中言語の共時的な差異を記述してみようとするところにある。ただし、先ず、両資料の言語量は圧倒的に異なる。『将門記』の言語量は、『旧唐書』に比較して、極めて小さなものである。この『将門記』の言語量の問題を覆うために、次節以降に、日本漢文の資料を調査して、本稿の実証性を高めることとする。

以下に『旧唐書』の用字を記述するが、『旧唐書』は百衲本二十四史

に収録される宋紹興刊本『旧唐書』上下全二冊を使用した。百納本『旧唐書』の本文（前後記を除く）には、「許」字は、延べ一三五〇例が認められた。この全一三五〇例を分類すると動詞、名詞、代詞、副詞の四種が帰納できる。

『旧唐書』におけるかかる意味の動詞の例は、次の様な例がある。

(一) 許可する。承諾する。（全七二七例）

6、俄而衆軍繼至、頡利見軍容既盛、又知思力就拘、由是大惧遂請和、詔許焉、（本紀卷第二）

この例は「急に大勢の軍隊が相次いで来た。頡利はその兵士の士気が盛んであり、また、その兵力を明確に知って、自分が捕らわれると分かった。それゆえ大いに恐れて、遂に和議を求める願いを唐の軍隊に送った。唐太宗は詔を下し、その願いを許可した。」の意である。この句にある「許」は前文に述べた唐太宗が頡利の和議を求める願いに対しての返答―「許可する」である。動詞「許可する」の意で使用されていることが分かる。

7、丙寅、太尉趙国公無忌以早請遜位、不許、（本紀卷第四）

右の例は「丙寅に、太尉趙国公無忌は早魃により、その位を去ることを求めたが、唐高宗はその申し出を許可しなかった。」の意である。この文にある「許」は目的語に当たる太尉趙国公無忌の位を去る申し出に對する返答である。主語と目的語とは前文に記述しているため省略され、「許」は動詞として使用されることが判明できる。文書の意味によって分析すると「許」は「許可する」の意であることが分かる。

これらの例を含めて、『旧唐書』には、「許可する。承諾する。」の

意で使用された「許」が、延べ七二七例認められ用例中最も多くの比率を占めるもので、動詞用法の「許」字の中核的な意味での用法であると考えられる。日本漢文において盛んに使用される用法に通じるものである。

『康熙字典』には、「説文「聴也」、玉篇「從也」、廣韻「可也」

（『康熙字典』西集上 言部）の語義の記載があつて、中国での意味用法が確認されるし、『觀智院本類聚名義抄』には、「許 ユ（平）ル（平）ス」（法上六一）の訓が確認される。

(二) ……を与えるのを許可する。 ……を与えるのを約束する。（全一

〇例）

8、遂謫平子為康州都城尉、仍差使領送至任、不許東西（志第五）

この例は「遂に平子を康州都城尉におとした。なお、使いの者を派遣して着任するまで送つて、物を与えるのを許可しなかった。」の意である。普通、「許」が「許可する。承諾する。」と使用される場合は「許」の後に「与える」の意を表す「與」とか「給」とか等の語が表れる。この句に「与える」の意を表す語がないので、「…（物）を許可しなかった。」と理解しても不十分である。文脈上、「与える」の意味に対応する語が必要なので、ここの「許」は「…を与えるのを許可する」、の意に記述されるのが適切であろうと判断される。

9、武功之捷、吐蕃之力、許以涇州靈州相報、竟食其言、負我深矣、
拳国同怨（列傳第八十四）

この例は「武功の勝利は吐蕃のお蔭だ。報酬として涇州靈州を与えるのを許したが、その約束を破つて、深く我が方に背いた。全国は恨んで

いる。「」の意である。この例も例8と同じ様に動詞「許」の他には「与える」の意を表す動詞がないので、「報酬として涇州靈州を許した。」と解すると不十分であろう。この文脈では「与える」の意味が必要なので、この「許」は「…を与えるのを許可する。」と理解するのが適切であろうと判断される。

『康熙字典』を参考にすると「増韻」約與之也（西集上、言部）の記述があつて右の例に符合して「約與」の語義記述を載せている。また、「許ア（上）タ（上）フ」（『類聚名義抄』法上六一）が右の例に該当する和訓であると認めることが出来る。この意味での使用例は全十例ある。(一)の中核的意味での用例に比較して全使用例は極めて少なく(一)からの派生的な用法であると判断される。

(三) 感心する。褒める。(全二一例)

10、瑀再拜謝曰、臣特蒙誠訓、又許臣以忠諫、雖死之日、猶生之年也（列傳卷第十二）

この例は「蕭瑀はもう一度拝謝して、『私は特に誠訓を受け、また、私を忠諫と褒めてくれて、死ぬ日であっても生きている年のようだ。』と言った。」の意である。

11、是則祿重責深、理須極諫、官卑望下、許其從容（列傳卷第十六）

この例は「そのため、俸給が高ければ、その分、責任が重い。道理を極めて諫めなければならない。官位は低ければ、下を向く。その落ち着いている様子を褒める」の意である。

この二例にある「忠諫」、「從容」は評価の高い意味の語で、褒める

言葉としてよく使用される。人物がいて、褒める言葉もあつて、こうした文脈で「許」は「褒める」の語義とすれば文脈も意味も分かりやすく理解される。この意の例は全部で二十一例あるが、「許」全容例数からは用例が限られていて少ない。

(四) 期待する。推薦する。(全三例)

12、時太宗功業日盛、高祖私許立為太子、建成密知之、乃與齊王元吉潛謀作乱（列傳第十四）

この例は「その時、太宗の功業が段々盛んになって、高祖は個人的に太子に立てることを期待していた。建成は密かにその情報を知って、齊王元吉と陰謀を企んで乱を起こした。」の意である。唐の高祖は六一八年五月に皇帝に即位して、同年の六月、長男の建成を太子に立てた。しかし、時が流れていくにつれて、次男の秦王世民が高く評価できる人物になってきて、高祖は次男世民を太子の位に立てたくなった。この「許」は「許可する。承諾する。」の意ではない。「期待する」の意に記述されるのが相応しいと判断される。

13、朝隱素有公直之譽、每御史大夫缺時、議成許之（列傳卷第五十）

この例は「李朝隱は普段でも公平で正直であると褒められていた。御史大夫の位が空いている時、皆が議論して李朝隱に着任してほしいと期待した。」の意である。「御史大夫が空位になる」という語があつて、そして、李朝隱の人柄も良い。『新唐書』には李朝隱に対して「天下以其有素望每大夫缺冀朝隱得之」（李朝隱は人望が高いため、いつも大夫の位が空けば、天下の人達は彼を期待する。）とあり、『旧唐書』と細部の表現は異なるが、内容は同じである。他の官吏達は彼がその空いている

官位に着任してほしいと願うと言う文脈である。『旧唐書』の「許」も「推薦する。期待する。」と考えずると、「許」の前の「戚」が副詞、後接の「之」が李朝隱を指す代詞、意味的にも良く通じる。

『康熙字典』には、「期也（酉集上 言部）」の語義記述があつて、この語義に符合するものと思われる。

(五) 信じる。(全二例)

14、嵩尚未入仕、宣州人夏榮稱有相術、謂象先曰、陸郎十年内位極人臣、然不及蕭郎一門、盡貴官位高而有壽、時人未之許(列傳卷第四十九)

この例は「蕭嵩は未だ官途に入っていない時、宣州に夏榮と言う人がいた。夏榮は自分が人相を見て占いができると自称して、陸像先に『陸さんは十年以内皇帝様に重用される。しかし、蕭嵩一門のような高い身分に及ばないが、官位は高くて長寿である』と言った。その時は未だその話を信じてはいなかった。」の意である。この文にある「未」は否定を表す語。「之」は夏榮が言った話を指す目的語である。ここに「之」が述語「許」の前に置かれ、中国語文法においては「賓語(目的語)前置」と称される。例14の用例から意味を取れば、「許」は「信じる」の意味と判断できるだろう。

15、上元元年七月、器病脚腫、月余疾亟、瞑目則見達奚珣、叩頭曰大尹不自由、左右問之、器答曰、達奚大尹嘗訴冤于我、我不之許、如是三日而卒(列傳卷第六十五)

この例は「上元元年の七月、崔器は病氣になって足が腫れた。一ヶ月ぐらいい経って病氣がひどくなって、目を閉じれば、達奚珣が見える。

頭を叩いて、『大尹私は不自由です。』と言った。身近の人は聞いたたら、崔器は『達奚大尹がかつて無実の罪を私に訴えたが、私は信じなかった。』と答えた。このように三日後に死んだ。」の意である。例14と同じく、否定する語「不」があり、「之」は達奚大尹が無実の罪を訴えたことを指す目的語であつて、述語「許」の前に置かれる「賓語(目的語)前置」の用法である。「許」は文法上でも文脈上でも「信じる」の意味を持った動詞であると判断される。「信じる」の意の用例はこの二例しか存しない。

(六) (国のために)力を尽くす。命を(国に)捧げる。(全九例)

16、過蒙非常之遇、常以性命許国(列傳卷第七)

この例は「非常に優遇されているから、いつも国のために命まで捧げる。」の意である。

17、當此之時、心口相誓、暗以身命、奉許国家(列傳卷第九)

この例は「この時になって心も口も誓って、密かに身命を国に捧げる。」の意である。

二例ともに「許」の前に「性命」、「身命」等命を指す語があつて、後ろには「国」がある。命と国との関係に関しては、「命を国に捧げる」を解せば文脈上理が通つて、文法上の問題もない。この意味の例は九例しか存していない。

(七) 婚約する。縁組みさせる。(全三例)

18、毅聞之、謂長公主曰、此女才貌如此、不可妄以許人、當為求賢夫(列傳卷第二)

この例は「竇毅は妻の長公主に『この子は才能と美貌はこんなに素晴

しいので、妄りに人と婚約させないで、彼女に立派な夫を求めるべきだ。』
と言った。」の意であり、「許人」は「人と婚約、或は結婚させる」の
意である。つまり、この「許」は動詞で、「婚約或は結婚させる」の
意だと思われる。

19、乃于門屏畫孔雀、諸公子有求婚者、輒與兩箭射之、潛約中目者、
許之（列傳卷第一）

この例は「それで、門屏に孔雀を描いた。求婚する若様がいれば、矢
二本を与えて、孔雀の両目を射貫いた人と結婚させる。」の意である。
この「許」も「結婚させる」の意であろう。

『旧唐書』において「婚約する。娶る。嫁をもらう。」を意味する他の
動詞と連用する場合は「許可する。承諾する。」の語義で用いられる。『旧
唐書』にある「許尚公主」の例には「尚」字に「天子の娘を娶る（身分
より上に出た婚姻であることから）」の意味があるから、この「許」は
「許可する。承諾する。」の用法であると判断される。この三例にある
「許」は、単独で用いられた場合で、「婚約する。縁組みさせる。」の意
味での用法であると判断した。右のような「許尚」などからの派生的な
用法であると認められようが、このような用例は『旧唐書』には、この
三例しか存しない。

右の整理のように、『旧唐書』に現れる動詞「許」は、「許可する。
承諾する。」での用法が中核的で、後は六種の派生的語義での使用が認
められるものと判断される。注目すべきは、用例自体は僅かであるが、
中核的な意味での用法の他に、六種の派生的な意味の用法が存してい
ることである。

名詞として使用された「許」には、以下の意味用法がある。

(一)、地名（三百十例）

20、貞觀元年、割陽翟隸許州（志卷第十八）

この例は「許州」で地名を表した例である。「許」は地名として使用
されたのは全三百十例が存在する。

(二)、姓氏（全二百四十四例）

21、許敬宗、杭州新城人、隋禮部侍郎善心子也（列傳卷第三十二）

この例は「許敬宗は杭州新城の人、隋の禮部侍郎善心の息子である」
の意である。「許」は中国で多い姓である。全二百四十四例ある。地名、
人名の固有名詞の例で五百四十四例が出現する。

(三)もと。ところ。場所。（全六例）

22、姜公輔、不知何許人（列傳第八十八）

この例は「姜公輔の出身地は何処か分からない。」の意である。この
句にある「何許」は「何処」と同じ意味での使用である。この例と同じ
様な使い方の例は全六例あるが、全用例数においては非常に少ない。

(四)許可。許諾。（全一例）

23、述睿再三上表、方獲允許（列傳第一百四十二）

この例は「述睿は何度も上奏書を提出して、やっと許可を得た。」の
意である。動詞「獲」は「得る」の意味なので、「允許」を名詞の「許
可」を訳せば、「許可を得る。」の意だと記述される。この例は、「許」
単独例というよりは、「允許」の連文であると判断される。この用法の
例はこの一例のみである。

副詞としての例は、以下の如くである。

(一) 程度を表す言葉。約。くらい。ばかり。(全十例)

24、丁巳夜、彗出東方、在婁胃間、長四尺許 (本紀卷第十)

この例は「丁巳の夜、彗星が東方に出て、婁と胃の間にあった。長さは四尺ぐらゐ。」の意である。「四尺」は彗星の長さであるが、字際に測った長さではなく推測したもので、「約」、「おおよそ」などの程度を表す言葉が必要になる。即ち、『旧唐書』において、この「許」はある程度を表す副詞として使用されている。

25、靖使定方率二百騎為前鋒、乘霧而行、去賊一里許 (列傳卷第三十三)

この例は「李靖は蘇定方を前鋒として二百騎を率いさせて、霧中を進軍して賊までの距離は一里ぐらゐになった。」の意である。この「許」は距離を表示している「一里」を修飾する語である。例24と同じ用法で、「許」は程度を表す副詞であることが分かる。

『旧唐書』には、「許」が副詞として使用されたのは全十例である。副詞の出現は、動詞と名詞よりかなり少ないことに注目しておきたい。代詞には以下の例が出現する。

(一) この、これ (全四例)

26、团扇復团扇、持許自遮面、憔悴無復理、羞與郎相見 (志卷第九)

この例は「团扇また团扇、これを持って自ら顔を遮る。憔悴して以前のような綺麗な肌がないから、あなたと会うのが恥ずかしい。」の意である。「持」の前に「团扇」があるので、持つのは团扇であろう。「許」が「团扇」のことを指していると解すれば、全体的な意味も文法も通じ

る。「許」は「团扇」を指すのは代詞の用法であると認められる。

27、督護上征去、儂亦惡聞許、願作石尤風、四面断行旅 (志卷第九)

この例は「督護は遠征に行つて、わたしはそのことを聞くのが嫌だ。できれば、逆風になり、彼の行く道を四つの方向で阻止したいものだ。」の意である。「石尤風」は逆風の意味である。「督」は督護丁昨のことである。丁昨が皇帝に命じられて、遠征に行く前、丁の妻は夫が帰つて来ないのを恐れて、行く道を妨げる逆風になりたい。妻は夫に旅に出てほしくないのを、遠征することを聞きたくない。「許」は「遠征すること」を指す代詞であることが判明する。この代詞の例は、『旧唐書』には、四例しか現れない。

『旧唐書』の「許」字の意味・用法の分布は後掲の表1の通りである。

三、日本漢文における「許」字の用法と日本漢文の類型

前節に十世紀の日本の変体漢文である『将門記』との対照言語学的な比較として、十世紀の中国語文の『旧唐書』の「許」字の用法を比較してみたが、両資料の「許」字の用例数には、余りにもその差の開きが大きい。本節では、日本側の漢文を取り上げて、「許」字の用法の確認を行うこととする。節題に「日本漢文」としたのは、先行研究において日本での漢文の評価・位置づけに、「正格漢文」とされたものも含めての検討を加えようとするからである。

まず、正史から検討を行う。

Ⅰ、『日本後紀』

動詞 許可する。承諾する。(全百五十三例)

28、所以依彼所請、許其往來。(卷七延曆十七年(七九八)五月戊戌)

この例は「彼の申請したことに對して、その行き來を許可する。」の意である。この「許」は「往來する願ひ」に對しての返事である。文法上では、動詞「許」は述語、「其往來」は目的語、意味的には「(その往來することを)許可する。」と解釈される。動詞の用法は、この語義「許可する」の用法のみである。

名詞 許可 (全六例)

29、伏乞曲廻鑒許。賜矜前請。(卷十四大同元年(八〇六)六月壬寅)

この例は、「伏して曲げてお許しを戴いて、先度の御願ひを哀れみ戴きたく御願ひします。」の意である。「(鑒)許」は名詞として、動詞「廻」に下接している。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全十四例)

30、神即忽然現形。其長三丈許。色如滿月。(卷八延曆十八年(七九九)二月乙未)

この例は「神はすぐさま忽然と現れた。その身長は三丈くらいで、色は満月のようなだ。」の意である。「三丈」は神の身長を推測したもので、「約」、「おおよそ」などの程度を表す言葉が必要になる。「許」はある程度を表す語であることが分かり、この場合は、「三丈ばかり」と副詞(日本古典語には「副助詞」)に對應する例と見て矛盾が無い。

万葉仮名 (全三例)

31、許能佐氣波、於保邇波安良須(此(この)酒(さけ)は多(を

ほ)には非(あら)ず)(卷十一延曆二十二年(八〇三)三月庚辰)

この例にある「許」は漢字の實質の意味がなく、漢字を借りて日本語の音節を表記する例である。

Ⅱ、『續日本後紀』

動詞 許可する。承諾する。(全百十八例)

32、重表陳請。後太上天皇遂亦不許。(天長十年(八三三)二月丙戌)

この例は「表を重ねて願ひを述べたが、後太上天皇は結局また許可しなかった。」の意である。名詞「太上天皇」は主語、動詞「許」は述語、目的語は省略され、文法上にも意味的にも通じる。『續日本後紀』に動詞として出現する「許」は、この意味の用法だけに限って使用されている。

名詞 許可 (全三例)

33、天道无私。冀垂鑒許。(天長十年(八三三)二月丙戌)

この例は「天道は無私でございます。御願ひ申し上げるのは、ご検討と許可をお示しになるのを望んでいます。」の意である。「垂」は動詞、「(鑒)許」は「垂」の目的語の名詞である。名詞は、全三例であるが、この意味での使用例ばかりである。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全三十四例)

34、道場一處在山城國愛宕郡賀茂社以東一許里。(天長十年(八三三)十二月癸未朔)

この例は「道場は山城國の愛宕郡の賀茂社の東方一里くらいのところにある。」の意である。「一許里」は距離を指す言葉で、実際に測って

丁度「一里」ではなく、推測した結果である。「許」はある程度を表す副詞として使われることが分かる。ただし、「一許里」の語順は、日本語の副助詞「ばかり」として理解するには無理があつて、「一里許」の語順で無いたが注意される。以下にも、国史の中には、数詞と助数詞の間に「許」が現れる例が出現している。

万葉仮名 (全十一例)

35、故機務(乃)暫(毛)虧怠(牟許止乎)恐賜(弓)。(天長十年(八三三)二月乙酉)

万葉仮名の例は、全十一例が存する。

III、『日本文徳天皇実録』

動詞 許可する。承諾する。(全三十二例)

36、請准諸國。毎年薰修。許之。(卷一嘉祥三年(八五〇)四月壬戌) この例は「諸国にならつて、毎年修行することを請うたところ、これを許可した。」の意である。「之」は名詞で前文の願い事を指し、「許」は其の願いの返事の結果で、動詞「許可する」の意である。全三十二例であるが、『日本文徳実録』の動詞の用法は、この一用法だけの出現である。

名詞 許可 (全五例)

37、祗奉還詔。未蒙矜許。(卷九天安元年(八五七)二月辛卯)

この例は「ただ詔を還し奉つたが、許可をもらえなかつた。」の意である。「蒙」は動詞、「(矜)許」は「蒙」の目的語の名詞である。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全七例)

38、天雨黒灰。從風而來。委地三四許分。(卷八齊衡三年(八五六)八月戊寅)

この例は「天雨は黒灰色で、風に從つて来た。地面に三四分ぐらいに降つた。」の意である。この文にある「分」は長さを表す言葉で、一分は一寸の十分の一である。「三四分」は推測した結果のため、ある程度を表す言葉を入れると丁寧だと思われる。ここの「許」は例34と同じく数詞と助数詞との間にある。

万葉仮名 (全一例)

39、衣多手神。石神。理訓許段神。配志和神。舞草神。並授從五位下。(卷四仁寿二年(八五二)八月辛丑)

この例の「許」は実際の意味がなく、漢字の字形を借りて日本語の読みを表記する作用である。

IV、『日本三代実録』

動詞 許可する。承諾する。(全百八十九例)

40、鑒其所敢。即而許之。(卷一天安二年(八五八)十一月十一日戊辰) この例は「その敢行を検討して、それで許可した。」の意である。「之」は名詞で前文にある願い事を指し、「許」は其の願いに対して動詞「許可する」として使われたのだろう。『日本三代実録』には、動詞として、この語義以外にも、他の国史には現れない左の例があつて注意される。

動詞 感心する。褒める。(全三例)

41、毎年八月。文徳天皇御忌日。奉爲天皇。(藤原朝臣良繩)講法華經。

迄終一生不廢此業。時人以忠孝相許。(卷十五貞觀十年(八六八)二月十八日壬午)

この例は「毎年の八月の文徳天皇の忌日には、藤原朝臣良繩が天皇の為に法華經を講じ奉る。ついに一生を終えるまでこの行いを辞めなかった。当時、皆藤原朝臣良繩のことを忠孝と褒めていた。」の意である。此の句にある「忠孝」は褒め言葉で、当時の人々が藤原朝臣良繩は天皇の為に一生誦經することに対しての評価の結果である。「許」は「褒める」の意であろう。全三例ながら、「許可する。承諾する。」以外の用例が認められる。

名詞 許可 (全三十一例)

42、伏願天恩無偏。特垂鑒許。(卷一天安二年(八五八)十一月十七日甲戌)

この例は「伏して願うのは、天皇の恵みは偏ることなく、特にご検討と許可を垂れ給うことである。」の意である。「垂」は動詞、「(鑒)許」は「垂」の目的語で、名詞である。『日本三代実録』には、名詞の用法も複数のもものが存する。

名詞 もと。ところ。(全三例)

43、去三月十一日。不知何許人。舶二艘載六十人。漂着薩摩國甌嶋郡。

(卷二十三貞觀十五年(八七三)五月廿七日庚寅)

この例は「去年の三月十一日に、何処の人か知らず、六十人が二艘を乗って薩摩國の甌嶋郡に漂い着いた。」の意である。「何許」は「何処」の意味として使用され、単字「許」は名詞「場所、所」の意である。

名詞 姓 (全一例)

44、昔孟縈之足、行步其艱、許丞之聾、風雨彌劇。(卷四十四元慶七年(八八三)八月十二日乙巳)

固有名詞の例もあって、「昔、孟縈の足が悪くて歩くのはつらかった。許丞の耳が不自由で風雨はいよいよはげしく聞こえた。」の意である。「許丞」は人名である。

助詞 ばかり。：ほど。：：くらい。：頃。 (全三十三例)

45、圓仁却走二三里許。(卷八貞觀六年(八六四)正月十四日辛丑) この例は「圓仁は却って二三里くらいを走っていた。」の意である。「二三里」は大凡それくらいの距離を走っていたと推測した結果である。中国語では「許」はある程度を表す副詞であるが、右の場合は、副助詞「ばかり」に対応する。

万葉仮名 (全三例)

46、：許波多神。出雲井於神。片山神。鴨川合神等並從五位上。(卷

二貞觀元年(八五九)正月廿七日甲申)

万葉仮名の例が三例存する。

右に検討した四資料は正格漢文と称される国史類の史書で、検討した結果では、『日本後紀』、『續日本後紀』と『日本文徳天皇実録』にある「許」の用法は、動詞「許可する」、名詞「許可、同意」、助詞「ある程度を表す」と万葉仮名の用法が認められた。『日本三代実録』は他の三資料と比べると、前述した用法以外に、動詞「感心する、褒める」と名詞「もと、ところ」や固有名詞(人名・地名)の用法も存していることに注目したいと思う。この幅広く出てきた用法から見れば国史書の中にも層があることが理解されるだろう。『旧唐書』における多様な用法と

比較すれば、動詞用法は『旧唐書』に出てきた七つの用法より「許可する。承諾する」の中心的用法と『日本三代実録』にしか出て来てない三例の「感心する。褒める。」の用法に集中した。名詞の用法は『旧唐書』の三つより『日本後紀』、『續日本後紀』と『日本文徳天皇実録』の三資料は「許可。同意。」に集中したが、『日本三代実録』には三つ用法が全て出てきた。副詞の用法は『旧唐書』と国史四資料と同じく使用された。『日本三代実録』は『日本後紀』、『續日本後紀』と『日本文徳天皇実録』よりも中国古典文に近いと言えるだろう。代詞の用法は中国の『旧唐書』しか出てこなかった。万葉仮名の用法は中国の古典資料には出現せず、日本特有な用法である。

以下には、平安時代の古記録の「許」字の用法の記述を行う。

V. 『貞信公記』

動詞 許可する。承諾する。(全十二例)

47、廿二日、…此度殊許、從今以後、若有如此事、可勘博士等、(延喜十三年六月)

この例は「今度は特別に許可する。これから、若しこういう事があれば、博士達に勘えさせるべきである」の意である。この文にある「殊」は副詞で、用言を修飾する。下接の「許」は動詞で「許可する」の意であろう。この用例のように動詞「許可する」の意として使われたのは全十二例があり、動詞は、この「許可する」一用法のみである。

名詞 もと。ところ。(全五例)

48、十日、又定封事、紅雪二斤送大貳許、…、(延長三年十二月)

この例は「十日、また封事を定めた。紅雪二斤を大貳のところ¹に送った。…」の意である。この句にある「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意として使われたことが分かるだろう。この例のように、名詞「ところ。もと。場所。」の意として使用されたのは全五例が存する。名詞は、この一用法である。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃。…頃。…頃。(全十四例)

49、廿三日、唐物少許擇留、餘返奉、(天慶九年二月)

この例は「二十三日、唐物少許²ばかりを選んで残して、あまった物を返し申し上げた」の意である。この句にある「許」は「少」の後に使われて、その量の少なさを描写する助詞「ぐらい。ばかり。」の用法である。この例のように助詞「…ぐらい。…頃。…頃。」の意として使われたのは全十四例存在する。

VI. 『九曆』

動詞 許可する。承諾する。(全二十例)

50、至承明門許各退出(天曆六年十二月十六日)

この例は「承明門に至ってから、それぞれ退出するのを許可した」の意であろう。構文的には動詞「許」は述語、「退出」は目的語、意味的には「退出することを許可する。」と解釈して、適切だろう。この用例のように動詞「許可する」の意として使われたのは全二十例で、動詞はこの一用法のみである。

名詞 もと。ところ。(全八例)

51、湏(灌頂)事由申送右大臣許(承平六年正月三日)

この例は「灌頂の事の由を大臣のところへ送って申した」の意である。「送」は動詞として使用され、送られるのは「送」の前にある「灌頂の事の由」、送られる場所は「送」の後にある「右大臣許」。この句にある「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意として使われたものである。この例のように、名詞「ところ。もと。場所。」の意として使用されたのは全八例で、名詞用法は、この一用法である。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全三十五例)

52、到曉而雪深一寸許(天曆元年荷前雜事)

この例は「曉になつて雪の深さは一寸ぐらいになつた」の意である。雪の深さを「許」を使って「ほぼ、その程度」であることを表す。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全三十五例ある。動詞と名詞より数が多く、全用例数の半分以上を占めている。

Ⅲ 『御堂関白記』

名詞 もと。ところ。(全五十二例)

53、賜禄物、即送右大弁許(寛弘元年五月大建十九日)

この例は「禄物を賜わり、すぐ右大弁のところに送つた」の意である。動詞は「送」で、送られるのは「送」の前にある「賜わつた禄物」、送られる場所は「送」に下接している「右大弁許」。この句にある「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意として解釈するのが適切だろう。この例のように、名詞「ところ。もと。場所。」の意として使用されたのは全五十二例存する。「許」字の全用例数百八十四例の三割近くを占めている。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全百三十二例)

54、雪大降、一尺二三寸許(長保二年大建正月十日)

この例は「雪は大変に降つて、一尺二三寸ぐらいである」の意である。「一尺二三寸」は雪の深さを描写する言葉で、「許」を使って「一尺二三寸ぐらい」の意となる。この「許」は「おおよそ、その程度」であることを表す副詞(日本古典語には「副助詞」)としての使用である。この例の様に、「許」の助詞の用例は全百三十二例あつて、全用例数百八十四例における名詞の用例より多く、七割以上を占めている。ただし、『御堂関白記』には、「許」字の動詞用法が無くて、他の古記録に比較して特徴的な様相を示している。

Ⅳ 『高山寺古往来』

往来を取り上げてみる。

名詞 もと。ところ。(全四例)

55、今ヨリサイノゲン從税所判官代タイフ一許モト申来レリ(二三行)

この例は「今、税所の判官代のところから来た」の意である。この句にある「從：来」は「何所から来る」の意として使用され、夾まられた「…」は場所を指す名詞「税所判官代許」である。この「許」は名詞「ところ。もと。場所。」の意であろう。この例のように名詞「ところ。もと。場所。」の意として使われたのは全四例ある。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全四例)

56、可^{ラル}三被^{マウケ}二儲^{ハカリ}一之物只馬草許也 (一二二行〜一二三行)

この例は「準備できるものはただ馬草ぐらいだった」の意である。この句にある「許」は「馬草」の後に付き、馬草ぐらいのものしか用意できないとした臍化表現を担ったものである。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全四例ある。

『高山寺本古往来』の「許」字の出現は、全八例で用例数としては多くを数えないが、動詞用法での使用が認められない。

次に、説話資料を二点取り上げて、「許」字の用法を帰納してみる。

X、『探要法花験記』

動詞 許可する。承諾する。(全二例)

57、遂欲出家、父母異而許之 (上18ウ 10、11行)

この例は「ついに出家しようと思いついた。両親は不思議だと思っただが、許可した」の意である。この句は隋の智通禪師は出家しようとしたことに対しての両親の態度である。ここの「許」は智通禪師の出家を許可した意であろう。動詞「許可する」として使われた用例は二例が確認される。

名詞 もと。ところ。(全三例)

58、卷彼大鐘以尾叩龍頭許 (下28オ 6行)

この例は「(蛇が)その大鐘を巻いて尻尾をもって龍頭のところを叩いた」の意である。この句にある動詞は「叩く」で、「龍頭許」はその目的語「叩かれたところ」となる。ここの「許」は「もと。ところ。」

の意だと判断される。この名詞「もと。ところ。」の用法の例は全三例ある。

助詞 ばかり。…ほど。…ぐらい。…頃に。(全十例)

59、近見室中有一聖人年齢廿許 (下8ウ 4行)

この例は「近く見ると部屋の中に一人の聖人が居て、年齢は二十歳ぐらいである」の意である。ここの「許」は年齢に対しての推測の結果を表す。この例のように助詞「…ぐらい。…頃に。」の意として使われたのは全十例ある。全用例十五例中の三分の二を占めている。

X、『注好選』

動詞 許可する。承諾する。(全六例)

60、時佛言吾法中不許蘇油食 (中19表 波斯匿王請身子)

この例は仏の会話中の例で、「私の法の中には蘇油の食を許可していない」の意である。この句は身子が肥えているため、蘇油の食が許可されないことになった。ここの「許」は前に否定を表す副詞の「不」があり、後ろに名詞の「蘇油食」があつて、他の用法より動詞の用法が適切だと判断する。この用法は全六例が出現する

名詞 もと。ところ。(全二例)

61、和上云吾不及智詣吾大師御許可問申 (中25表 目蓮難窮佛聲第二十四)

この例は「私は知らない。わが大師のところ^にに参上して、問うてみなさい」の意である。この句にある「御許」は動詞「詣」の目的語で、「おわすところ。」の意として使われている。ここの「許」は名詞「ところ」

に解釈したほうが良いと認められる。この意味の用例は二例しかない。

名詞 姓 (全六例)

62、此人吳寧人也、父母滅亡、許牧自負土作墳 (上22表 許牧負土第六十四)

この例は「この人は呉の寧の人だ。父母がなくなつて、許牧自分は土を負つて墳を作つた」の意である。ここの「許」は姓として使用されていて、全六例がある。

助詞 ばかり。…ほど。…くらい。…頃に。(全九例)

63、其北山峡從三里許南有方一町之池 (下10表 雙鷹渴龜将去第十)

この例は「その北山峡より三里ぐらいの南に一町四方の池がある」の意である。この句にある「三里」は実際に測つた数値ではなく、「おおよそ。その程度ぐらい。」と推測したものである。副助詞の用法の用例は全九例あつて、全用例数の二十三例においては約四割を占めている。

まとめと今後の課題

右には、十世紀を中心に、中国語文の代表として『旧唐書』と、平安時代の日本漢文文献における「許」字の用法を記述して来たが、これらを同時代的に比較対照するために、以下に表1を掲げてみる。

表1には、中日の差が顕著に現れているものと認めることができる。中国語文たる『旧唐書』においては、「許」の動詞用法においてプロトタイプの意味での用法である「許可する」での用法が頻出してはいる

が、一方で、用例数は少ないものの、派生義であると判断される意味での用法が多彩である。名詞用法でも同様の傾向が見受けられる。言い換えれば、中国語文における「許」字は意味的に幅広い表現性を持つて使われていると評価できよう。

一方、概して平安時代の日本漢文は、中国語文におけるプロトタイプの意味での用法のみが受け入れられているように観察される。ただし、日本漢文においては、諸種の資料群、諸種の漢文体―漢文体の志向性の異なり―によつて類型的な差を成していると認められる。

まず、国史である『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』の四資料は、今まで、正格漢文であると位置づけられてきた。史書である一〇世紀の中国語文である『旧唐書』との共時的な対照のために、平安時代の国史を選択したが、『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』は、他の日本漢文の用字法と同様に、副詞、名詞も「許可。同意。」の意の用法、動詞はプロトタイプの「許可する。承諾する。」の意の用法のみが出現して、『旧唐書』の「許」字の表現性と比較して明らかに狭い。あるいは、こうした現象を、和習と評価されてきたのかも知れない。築島裕博士の著書『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(24頁)に「平安時代の日本人が作つた漢文(純粹の漢文)の中には、最初から作者が訓読されることを予想しながら、記した場合があつたと想像される。…かやうに、平安時代の日本人の作つた漢文の中に、原作者を隔ること遠くない時代に訓読すべき訓点を附した例があるのであるが、逆にこれらを全部音読(字音直読)したという証拠(字音直読点本又はそれについての記録など)は一つも見出されな

表1 各資料における「許」字の用法

万葉 仮名	代 詞	副 詞	名詞			動詞								
			許可。 同意。	もと。 ところ。	固有名詞（人名・地名）	婚約する。 縁組させる。	力を尽くして 国に捧げる	信じる	期待する。 推薦する。	感心する。 褒める。	…を 与えるのを 許可する。	…を 与えるのを 約束する。		許可する。 承諾する。
	これ、この	ある程度を表す												
	4	10	1	6	554	3	9	2	3	21	10	727	旧唐書	
3		14	6									153	日本後紀	
11		34	3									118	続日本後紀	
1		7	5									32	日本文徳天皇 実録	
3		33	22	3	1					3		189	日本三代実録	
		4										1	将門記	
		14		5								12	貞信公記	
		35		8								20	九曆	
		132		5 2									御堂関白記	
		4		4									高山寺古往来	
		10		3								2	探要法華験記	
		9		2	6							6	注好選	

い。このことは、作者自体が訓読されることを予想しつつ綴ったことを推測せるに足りるであろう。」の推定があつて、かかる状況に対しての示唆に富んでいる。

『日本三代実録』は、他の三資料の国史の「許」字の用法とは趣を異にしていると評価して良からう。明らかに、「許」字の用法が広くて、中国語文に近いと評価できるのではなからうか。さすれば、国史の中で、用字法の異なる資料が存する訳で、一類型の資料群の腑分けの必要性が見えてくる。かかる問題は、今後の課題としたい。

軍記『将門記』は先に詳しく観察したが、中国語文を志向していると思われるものの、「許」の用字は、二種で、日本漢文の大まかな傾向と等しい。ただし、出現用例数は少ないことに注意せねば成らない。

古記録類は、『貞信公記』『九曆』は、副詞「ある程度を表す。」、名詞「もと」ところ。「動詞「許可する。承諾する。」にそれぞれ使用される。旧来から指摘されてきていることでもあるが、『御堂関白記』には、動詞用法が見られない。古記録類にあつても『御堂関白記』の用字の特異性に繋がるものであろう。

『高山寺古往来』の「許」の用字法は、『御堂関白記』と同様に、動詞用法がない。

説話類の『探要法華験記』『注好選』は、固有名詞を措いて、副詞「ある程度を表す。」、名詞「もと」ところ。「動詞「許可する。承諾する。」のそれぞれが使用される。

本稿に記述した「許」字の日中対照は、中国語に意味用法が多彩で、

日本漢文側資料には、その中国語文中のプロトタイプの用法が取り込まれていることが確認されたと思われる。日本漢文内にも諸相があることが判明したが、本稿は、鳥瞰的な論考であつて、今後、国史の日本漢文の類型内の腑分けや、他の日本漢文の類型内の腑分け、類型間の差異の解明が、課題として見えてきたものと思われる。

注

(1) 築島裕『平安時代の漢文訓読語につきての研究』(東京大学出版会1963年3月10日初版 1980年9月10日第3刷)に記述される「文献の性格に基づく分類」と峰岸明博士の著書『変体漢文』に記述される「文章表現の意図、言語の性格(或いは用字・用語・語法)などの観点によりの分類」を参考にした。

(2) 峰岸明博士の『変体漢文』(国語学叢書二)(東京堂出版 昭和六一年四月二五日 初版印刷 昭和六一年五月五日 初版発行)及び、『平安時代古記録の国語学的研究』(東京大学出版会 1986年2月28日)を参照した。

(3) 『将門記』の訳文については小学館新編日本古典文学全集を参考した。

(4) 厳密には、真福寺本と言う写本においては、「許」は、全六例の出現が認められる。六例中一例は、奥書において出現するもので、以下の例である。

○承德二年正月廿九日於大智房西時許書了(559)

(5) 稿者は、『将門記』の日本漢文の特性解明を中心な研究課題としているが、『将門記』が変体漢文の中でも、中国語文を志向していることについては別稿を用意している。

引用依拠文献

- ・真福寺本『将門記』古典保存会 一九二四年八月
- ・『将門記・陸奥話記・保元物語・平治物語』新編日本古典文学全集小学館 二〇〇二年二月二〇日第一版第一刷発行
- ・楊守敬旧蔵本『将門記』貴重古典籍刊行会叢書第一期 貴重古典籍刊行会 一九五三年

- ・『漢語大詞典』十二卷本 羅竹風 主編 漢語大詞典編輯委員會、漢語大詞典編纂処編纂 上海辭書出版社一九八六年十一月第一版一九八六年十一月第一印刷

・『日本後紀』、『續日本後紀』、『日本文徳天皇実録』、『日本三代実録』朝日新聞社データベース

・大日本古記録『貞信公記』編纂者 史料編纂所 岩波書店 昭和五十九年六月二十九日 第二刷発行

・大日本古記録『九曆』編纂者 史料編纂所 岩波書店 昭和五十九年六月二十九日 第二刷発行

・大日本古記録『御堂関白記』編纂者 史料編纂所 岩波書店 昭和五十九年六月二十九日 第三刷発行

平安鎌倉時代の漢籍訓点資料に於ける文末の「之」字について

曹亜瓊

はじめに

平安鎌倉時代における漢籍訓点資料について、今までに様々な研究が積み重ねられてきた。平安中期以前の漢籍訓点資料が殆んど現存していない状況と、先学によって構築された平安後半期と鎌倉時代の訓点資料の訓読語には本質的な相違がないという日本語史のパラダイムから、平安後半期と鎌倉時代の漢籍訓点資料を同列に扱うことが行われてきた。その中でも、漢文訓読語の構成に重要な役割を担っている助字の訓読法に対しては今でも衆目を集めている。

漢籍において典型的な助字を幾つか挙げることは難事ではないが、その助字の訓読法をまとめ、傾向を見出そうとすると、そこには多くの作業が必要とされる。小林芳規博士の「平安鎌倉時代における漢籍訓讀の國語史的研究」(東京大學出版會、一九六七年)には、助字の訓読に関する記述が詳しくなされている。小林博士は序章において、平安後半期と鎌倉時代の漢籍訓点資料では文末の助字「之」に対して全て不読であるのが漢籍訓読語の特徴であることを述べられているが、その指摘に稿者は疑問を抱き、本稿検討することとした。

本稿は、前述した小林博士の所論に上げられた金沢文庫本『群書治要』(經部)を取り上げ、実際に作業を行い、資料から現れる訓読の実態を記述することから始めたい。更に、金沢文庫本『群書治要』(史部・子部)、平安時代の漢

籍訓点資料の延久点『史記』三巻と神田本『白氏文集』二巻とにおける文末の「之」字の訓読事象を考察し、金沢文庫本『群書治要』(經部)と比較することを試みる。これによって、小林博士によって描かれた、平安後半期と鎌倉時代の漢籍訓点資料の訓読語に本質的な相違がないという日本語史のパラダイムに対する疑義を提出してみたい。

一、小林説への疑問

訓読語において「不読字」として訓読される漢字の一つに「之」という字がある。中国古語では、「之」が辞として文法上の關係を示す用法もあり、前文にあるものごとを代わって指し示る代名詞としても存することは中国側の資料にも明らかに記述されていることである。王力氏は『漢語史稿』(中華書局、一九八〇年)において、「之」を一つの指示代名詞として取り上げられ、「之」が先に指示代名詞として使用され、後に人称代名詞の働きを備えるようになった可能性も提示されている¹⁾。

小林芳規博士は「平安鎌倉時代における漢籍訓讀の國語史的研究」において、平安・鎌倉時代の漢籍と仏家の資料との比較から、各々の特色や、お互いの関連性についても精細に論述されている。序章第二節「研究資料の整理と検討」においては、平安時代と鎌倉時代の訓点資料には本質的な相違が認められないということ

前提にし、これを批判するために、加点年代と性格が異なる四十種の資料を取り出し、訓読法の比較・考察を行われた。この四十種の資料は、平安初期から南北朝にかけてのもので、仏書、漢籍、伝記、和化漢文の訓読語を検討対象にされて、同一漢字の訓読法を調査し、資料の年代と性格にそった分類の試みを行っている。

右の書に提示された結果の中に、文末の「之」の訓読法が、大きく2種あるということに触れ、左記の用例を掲げられている。

(イ) 君子学以聚之。問以辯之。(群書治要卷一建長七年點139)

(ロ) 今將二談合二佛身一是故以二利他一言レ之。(教行信證古點57才6)

小林博士の調査によると、四十種の資料において、文末に出現する「之」について、主に右の(イ)のように「之」を不読にする訓読法と、(ロ)のように「之」を直読する訓読法が現れるとされる。そして「之」字の訓読法は、不読と直読の訓読法が共存する資料、直読とする資料、不読とする資料の三分類ができると指摘されている。資料の性格に即して見れば、

1、『法華経方便品』、小川本『願経四分律』、西大寺本『最勝王経』らの平安初期に加点された6種の訓点資料では、不読と直読の訓読法が存在する。

2、平安中期に加点された『法華経玄賛』、平安後期に加点された『法華義疏』(長保四年)、院政後期に加点された『大乘本生心地観経』(巻八)、南北朝時代に加点された『倭点法華経』、鎌倉初期に加点された『教行信證』らの平安中期からの仏書訓点資料と、院政期に加点された『戒律传来記』、鎌倉初期に加点された『大唐西域記』(巻十一・十二)らの平安中期以降の伝記類訓点資料と、院政期に加点された『将門記』と鎌倉中期に加点された高山寺本『消息文範』では稀例があるが、直読とする訓読法であるとされている。

3、四十種の中、六種の資料だけでは皆不読で、その資料の性格をみると、平

安中期に加点された『古文尚書』(延喜頃)と『漢書・揚雄伝』(天曆二年)、平安後期に加点された『史記・呂后孝文孝景本紀』(延久五年)、院政期に加点された『文集・新樂府』(天永四年)と『春秋経伝集解』(巻十)(保延五年)、鎌倉時代に加点された『群書治要』(経部)(巻一・建長五年)の漢籍訓点資料であることが分かるという。

稿者が右の訓読語史のパラダイムに疑問を抱き始めた切っ掛けは、

○何(そ)辱か之返に如シ。(何辱如之・金沢文庫本群書治要卷五・229)

右の例のように、文末の「之」に返り点があり、直読の訓読法を表すと認めざるを得ない用例に接したことである。更に、巻五を全体的に調べると、直読する用例は計14例存在し、全体の9.1%を占めることがわかる。そして、巻一と同様に、巻五には清原教隆による奥書と花押が確認できる。

○建長六年十一月六日蒙洒掃少尹尊閣教命加愚ノ點了

前参河守清原(編)

巻五は鎌倉時代に加点されたもので、鎌倉時代の漢籍訓点資料に文末の「之」を直読する訓読法が存したことが確認される。『群書治要』(経部)全九巻における文末の「之」の直読率は15.0%に昇り、稀例であるとは言いがたいと認めざるを得ないことになろう。

二、中国側の文末の「之」字の用法について

まず、中国古語における文末の「之」字の用法を、中国語側の資料の記述から検討する。

『康熙字典』^②から「之」に関して以下のような説明がある。

之古文出唐韻正韻止而切集韻韻會直而切^③音枝說文出也象艸過中枝莖益大有所之一者也玉篇是也適也往也禮檀弓延陵季子曰若氣則無不之也

又於也。禮大學之其所親愛而辟焉。註之適也。朱傳猶於也。又語助辭。書金縢禮亦宜之。禮文王世子冬亦如之。正字通凡之字或句或語尾或層出如毛詩我之懷以共武之服及女曰雞鳴章知子之來之六句九之字常華章左之左之六句八之字可以例推。又此也。詩周南之子于歸。註之子是子也。又變也。易傳辭也者各指其所之。孫奕示兒編之子訓變左傳遇觀之否言觀變爲否也。又至也。詩鄘風之死矢靡他。又遺也。揚子法言或問孔子知其所道之不用也則載而惡乎之曰之後世君子。註言行道者貴乎及身乃載以遺後世。又姓出。姓苑。又郝敬讀書通凡言之者物有所指事有所屬地有所往連屬之辭也。通作施。詩唐風舍旒舍旒。又魏風上慎旒哉。與之同通作至。往彼曰之。到此曰日至音義互通。又韻補叶職流切音周。楚辭九章呂望屠於朝歌兮甯戚歌而飯牛不逢堯舜與桓繆兮世孰云而知之。叶上牛下求。周伯琦曰古人因物制字如之本芝草乎本吁氣焉本鳶後人借爲助語之用既多反爲所奪又制字以別之乃有芝字吁字鳶字。

『康熙字典』の「之」の項目をみると、「之」には動詞の用法もある一方、「於」(…において)のような助詞としての用法もあり、また、『正字通』の説明から「之」が文中でも文末でも実質的な意味がなく構文上の助詞として使用されることもあることがわかり、連体修飾語を構成する助詞という用法があることがわかる。そして、「之」には指示代名詞の用法もあるという。

即ち、『康熙字典』からは「之」には動詞(動詞の場合は、中国語文の構文が以下のものと異なる場合があるが、文末に位置するものを以下と同様に文末の例として計量している)、代名詞、助詞の用法があることが認められる。

山田孝雄博士が著作『漢文訓読によりて傳へられたる語法』(株式会社宝文館 一九三五年)において、「学而時習之」の「之」の類の「之」が、上の字が陳述することを示すものであると指摘されている。それを踏まえて、小林博士はこのような代名詞とは異なる助詞の「之」に対して、「當つべき日本語のない、不讀字に扱われる文字である。」^③とされている。「学而時習之」の「之」

は中国側の資料において、どのように捉えているのかをみてみる。

劉洪の『助字辨略』(『助字辨略 等六種』に所収、楊家駱主編、世界書局一九六二年)から「学而時習之」の「之」に対する説明が次のようにみられる。

○又指事之辭・如論語・學而時習之・之謂其所學・老者安之・之謂老者也。右の文によると、『論語』からの用例「而時習之」について、劉洪氏はこの例にある「之」字が、「其の学んだもの」を示し、「老者安之」の「之」が「老者」を指している。「指事之辭」、物事を指し示す代名詞であると考えている。「學而時習之」という用例を、楊樹達氏が『詞詮』^④に、楊伯峻氏が『古漢語虚詞』^⑤にも代名詞の用例として挙げられている。更に、楊伯峻氏が前文には「時習之」について、「之」が充当する先行の名詞がないが、動詞の「学」があることから「時習」をするのは学んだものである^⑥と説明を加えている。中国側の資料をみれば、「学而時習之」の「之」のような、文末の「之」も代名詞の用法であると認めた注釈があることに注目しておきたい。

楊伯峻氏は『古漢語虚詞』において、「之」字作他称代词，相当于汉语的「他」或「它」，或这件那件事^⑦。「之」に三人称代名詞の用法があり、意味は現代中国語の「他」と「它」に等しいが、またはこの事、その事を指し示すこともある^⑧と、「之」の代名詞の用法について詳しく説明されている。また、「之」には「焉」の意味と同じく、「兼詞」という用法があることも指摘されている。その原文は以下の通りである。

○之、可用同焉，便是作兼词，于此、于彼、之意。

右によると、「之」には「焉」と同じく、『兼詞』(一つの文字が、二つの文字の意味と用法を持つ、『諸』『焉』の類)の用法があり、『於此』(ここにおいて)、『於彼』(そこにおいて)の意味がある^⑨とされている。即ち、「之」字は、文末の助字の用法として解釈されうると同時に、指示語としての解釈の両様を兼ねられた意味機能を持つと解釈されている。用例としては、『史記・貨殖傳』

から「淵深而魚生之、山深而獸住之、人富而仁義附焉」が挙げられ、楊伯峻氏はこの用例について、「水深、魚便生在那里；山深、兽便去到那里；人钱多、仁义之名便附在他身上。」¹³⁾「水が深かったら、魚がそこに住むようになる。

山が深かったら、獸がそこに行くようになる。人がお金持ちだったら、仁義の名が彼に付くようになる。」と解釈されている。同じ用例を楊樹達氏は『詞詮』においても取り上げられ、このような用法の「之」を「指示代名詞」とされている¹⁴⁾。両氏の観点から、「之」は何かの場所や方面、人を指し示す「之」の意味を備えながら、動作や状態の場所などを提示する「於」の意味も持つと考えられよう。即ち、「兼詞」と解釈されているのである。

漢文訓読語の成立時、即ち、漢文が日本語によって訓読される場合には、訓読に先行して、該当漢文の解釈が行われる状況が、一般には考えられる。その場合、漢文の「之」をいかなる語として解釈されるかによって訓読語の異なることが期待される。文末の助字の用法と見るならば不読として現れようし、指示代名詞として解釈されれば代名詞訓「これ」が充当される。以上のように、「之」字の解釈が中国において揺れていることに、特に注目しておきたい。

先の小林博士の訓読語の対立を認める訓読語史上のパラダイムは、〈仏書Ⅱ直読Ⅱ代名詞Ⅰ→漢籍Ⅱ不読Ⅱ文末助字〉の構造で、漢文脈の解釈が、仏書でも漢籍でも文脈による解釈に左右の揺れがないこと―謂わば、膠着していることに他ならない。

三、金沢文庫本群書治要における文末の「之」について

金沢文庫本群書治要における訓点の鎌倉時代になされたことについては、先学によって已に明らかにされている¹⁵⁾。経部(卷一―卷十、卷四欠)の奥書からみれば、経部は清原教隆が加点了されたものであることがわかる。また、史

部(卷十一―卷三〇、卷二三欠)は藤原茂範と藤原俊國が加点了された写本をもとに写されたものであるとされている¹⁶⁾。子部(卷三二―卷五〇)は藤原(式家)敦周、敦綱、敦經、清原頼業の加点了を元とし移点されたものとされている¹⁷⁾。三つの部分の資料は鎌倉時代に加点了されたものであるが、祖点の加点了者が異なることによって訓読語に相違のある可能性を考慮し、本稿では金沢文庫本群書治要における文末の「之」字を、経部、史部、子部の三つの部毎に検討する。

(一)、経部における文末の「之」字について

経部において、文末の「之」字の不読例は931例で、全体の1099例の84%である。幾つか例を掲げる。

- 1、十月の「之」交(音・朔日辛卯に・日蝕(返)セルこと有(り))「之」亦(た)孔(ナ)タ「之」醜(十月之交 朔日辛卯 日有蝕之 亦孔之醜・卷三・285)

- 2、故に君社稷(の爲)死(す)ルトキンハ・「則」死又「之」。社―稷の爲に亡スルトキンハ・「則」亡す「之」(故君爲社稷死 則死之 爲社稷亡 則亡之・卷五・364)

例1の「有り」、例2の「死又」と「亡す」は自動詞で、この2例は、助字の「之」の不読例として挙げられる。また、以下のような不読例も認められる。

- 3、夏―徴―舒・其(の)君を弑す。其(の)罪大ナリ「矣」。討―戮スルは「之」。君(の)「之」義ナリ「也」(夏徴舒弑其君 其罪大矣 討戮之 君之義也・卷五・52)

- 4、若シ國札(入)輕―喪アルトキンハ「則」賻(去)―補(上)セ令ム「之」(若國札喪 則令賻補之・卷八・153)

例3では、前に「討戮スル」という動作があり、漢文では後ろの「之」がその動作を受ける目的語で代名詞の働きであると思われ、例4の「之」の前に「賻補す」という他動詞があり、「之」がその対象を指示する代名詞であると考え

られるが、訓読符や振り仮名がなく、不読にされている例である。本来の漢文では、経部における文末の「之」字の用例には、助字の用法の「之」の用例も、代名詞の「之」の用例もあると認められる。

不読例以外、経部において、15.0%を超える168例の直読例が存在し、特例とはいえない。そのうち、

5、詩は「者・志(訓)」「之(返)ク所ナリ(詩者志之所之)・卷三・7」
例5のように、「之」に動詞の訓を与える用例は計5例みられる。そのほか、「て」または「これ」と直読する用例が挙げられる。例6と例7は「之」を「て」と訓ずる例である。

6、勉メ之苟(是の行(二)に從へ「也」(勉之苟從是行也)・卷八・294)
7、孔子・徘徊シ而望シ之從一者(返)に謂(り)て曰(く)・(孔子徘徊而望之謂從者曰)・卷十・262)

訓読語からみれば、例6と例7の「之」に「て」のヲコト点があり、前の「勉メ」または「望シ」という連用形を受け、下の文に繋がっていき、加点者が「之」を接続助詞として捉えられたとも考えられるが、「之」字は助字と解釈され不読扱いであるが、句読関係上かかる加点法が採られたとも考えられると。経部には、文末の「之」に「て」の訓が加えられた例は計78例ある。

8、民(の)「之」好(返)ム所をは之を々々(民之所好)々々(民之所惡)々々(卷七・571)

9、田子方曰(く)・少に其(の)力を盡シ而老(い)て其(の)身(二)を棄(二)ツルこと・仁者は爲(返)不トイフ「也」東一帛して「而」之を贖(ふ)。(田子方曰 少盡其力而老棄其身 仁者不爲也 東帛而贖之)・卷八・504)

例8において、「好之」と「惡之」の「之」に「を」のヲコト点が確認でき、訓読語の「之を好む」と「之を惡む」から、「之」が「好む」と「惡む」の目

的語で、代名詞として捉えられ、「これ」と直読されると思われる。例9の「之」にも「を」のヲコト点が見られ、代名詞の訓が与えられたと考えられる。このように、文末の「之」を「これ」と読む例は計85例認められる。

(二)、史部における文末の「之」字について

史部では、不読例が805例あり、全体の958例の84.0%を占めている。不読例から例10と例11が挙げられる。

10、秦其(の)後に繼(く)。猶(ほ)改(す)る(こと能(は)不。又(た)益(す)甚(シ)ウス「之」。(秦繼其後 猶不能改 又益甚之)・卷一七・573)
11、鮑叔既に管仲(返)を進(めて)己(カ)身(下)ル「之」(鮑叔既進管仲 己身下之)・卷二二・112)

右の不読例に対して、以下のような直読例も存在する。

12、魂「而」靈(二)有(フ)は「之」カ不(二)無(三)ラむ「也」(魂而有靈無不之也)・卷五・61)

例12の「之」に「ユカ」という振り仮名があり、動詞の訓が付されたと思われる。また、

13、頃(ク)アリ之(ト) 趙忠・車騎將軍爲(り) (頃之) 趙忠爲車騎將軍・卷三・313)

14、民・豊(富) (二)スル(こと)有(二)ル者(を)は輒(ち)・誣(フル)に・大(違) (二) (返)を以(シ)て皆(な) 誅(滅)シ之(財)物(二)を没(二)入(スル)と前(後)・億(計) (二)を累(又) (民有豊富者 輒誣以大違 皆誅滅之 没入財物 前後累億計)・卷一四・367)

例13と例14のように、前に用言の連用形を受け、後文と繋ぐため、動詞の後の「之」が接続助詞として「て」と読まれる用例もあり、史部において計93例が認められる。史部では文末の「之」を「これ」と読む例も存在している。15、古(の)「之」王者・太子・迺(ち)生(れ)て固(より)舉(くる)に

禮を以(す)。士に使(て)之を負(は)「使」(再讀) (む)。(古之王者太子酒生固舉以禮使士負之・卷二六・294)

16、殃禍(の)「之」變・未(た)移(返) (す) 所を知(ら)「未」(再讀)

明帝之(返)に處(り)て尚(ほ)以(て)後(世)を安(する) こと能

(は) 不(將)に如(之)何(と)「將」(再讀) (殃禍之變) 未知所移 明

帝處(之) 尚(不能)以(安) 後(世)將(如)之(何)・卷一六・201)

例15の「負之」の「之」に「を」のヲコト点があり、「負」の動作をうける

実質の意味のある代名詞として、「これ」と読むべきであると思われる。例16

の「處之」の「之」に「に」のヲコト点が見られ、訓読文では「處」の前にそのより処を表す自立語であると思われ、「これ」と訓ずるものである。史部において、文末の「之」を「これ」と訓ずると思われる例は計57例ある。

(三)、子部における文末の「之」字について

金沢文庫本群書治要子部において、文末の「之」は計158が見られ、そのうち、643例は不読例で、915例は直読例である。不読例には、

17、天下を害スル者ヲ(ハ)天下亦(た)害す「之」(害天下者 天下亦害之・

卷四九・498)

18、人主・賢(返)を得(て)用(二)キンコトヲ欲(セ) (返) 不(返) とイフ

コト莫(し)「之」。(人主莫不欲得賢而用之・卷五〇・410)

例17と例18が挙げられる。訓読文からみれば、用言の終止形の後に続く「之」が不読されている。

直読例には、経部と史部の直読例にも現れたように、「之」に動詞の訓を付す用例もあり、助詞「て」や代名詞「これ」の訓を加える用例もある。

19、呉起(人名)行クトキニ魏武(侯)自(ら)送(り)之(曰) (く)・先

生・將(に)何を(以て)西河(一)を治(二)メむ(と)「將」(再讀) (三)

ル。(呉起行 魏武侯自送之) 曰 先生將何以治西河・卷三九・512)

20、夫(れ)・衆(人)とシて我(返)を畜シカハ「者」・我(亦) (た) 衆(人)とシて之(返)に事フ。(夫衆人畜我者 我亦衆人事之・卷三九・256)

例19の「送之」の「之」には「て」のヲコト点があり、「之」を「て」と読むと思われる。「之」を「て」と訓ずる例は計82例ある。例20の「之」には

返り点、「に」のヲコト点と「レ」の振り仮名があり、「之」に「これ」という

代名詞の訓がなされたと考えられる。文末の「之」が「これ」と訓ずる例は子

部において計829例が認められる。

鎌倉時代に加点された金沢文庫本群書治要における文末の「之」について、

経部、史部、子部の三つの部分において、孤例とさえいえないような直読例が認められることから、鎌倉時代の漢籍訓点資料では、文末の「之」を直読するとい

う訓読方法が存在していることがわかる。更に「之」に代名詞の訓「これ」が与えられた比率は39.3%、53.8%、90.9%のごとく、上がっていることも明らか

になった。史部、経部、子部の順に、積極的に「之」を代名詞の訓の「これ」と直読するようになることから、室町時代に桂庵らによる「之」を「これ」と

訓ずるといふ提唱以前に、鎌倉時代の漢籍訓点には已に「之」を「これ」と読む訓読語が存在し、漢籍の枠の中で、経・史・子と言ふ資料の性格、または、

加点者の属性によって異なった訓読法がなされていたという可能性もあると考えられる。

四、平安時代の漢籍訓点資料における文末の「之」字について

―延久点史記と神田本白氏文集において―

(一) 延久点史記における文末の「之」字について

延久五年に加点され、現存する史記の古写本において最古である延久点史記には、呂后本紀第九、孝文本紀第十と孝景本紀第十一がある。加点年代につい

ては、山田孝雄博士が「公爵毛利元昭氏藏 史記第九呂后本紀 解説」(『呂后本紀第九』所収、古典保存會發行兼印刷、昭和十年印刷發行)によっても明らかにされている。同解説において山田博士は、家国によって加点された史記の点本は家国の持つ江家の点の大意を反映できると貴重性を肯定された。この平安時代に加点された三巻の史記において、文末の「之」字の直読例が存在している。三巻において、文末の「之」字に動詞の訓が付される例は例21の1例だけである。

21、我(返)を將^イ并^ヒて 安^{トク}か「イ、安か」之^{トク}カムト欲^スル「イ、欲^サ(る)乎^ヤ」乎。
(少帝曰 欲將我安之乎・呂后本紀九・264)

文末の「之」に「て」のヲコト点があり、「之」を「て」と直読すると思われる例は三巻において計6例である。例22はそのうちの1例で、動詞の連用形の後に続く「之」が助詞の「て」の訓が付される例である。

22、六年十月に・太后の 曰^{ノ(たまは)} (く)・呂王嘉(人名)居^{ホトマヤ}處(上)驕(平輕)一恣(去)「イ、驕^{オコ}リ恣^{ホトマヤ}ナリ」廢^スア、「之」^{トク}「イ、廢^{トク}(て)之^{トク}」肅王台(人名)か弟呂一産(人名)(返)を以て呂王(と)爲^ス。(六年十月 太后曰 呂王嘉居處驕恣 廢之 以肅王台弟呂産爲呂王・呂后本紀九・115)

「廢」には「ステ」、^{トク}「之」には「て」のヲコト点あり。表記上では「之」を「て」と読む方を異読として立てたが、訓読語では一つの直読例として認められる。

延久点史記には文末の「之」字を「これ」と直読する例が1例認められる。この1例は孝文本記卷第十に現われ、以下の通りである。

23、「故に高帝・之(返)を設(け)て以て海内を撫^ナツ」(故高帝設之 以撫海内・孝文本紀十・96)

例23の「之」に返り点と「を」のヲコト点認められ、下の「設く」という動詞の動作をうける目的語であると思われ、例23は文末の「之」を「これ」

と直読する例と考えられる。

延久点史記三巻において、文末の「之」字の直読例が計8例見られ、訓点が確認できた部分の用例総数93例の8.6%を占めている。また直読例のうち「これ」と訓ずる用例が1例認められる。文末の「之」字について、直読または「これ」と直読することは、平安時代に已になされた確例であると思われる。

(二) 神田本白氏文集における文末の「之」字について

文末の「之」字の直読例は平安時代に加点された神田本白氏文集にも認められる。神田本白氏文集には巻第三と巻第四が現存し、奥書からみれば、文永四年三月に藤原茂明によって加点されるものであると思われ、平安末期に書写、そして校点された漢籍古写本として高い価値を持つていることも大田次男氏によって明らかにされている¹⁶⁾。平安時代に加点された漢籍訓点資料である神田本白氏文集は小林博士の著作『平安鎌倉漢籍訓讀の國語史的研究』(東京大學出版會、一九六七年)にも取り上げられたが、文末の「之」字の直読例はあるが、その数は少ないとされている¹⁶⁾。その状況を実際に作業して検討すると、神田本白氏文集巻三には文末の「之」字の不読例は14例みられる。直読例は7例見られる。7例という数字は大きい数字ではないかもしれないが、割合からみれば、この7例は総計の21例の33.3%を占めていて、注目すべきものである。7例の直読例には「て」と読まれる例が2例認められて、例として例24を掲げる。

24、貞觀二年に大に飢(う)。人男女を鬻^ウル者有(り)。詔(し)て御府の金

帛(返)を出(し)て 盡^{コト(つく)}に贖^{ア(カ)}(ひ)之^{トク}其(の)父母に還^スす「也」

(貞觀二年 大飢 人有鬻男女者 詔出御府金帛 盡贖之 還其父母也・51・注)

右の例の訓読語をみると、「之」に「て」のヲコト点があり、上の動詞の連用形に続き、「之」を接続助詞として捉えている。また、巻三において、

25、太宗嘗(て)・侍臣(返)に謂(ひ)て曰(く) 婦人・深宮に幽閉たること・情に實(に) 愍(む)可(し)。今・將に之(返)を出(し)て任(に)・於(ホシマ) 伉儷を求(む)と。(太宗嘗謂侍臣曰 婦人 幽閉深宮 情實 可愍 今將出之 任求伉儷・55・注)

26、之(返)を聽(き)て不(不)覚(オホホ)「イ、覺(オホホ)エ不(不)ルニ」・心(コ)・平(コ)和(コ)なり。(聽之 不覚心平和・303) (「不」と「覺」の間の傍線に合点あり。)

例25と例26のように、他動詞の「出す」または「聴く」の目的語と捉え、文末の「之」を「これ」と直読する例が計5例認められる。また、卷三の本文だけを見ると、5例の文末の「之」字のうちの4例は直読例で、注文だけを見れば、16例のうちの3例は直読例で、注文と本文によって訓読法が異なった可能性も考えられる。

文末の「之」字の直読率は神田本白氏文集卷四においては更に高い。文末の「之」字は計7例がみられ、すべて本文に現れ、皆直読されている。そのうち、1例は動詞の訓「ゆく」が加えられた例で、例27である。

27、穆(ム)王(オウ)・獨(ドク)り・乘(セ)りて何(なん)の所(所)にか之(之)ク(穆王獨乘 何所之・卷四・68)

6例は「これ」と直読すると思われる例で、例29と例30が挙げられる。

28、穆王の八駿・天馬の駒(コ)の後の「人・之(返)を愛(し)て寫(シテ)圖(ト)と爲(ス)。(穆王八駿天馬駒 後人愛之 寫爲圖・卷四・66)

29、龍(リウ)・自(ジ)ら神(カミ) (音) ナラ不(レト)モ人(ヒト)・之(之)を神(カミ)とす。(龍不自神 人神之・318)

例28では、「之」に返り点と「を」のヲコト点(ヲ)が認められ、「愛す」の目的語で、「これ」と読むべきであると思われる。例29では、「之」に「レ」の振り仮名と「を」のヲコト点(ヲ)が確認でき、「之」に「これ」という代名詞の訓が

与えられ、「之」が「神とす」の目的語であると考えられる。卷四において、文末の「之」字について、存する全7例はすべて直読される例で、そのうちの6例が「これ」と読まれている。数はすくないかもしれないが、神田本白氏文集卷四では、文末の「之」字を直読するほうが一般的であると考えられる。神田本白氏文集と延久点史記の文末の「之」の訓読事象から、文末の「之」を直読する訓読法もまた「これ」と読む訓読法も平安時代に已にあったといえよう。

おわりに

金沢文庫本群書治要、延久点史記二卷、神田本白氏文集二卷における文末の「之」字について検討した。以上の資料から窺えた平安鎌倉時代の漢籍訓点資料における文末の「之」の用法と訓読事象の状況により、小林論の「皆不読」という概括的統一論に対し、「之」を直読する訓読語は、平安鎌倉時代には存在していると考えることができよう。「之」に代名詞の訓「これ」を与える訓読法は、鎌倉時代と平安時代の漢籍訓点資料では已になされていて、桂庵らの提唱によって室町時代に新しく取り入れられるものではない。また、金沢文庫本群書治要の経部、史部、子部における文末の「之」の訓読語の状況から、訓読者の属性、本漢文の性格によった訓分けもあると考えられる。さらに、神田本白氏文集卷三の本文と注の訓読事象の状況から、同じ資料においても、訓分けがなされた可能性もあるといえよう。よって、歴大なる漢籍訓点資料の一部における事象をもって、漢籍訓点資料の法則などを語る統一的パラダイムをもとに作業をすると、物事の実態を見逃すことがあると思われる。

本稿では、漢籍訓点資料も数点にしか検討が及ばず、ほかの多くの資料も考察して、事象を記述分析することで、実証的に実態に近づくことに勉めなければ

ばならないと考えている。

注

1、王力『漢語史稿』（中華書局、一九八〇年）第三十六節「指示代詞、疑問代詞等的發展」に、「殷虛卜辭中不用『其』、『之』作人稱代詞，可見它們不是和『余』『汝』等人稱代詞同時產生的，可能是它們先用作指示代詞，然後發展爲人稱代詞。」（殷の遺跡から発見された甲骨文において、『其』と『之』が人稱代名詞として使用されていないことから、『其』と『之』は『余』や『汝』という人稱代名詞と同時に人稱代名詞の用法を持ったのではなく、おそらく、先に指示代名詞として使用され、後に人稱代名詞の働きを備えるようになった」とある。

2、本論では『康熙字典（檢索本）』（中華書局、二〇一〇年）を使用している。

3、原本では「𠄎（𠄎十一）」という字である。

4、原本では「𠄎（𠄎十一）」という字である。

5、小林芳規『平安鎌倉時代漢籍訓讀の國語史的研究』（東京大學出版會、一九六七年）三四九頁

6、楊樹達『詞詮』（中華書局、一九五四年）の「之」の項目に「代名詞 彼也」（三人稱代名詞として使われる、「彼」の意味である）とある。そして、その下に『論語・学而』から「學而時習之，不亦悦乎？」の用例をあげて、「以上諸例『之』字用於賓位」と加え、「学而時習之」の「之」が目的語の働きであると説明されている。

7、楊伯峻『古漢語虛詞』（中華書局、一九八一年）。

8、原文は「习时之」前文没有先行名词，但有动词『学』字，因此足以知道『习时』是所字的内容，这是暗中指出先行词。」とある。

9、楊伯峻『古漢語虛詞』三四一頁（中華書局、一九八一年）。

10、楊伯峻『古漢語虛詞』三四五頁（中華書局、一九八一年）。

11、楊樹達『詞詮』一八一頁（中華書局、一九五四年）。

12、尾崎康「群書治要とその現存本」（斯道文庫論集第二十五卷、慶應義塾大学、一九九一年三月）

13、『群書治要』（七）（尾崎康 小林芳規解題、汲古書院、一九八九年）

14、『群書治要』（七）（尾崎康 小林芳規解題、汲古書院、一九八九年）

15、大田次男『神田本白氏文集の研究』（勉誠社、一九八二年）

16、小林芳規『平安鎌倉時代漢籍訓讀の國語史的研究』（東京大學出版會、一九六七年）三五二頁

訓点資料語彙の電子データ提供に向けての実践的試み

—宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』卷第八院政期点仮名点箇所訓読文用例集—

大久保綾子

はじめに

近年、ネット上での電子テキスト公開の動きが活発化し、我々はその場に居ながらにして様々な資料を閲覧可能となっている。特に、電子テキストの検索機能の発達により、求める情報が瞬時に入手可能になったことは、作業時間の飛躍的な短縮をもたらした。情報の信頼性という点において原資料を直接閲覧するのが望ましいのは言を俟たないが、十分に吟味した上での電子テキスト利用も一つの手段であり、選択肢として存在してもよいと考える。

その一方で、訓点資料言語データの電子化と活用に向けた動きには中々進捗が見られていない。

訓点資料言語を電子データ化する際に突き当たる問題点として、松本氏は「如何なる形で提供するのが、コンピュータ上で検索しやすいか否かという問題」、「資料の全体像を提供するにも膨大な労力と時間が必要となる」問題、「資料の選別基準の問題」等を挙げている。⁽¹⁾抑、訓点資料には仮名・記号・注記など多種に渡る情報が詰め込まれており、

それらを正確に文章化すること自体に困難が伴う。更に検索の便をも考慮するとなれば、形式の確定までには多くの試行錯誤を要するであろう。

また、訓点資料言語の電子データ活用を定着させるまでの障害の一つとして、そのデータの信頼性も問題となる。言語事象や漢字の字体等を初めとする日本語史の研究において、その論拠となる資料の信頼性は極めて重要であり、原文の内容を知るに足る正確な情報が求められる。それらの要求に応えられるテキストを作成するのも、容易なことではないであろう。

上述の如き様々な困難さを伴うものの、訓点資料言語の電子データ化は決して軽視されてよいものではない。松本氏は前掲の論文で以下の様に述べる。

複数の研究者が参加した研究集団で、継続的に高山寺経蔵の調査を続けている研究者の一つの責務は、引き続き継続的に高山寺経蔵に所蔵される訓点資料の電子データの提供を考えることであろうと考えられる

日本語史の分野で扱う訓点資料であるが、非常に重要な意味を持つ資料ながらも、その特殊性及び希少性により、

一般には閲覧の期を得難いものも少なくはない。それらを調査者が積極的に公開することにより、研究者間における情報共有を進めようという意見は首肯すべきものであると言えよう。

その上で、松本氏は自らがその先駆けとなるべく、高山寺不空三蔵表制集院政期点の用例及び語彙データの一部公開を試みている。

稿者もこれらの活動に賛同すると共に、電子テキスト蓄積の一助になればとの願いから、本稿の公開に踏み切った次第である。但し、稿者は調査団等への参加経験がなく、自身で調査した資料を持たないため、翻刻の際に原本としたものは松本氏の所持する移点本であることを予めお断りしておく。また、最終的には本文の全文公開が望ましいと考えるが、それは後の課題とする。本稿では、仮名加点箇所のみを対象として、宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』の訓読文用例集作成を試みたい。

猶、本稿で扱った資料である宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』⁽²⁾に関して、高橋宏幸氏による訓読篇及び索引編⁽³⁾が既にネット上に公開されている事実を、稿者は本用例集作成後に知ることとなった。自身の不勉強を恥じると共に、一度は本稿の公開を断念することも考えた。しかし、本稿の主目的は訓読文用例集の実践的試みにあり、その点においては公開も無意味ではないであろう。このような思いか

ら、ご批判は覚悟の上で、敢て本用例集を公開させて頂く所存である。

注1 松本光隆「訓点資料語彙の文脈つき電子データ提供

の一試案―高山寺蔵不空三蔵表制集院政期点巻第一仮名点箇所訓読文用例集(稿)―」(高山寺

典籍文書総合調査団研究報告論集 平成25・3)

2 高橋宏幸「宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』院政期点〈訓読篇〉」(都留文科大学大学院紀要2号)

3 高橋宏幸「宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』院政期点〈索引編〉」(都留文科大学大学院紀要3号)

その他参考文献等

「SAT大正新脩大藏経テキストデータベース」(<http://21dzk.1.u-tokyo.ac.jp/SAT/index.html>)

小林真由美「百石讚嘆と灌仏会」(成城國文學論集26号)

宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』卷第八院政期点仮名
点箇所訓読文用例集

凡例

一、本用例集は、宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』卷
第八（院政期点）の本文を底本とし、その仮名加点点箇所の
本文及び検索用語を出現順に列挙したものである。

一、底本には朱と角筆による二種類の加点点が確認されるが、
訓読文では前者（朱点）には何も付さず、後者（角筆点）
には「」を付すことで両者を区別して示した。

一、用例の掲出においては、仮名加点点の存する箇所を中心
に、一文単位で掲げることが基本としている。但し、二文
で一セットの反復表現等、纏めて掲げた方が理解し易いと
判断された場合には、一文に拘らず掲出している。

一、訓読文は底本のヲコト点を平仮名で示し、仮名（底本
は平仮名による加点点）を片仮名で示し、補読した語句は
平仮名を（ ）で括って示した。また、不読の漢字は「」
で括って示し、再読字の二度目の読みも、「當に：」「當」「再讀
し」のように「」で括った上で（再讀）と併記した。

一、底本の符号に関しては、合符は訓読文に生かして示し
た。その他、音読符・訓読符についてはそれぞれ（音）（訓）
の文字を、声点については（平）（平輕）（上）（去）（入輕）（入）
などの文字を当該漢字の右下に注記した。また返点は、
（返）（二）（三）といった注記により同じく当該漢字右

下に示した。

一、底本の二行割注は、訓読文では一行流しとし、その前
後を（ ）で括ると共に改行箇所については冒頭にくる文
字に／を付して示した。

一、句読点は、底本に従って、右下「・」を句点「。」で
表し、中下「・」を読点を「、」で表した。句読を付すべ
き所に句読点のない箇所は空白として示した。

一、漢字の字体は活字正字体に従うことを原則とした。

一、所謂、誤字・宛字については、底本のままに翻字し、
正しいと考えられる字体を注記することはしない。

一、片仮名の字体は現行の字体に改めた。

一、漢字の右傍に付された漢字が仮名の役割を有すると判
断される場合は片仮名に変換して示した。（「整」↓「整」
モトヨリコノカク

「本來」↓「本來」等）

一、漢字一字の読み仮名に仮名点とヲコト点の両方が付されて
いる場合には、「將^モテ」のようにヲコト点を（ ）で括っ
て示した。

一、外字の表示に際しては、当該箇所に「||」（示十平）の
形で示した。

一、仮名の踊り字は、一字を「、」、二字以上を「／＼」で
示した。

一、虫損・破損により本文の字句が欠落した箇所、及び角
筆の存在は確認できるものの文字の特定が困難な箇所は□
によって示した。その際の検索用語は、残存の情報により

推測した語彙を掲出した。

一、用例の所在、検索用語等の情報は、用例毎に文末に丁数行数、検索用語の順で（ ）で括って掲げた。

一、補読箇所を表記について

補読した語句の表記は、左の各項に従った。

(1) 仮名遣は、原則として、歴史的仮名遣による。

(2) 活用語尾の補読は、原則として、音便化していないもとの活用形によった。但し、一定の四段活用動詞の連用形が「テ」等に続く場合の補読には、「従テ」の如く、当該部分の活用語尾を補うことはしない。

また、活用しない語や活用語でも語幹などに音便を含む語のうち、当時既に音便の形が定着していたと思われる以下の語は、音便の形を以て基準とした。

於オイテ 以モツテ 欲ホツス (補読では「ツ」は表記しない。)

(3) 補読には濁点は一切加えない。

一、検索用語について

各用例の検索用語を決定する作業においては、左の各項に従った。

(1) 検索用語は、電子テキストとしての検索の便を考えて、和語は平仮名で、字音語または字音語に準ずるものは片仮名で語形を掲げた。

(2) 語の掲出は単語を基本単位とする。

(3) 当該語句 (用言及び助動詞) が訓読文中に活用語

として現れる場合、終止形での掲出を基本とした。

(4) 当該語句が訓読文中に音便形で現れる場合、原則として、もとの語形を掲げた。但し、以下の語については、音便形で検索語を立てた上で () で括ってもとの語形を示した。

用モツテ (モチテ) 欲ホツス (ホリス) (検索用語では「ツ」

は表記しない。)

(5) 用語掲出の際の仮名遣いは、底本の表記体系によった。但し、検索の便を考慮して、底本の仮名加点が歴史的仮名遣と異なる箇所については、() で括って歴史的仮名遣による表記も併記した。(「・きこふ・(・きこゆ・)」
「・チムリムす・(・チムリンす・)」等)

(6) 字音語の掲出においては、仮名の付されていない漢字は「・」で、仮名の付されている漢字はその読みを表記するかたちで以下の様に表した。(「整理」「・セイ・す・」
「訶利底母」「・・・・テイ・・」)

検索の便宜を図るため、更に、呉音に統一した読みを()で括って示した。(「整理」「・セイ・す・(・シヤウリす・)」
「訶利底母」「・・・・テイ・・(・カリタイモ・)」)

一、必要な注は、用例及び検索用語の掲出後に*を付して小文字で記す。

一、本用例集と高橋氏の翻刻との間でフコト点の認定等に差違がみられる箇所については、本行の*注とは別に、翻刻本文の後に纏めて掲げた。こちらについては、当該漢字

右上に付した算用数字に対応している。

○爾(の)時に文殊師利菩薩摩訶薩・即チ^{スナハ}1座(し)て起チテ・衣服(返)を整(平)―²*理し偏^{ヒト}に右の肩^{カタ}(返)を祖^{カタヌ}キ右(の)膝^{ヒサ}を地(返)に³著ケ躬^ミ(返)ヲ曲ケ*掌(返)(を)合^{アハ}セテ佛(返)(に)白(し)て言(さく)・世尊 佛の所説の如し。(一ウ2、・すなはち・たつ・て・セイ・す・(・シヤウリス・)・ひとへに・かた・かたぬぐ・ひざ・つく・み・を・まぐ・あはす・て・)

*「理」「て」のヲコト点を擦り消したか。

*「掌」「し」「て」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○妙徳等五百長者(返)に告(くら)くは 我汝等^{ナシクチ}(返)か爲に心地微妙(の)法門を敷(平)―演セント。(一ウ4、・なんだち・・す・(・フエンす・)・む・と・)

○而も此の道場の无量无边の人天大衆・皆(な)渴仰を生^ナス。(一ウ5、・なす・)

○我今是^{コレ}(返)カ爲^カニ如來^ニ(返)に啓^{ケイ}(上)―問(平)シタテマツル(二オ1、・これ・が・ため・に・ケイ・す・(・ケモンス・)・たてまつる・)

○云―何ナルヲカ心(返)と爲^シ云何ナルをか地と爲^ス。(二オ1、・いかなり・を・か・いかなり・)

○惟し願(は)くは世尊 无缘の大慈・无礙の大悲・諸の

衆生(返)の爲に分別演説して 苦(返)を離(れ)未⁴る者には苦(返)を離^{ハナ}ル、コトヲ得令(め) 安樂(返)ナラ未(る)者^モニハ安樂(返)(を)得令(め) 發心(返)(せ)未(る)者(には)發心(返)(を)得令(め) 證果(返)未(さる)者(には)證果(返)(を)得令(め) 同く一道(返)に於て「而」涅槃(を)得^エシメタマヘト。(二オ2、・もの・はなる・こと・を・・なり・(・アンラクなり・)・もの・に・は・う・しむ・たまふ・と・)

○爾(の)時薄伽梵 无量劫の中に諸(の)福智(返)を修して 獲^エ(返)タマヘル所の清淨決定勝法大妙智印(二)(返)を以(ニ)て文殊師利(返)を印して言はく 善^ヨイ哉善(い)哉・汝今眞^{マコト}に是^{コト}レ三世の佛母なり・(二ウ1、・う・たまふ・り・よし・かな・まことに・これ・)

○一切如來・修―行―地(返)に在^{マシ}シトキ 皆(な)⁵曾^{カッテ}テ引導して初(て)信心を發^{オコ}サシメタリ。(二ウ3、・まします・き・とき・かつて・おこす・しむ・たり・)

○是の因縁(返)を以(て)十方國土に正覺(返)(と)成^ナる者 皆(な)文殊(返)を以て「而」其の母(と)爲^ス。(二ウ4、・もの・)

○世尊・我等*聞キタヘント樂^{ネカ}フ(三オ3、・きく・たぶ・む・と・ねがふ・)

*「聞」 右傍仮名「キタヘント」、未詳。

○爾(の)時に薄伽梵・妙に善く一切如來の最勝住持・平等性智・種種(の)希有の微妙の功德(返)を成(二)―就

し 已に能く善く一切諸佛の決定勝法・大乘⁶ 智印(返)
を獲^エ 已に善く一切如來の金剛祕密・殊勝妙智(返)を圓證
し 已に能く无闕^ケ(平)(の)大悲の自然に十方の有情(二)(返)
を救^ニ攝するに安^三 *住し 已に善く妙觀察智の不
觀にして「而」觀(上)し・不説にして「而」説くを圓滿シ
タマヘリ。(三才4、・う・ゲ・ムゲ・・す・
エンマンす・・たまふ・り・)

*「住」 左傍「三」点の下に薄い「三」点あり。

○此(の)法をは名(け)て三世の諸佛の⁷ 自ラ法樂(返)
を受(く)る微妙の寶*宮(上)(返)と爲(四才3、・みづ
から・)

*「宮」 「こと」のヲコト点を擦り消したか。

○此(の)法は能く諸の菩薩衆(返)を引(き)て色究竟の
自在智處(返)に到^イス(四才5、・いたす・)

○此(の)法は能く菩提樹(二)(返)に詣^イス後身の菩
薩(上)(返)を引(訓)(下)く眞實の導師(返)なり「イ、
後身(の)菩薩(に)眞實(の)導師(返)(を)⁸ 引キ」
(四ウ1、・いたす・ひく・)

○此(の)法は能(く)世出世の財(返)を雨ルコト摩尼寶
の衆生の願(二)(返)を滿^ミツルか如^三シ(四ウ2、
・ふる・こと・みつ・ごとし・)

○此の法は能(く)一切衆生の諸の惡業の果(返)を銷^ケス(四
ウ4、・けす・)

○此の法(は)能(く)一切衆生の所求の願(返)を與^アフル

印なり。(四ウ5、・あたふ・)

○此の法は能く一切衆生の苦海の波(平)浪(返)を息^ヤム(五
才1、・やむ・)

○此の法は能く苦惱衆生の「而」急難(二)(返)(を)作^ニ
すを救^ス(三)フ(五才2、・すくふ・)

○此(の)法(は)能く一切衆生の老病死(の)海を竭^ツス。
(五才2、・つくす・)

○此の法は能く*生死の長夜(返)(に)*與^アフル大智炬^コ(返)
「イ、炬^{トモシヒ}(下欄)」爲^タリ「イ、生死(の)長夜の與に大智
炬爲(り)」「イ、生死(の)長夜(の)爲大智⁹ 炬に與(ふ)」
(五才4、・あたふ・・ゴ・・ダイチゴ・・ともしび
・たり・)

*「生」 右傍仮名「タメ□」を擦り消した跡あり。或は、「タメ□」と
共に「與」字の付訓か。

*「與」 左傍仮名「タメ□」を擦り消した跡あり。

○此(の)法(は)能く四魔の兵衆(返)を破するに 而も
甲冑^{「カフチウ」}(返)¹⁰ 作り(五才5、・カフチウ・・ケフヂウ・・
たり・)

○此(の)法(は)即(ち)是^コレ正(しく)勇猛の軍^イノ
戰^{「セウ」}(平) | *勝(平)の旗^{「キ」}(平)旗^{「キ」}(平)「イ、旌旗」なり。
(五才5、・これ・いくさ・の・セン・・センシヨウ・)
・サイキ・・シヤウギ・・セイ・・シヤウギ・)

*「勝」 右傍に角筆仮名あるか。

○此(の)法(は)即(ち)是(れ)大法の鼓(返)を擊^ウツ

ナリ（五ウ2、・うつ・なり・）

○此（の）法（は）猶（ほ）國の大聖王の善く能く正シク治スルに 若し王の化（返）に順スレは大安樂（返）を獲（エ）若（し）王の化（返）に違スレは尋テ誅（去）滅（二）を被（ニ）ル（カウフ）か如（三）し。（五ウ4、・ただし・・す・（・ヂす・）・す・（・ジュンズ・）・う・す・（・ヰす・）・ついで・チウ・（・チュウメツ・）・かうぶる・）

○能く心（返）を觀する者は究竟して解脱す。（六オ1、・もの・）

○觀（返）すること能は不（る）者は究竟して沈（平）―淪（リム）す。（六オ2、・もの・チムリムす・（・ヂムリンす・））

○五穀五果（は）大地（返）従リ生す・（六オ3、・より・）

○一切の凡夫・善友（平）（返）に親近して心地法（返）を聞（き）て理（返）の如（く）觀察し・説（返）の如く修行し 自作・教他・讚―勵（去）・慶慰（平）セン。（六オ5、・レイす・（・サンライす・）・ヰす・（・キヤウヰす・）・む・）

○是（返）（の）如き「之」人は能く二障（返）を斷し 速に衆行（返）を圓にして 12 *疾ク阿耨多羅三藐三菩提を得む。（六ウ2、・とし・）

*「疾」 「く」のヲコト点を抹消。

○唯し心法（返）を將（モ）チテ三界の主（返）と爲（六ウ4、・もちて・（・もて・））

○心法は本*元塵穢（返）に染（せ）不（六ウ5、・もと・）

*「元」 本行「无」字、符号により右傍に「元」に訂す。

○云何ニソ心法・貪瞋癡（返）に染する（六ウ5、・いかに・ぞ・）

○三世の法（返）に於て 13 誰をか説（き）て心（返）と爲（す）（七オ1、・たれ・）

○過去の心は已に滅し 未來の心は至（返）ラ未（七オ1、・いたる・）

○現在の心は住（返）セ不（七オ2、・す・（・ヂユウす・））

○諸法の「之」内に性・不可得なり・（七オ2、・うち・）

○諸法（の）「之」外ニ相・不可得なり・（七オ3、・ほか・に・）

○諸法の中間に・都て不可得なり。（七オ3、・すべて・）

○心法（は）・本來 形相（返）有（る）こと無し（七オ4、・もとよりこのかた・）

○心 法は・ 14 本來 *住處有（る）こと無し。（七オ4、・もとよりこのかた・）

*「住」 六画目にヲコト点らしき符号あるが、未詳。

○一切の如來・尚（ほ）・心（返）を*見タマハ不（七オ5、・たまふ・ず・）

*「見」 仮名「タマハ」、正確には「不」字の右傍にあり。

○何（に）況（や）餘人・心法を見（る）こと得ンヤ。（七オ5、・う・む・や・）

○一切諸法は妄想（返）従リ生す（七オ5、・より・）

○是の因縁（返）を以（て） 15 今―者世尊・大衆（返）の爲に

三界唯心(返)なりと説キタマフト(七ウ1、・いま・とく・たまふ・と・)

○願(はく)は佛・哀愍して實(返)の如く解説シタマへ。(七ウ2、・・・す・(・ゲセチす・)・たまふ・)

○心(は)流水(返)(の)如し 念念(に)生滅して前後世(返)に於て¹⁶ 暫クも住(返)(せ)不(る)か¹⁷ 故に。(八オ1、・しばらく・)

○心は大風(返)の如(し) 一刹那の間に方所(返)に歴ルか故(に)。(八オ2、・ふ・)

○心(は)¹⁸ 電(平)光(返)の如(し) 須臾の「之」頃にして久(し)ク住(返)セ不(る)か故(に)。(八オ3、・デン・(・デンクワウ・)・あひ・ひさし・す・(・ヂユウす・)・ず・)

○心(は)虚空(返)(の)如(し) 客塵煩惱覆障(返)する所(訓)ナルか故(に)。(八オ4、・なり・)

○心(は)猿(去)―¹⁹ * 猴(上濁) (返) 「イ、猿猴」の如(し) 五欲の樹(返)に遊ヒて²⁰ 暫クも住(返)(せ)不(る)か故(に)。(八オ5、・エンコウ・(・フング・)・さる・き・あそぶ・しばらく・)

*「猴」 右傍に二本の朱線あるが、未詳。

○心は畫(平)師(返)の如(し) 能く世間の種種の色(返)を畫するか故に。(八オ5、・エ・(・エシ・))

○心(は)僮―僕(返) 「イ、僮僕」(の)如(し) 諸煩惱(返)の爲に策(入) (二)―役(入) (返) セ*所(二)ル

(る)か故(に) (八ウ1、・ボク・(・ヅウボク・)・やつこ・シヤクヤクす・らる・)

*「所」 右傍仮名「セラル」、便宜上「セ」は「役」字につけて翻字した。

○心(は)國王(返)(の)²¹ * 如(し) 種種の事(返)を起スに自在(返)を得(るか)故(に)。(八ウ2、・おこす・) *「如」 右下にヲコト点らしき符号があるが、未詳。

○心(は)怨家(返)の如(し) 能(く)自身をして大苦(返)を受(二)ケ令(二) (むる)カ故(に)。(八ウ3、・うく・が・)

○心(は)埃(去)塵(上) (返) 「イ、埃塵」(の)如(し) 自身(返)を全(去)―汚(上)して「イ、全²²汚」雜穢(返)を生ずるか故(に)。(八ウ4、・アイ・(・アイチン・)・ちり・フンワす・(・ボンウす・)・けがす・)

○心(は)影(平)像(返) 「イ、影像」の如(し) 无常の法(返)に於て執して常(返)と爲るか故(に)。(八ウ4、・ヤウ・(・ヤウザウ・)・かげ・かたち・)

○心(は)夜叉(返)の如(し) 能(く)種種(の)功德法(返)を噉(去)フ(か)故(に)。(九オ1、・くらふ・)

○心は青(去)―蠅(上) (返) 「イ、青蠅」(の)如(し) 穢惡(返)を好ムカ故(に)。(九オ1、・ヨウ・(・シヤウヨウ・)・あを・はへ・このむ・が・)

○心(は)敵(對) (返) 「イ、敵對」の如(し) 常に過(返)を伺(去)フか故に。(九オ2、・ヂヤクタイ・あた・とが・うか

がふ・)

○心(は)盗(去) | 賊(返) 「イ、盗賊」(の)如(し)

功德(返)を竊ムカ故(に)。(九オ3、・ダウゾク・ぬすびと・ぬすむ・が・)

○*心は大鼓(返)の如(し) 鬪(返)戦(返)を起(す)か

故(に)。(九オ3・トウセン・(・ツセン・))

*「心」 「に」のヲコト点を抹消。

○心(は)飛(平) | 蛾(平)(返) 「イ、飛蛾」(の)如(し)

燈 | 色(返) 「イ、燈色」を愛(するか)故(に)。(九オ4、・ヒガ・とぶ・ひひる・ともしび・)

○心(は)*野(上)鹿(入)(返) (の)如(し) 23 僻 |

聲(返)を逐フ(る)か故(に)。(九オ4、・ヤロク・した

がふ・)

*「野」 去声点を抹消。

○心は群 | 24 猪(平)(返) (の)如(し) 雜穢(返)を樂

フ(か)故(に)。(九オ5、・チヨ・(・グンチヨ・)・

ねがふ・)

○心(は)衆(去)蜂(返) 「イ、衆蜂」(の)如(し)

蜜*味(返)を集ルか故(に)。(九オ5、・ホウ・(・シ

ユフ・)・はち・あつまる・)

*「味」 「に」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○心(は)醉象(返)(の)如(し) 25 牝(平)觸(返) 「イ、牝

觸」に耽ル(か)故(に)。(九ウ1、・ビム・(・ビンソ

ク・)・め・ふける・)

○諸法の中(返)に於て求ムルに得可(から)不(九ウ2、

・もとむ・べし・)

○縁自性(返)無く 心性本空シ。(九ウ4、・もと・むなし

・)

○一(返)に不ス 異(返)に不(す) (九ウ5、・あらず

・)

○是(返)(の)如(き)心等・无爲(返)に異ナラ不(一

○オ2、・ことなり・)

○心法(返)に非サル者 亦(た)説(く)可(から)不(

・)

○何を以(て)の故に 若(し)・无爲是レ心ナラハ即(ち)

○断見(返)と名く(一〇オ4、・これ・なり・ば・)

○若(し)心法(返)を*離(り)セハ即(ち)常見(返)

に名く(一〇オ4、・き・ば・)

*「離」 左下の符号を擦り消した跡あり。右傍仮名の右上に擦り消し

の跡あり。

○永(く)二相(返)を離(レ)て二邊に著(せ)不(一〇オ

5、・はなる・)

○是(返)(の)如く *悟(ル)者(モ)を眞諦を見(る)と名く。

(一〇オ5、・さとる・もの・)

*「悟」 「る」のヲコト点を抹消。

○一切の賢聖・性本(り)空寂の无爲の法の中に戒持 27

犯(返)無く 亦(た) 28 大小(返)無く 心王及(ひ)心

所の法(返)有(る)無く 苦(返)無く 樂(返)無し(一

○ウ1、・・ボム・(・ヂボム・)

○是(返) (の) 如(く) 法界は自性・垢(返) 无く 上中下の差別の「之」相無し「イ、²⁹ 无く」。 (一〇ウ3、・あか・)

○何を以(て)の故に・是レ无爲の法は性平等(なるか)故なり。(一〇ウ4、・これ・)

○衆の河(去濁) ³⁰ 水海の中(返) に流―入シヌレハ 盡ク― 同く一味にして別相(二) (返) 无(三) (き) か如(三) キ(か) 故に。(一〇ウ5、・・・す・(・ルニフす・)・ぬ・ば・ことごとく・ごとし・)

○此の无垢の性は是は無等等なり・「於」我(音) (平) (返) を遠離し及(ひ) 我(音) 所を離レタリ。(一一オ1、・はなる・たり・)

○若(し) 善男子善女人(返) 有(り)て阿耨多羅三藐三菩提(二) (返) を求(二) (めむ) と欲(三) (ハ) ン者(モ) は 當に一心に是(返) (の) 如キ心地觀の法(二) を修習(二) す應(三) し(一一オ5、・おもふ・む・もの・ごとし・)

*「提」 二点、ママ。

○爾(の) 時世尊・重て・此の義(返) を宣ヘント欲シテ「而」*偈(返) を説(き) て言ハク(一一ウ2、・のぶ・む・と・おぼす・て・のたまはく・)

*「偈」 擦れあり。ヲコト点「に」を擦り消したか。

○三世覺母妙吉祥・如來に心地法を請―問シタテマツル。(一一ウ4、・・・す・(・シヤウモンす・)・たてまつる

・)

○此(の) 法は遇(返) ヒ難キ(こ) ト優曇(返) に過(き) タリ(一二オ1、・あふ・かたし・こと・たり・)

○十方の諸佛の大覺(返) を證シタマヘル 此の法(返) *從(ヨ) リシテ修―成(二) セ不(二) とイフコト无(三) し。(一二オ2、・・・す・(・シヨウす・)・たまふ・り・より・す・て・・・す・(・シユジヤウす・)・いふ・こと・)

*「從」 底本には「ヨリリシテ」とあるが、未詳。

○我(レ) 是(レ) 无上調御師として 正法輪(返) を轉して世界(返) に周(去) し无量の諸の衆生(返) を化度すること 當に 知(返) (る) 「當」(再讀) (し) 心地觀を悟(サ) レル「イ、悟(サ) ル」に由(り)てなり。(一二オ3、・われ・これ・さとる・り・さとる・)

○一切有情(の) 此の法(返) を*蒙(カ) ルは菩提(返) に欣(コ) ンス(二) 得(二) 趣(二) し授記を得(二) (一二オ5、・かうぶる・コン・す・(・コンスす・)・う・)

*「蒙」 「て」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○一切有縁・得記の人・此の觀門(返) を修して當に佛に作ル「當」(再讀) し。(一二ウ1、・なる・)

○諸佛の自(ミ) ラ大法樂(返) を受(く)る 心地觀の妙寶宮に住す。(一二ウ2、・みづから・)

○受(レ) 職(レ) の菩薩の无生(返) を ³² *悟(サ) ル 心地門(返) を觀して法界に遍す。(一二ウ3、・・・シキ・(・ズシキ・)・さとり・)

*「悟」 「る」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○此の法は能(く)七聖財を*雨ル。衆生の願(返)を*満ツル摩尼寶なり。(一二ウ5、・ふる・みつ・)

*「雨」 「る」のヲコト点を擦り消した跡あり。

*「滿」 「る」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○此(の)法をは名(け)て金剛甲(返)と爲(す)能く四衆の諸の魔*軍を敵(す)。(一三才2、・ヂヤクす・)

*「軍」 「に」点及び左傍に擦り消した跡あり。

○此(の)法は能(く)*大*舟(平)航(去)作り。中³⁴流(返)を渡りて寶所(二)に至(二)ラ*令(二)む。(一三才3、・シウカウ・(・ダイシユガウ・)・たり・わたる・いたる・)

*「大」 中央に斜線あるが、未詳。

*「舟」 右傍仮名「シウ」の下に角筆仮名あるか。

*「令」 二点、ママ。

○此(の)法は最勝の大法³⁵鼓(ナリ)なり。(一三才4、・コ・(・ダイホフク・))

○此(の)法は金剛大法³⁶*螺(上)なり。(一三才5、・ラ・(・ダイホフラ・))

*「螺」 右傍仮名「ラ」の下に角筆仮名あるか。

○此(の)法は世(返)を*照(去)大法炬(上)「イ、炬」なり。(二三才5、・てらす・コ・(・ダイホフゴ・)・としび・)

*「照」 右傍仮名「テラス」の下に角筆仮名あるか。

○此(の)法は猶(ほ)大聖³⁸主(の)如(し)。功(返)を賞(上)

し過(トカ)を罰(入)スルコト人の心に順(シタカ)フ。「イ、此(の)法(は)猶(ほ)大聖主(の)功(を)賞(し)過(を)罰(する)こと)人(の)心(二)(に)順(二)(ふか)如(三)(し)」(一三ウ1、・シヤウす・とが・バチす・(・ボチす・)・こと・した(が)ふ・)

○此(の)法は猶(ほ)沃(入)潤(平)の田(返)の如(し)

生(去)成(上濁)長養⁴⁰*時(去濁)候(平)(二)(に)依(二)る。(一三ウ2、・オクニン・コウ・(・ジグ・))

*「時」 右傍に角筆仮名あるか。

○我衆の喩(タトヒ)を以て空の義(返)を明(アカ)す(一三ウ3、・たとひ・あかす・)

○是(コ)に知(シ)リヌ・三界は唯(一)心(ナリ)。(一三ウ3、・ここ・しる・ぬ・)

○自在に能(ク)爲(上)ス「イ、爲(す)變化の主(ナリ)。(一三ウ4、・なす・)

○妄業(返)に依止して世間の愛(アイ)非愛の果(返)有(リ)て恆(ツネ)に相續(ス)。(一四才1、・アイ・つねに・)

○心は流水(返)の如(し)豎(シラ)クも住(セ)不(す)。(一四才2、・しばらく・す・(・ヂユウす・))

○心(は)飄(去)風(返)の如(し)國土(クニ)を過(ス)。(一四才2、・へう・(・ベウフウ・)・すぐす・)

○亦(モ)は猿(エヌ)―猴(コウ)の樹(ツ)に依(リ)て*戲(タハフ)ル、か

如(し)(一四才3、・エンコウ・(・ラング・)・たはぶる・)

*「戲」 左傍に角筆仮名あるか。

○空の飛鳥「イ、飛鳥」の尋タツ（返）ヌル所无（き）か如し（一四才4、・ヒ・・（・ヒテウ・）とぶ・とり・たづぬ・）

○空（の）聚落の人奔ハシり走ハシルカ如（し）。（一四才4、・はしる・はしる・が・）

○是（返）（の）如キ心法・本有に非ず。（一四才5、・ごとし・）

○凡夫の執・迷マトヒて无（音）に非すと謂オモフ。（一四才5、・まどふ・おもふ・）

○若（し）能く心の體性空（返）なりと觀スレは 惑障生（返）セ不スナして便スナチ解脱シヌ。（一四ウ1、・す・（・クワンズ・）・す・（・シヤウズ・）・すなはち・す・（・ゲダツす・）・ぬ・）

○爾（の）時如來・諸の衆生（返）に於て大悲心（返）を起オコシタマフ（こ）ト猶（ほ）父母の一子（返）を愛念するか如（く）して 世間の大力の邪見（返）を滅し一切有情（二）（返）を利リ益安樂ニ（三）センカ爲タメ（三）に 觀心陀羅尼（返）を宣説シタマフ（て）*曰イハク・（一四ウ2、・おこす・たまふ・こと・す・（・アンラクす・）・む・が・ため・す・（・センセチす・）・たまふ・いはく・）

*「曰」 「は」のヲコト点あるか。

○爾（の）時に如來 眞言（返）を説トキ已（り）て文殊師利菩薩摩訶薩（返）に告ツケタマハク 是（返）（の）如（き）

神呪は大威力（返）を具せり（一五才1、・とく・つぐ・たまはく・）

○若（し）善男子善女人（返）有（り）て是の呪（返）を持セン時には清淨の手を舉アケヨ。（一五才2、・す・（・ヂす・）・む・あぐ・）

○左右十指43 *更（去）一互コに相アヒ又アサヘヨ。（一五才3、・ゴ・（・キヤウゴ・）・あひあぎふ・）

*「更」 右傍に「終」とあり。

○右（返）を以（て）左を押オセ。（一五才3、・おす・）
○更サラニ相アヒ堅カク握ニキルコト縛著の形の如（く）セヨ。（一五才4、・さらに・あひかたし・にぎる・こと・す・）
○此の印（返）を成し已（り）て前の眞言（返）を習セヨ（一五才4、・す・（・ジフす・））
○一遍（返）を45盈ヤブ（去）滿ミツ（上）セハ「於」十二部經（二）（返）を讀シ念ニ（三）するに勝スグレタリ。（一五才5、・ヤフ・す・（・ヤウマンす・）・ば・すぐる・たり・）
○所獲の功德・限リ量有ル（こ）ト無し。（一五ウ1、・あり・こと・）
○乃至（し）菩提マテ・復（た）退轉（せ）不ナ（一五ウ1、・まで・）
○爾（の）時（に）薄伽梵 已に能く善く一切如46來の灌頂（の）寶冠の三47界（返）（に）超過セルヲ獲 已に陀羅尼自在（返）を*圓滿すること得 已に善く三摩地自在（返）を圓證し 妙に善く一切智智一切種智（返）を成48成49

*就し 能(く) 有情の種種の差別(返) を作ス。(一五ウ4、・・・す・(・テウクワす・)・り・を・なす・)

*「圓」 「こと」点と中黒点を擦り消した跡あり。

*「就」 左下に朱の縦線があるが、未詳。

○時に薄伽梵・諸の衆生(返) の爲に觀心妙法門(返) を宣説シタマフコト已(り)て 文殊師利菩薩摩訶薩(返) に告(け)て言ハク 大善男子・我衆生(返) の爲に已に心地(返) を説イツ(一六オ2、・・・す・(・センセチす・)・たまふ・こと・のたまはく・われ・とく・つ・)

○亦復(た) 當に發菩提心大陀羅尼(返) を説(き)て 諸の有情をして阿耨多羅三藐三菩提の心(返) を發シ 50 速に・妙果を圓(二) にセ*令(三) ム「當」(再讀) (三) し。(一六オ4、・おこす・まどかなり・す・しむ・)

*「令」 右傍仮名「セシム」、便宜上「セ」は「圓」字につけて翻字した。

○爾(の) 時文殊師利菩薩・佛(返) (に) 白(して) 言(さく)・世尊・佛の説(返) (き) タマフ所の*如き過去・已に滅す 未來至(返) (ら) 未 現在住(返) (せ) 不(一六ウ1、・たまふ・ごとし・)

*「如」 右傍仮名「キ」の下に角筆仮名あるか。

○彼の菩提心・何(返) を説イテか 51 *發(返) を名(く)る。(一六ウ4、・とく・て・)

*「發」 「發」字の下、「心」字を見せ消ち。

○善(き) 哉世尊 願(は) くは 52 爲に・解脱して諸の疑

網(返) を斷チて菩提に趣カ 53 *令(めた) マへ「イ、令メタマフ」「イ、令メ(よ)」。 (一六ウ4、・たつ・おもむく・たまふ・しむ・たまふ・しむ・)

*「令」 左傍仮名「シメ」の下に擦り消した跡あり。

○六十二見種種(の) 見(二) (返) を除(二) | 斷セント欲(三) フか爲(四) の故に。(一七オ1、・・・す・(・ヂヨダンす・)・む・と・おもふ・)

○心心所の法を我・説(き)て空と爲。(一七オ2、・われ・)

○譬は叢林の蒙 54 密に「イ、蒙密」茂(平) | 55 盛(去濁)ナルヲモテ「イ、茂盛」 師子・白象・虎・*狼・惡獸

・其の中(返) に潛(平) | 住して「イ、潛住」 毒 | 發して人(返) を害し廻(平) 二行(返) ヲ絶ツ 時に・智者(返)

有(り)て火(返) を以て林(返) を 56 燒(く) 林空(返) シキに因ルか故に諸の大惡獸復(た) 遺(平) | 57 餘(あ

る) こと「イ、遺餘」无(上) (二) キ「イ、无カルラン」 58 如(下) (三) し。(一七オ3、・ソウ・(・ズリム・)・

ム・なり・(・ムミツなり・)・きびし・ム・なり・(・ムジャウなり・)・を・もて・(・もちて・)・もし・さかり

なり・セン・す・(・ゼムヂユウす・)・かくる・すむ・はるかなり・あと・を・たつ・はやし・むなし・よる・ユイ・(・ユイヨ・)・のこり・なし・なし・らむ・)

*「狼」 右傍に角筆仮名あるか。

○又(た) 善男子・何の因縁(返) を以(て) か空の義(返)

を立ツル^ル 邪^ヤ。(一七ウ1、・たつ・や・)

○煩惱(返)を滅センか爲に 妄心の生(返) (する)に⁵⁹ 從^{シタカテ}テ
「而」⁶⁰ 是^コレ空なりと説く。(一七ウ2、・す・(・メツす
・)・む・したがふ・て・これ・)

○善男子 若(し) 空の理(返)を執して究竟(返)と爲る者
は 空の性も亦(た)⁶¹ 空ナルに空(返)を執して病(返)を作
ス(一七ウ2、・もの・なり・なす・)

○何(を)以(ての) 故に 若(し) 空の義(返)を執して
究竟(返)と爲ハ「者」諸法皆(な) 空(に)して 因(返)
无く果無し。(一七ウ4、・す・ば・)

○路(去) 伽(上) 邪(上) 陀(上濁) (と) 何の差別か有(ら)
む。(一七ウ5、・ロカヤダ・(・ルギヤヤダ・))

○善男子 阿(去) 伽(上) 陀(上濁) 藥(返)の如(く) 能(く)
諸の病(返)を療(去)す(一七ウ5、・レウす・)

○若(し) 病(返) 有る者^モは之(返)を服(せ)は必(訓) (す) 差^イ
ユ。(一八オ1、・やまひ・もの・いゆ・)

○其(の) 病・既に*愈^イエヌレハ*藥病(返)に隨(ひ)て
* 除^クル。(一八オ1、・いゆ・ぬ・ば・のぞこる・)

*「愈」 「は」のヲコト点を擦り消したか。

*「藥」 「は」のヲコト点を擦り消したか。

*「除」 「る」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○病(返) 无(き)に藥(返)を服(せ)は藥還て病を成^ナス。
(一八オ2、・なす・)

○善男子 本・空の藥(去) (返)を設^{マク}ケシコトハ⁶² 有の病(返)

を⁶³ 除^クカン(か) 爲なり(一八オ2、・くすり・まうく・
き・こと・は・のぞく・む・)

○有(返)を執して病(返)を成(上濁) セハ空(返)を⁶⁴ 執
センも亦(た) 然なり。(一八オ3、・す・(・ジャウす
・)・ば・す・(・シフす・)・む・)

○誰の有智の者^モか藥(返)を服(し)て病を取^トラン。(一八
オ4、・もの・とる・む・)

○善男子 若(し) 有の見(返)を起サンは空の見を起(さ
む)に勝^スレタリ。(一八オ4、・おこす・む・すぐる・たり
・)

○空ヲモテ有の病を治す。(一八オ5、・を・もて・(・も
ちて・))

○善男子 是の因縁(返)を以(て)「於」空の藥(返)を服
(し)て邪見(返)を除^クキ已^ハナは 自^{ミツ}ラ・心(返)を覺悟
して能く菩提を發セ。(一八オ5、・のぞく・をはる・ぬ・
みづから・おこす・)

○二相有^アル(こ)ト无(し)。(一八ウ2、・あり・こと・)
○善男子 凡夫の二⁶⁵ 心・其の相云^イ何ニソ。(一八ウ4、・
いかに・ぞ・)

○一(は)「者」眼識乃至(し) 意識・同く自*境(平) (返)
を⁶⁶ 緣(上) スレハ自悟心(返)と名く(一八ウ5、・す
・(・エンす・)・ば・)

*「境」 右傍に角筆仮名あるか。

○二(は)「者」「於」五根(返)を離(れ)て心心所の法・

和合して境(平) (返) を縁(上) スレは自悟心と名(く)。(一
九才1、・・す・(・エンす・))

○善男子 賢聖の二心・其の相云何ニソ。(一九才2、・い
かに・ぞ・)

○凡夫の行者の最初發心・何等の處(返) に依(り)て何等
の相をか觀セント。(一九ウ1、・・す・(・クワンず・)・
む・と・)

○胸臆の上(返) に於て明―*朗(上) 「イ、明朗」ニし
て「而」住す(一九ウ3、・んね・うへ・・ラウなり・(・
ミヤウラウなり・)・あきらかなり・ほがらかなり・)

*「朗」 右傍仮名「ラウ」の下に角筆仮名あるか。

○若(し) 速に不退轉(返) を得むと欲(オモ)ハン者(モノ)ハ 阿蘭(去)
若・及(ひ) 空寂の室(返) 「イ、空寂室」に在(ニ)

(り)て身(返) を端クシ念(返) を正シクして 前の如來
金剛縛印(返) を結(ひ)て 目(返) を冥イテ臆(ムネ)の中の明
月(返) を觀―察して是の思惟(返) を作(ナ)セ(一九ウ3、・お
もふ・む・もの・は・・ラン・(・アランニヤ・)・むな
し・しづかなり・むろ・なほし・す・おもひ・ただし・さ
き・ひさぐ・て・むね・なす・)

○塵(去) 翳(上) 染(返) すること无く *妄想生(返) セ
不(ニ)オ才2、・ヂンエイ・(・ヂンアイ・)・す・(・
シヤウず・)

*「妄」 右傍に角筆仮名あるか。

○能(く) 衆生をして身心清淨(二) (返) ナラ令(二) (め)

大菩提心・堅固にして退(か) 不(ニ)オ才3、・・・な
り・(・シヤウジヤウなり・)

○此(の) 手印(返) を結(ひ)て 大菩提心(の) 微妙
(の) 章句(たる) 一切菩薩(の) 最初發心清淨眞言(上)
を持(下) ―念―觀―察セヨ(二)オ才4、・・イン・(・シユ
イン・)・・す・(・クワンセチす・)

○能く行者をして復(た) 退轉(二) セ不(ニ)ラ令(三) ム。
(二)ウ2、・・・す・(・タイテンす・)・ず・しむ・)

○去來現在の一切菩薩・「於」因地(返) に在りて初て發
心セシ時・悉(く) 皆(な) 念(返) を專にして此の眞言(返)
を 持(タ)チて不退の地(返) に入り 速に正覺を圓(マ)ニセリ。(二
○ウ2、・あり・・・す・(・ホツシムす・)・き・たもつ
・いる・まどかなり・す・り・)

○善男子 時に彼の行者・身(返) を端クシ念(返) を正シ
クして 都(ス)テ動―搖(去) (返) セ不して心を・月輪(返) に繫
けて 成―就(去) 觀―察セヨ。(二)ウ4、・なほし・ただし
・すべて・・エウす・(・ヅウエウす・)・かく・・・す・
(・クワンセチす・)

○若(し) 凡夫(返) 有(り)て此の觀(返) を修セン者(ハ)
起(返) す所の五逆四重十惡及(ひ) 一 70 闡提・是(返)
(の) 如(き) 等の罪盡く皆(な) 71 清滅して 即(ち)
五種の三摩地門を*獲(ト)ン。(二)一才1、・・す・(・シユす
・)・む・もの・・セム・(・イチセンダイ・)・う・む
・)

*「獲」 「く」のヲコト点らしき符号あり。

○云何ナルヲカ五(返)と爲る(二一才4、・いかなり・をか・)

○一に者刹那三昧・二(に)者微塵三昧・三(に)者白*縷(上)三昧・四(に)者起伏三昧・五(に)者安住三昧なり。(二一才4、・ル・(・ビヤクル・))

*「縷」 左傍に角筆仮名あるか。

○云何ナルヲカ名(け)て刹那三昧(返)と爲る(二一ウ1、・いかなり・をか・)

○謂(はく) 蹶ク満一月(返)を想(二一)念して「而」住す。(二一ウ1、・しばらく・)

○譬は彌猴の身に繫(二)カレタル所(三)有(三)ル 72 遠□□ニ去(返)ルコト得不 73 近クル(に)停(返)ルコト得不 唯(た)飢渴(返)に*困ンて須臾住止(上)するか如(下)く。(二一ウ1、・ミコウ・(・ミグ・)・つなく・る・たり・ところ・あり・とをざく・(・とほざく・)・に・さる・こと・ちかづく・とどまる・こと・たしなむ・)

*「困」 「困」字と「飢」字の間、中央の合符を擦り消した跡あり。

○蹶ク三昧(返)を得ルヲ名(け)て刹那と爲。(二一ウ3、・しばらく・う・を・)

○譬は人(返)有(り)て常に自ラ 74 苦(返)ヲ食フ *會(三)て甜(二)キを食(二)未(三)「於」一時の中に一塵の蜜・「於」舌根(二)に到(二)ルコトを得(三)

て「イ、一塵(の)蜜を得(て)」「於」舌根(に)到(りて)「歡喜(返)を増勝し」「イ、増シ勝」倍踊躍(返)を生して更に多塵(返)を求(上) (むる)か如(下)く(二一ウ5、・みづから・にがさ・を・くらふ・かつて・あまし・いたる・こと・ます・ますます・)

*「會」 右傍仮名「カツタ」とあるが、未詳。

○是(返)の如く行者・「於」長劫(返)を經テ衆の苦*味(返)を食して「而」今甘(去)甜(平)の三昧(返)與「イ、「與」甘甜(の)三昧と」少分相一應(二) (返)すると得(二)るを名(け)て微塵と爲。(二二才2、・ふ・て・カムテム・)

*「味」 右傍に角筆仮名あるか。

○云何(なるをか)名(けて)白縷(上)「イ、白縷」三昧(返) (と)爲る(二二才4、・ル・(・ビヤクル・)・いと・) ○謂(は)く凡夫の人・无始の時(訓) (二) (返) 自(二)リ未來際(返)を盡す(二二才4、・より・)

○今・此の定を得タリ。(二二才5、・う・たり・)

○譬は染一皂(去)「イ、染一皂」の多くの黒色の中に一の白*縷「イ、白縷」を見(二) (る)か如(三)く。(二二才5、・サウ・(・ネムカウ・)・くり・ル・(・ビヤクル・)・しろし・いと・)

*「縷」 右傍仮名「ル」の下に角筆仮名あるか。

○是(返) (の)如(く)行者 「於」多(く)の生死の 75 里闍夜の 76 中に而も今方に白淨の三昧(返)を得タルを名(け)て「之」縷と爲。(二二ウ1、・う・たり・)

○云何ナルヲか名(け)て起伏三昧(返)と爲る(二二ウ2、
・いかなり・を・)

○所謂行者・觀心・熟(返) 未(ス) (二二ウ3、・いはゆる
・す・(・ジユクす・)・ず・)

○*或(アルトキ)には善(く) 成立し 善(く) 成立せ未(ス)。(二二ウ
3、・ある・とき・す・(・ジャウリフす・))

*「或」 右上、ヲコト点らしき横線を擦り消した跡あり。

○是(返) (の) 如(く) 三昧・ 77 Ⅱ (示十平) の低(平)

―*昂(平)の「イ、低昂」猶(ニ)クナルを名(け)て
・起伏と*爲(ス)。(二二ウ3、・はかり・テイカウ・(・タイ
ガウ・)・くだる・あがる・り・ことし・なり・す・)

*「昂」 右傍朱筆の下に角筆仮名「カウ」あるか。

*「爲」 右傍仮名「スル」、「ル」字を擦り消した跡あり。

○前の四の定(返)を修して安住(返)すると心得(善く) 78
能く守護して諸の塵に染マ不(ル)なり。(二二ウ5、・こころ
う・そむ・ず・)

○人の*夏の中に遠(ト)ク 砂(去) ― 磧(入) (返) を涉(ワ)りて

備に 79 災毒(返)を受(ウ)けて其の心渴乏して 殆(ホト)堪(二) (返)
フル所(三) 无(三) (き)か 忽(タチ)に 雪(セ)山の甘(去) ― 美(平)

(の)「之」水・天の 80 蘇(去) ― 陀(上) 等(返)を得
て 頓(ニ)に熱(ハ)惱(返)を除(ノ)キ身意(平) 然(上) ナランか
如(下)し。(二三オ1、・とをし・(・とほし・)・シヤ・
・(・シヤシヤク・)・わたる・うく・ほとほど・たふ・た
ちまちに・セチ・(・セチセン・)・カンミ・(・カムミ

・)・みづ・ソタラ・(・スダラ・)・にはかなり・のぞく
・タイ・なり・(・タイネンなり・)・む・)

*「夏」 「夏」字と「中」字の間、中央の合符を擦り消した跡あり。
○此の定(返) に入り已(り)て惑障(返)を遠離して无上

菩提の「之」芽(返)を發生し 83 速(速)に菩薩の功德十地に登(ノ)ル。
(二三オ3、・いる・すみやかに・のぼる・)

○爾(の) 時會中の无量の天人・此の甚深の諸菩薩(の)
母・不可思議(なる) 大陀羅*尼(返)を聞(き)已(り)

て 九萬八千の諸の菩薩等・歡喜地(返)を證し 无量衆
84 生・阿耨多羅三藐三菩提の心を發シキ。(二三オ5、・き
く・おこす・き・)

*「尼」 四画目上の朱点、未詳。

○周遍(せ) *不(ト)イフコト靡(シ)。(二四オ2、・いふ・こ
と・なし・)

*「不」 「く」のヲコト点らしき符号あるが、未詳。

○是に薄伽梵・文殊師利菩薩摩訶薩(返) (に) 告(け)て言
ハク・瑜(去) 伽(上) 行者・月輪(返)を觀し已(り)て
三種の大祕密の法を觀す應し。(二四オ3、・いはく・ユ・
・(・ユギヤ・))

○云何ナルをか三(返)と爲(ス)る(二四オ5、・いかなり・)

○瑜伽行者・滿月の中に金色の五股金剛(返)を出(シ)生(ス)
光明煥(去) ― 然(平濁) トシテ猶(ほ)・鎔(去) 85 金(上) (返)
(の) 如し 「於」 無數の大 86 日光明(二) (返) を放(ハ)ス
ツト觀(三) セヨ(二四ウ1、・なか・クワン・たり・(・ク

ワンネンたり・す・て・ヨウ・（・ユウコム・）は
なつ・と・す・（・クワンズ・）

○道場の中（返）に於て 身（返）を端クシ念（返）を正シウ
して手に引導無上菩提最第一印（返）を結（ひ）て 胸臆の
心月輪の中（返）に安置するなり（二五才2、・なほし・
す・ただし・て・むね・なか・）

○先（つ）左右（の）二大母指（を）以（て）各（の）左
右（の）手掌（の）「之」内（に）入（れ）各（の）左
右（の）⁸⁷頭中指及（ひ）名⁸⁸十指（を）以（て）母指（を）
堅⁸⁹＊握（入）（し）・「於」⁹⁰手拳（を）作（る）・（二五
才5、・アクス・（・ケンアクス・）

*「握」 右傍仮名「アク」の下に角筆仮名あるか。

○次（に）改拳（上）（せ）不⁹¹右（の）頭指（を）舒（平）
（し）・虚空（に）直堅（上）（し）・其（の）左拳（を）以
（て）・「於」心上（に）著（け）・右拳（の）小指・左拳
・頭＊指一節（を）堅（去）握（す）・（二五ウ2、・カイ・
す・（・カイグエンす・）・シヨす・シユす・（・デキジ
ユす・）・ケンアクス・）

*「指」 「指」字下「於」字を抹消符により抹消。

○次（に）右拳・頭指（の）「之」頭（を）以（て）即（ち）
右拳・拇（平）指一節（を）指（し）・亦（た）心前（に）
著（く）・（二五ウ4、・モ・（・モシ・）

○此の⁹²印（返）をは結（ひ）て加―持する力（二）（返）を
以（二）（て）の故に 十方の諸佛・行者の頂（返）を摩テ

、大菩提勝決定の記を授（訓）（け）タマフ。（二六才2、
なづ・て・たまふ・）

○是レ⁹³ 毘盧遮那如來の无盡福聚大妙智印なり。（二六才
3、・これ・）

○爾（の）時行者・此の印（返）を結ヒ已（り）て 即（ち）
此の觀を作レ。（二六才4、・むすぶ・つくる・）

○我今首の上に・大寶冠（返）有（り）（二六ウ2、・かう
べ・）

○其の天冠の中に五佛如來結跏＊趺坐シタマヘリ。（二六ウ
2、・す・（・ケチケフザす・）・たまふ・り・）

*「趺」 「し」点を擦り消したか。

○⁹⁴ 譬は人（返）有（り）て迦盧（上）羅微⁹⁵ 妙門を悟レリ。
自（ら）是の觀（返）を作ル 我か身は即（ち）是（れ）金
翅鳥王なり。心・意・語言・亦復（た）是（返）（の）如（し）
此の觀力（返）を以て能（く）毒藥（返）を消す 一切の
惡毒・害（上）を爲スコト能は不（中）るか如（下）く。（二
七才1、・ル・（・ケルラミメウモン・）・さと
る・り・つくる・なす・こと・）

降伏の坐（返）を作りて身動搖（去）（返）セ不（二七才4、
・つくる・エウす・（・ヅウエウす・）

○手に智印（返）を結ヒ密に眞言（返）を念し⁹⁶ 心・此（の）
觀（返）に入レハ 能（く）三毒（返）を滅し業障（返）を消
除し福智（返）を増長す（二七才5、・むすぶ・こころ・い
る・ば・）

○世出世の願・速に圓滿すること得。(二七ウ1、・う・)
 ○恆河沙等の所知(の)重障・⁹⁷漸漸に消滅す(二七ウ2、
 ・やうやうに・)
 ○爾(の)時文殊師利菩薩・佛(に)白(して)言(さく)
 ・希有なり世尊・希有なり善逝・如來・世(返)に出テタマ
 フこと優曇花(返)に過キタリ(二七ウ5、・いづ・たまふ
 ・すぐ・たり・)
 ○假^グ使ヒ世(返)に出(て)タマヘリトモ 是の法(返)
 を⁹⁸説(き)タマフ「イ、説く」こと難し。(二八オ1、・
 たとひ・たまふ・り・と・も・たまふ・)
 ○是(返) (の) 如キ心地の三種祕密・无上法輪は 能く善
 く一切衆生を利樂す。(二八オ2、・ごとし・)
 ○如來地及(ひ)菩薩地(返)に入ル眞實の正路なり。(二
 八オ3、・いる・)
 ○若(し)衆生(返)有(り)て 身命(返)を惜(ま)不^サ
 此の法(返)を修行センハ 速に菩提を證す。(二八オ4、・
 ・す・シユギヤウス・)・む・は・)
 ○爾(の)時佛 文殊師利菩薩(返) (に)⁹⁹告(けて)言
 (はく)・若(し)善男子善女人(返)有(り)て 三種祕
 密成佛妙門(返)を修習して早(く)如來の功德の身(二)(返)
 を獲^ニントを得^三 (むと)欲^ホ (四)センは「者」「イ、
 欲(せん)者」當に菩薩の三十二種の大金剛甲を¹⁰⁰*着
 ル「當」(再讀)し。(二八オ4、・う・む・こと・ほす・(・
 ほりす・)・む・きる・)

*「着」 「る」のヲコト点を擦り消したか。
 ○此の妙觀(返)を修センに必ず如來の清淨法身を證す。(二
 八ウ2、・す・シユス・)・む・)
 ○一は「者」「於」无量劫に衆生(返)の爲の故に生死(返)
 を厭ハ不して苦(返)を受(く)る大甲・(二八ウ4、・いと
 ふ・)
 ○二(は)「者」誓(ひ)て无量の有情(返)を度(し)て
 乃至(し) 螻^{ロウ}(平)¹⁰¹*蟻(平)「イ、螻蟻」マテ捨(返)
 (て)不る大甲・(二八ウ5、・ロウ・(・ルギ・)・けら
 ・あり・まで・)
 *「蟻」 右傍仮名「マテ」の下に角筆仮名あるか。
 ○三(は)「者」衆生の生死の長キ夢^{ユメ}(返)を覺悟して「イ、覺悟」
 三種祕密(返)に安置する大甲・(二九オ1、・ながし・ゆめ
 ・さます・て・)
 ○四(は)「者」佛法(返)を擁護して「於」一切一時に猶
 (ほ)*響(平)應(平)(返)の如(く)して法(返)を護(訓)
 ル大甲・(二九オ2、・まもる・)
 *「響」 右傍に角筆仮名あるか。
 ○五(は)「者」永ク能く有無の二見(二)(返)を
 起(二)(二)す一切の煩惱(二)(返)を滅(二)する金剛大
 甲・(二九オ3、・ながし・)
 ○六(は)「者」頭目¹⁰²體腦妻子珍寶・來^{キタ}リ¹⁰³求(返)ム(る
 こと)有る者に能く捨(訓) (つ)る大甲・(二九オ4、・き
 たる・もとむ・もの・)

○七(は)「者」家の中の所受の一切の樂―具・永く¹⁰⁴貧着(返)セ不(し)て能く施する大甲・(二九オ5、・・・す・(・ビンヂヤクス・))

○八(は)「者」能く菩薩の三聚淨戒(二)(返)を持(三)チ及(ひ)頭陀(返)を捨離セ不る大甲・(二九ウ1、・たもつ・・・す・(・シヤリス・))

○九(は)「者」忍辱の衣(返)を着テ諸の違縁・毀(平)罵鞭(去)打(二)(返)に遇(二)フに報(返)セ不る大甲・(二九ウ2、・ころも・きる・て・キ・(・キエン・)・・メ・(・クキメ・)・ベム・(・ヘンチャウ・)・あふ・す・(・ホウズ・))

○十(は)「者」所有の一切の緣覺聲聞(返)を教化して一乘に趣キ廻(去)心(上)(返)セ令(む)る大甲・(二九ウ3、・おもむく・エ・す・(・エシムす・))

○十一(は)「者」譬は大風の晝夜に歇(二)(返)マ不(二)(返)か如(三)く諸有情(返)を度ス精進大甲・(二九ウ4、・やむ・わたす・)

○十三(は)「者」生死涅槃に二見(返)有(る)こと无(く)して衆生(返)を饒益するに平等ナル大甲・(三〇オ1、・・・なり・(・ビヤウトウなり・))

○十四(は)「者」无缘の大慈・群品(返)を利益するに恆(ツネ)に厭捨(返)无(く)して樂(返)を與フル大甲・(三〇オ3、・つねに・あたふ・)

○十五(は)「者」无礙(の)大悲・一切(返)を救攝する

に限量(返)有ル(二)ト无(く)して苦(返)を抜ク大甲・(三〇オ4、・あり・こと・ぬく・)

○十六(は)「者」諸の衆生(返)に於て¹⁰⁶怨(去)結(返)有(る)こと无(く)して恆に饒益(返)を作す大喜大甲・(三〇オ5、・ラム・(・ランケチ・))

○十七(は)「者」*難行¹⁰⁷者苦行に劬(平)勞(二)(返)を憚(二)ラ不(三)して恆に退轉(返)无き大捨大甲・(三〇ウ1、・グラウ・はばかり・つねに・)

*「難」本行「雖」字、符号により右傍に「難」字に訂す。

○十八(は)「者」苦(返)有ル衆生・菩薩の所(返)に來るに彼(返)に代(り)て苦(返)を受(け)て厭(返)ハ不る大甲・(三〇ウ2、・あり・いとふ・)

○十九(は)「者」掌の中の阿摩勒果(二)(返)を¹⁰⁸觀(二)ルか如(三)く是(返)(の)如(く)能(く)解脱(返)を見る大甲・(三〇ウ3、・みる・)

○二十(は)「者」五蘊の身は旃陀羅(返)の如(三)しト見(三)て損*害と善^{109 110}*事とを・着(返)无キ大甲・(三〇ウ4、・と・なし・)

*「害」「す」「こと」のヲコト点を擦り消した跡あり。

*「事」右傍に二字の仮名があるが、未詳。

○二十一(は)「者」十二入は空聚落(二)(返)の¹¹¹如(三)(し)ト見(三)て常に恐怖(返)を懷イテ厭捨する大甲・(三〇ウ5、・と・いだく・て・)

○二十四(は)「者」¹¹²佗人の惡(返)を掩ヒ¹¹³己力過(返)

を*藏(き)不^ナ三界(返)を厭離する出世大甲・(三一オ4、・おほふ・おの・が・かくす・)

*「藏」 右傍仮名「カクス」、「ス」字を擦り消した跡あり。

○二十五(は)「者」大醫王の病(返)に應^{カナ}へテ藥(返)を與^{アタ}フルか如く 菩薩・宜(返)に隨(ひ)て演化する大甲・(三一オ5、・かなふ・て・あたふ・)

○二十六(は)「者」彼の三乗體・本異^{コト}(二)(返)ナラ不^ナ(二)ト見^ミ(三)て 究竟して心(返)を廻^{メクラ}し一(返)に歸^キ(上)セシムル大甲・(三一ウ1、・ことなり・と・めぐらす・す・(・クエす・)・しむ・)

○二十七(は)「者」三寶の種(返)を紹^ツイテ斷絶(返)セ不^サラ*使^シムトシテ 妙法輪(返)を轉^マして人(返)を度^タす大甲・(三一ウ2、・つぐ・て・す・(・ダンゼツす・)・ず・しむ・と・す・て・)

*「使」 右傍仮名「ムト」、下の字を擦り消し重書した跡あり。

○二十八(は)「者」佛・衆生(返)に於て大恩德(返)有^アす「イ、有^{マシク}」佛恩(返)を報^{ホウ}(去)センか爲に道(返)を修^{シュ}する大甲・(三一ウ4、・まします・す・(・ホウず・)・む・)

○三十(は)「者」无生忍(返)を悟^{サト}リ陀羅尼樂説辯才(返)を得る无礙大甲・(三二オ1、・さとる・)

○三十一(は)「者」廣く有情(返)を化して 菩提樹(返)に坐^マセシメ佛¹¹⁴果(返)を證^シ(せ)令^メ(む)る一味大甲・(三二オ2、・す・(・ザす・)・しむ・)

○三十二(は)「者」一刹那の心・般¹¹⁵*若ト相應して三世の法(返)を悟^{サト}ルコト餘(返)无^ナキ大甲なり。(三二オ3、・と・さとる・こと・なし・)

*「若」 「こと」点を擦り消した跡あり。

○文殊師利菩薩・若(し)善男子善女人(返)有^ア(り)て身^ミに是(返)(の)如(き)金¹¹⁶剛¹¹⁶甲¹¹⁶一¹¹⁶胃¹¹⁶(二)(返)「イ、甲胃」を被^キ(二)テハ 當^ツに勤^ツメテ三種の祕密(二)を修^シ(二)習^{カフ}す「當」(再讀)し。(三二オ5、・み・チウ・(・ケフヂウ・)・かぶと・よろひ・きる・て・は・つとむ・て・)

○「於」現世の中に大福智(返)を具して 速に无上正等菩提を證^シセン。(三二ウ2、・す・(・シヨウす・)・む・)

○爾(の)時大聖文殊師利菩薩摩訶薩・及(ひ)諸の大衆・佛の所説の三種祕密心地妙法・及(ひ)三十二金剛甲胃・一切の菩薩の¹¹⁷學(二)(返)スル所(三)に應^{オウ}(去)セル處^{トコロ}(上)(返)ナルを聞^ク(下)キタマへて 各(の)・无價の¹¹⁸櫻珞寶衣(二)(返)を脱^ヌ(二)イテ 毘盧遮那如來・及(ひ)十方の世尊(二)(返)に供^ク(三)養シタテマツル(三二ウ3、・す・(・ガクす・)・す・(・オウず・)・り・ところ・なり・きく・たまふ・ぬぐ・て・す・(・クヤウす・)・たてまつる・)

○而^シて佛(返)を讚^メ(め)て¹¹⁹言^{マウ}サク 善^キ(き)哉善^キ(き)哉・佛薄伽梵・无邊の菩薩の行願(返)を演説して一切衆生(返)を利益安樂し 凡夫の身(返)を捨^ステ、佛地^イに入^イラ使^シメタマフ。(三三オ2、・まうす・すつ・て・いる・しむ・)

たまふ・)

○¹²⁰ 今^{イマ}一者我等^ラ海^平會の大衆・佛恩^返を報センか爲に身命^返を*惜^{ヲシ}マ不^スして諸の衆生^返の爲に諸の佛土^返に遍して此の微妙の法^二返^一を分^一別^二演^シ説し受持 讀誦 書寫 流布して斷^一絶^二不^レ（ら）¹²¹令^シメン。（三三才4、いま・われら・す・（・ホウズ・）・む・をしむ・ず・す・（・ダンゼツす・）・しむ・む・）

*「惜」 右傍仮名「ヲシマス」、便宜上「ス」は「不」字につけて翻字した。

○唯し願^{ハク}（はく）は如來 遙^{ハルカ}に護念を垂^タレタマへ。（三三ウ2、はるかなり・たる・たまふ・）

○爾^の時に大會・此^の妙法^返を聞^キて大饒益^返を得^ツ（三三ウ2、う・）

○稱計^す可^{から}不^る無數^の菩薩・各^の不^退轉^の位^訓 ^二證^二悟^一すること*得^ツ（三三ウ3、う・）

*「得」 三点に虫損あり。

○乃至^し五趣の一切有情・¹²²諸の重^障返^を断^ツチテ无^量の¹²⁶樂^返を得^ツ（三三ウ4、たつ・て・う・）

○¹²⁷悉く皆^な當^に阿耨多羅三藐三菩^提を得^ル「當^へ」^{再讀}カリキ。（三三ウ5、べし・き・）

○爾^の時釋迦牟尼如來・文殊師利菩薩等の阿僧祇海會大衆^返に告^げて言^{はく}・我^於无量那庾多百千大劫に身命^返を*惜^{ヲシ}マ不^スして 頭目手足・血^入穴^入

骨髓・妻子國城・一切の珍寶・來^リ求^ム返^ルムルこと有る¹³⁰者^モに悉く用^テ布施^シ・百千の難行苦行^返を修習して大乘心地觀門を獲^テ證^セり。（三四才3、をしむ・ず・クエチ・ニク・きたる・もとむ・もの・もて・（・もちて・））

*「惜」 右傍仮名「ヲシマス」、便宜上「ス」は「不」字につけて翻字した。

○當^に知^返 ^る「當^に」^{再讀} ^し此の甚深の經は十方三世の无上十力の「之」宣^レ説^二シタマフ所^二なり。（三四ウ3、す・（・センセチす・）・たまふ・）

○「於」此の三千大千世界・十方の諸佛の國土の「之」中^に有^る返^る所の无邊の諸の有情類・傍生餓鬼・地獄の衆生・此の大乗心地觀經の殊勝の功德・威神の「之」力^返に由^二諸^一苦^返を離^レ安樂^二受^二 ^く ^る ^こ ^と ^を ^得 ^令 ^む。（三四ウ5、はなる・う・）

○能く所在の國土をして 豐樂にして諸の怨敵 ^二无^二 ^カ ^ラ ^令 ^む。（三五才3、なし・）

○譬は人^返有^りて如意珠^返を得て「於」家^中返^に置^キて 能く一切の殊妙の樂具^二返^一を生^二 ^カ ^ク ^三 ^五 ^才 ^四 ^い ^へ ^お ^く [・]）

○能く國界に无盡の安樂 ^二を與^二 ^ア ^タ ^フ。（三五才5、あたふ・）

○亦^た三十三天の末尼の天鼓の・能く種種の百千の音聲^返を出して 彼の天衆をして諸の快樂^二返^一を受^二

(け) 令(三) (む) るか如(四) く(三五ウ1、・つづみ・)
 ○能(く) 國界をして最勝安樂ナラ令む。(三五ウ3、・・
 ・なり・(・アンラクなり・))
 ○是の因縁(返) を以て汝等大衆・大忍力(返) に住して此
 の經を流通セヨ。(三五ウ4、・・・す・(・ルツウす・))
 ○善逝・¹³¹ ¹³² 乃^{イマシ}甚深の大乗微妙心地觀經(二) (返) を説(二)
 (き) て 能(く) 廣く大乘の行者(返) を利益シタマフ(三
 六才1、・いまし・・・す・(・リヤクス・)・たまふ・)
 ○若(し) 善男子善女人(返) 有(り) て能く此(の) 經の
 乃至(し) 一四句偈(返) を持セン(三六才3、・・・す・(・
 ぢす・)・む・)
 ○是(返) (の) 如(き) 「之」人・幾^{イッパ} | 所クノ福(二) をか
 得(二) くる。(三六才4、・いくばく・の・)
 ○爾(の) 時薄伽梵・文殊師利菩薩(返) (に) 告(け) て
 言(はく) ・若(し) 善男子善女人(返) 有(り) て「於」
 恆河沙三千大千世界に・中に七寶(返) を滿テ、以^モ | 用テ十
 方の諸佛(返) に供養し 一一の佛(返) の爲に精舎(上濁) (返)
 を造立して七寶莊嚴して佛及(ひ) 菩薩(二) (返) を安(二)
 | 置 | 供養センコト 恆沙劫を滿てむ。(三六才4、・みつ
 ・て・もて・(・もちて・)・・・す・(・クヤウす・)・む
 ・こと・)
 ○彼の諸の如來の所有の無量の聲聞弟子に亦(た) | 以て
 一切の所須(返) を供養センコト 佛(返) を供養するか如
 く等(しく) して差別(返) 无カラン(三六ウ3、・・・す

・(・クヤウす・)・む・こと・なし・む・)
 ○是(返) (の) 如(き) 諸佛・及(ひ) 聲¹³³ 聞等の般涅
 槃の後に 大寶塔(返) を起^タテ、舍利を供養セン。(三六ウ
 5、・たつ・て・・・す・(・クヤウす・)・む・)
 ○¹³⁴ 彼の種種(の) 供養の功德(返) を*以て此の説經の
 所獲の功德(返) に比^ヒする「イ、タ比フ」に 十六分の中に
 其の一に及(は) 不^シ。(三七才3、・ヒす・たくらぶ・)
 *「以」 三・四画面辺りに朱の横線あるが、未詳。
 ○況(や) 能く具足して受持讀習し・廣く人(返) の爲に説
 (か) むヲヤ。(三七才5、・を・や・)
 ○「於」現身の中に十種の勝利の「之」福を感得セン。(三
 七ウ4、・・・す・(・コムトクス・)・む・)
 ○五(は) 「者」資財に乏^{トモ}シカラ不^ナ。(三八才1、・ともし
 ・)
 ○六(は) 「者」皮膚^{ヒヨウニ}潤*澤「イ、皮膚潤澤」なり。(三
 八才1、・ヒヨウ・(・ビフ・)・ニン^{カバハタヘウルヒ}・なり・(・ニンヂヤ
 クなり・)・かは・はだへ・うるひ・)
 *「澤」 左傍に某字を擦り消した跡あり。
 ○七(は) 「者」人(返) の爲に愛 | 敬セラル。(三八才2、
 ・・・す・(・アイキヤウす・)・らる・)
 ○八(は) 「者」孝養の子を得^ユン。(三八才2、・う・む・)
 ○九(は) 「者」眷屬和睦(入) す「和睦」。(三八才2、・
 むつぶ・む・)
 ○此の經典の所在の若(き) 「之」處は即(ち) 佛及(ひ)

諸の菩薩・縁覺聲聞*有るに爲レハナリ。(三八ウ1、・なる・ば・なり・)

*「有」 「に」点、ママ。

○何(を)以(ての)故(に) 一切の如來・此の經(返)を修行して凡夫(返)を捨(て)已(り)て阿耨多羅三藐三菩提(返)を得(得)一切の賢聖・皆(な)此の經(返) (に)從(ひ)解脱(返)を得ルか故なり。(三八ウ2、・う・う・)

○文殊師利・我か涅槃の後・後五百歲(にして)・法滅(返)セント欲(セ)ン時・¹³⁵*若(し)法師(返)有(り)て此の心地經の衆經の中の王(二) (返)を受(二) | 持 | 讀 | 習 | 解 | 說 | 書 | 寫 | セン(三八ウ5、・す・(・メツす・)・む・と・す・む・)・す・(・シヨシヤす・)・む・)

*「若」 右下にヲコト点らしき斜線あるが、未詳。

○若(し)善男子善女人(返)有(り)て此(の)法師(返) (を)供養尊重(セ)ン者(即(ち)十方三世の一切の諸佛を供養するに爲(訓)る。(三九オ2、・す・(・ソソヂユウす・)・む・)

○是の大法師・无佛の時(返)に在(り)て 濁惡世の邪見の有情(返)の爲に甚深の心地經王(返)を演説して 惡見(返)を離(ハ)レ菩提道(二) (返)に趣(二) | 使(三) | メ | 廣 | 宣流 | 布して法を久(し)く*住(セ)令(ム)レハなり。(三九オ5、・はなる・しむ・)・す・(・ヂユウす・)・しむ・ば・)

*「住」 右傍仮名「セシ」、「令」字の仮名「セシムレハ」と重複。

○若(し)善男子善女人(返)有(り)て 此の法師(二) (返)

を合(二) | 掌恭 | 敬(セ)ハ「者」・我(む)・无上大菩提の記を授(二) | く。(三九ウ4、・す・(・クキヤウす・)・ば・われ・)

○若(し)人・¹³⁶此(の)心地經(二) (返)を聞(二) (く)こと)得(三)て 四恩(返)を報(セ)ンか爲に菩提心(返)を發して 若(は)自(ら) *書(平)し 若(は)¹³⁷人(返) (を)使(て)書(返) (か)「使」(再讀) (め) 若(は)讀(念)通(利)セン。(四〇オ1、・す・(・ホウズ・)・む・)・す・(・ツウリス・)・む・)

*「書」 平声及び平声輕の声点あり。平声輕の声点付近に擦り消した跡あり。

○是(返) (の)如(き)人等・獲(返)む所の福德・佛の智力(返)を以(て)多少(返)を籌(去)量(セ)ンに 其の邊を得(不)。(四〇オ3、・チウ・す・(・ヂウラウす・)・む・)

○一切の諸天・梵王・帝釋・四大天王・訶(去)利(上)底(上)母・五百の眷屬・彌(去)羅¹³⁸跋(入)多大鬼神王・龍神八部・一切聽法の諸の鬼神等・晝夜に離(ハ)レ不(して)常に當(に)是(返) (の)如(き)佛子(返)を擁護して念慧(返)を増長し 无礙辯(返)を與(テ)衆生(返)を教化して佛因(二) (返)を種(二) | エ令(三) | む | 「當」(再讀) | (四) | し。(四〇オ4、・)・テイ・(・カリタイモ・)・ニラ・(・ニラバツ・)・はなる・あたふ・うう・)

○文殊師利 是(の)如(き)善男子善女人・命終の時(返)に臨(み)て¹³⁹ 現前に十方の諸佛(返)を見(タ)テマツル(二) (返)

ト得 三業亂レ不。(四〇ウ3、・みる・たてまつる・こと
・う・みだる・)

○云何ナルヲカ十(と)爲ル。(四〇ウ5、・いかなり・を
・か・す・)

○二(は)「者」目睛(去)露ナラ不。(四一オ1、・あらは
なり・)

○三(は)「者」手掉(平濁)動(平)「イ、掉動」(せ)不。
(四一オ1、・デウ・す・(・デウヅウす・)・さわぐ・う
ごく・)

○四(は)「者」足伸(平)縮「イ、伸縮」(すること)
无(から)む。(四一オ2、・シムシユク・(・シンスク・)
・のぶ・しじまる・)

○五(は)「者」便一溺(入)遺(平)不。(四一オ2、
・ニヤク・(・ベンニヤク・)・キす・(・ユイす・))

○六(は)「者」體(平)汗流レ不(四一オ2、・あせ・なが
る・)

○七(は)「者」外に捫(去) *模(平) (せ)不(四一オ3、
・モンモす・)

*「模」 本行「權」字を見せ消ちし、右傍に訂す。

○八(は)「者」手拳舒ヒ展ヒタラン(四一オ3、・のぶ
のぶ・たり・む・)

○九(は)「者」顔容改ラ不。(四一オ3、・あらたまる・)

○十(は)「者」 *轉一側自一 *如ナラン。(四一オ4、
なり・む・)

*「轉」 「轉」字から「自」字にかけて、右傍に角筆仮名あるか。

*「如」 右傍仮名「ナナラン」とあるが、未詳。

○經力(返)に由(る)か故に 是(返) (の)如(き)相有(二)
ラン。(四一オ4、・あり・む・)

○八(は)「者」眷屬(返)に背力不(四一ウ3、・そむく・)

○九(は)「者」人天敬愛セン(四一ウ3、・キヤウアイす・)・む・)

○十(は)「者」佛の所説(返)を讚メン(四一ウ4、・ほむ
・む・)

○是(返) (の)如(き)善語・皆(な)此(の)經に由ラ
ン。(四一ウ4、・よる・む・)

○二(は)「者」結恨を懷力不。(四一ウ5、・いたく・)

○三(は)「者」慳(去)心を生セ不。(四二オ1、・ケン
・(・ケンシム・)・す・(・シヤウズ・))

○五(は)「者」過惡を説力不(四二オ1、・とく・)

○七(は)「者」顛¹⁴⁰倒の心无カララン(四二オ2、・なし・
む・)

○九(は)「者」七慢を遠¹⁴¹離セン。(四二オ3、
・(・ランリス・)・む・)

○十(は)「者」「欲」一切の佛法(二) (返)を證得(三)し
三*昧(二)を*圓(三)滿セント樂(三) (ふ)「イ、一切

(の)佛法(を)證得(し)三昧(を)圓滿欲ン(と)樂
(ふ)」。 (四二オ3、
・(・エンマンす・)・む・と
・(・エンマンす・)・む・)

*「昧」 左傍、一点を擦り消した跡あり。

*「圓」 左傍、二点を擦り消した跡あり。

○文殊師利 是(返) (の) 如(き) 功德・皆(な) 深妙の
經典(二) (返) を受―持―読―習―通―利―解―説―書―
寫(二) する難思議の力(三) に由(四) レリ。(四二二才4、
よる・り・)

○此の心地經は無量處(返) に於ても无量時(返) に於ても
聞(く) こと得可(から) 不。(四二二ウ1、・う・)

○何(に) ―況ヤ見(返) ること得 具足して修*習セ
ンヲヤ。(四二二ウ2、・や・う・・す・(・シユジフす・)
・む・を・や・)

*「習」 「し」「て」のヲコト点を擦り消した跡あり。

○汝等大會・一心に奉持して 速に凡夫(返) を捨テ、當
に佛道(を) 成(す) 「當」(再讀) し。(四二二ウ2、・すつ
・て・)

○爾(の) 時文殊師利法王子等の无量大菩薩・智光菩薩等
の新發意の菩薩 阿若憍陳如等の諸大聲聞・天龍八部・人
非人衆・各―各に―一心に・佛説(返) を受持して皆(な)
大に歡喜し信受奉 143 行シキ(四二二ウ3、・・・す・(・ブギ
ヤウす・)・き・)

1 「座」 「座從(リ) 起チテ「て」」とする。

2 「理」

3 「著」

4 「者」

5 「會」

6 「智」

7 「自」

8 「引」

9 「炬」

10 「作」

11 「戰」

12 「疾」

13 「誰」

14 「法」

15 「今」

16 「暫」

17 「故」

18 「電」

19 「猴」

20 「暫」

「て」のヲコト点を反映する。

底本「著」字を「着」字で表記。以降の同字
についても同様。

「に」のヲコト点を反映せず、「を」のヲコト
点があるとする。

朱と角両筆による「カツテ」の仮名があると
する。

「地」とする。

右傍仮名「ミツカラ」を抹消とする。

右傍仮名「□キ」を抹消とする。

「に」のヲコト点を反映せず。

朱と角両筆による「タリ」の仮名があるとす
る。

右傍角筆仮名を「セン」とする。

「く」のヲコト点を反映する。

右傍仮名「タレ」を反映せず。

「は」のヲコト点を擦り消しとする。

二字の間の合符、左寄りであるとする。

底本「暫」字を「暫」字で表記。以降の同字
についても同様。

「に」のヲコト点を反映せず。

右傍の角筆仮名「テン」に「？」を付す。

角と朱両筆による「コ」の仮名があるとする。

朱と角両筆による「シハラクも」の仮名及び

39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21				
「主」	「主」	「照」	「螺」	「鼓」	「流」	「敵」	「悟」	「知」	「水」	「无」	「大」	「犯」	「悟」	「牝」	「猪」	「僻」	「汚」	「如」				
句点を中黒点とする。	「王」とする。	「す」のヲコト点を反映せず。	朱と角両筆による「ラ」の仮名があるとする。	右傍角筆仮名「コ」を反映せず。	点があるとする。	「を」のヲコト点を反映せず、「に」のヲコト点を反映せず。	「に」を擦消。左訓読めずとする。本用例集では「軍」字に同様の注あり。	朱と角両筆による「サトル」の仮名があるとする。	「の」のヲコト点があるとする。	「く」のヲコト点を反映せず。	以下二文字、「小大」とする。	右傍角筆仮名を「ホム」とする。	「る」点を反映する。	右傍仮名を「ヒン」とする。	「猪」とする。	「假」とする。	左傍仮名「ケカス」が「釜」字に付されているとする。	右下の符号、「し」のヲコト点であるとする。	ヲコト点があるとする。			
61	60	59	58	57	56	55	54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	
「空」	「是」	「從」	「邪」	「餘」	「燒」	「盛」	「密」	「令」	「爲」	「發」	「速」	「就」	「就」	「界」	「來」	「盈」	「又」	「更」	「愛」	「爲」	「時」	
句点があるとする。	右傍仮名「コ」を反映せず。	右傍仮名を「シタカへ」とする。	底本「邪」字を「耶」字で表記。以降にも、同様の書き換えがみられる箇所あり。	「こと」のヲコト点を反映せず。	「く」のヲコト点があるとする。	「も」のヲコト点を反映せず。	「に」のヲコト点を反映せず。	右傍仮名を「シメタマへ」とする。	中黒点を反映せず。	心と名（づく）る」とする。	句点を反映せず、「心」字を前文に続けて「發」	中黒点を反映せず。	文末に句点を付す。	左下の朱線を「たり」のヲコト点とする。	「に」のヲコト点があるとする。	「の」のヲコト点を反映せず。	右傍仮名を「ヤウ」とする。	右傍仮名を「アサレヨ」とする。	右傍「終」字を「経」字とする。	「受」とする。	「す」のヲコト点を反映せず。	右傍に「シ」の角筆仮名があるとする。

82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62
「如」	「陀」	「蘇」	「災」	「能」	「中」	「里」	「苦」	「近」	「遠」	「清」	「闡」	「就」	「持」	「不」	「縁」	「心」	「執」	「除」	「有」	
「し」のヲコト点を反映せず。	朱と角両筆による「タ」の仮名があるとする。	朱と角両筆による「ソ」の仮名があるとする。	「炎」とする。	平声点があるとする。	「示十平」「秤」とする。	以下三文字、「暗闇夜」とする。	右傍仮名を「ニガキ」とする。また、同字に「き」のヲコト点があるとする。	右傍仮名を「チカヅクニ」と起し、「ル」の仮名は反映せず。	右傍仮名を「トヲサカルニ」とする。	「消」とする。	右傍角筆仮名を「セン」とする。	「熟」とする。	「て」のヲコト点を反映せず。	「す」のヲコト点を反映せず。	「す」のヲコト点があるとする。	中黒点を反映せず。	「も」のヲコト点を反映せず。	右傍仮名を「ノソカム」とする。	点があるとする。	「の」のヲコト点を反映せず、「る」のヲコト
103	102	101	100	99	98	97	96	95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83
「求」	「體」	「蟻」	「着」	「告」	「説」	「漸」	「心」	「妙」	「譬」	「毘」	「印」	「右」	「手」	「握」	「十」	「頭」	「日」	「金」	「生」	「速」
「こと」のヲコト点があるとする。	「髓」とする。	朱と角両筆による「マテ」の仮名があるとする。	「る」のヲコト点を反映する。	「て」のヲコト点があるとする。	右傍仮名「タマフ」を擦り消しとする。	右傍仮名を「ヤウ」とする。	中黒点を反映せず。	同字の下に「觀」字あり。	「は」のヲコト点を反映せず。	同字の上に「大」字あり。	「は」のヲコト点を反映せず。	「左」とする。	当該文字なし。	朱と角両筆による「アク」の仮名があるとする。	「小」とする。	同字の下に「指」字あり。	「白」とする。	「の」のヲコト点があるとする。	中黒点を反映せず。	右傍仮名を「スミヤカニ」と起し、「に」のヲコト点は反映せず。

121	120	119	118	117	116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104
「令」	「今」	「言」	「櫻」	「學」	「甲」	「若」	「果」	「己」	「佗」	「如」	「事」	「事」	「觀」	「者」	「怨」	「心」	「貧」
右傍仮名を「シメム」とする。	「今」字と「者」字の間の合符、左寄りであるとする。	「く」のヲコト点は反映せず、右傍仮名を「マウサク」とする。	「櫻」とする。	仮名は反映せず、「する」のヲコト点があるとする。	「甲」字と「冑」字の間の合符を反映せず。	「と」のヲコト点があるとして、右傍仮名「ト」は反映せず。	朱と角両筆による「を」のヲコト点があるとする。	「か」のヲコト点を反映せず。	「他」とする。	「と」のヲコト点を反映せず。	中黒点を反映せず。	右傍に「ヲ」の仮名があるとする。	右傍の「ミル」を角筆仮名とする。	当該文字なし。	朱と角両筆による「ヲム」の仮名があるとする。	朱と角両筆による「セ」の仮名があるとする。	「貧」とする。

137	136	135	134	133	132	131	130	129	128	127	126	125	124	123	122
「人」	「此」	「若」	「彼」	「聞」	「乃」	「乃」	「者」	「提」	「當」	「悉」	「樂」	「量」	「斷」	「障」	「諸」
「を」のヲコト点があるとする。	「是」とする。	右下の符号を「し」のヲコト点とする。	「の」のヲコト点を反映せず。	同字の下に「衆」字あり。	中黒点があるとする。	「し」のヲコト点を反映せず。	「に」のヲコト点を反映せず。	朱と角両筆による「を」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「に」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「く」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「を」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「の」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「て」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「を」のヲコト点があるとする。	朱と角両筆による「の」のヲコト点があるとする。

143142	「何」	「何」字と「況」字の間の合符を反映せず。
	「行」	「し」のヨコト点を反映せず。
141140139138	「跋」	「跋」とする。
	「現」	「眼」とする。
	「倒」	「の」のヨコト点を反映せず。
	「離」	仮名は反映せず、「せん」のヨコト点があると する。

おわりに

以上、未熟ながらも宮内庁書陵部蔵『大乘本生心地観経』の訓読文用例集の作成を試みた。猶、本用例集では、底本に付された加点を可能な限り拾い上げ、翻字本文に反映させることに重点を置いた。その結果、複数の異読が立ち、文の構成が煩雑になっていることをお断りしておく。

検索用語の掲出の仕方については、未だ模索段階である。本用例集では、如何にして検索用語を統一し、検索者による揺れ及び検索漏れを最小限に止めるかに重点を置き、検索用語を呉音に統一するという方法をとった。しかし、それにより、実際に付されている読みと検索用語との間に乖

離が生じてしまった。これらの点以外にも、多々不備が存するかと思われるが、大方のご批評を賜れば幸いである。

【付記】

本用例集は、松本光隆広島大学教授が昭和六十一年に書写・移点した移点本を借用し、底本としたものである。

身延山久遠寺藏本朝文粹訓点データ集稿(一)

松本光隆 李 玉婷 王 暄 王 德俊 李 蘇洋 戴 玉潔 陳 博林 孫 瑾
 大久保綾子 曹 亜瓊 黄 莹 陳 翰柯 岩下邦子 白 景皓 薛 東東

凡例

一、本用例集は、汲古書院『身延山久遠寺藏重要文化財本朝文粹』(1980.9 出版)を底本として、その加點箇所本文及び檢索用語を出現順に列挙したものである。

一、用例の掲出においては、仮名加點の存する箇所を中心に、一文単位で掲げることが基本とする。但し、二文で一セットの反復表現等、纏めて掲げた方が理解し易いと判断された場合には、一文に拘らず掲出する。

一、久遠寺本本朝文粹に加點された訓点に従って、訓読文を作成する。加點の片仮名は片仮名で、ヲコト点は平仮名で表示する。私に補読したものは、(一)に包んで平仮名で表示する。訓読文作成時において、不読を表示する場合は、

◎ 「於」 「也」 など

また、再読の二度目の読みについても、以下のように表示する。

◎ 「當に…」 「當」(再讀)し

一、訓読文の入力にあたって、本文の漢字は、JIS第四水準までに含まれる漢字の内、旧活字体にあたるもので翻字する事を原則とするが、

JIS第四水準までに該当の字体が存在しない場合、すなわち、外字に相当する場合は以下のように処理・入力しておくものとする。

◎ Ⅱ 「口十縛」 Ⅱ 「水十齋」 など

また、踊り字で訓読に際して、踊り字の後に元の字を(一)に包んで表示する。仮名の踊り字は、一字を「ヽ」、二字以上を「／」で示す。平仮名の一字の踊り字を「ㇿ」、漢字の踊り字を「々」で示す。

また、所謂、誤字・宛字については、底本のままに翻字し、正しいと考えられる字体を注記することはない。

一、底本の符号に関しては、合符は訓読文に生かして示す。その他、音読符・訓読符についてはそれぞれ(音(訓)の文字を、声点については(平)(平輕)(上)(去)(入輕)(入)などの文字を当該漢字の右下に注記する。

また、返点は、(返)(一)(二)(三)(上)(中)(下)といった注記により同じく当該漢字の右下に示す。雁点・返点を兼ねた「て」のヲコト点ともに(返)で表示する。

また、振り仮名に声点が付く場合も、(平)(平輕)(上)(去)(入輕)(入)

などの文字を当該仮名の右下に注記する。

また、人名符も(人名のように、文字を当該仮名の右下に注記する。

また、一漢字に複数の符号が重なる場合は、

「音読符・訓読符」「声点」「二点」「返点」「片仮名点」「ヲコト点」の順に表示する。

また、異読のある箇所は、「イ、」と注記した括弧に包んで表示する。

一、句読点は、底本に従って、右下「・」を句点「。」で表し、中下「・」を読点を「、」で表す。句読点を付すべき所に句読点のない箇所は空白として示す。

一、各文頭字に○を付し、用例の所在、検索用語等の情報は、用例毎に文末に頁数、行数を示す。

◎(身延文粹・上3・6)(・セウす・ギヨす・つつしむ・いへども・ガウ・あり・)

また、原則として、注記のポイントを落とすとするが、注を付ける場合、検索用語の後に、()の中に示す。

一、片仮名の事態は現行の字体に改めた。

また、本文のルビは、以下のように表示する。活用語は、語幹を漢字の右に送って、活用語尾を本行に送る。副詞・接続詞は、最終音節を本行に送ることを原則とする。

◎キタ来ル (キ)タ来ル ムカ迎へテ など

副詞・接続詞などの二字仮名の踊り字が、最終音節に当たる場合の表示は、以下による。

◎シハク屢

また、左傍訓の表示は、以下による。

◎ヨハ呼ヒ (シ)ナ稱へテ など

また、熟字訓の表示は、以下による。

◎コノカタ以_レ来 (シ)カ然_レ而モ など

一、補読箇所の表記について

補読した語句の表記は、左の各項に従った。

(1) 仮名遣は、原則として、歴史的仮名遣による。

(2) 活用語尾の補読は、原則として、音便化していない元の活用形によった。

(3) 補読には濁点は一切加えない。

一、検索用語について

各用例の検索用語を決定する作業においては、左の各項に従った。

(1) 検索用語は、電子テキストとしての検索の便を考えて、和語は平仮名で、字音語または字音語に準ずるものは片仮名で語形を掲げた。

(2) 語の掲出は単語を基本単位とする。

(3) 当該語句(用語及び助動詞)が訓読文中に活用語として現れる場合、終止形での掲出を基本とした。

(4) 当該語句が訓読文中に音便形で現れる場合、原則として、もとの語形を掲げた。

身延山久遠寺『本朝文粹』卷第二

○詔ス・唐堯(の)「之」民(返)を馭(去濁)スル「也」・敬(ツベシ)ンテ時(返)を授(返)くと雖(モ)而未(カウ)「た」號(返)アラ「未」(再讀)。(身延文粹・上3・6)
(・セウ・す・ギヨ・す・つしむ・いへども・ガウ・あり・)

○漢武(の)「之」俗(返)を撫(ナ)ツル「也」・初(建)一元を以(而)名(返)と爲(サ)ス
(身延文粹・上3・6) (・なづ・)

○爾(返)シ自(り)以(來)・或(は)休(キウ)祥(ア)に遇(テ)フ以(元)音(返)を開(キ)或(は)災(サイ)變(ニ)依(リ)以(テ)曆(返)を革(アラタ)ム。(身延文粹・上3・7) (・しかり・き・キウシヤウ・あふ・ひらく・サイヘン・あらたむ・)

○朕(チン)庸(ヨウ)平(平)虚(返)ナルを以(テ)猥(ミタリカハ)シク神(器)を守(ル)。(身延文粹・上3・8) (・チン・ヨウキヨ・なり・みだりがはし・まもる・)

○日(返)を慎(む)こと是(幾)多(ク)の(日)ソ・年(返)を計(カ)フレは亦(た)十五年。(身延文粹・上3・8) (・いくばく・ぞ・かぞふ・)

○天(の)「之」未(た)忘(返)レ「未」(再讀)ル・屢(シハ)妖(ク)妖(平)怪(ク)怪(去)を呈(アラハ)シ而(テ)相(イマシ)誠(ム)。(身延文粹・上3・9) (・いまだ・わする・ず・しばしば・ヨウクワイ・あらはす・いましむ・)

○德(の)「之」是(薄)キ・兢(キヨウ)平(平)一(テ)惕(入)を致(ス)と雖(モ)而(消)返(返)不(不)。(身延文粹・上3・10) (・うすし・キヨウテキ・いへども・)

○去(イン)年(シヨ)黍(上)稷(入)の(之)炎(阜)に遇(ア)ヘル「矣」・民(戸)殆(ト)天(返)無(シ)。(身延文粹・上3・10) (・いぬ・き・シヨシヨク・あふ・り・ほとをど・)

○宮室(の)「之」灰(平)燼(シ)燼(去)と爲(ル)「焉」・阜(居)唯(た)地(返)ノミ有(リ)。(身延文粹・上3・11) (・クワイジン・なる・チ・のみ・)

○修(返)ランと欲(フ)ヘは又(た)百(姓)の(之)費(ニ)を(作)ス。(身延文粹・上3・12) (・つくる・む・をもふ・つゐえ・なす・)

○將(マ)に廢(返)テンと「將」(再讀)レハ素(モ)リ一(人)の(之)居(音)ニ非(ニ)ス。(身延文粹・上3・12) (・まさに・すつ・む・す・ば・もとより・)

○惻(入)隱(主)「惻隱」懷(返)に「于」(し)て寤(去濁)一(六)十(月)十(未)と(去濁)に忍(返)ヒ難(シ)。(身延文粹・上3・12) (・ソクイン・フクイン・ふところ・ゴビ・しのぶ・かたし・)

○方(に)今(上)玄(平)の(之)謹(セ)便(チ)是(返)の(如)シ・中(丹)の(之)謝(去)奈(何)ンカセント欲(ス)ル。(身延文粹・上3・13) (・せめ・すなはち・ごとし・いかん・か・す・む・と・す・)

○宜(く)正(去)朔(返)を改(メ)テ以(テ)變(シ)土(の)「之」聽(ニ)を易(ニ)

へ・徳政(返)を施(し)て以て圓(平)扉(平)の「之」冤(上)を解(申)ク「宜」(再讀)下(し)。(身延文粹・上3・14) (・あらたむ・シユツド・きき・かふ・エンビ・たしなみ・とく・)

○其(れ)天元六年(返)を改めて永觀元年と爲(セ)ヨ(身延文粹・上4・1) (・あらたむ・す・)

○天「下(返)に大」赦して「イ」大赦天下 (して)「今日」日「イ」今日「の昧(志)爽(上)已」前(大)平瀧「辟(入瀧)已」下(の)罪・輕(重)と無ク。(身延文粹・上4・1) (・す・ダイシヤテムゲ・けふ・コンニチ・マイ

サウ・イゼン・ダイビヤク・イゲ・なし・) (今日)の左側の振り仮名「コンニチ」に合点が消されたか・「前」の左側の振り仮名「セン」に合点が消されたか) (イ)發(入)・未(ミ)發(入)・已(イ)結(入)・未(ミ)結(入)・正(コト)皆(な)

○又(た)一度(セツ)竊(タフ)盜(サウ)の賊(平瀧)返(ハカ)ヲ計(ル)に三(ハカ)端(平)已(下)ナラハ・同ク以て赦(免)セヨ(身延文粹・上4・3) (・セツタフ・ザウ・を・はか

る・なり・ば・を・なじ・す・)

○但(し)八(キヤク)虐(入瀧)・故(入)・殺(入)・謀(ム)・殺(入)・私(上)鑄(平瀧)・錢

(上瀧)・強(竊)盜(上)返(を)犯(下)して「イ」犯(入)虐(上)常(入)赦(所)不(免)の者(モ)は赦(限) (二)に在(二)返(ら)不(身延文粹・上4・3) (・ハツギヤク・ムサツ・シジユゼン・をかす・ホムハツギヤク・もの・かぎ

り・) ○又(た)老(人)及(ひ)僧(尼)年(百)歳(已)上(ナラン)には穀(四)斛(身延文粹・上4・5) (・なり・む・よね・)

○七十(已)上(には)一(斛) (二)を(給) (二)へ。(身延文粹・上4・7) (・コク・たまふ・)

○庶(ヒ)幾(ハク)は餘(殃)を「於」未(萌)返(攘) (二) (ひ)て弊(俗)を「於」有(截) (入) (二)に期(二) (二)セン。(身延文粹・上4・7) (・こひねがはく・ビ

マウ・はらふ・イウセツ・ゴ・す・む・) ○遐(平)瀧(上瀧)返(に)布(キ)告(テ)朕(か)意(を)知(ラ)令(メ)ヨ。(身延文粹・上4・8) (・しく・つぐ・しる・しむ・)

○主(者)施(行)す(身延文粹・上4・8) (・シギヤウ・) ○封(事) (二) (を) 上 (二) (返)ラ令(む)ル詔(身延文粹・上4・10) (・たてまつる・しむ・)

○詔(す) 一(人) (の) 「之」耳(訓) 二(ハ) 盡(に) 天下 (二) (を) 聽 (二) (く) こと能(三) (返) (は) 不。(身延文粹・上4・11) (・に・は・こと) (とく) (に・)

○一人(の)「之」目・廣ク域―中(二)を視(ニ)ルこと得(三)返不。(身延文粹・上4・11) (・ひろし・キキチユウ・セイチユウ・みる・) (「域」字、左側に「城一本」あり)

○是(を)以て古(の)「之」王者・或は謗(去)―譽(平)を「於」途(訓)返に問(ひ)て邪(返)有(ある)は「イ、有レ(は)」必(す)正(タ)ス。(身延文粹・上4・12) (・ヤ・ときは・あり・ただす・) (「譽」、「謗」の誤記か)

○或は曠―言を「於」市(訓)に採(二)りて善(音)返有(ある)ハ「イ、有レ(は)」則(ち)行フ。(身延文粹・上4・13) (・とる・ときは・あり・おこなふ・)

○朕東―圍(平)返に在(り)て十(入)過餘年・猶(ほ)少―日(ア)に當レリ。(身延文粹・上4・13) (・トウキ・あたる・り・)

○北―闕(返)に臨(み)て四五―月・愁(ナ)に萬機を親(ミ)ス。(身延文粹・上4・14) (・なまじひなり・みづからす・)

○朕粗前―事(返)を聞(き)て彌(よ)後―治(ナ)を歎ク。(身延文粹・上4・14) (・ほぼ・なげく・)

○頃(シ)の―年・蒼々(蒼)屢(シ)水旱(の)「之」災(二)を降(ニ)シ・元(平)一々(元)動(ヤ)は土木(の)「之」役(エ)に勞(去)す。(身延文粹・上5・1) (・しきり・しばしば・をろす・ややもすれば・エキ・)

○倉―廩(上)已(上)に竭(ツ)キテ田―園(オ)自(ら)荒(ア)ル。(身延文・上5・2) (・ソウリン・つく・おのづから・ある・)

○遊―手浮―食の者は多ク儉(返)を好(コ)ミ約(返)に處(ル)者は少シ。(身延文粹・上5・3) (・おほし・このむ・をり・すくなし・)

○書に曰(く)・木(訓)繩(返)に從(フ)トキンハ則(ち)正(タ)シ・后(キ)諫(返)メコトに從(フ)トキンハ則(ち)聖(ナ)リ。(身延文粹・上5・4) (・したがふ・と きんば・ただし・きみ・いさむ・こと・したがふ・と きんば・なり・)

○夫(ソ)レ・人―主は「者」敢(上)―諫(去)ニ返(納)ニルハ、を以(ニ)テ先(返)と爲(ス)人―臣は「者」讀(上)―言(二)返(進)ニムルを以(ニ)テ任(返)と爲(ス) (身延文粹・上5・4) (・それ・いる・さき・タウゲン・すすむ・) (「讀」字、左側に「讜敷」あり)

○彼の廣―徳か「之」樓―船(イ)を戒(メ)シ・終(ニ)其(の)安(ヤ)に就(ク)。(身延文粹・上5・5) (・いましむ・き・やすらぎ・つく・)

○朱―雲か「之」殿―檻(上)を折(ヲ)ル・永(ク)理(返)スル「イ、理(ウ)こと無(返)か」ラ令(む)。(身延文粹上・5・6) (・デンカン・をる・ながし・り・す・つくろう・なし・)

○且(マ)タ夫(ソ)レ・國(マ)「之」將(ヲ)に興(ラ)ント「將(再)讀(ル)トキンハ」也(上)―下(ク)脣(返)を聚(ム)。(身延文粹・上5・6) (・また・それ・まさに・をこ

る・む・と・す・ときんば・くちびる・あつむ・)

○國「之」將に廢レント「將」(再讀)ルトキンハ「也」・道―路目(返)を以てす。(身延文粹・上5・7) (・まさに・すたる・む・と・す・ときんば・)

○家(返)を破(り)て國(返)の爲ニシ・面リ―折(シ)テ戸―諫(二)スルカ如(返)キに至(り)テハ「者」・是(れ)朕カ「之」願(ねむ)ナリ「也」(身延文粹・上5・7) (・に・す・まのあたり・くじく・す・ごとし・て・は・ねがひ・なり・)

○於―戲・澆(平濁)―季(の)「之」俗(二)と導(二)フこと莫(三)レ・試(コト)ニ身(返)を忘(て)レ而(之)を扶(タス)ケヨ(身延文粹・上5・8) (・あ・いふ・なし・こころみに・わする・たすく・)

○疲―極(の)「之」民(二)と言(イ)フこと莫(三)レ・強(シ)テ力(返)を勦(アハ)セ而(之)を濟(ス)ヘ。(身延文粹・上5・10) (・いふ・なし・しひて・あはす・すくふ・)

○人―和(ケ)ハ天(モ)且(マ)タ和(ク)・民(タ)足(ン)ヌルトキンハ君(モ)足(タ)返(ン)ヌ可(シ)。(身延文粹・上5・10) (・やはらぐ・も・また・やはらぐ・たる・ぬ・と・きんば・も・たる・ぬ・)

○晉・平―公・叔―向(返)に問(ヒ)テ曰(ク)・國(の)「之」患(うれ)・孰(イッ)ヲカ大(フ)ナリト爲(ス)ル。(身延文粹・上5・10) (・シクキヤウ・うれへ・)

いづれ・を・か・ををいなり・す・) (「晉」字、左側に「晉(去)ノイ本」あり、右側に「サ」あり)

○對(へ)て曰(ク)・大臣(ハ)祿(返)を重(フモン)シテ諫(返)メ不(小)臣(ハ)罪(返)を畏(ラ)リテ言(マウ)サ不(身延文粹・上5・11) (・をもんず・いさむ・をそる・まうす・)

○下(シ)情(カ)上(カ)に通(セ)不(サ)ル此(レ)患(の)「之」大(ナル)者(ナリ)「也」(身延文粹・上5・12) (・しも・かみ・す・ず・これ・ををいなり・なり・)

○靖(シツカ)ニシテ「而(之)を思(マコト)フに・誠(コト)ナルカナ「哉」斯(コト)の言(身延文粹・上5・12) (・しづかなり・す・て・おもふ・まことなり・かな・こと・)

○宜(ク)公(卿)大(夫)及(ヒ)京(官)外(國)五(位)以(上)の職(官)長(に)居(居)・秀(才)明(經)課(試)及(第)シテ名(名)儒(士)爲(ラン)者(ヲ)シテ各(の)封(事) (返)を上(二)りて朕(カ)速(返)ハ不(上)ルコトヲ「イ、不(速) (二)ヲ」匡(中)ケ令(下) (返)ム「イ、令(メ)よ」(再讀) (し)。(身延文粹・上5・13) (・および・ある・クワシキフタイ・す・な・たり・む・もの・を・して・たてまつる・をよぶ・ず・こと・を・フタイ・を・たすく・しむ・しむ・)

○卿(等)・自(中)心(慮)リ・廣(ク)衆(庶)返(に)詢(ヒ)テ寡(婦)忌(去)―緯(去) (の)「之」説(二)を「イ、説(ヲ)モ」失(二) (は)不(三)正(夫)背(返)を炙(ル)「之」談(二)ヲモ「イ、談(ヲ)モ」遺(二) (ニ)スこと莫(三) (コト)ハ

(か)レ。(身延文粹・上6・1) (・なんだち・みづから・をもんばかり・ひろし・とぶらふ・キクキ・をも・ヒツフ・せなか・あぶる・ことば・をも・のこす・なし・)

○凡ソ「厥レ・國(の)」「之」利「害・政(の)」「之」得「失・盡」に其(の)膽(上)「返を露シて以て朕か心(二)に沃(二)レヨ」「イ、沃ヨ」。(身延文粹・上6・3) (・おほよそ・それ・ことごとくに・タン・あらはず・いる・)

○既(に)不「諱(の)」「之」詞「返を容れて隠(訓)返(す)こと無キ」「之」議(二)を聞(二)カンと欲(三)フ。(身延文粹・上6・4) (・フキ・いる・なし・きく・む・をもふ・)

○九日ノ宴(二)ヲ停メ十月ニ行(訓)フ詔(身延文粹・上6・7) (・の・を・とどむ・に・おこなふ・)

○詔す 五「雲を望(み)而眼(訓)返を穿ツ・汾(去濁)―水(の)」「之」遊(返)歸(返)ラ不。(身延文粹・上6・8) (・うがつ・あそび・かへる・)

○九「霞を攀(攀)チ而心(返)を摧ク・荊(平)―岫(去)」「之」駕(音)彌(よ)遠シ。(身延文粹・上6・8) (・よぶ・くだく・ケイシウ・とほし・)

○九「月は「者」・先「帝昇霞(の)」「之」月ナリ「也」(身延文粹・上6・9) (・なり・)

○故に九日(の)「之」節「廢レ而年を経タリ」。(身延文粹・上6・9) (・すたる・ふ・たり・)

○丹「萊(平)驗(去濁)返無シ・徒」に寒「返を禦ク」「之」方(二)を傳(二)ニ「へ・黄」菊時を失フ・空(し)ク露「返に泣ク」「之」萼(二)を綴(二)レリ。(身延文粹・上6・10) (・タンキウ・なし・いたづらに・ふせく・ホウ・つたふ・うしなふ・むなし・なく・はなぶさ・つづる・り・)

○朕(の)「之」長キ「恨」・千秋「窮」返無シ。(身延文粹・上6・11) (・ながし・うらみ・きはまる・なし・)

○爰(に)「洛」水の春の「遊」昔の「日筆」返を閣キ・商「颯(平)の秋の宴・今の「時二筵」返を巻ク」。(身延文粹・上6・12) (・さしをく・シウヘウ・に・むしろ・まく・)

○鹿「鳴再ヒ」停「テ」人の心樂「返」ハ不。(身延文粹・上6・13) (・ふたたび・やむ・たのしむ・)

○詞「人オ」子「漸ク吟」詠(の)「之」聲を吞ミ・詩「境文」場「已に寂」寥(返) (の)「之」地(二)と爲(二)リシタリ」。(身延文粹・上6・13) (・やうやく・のむ・セキレウ・なる・ぬ・たり・)

○孔「子」曰ク・文王「已に没」シタレトモ・文茲「在(ら)不レ乎」トイヘリ (「イ、乎」。(身延文粹・上6・14) (・の・たうばく・ボツ・す・ぬ・たり・ど

も・こ・こ・ず・や・と・いふ・り・や・)

○宜(く)良謙(丟)を「於」十月(の)「之」首(二)返(に)開(二)き
て以て餘―芳を「於」五―美(の)「之」叢(上)に翫(申)フ「宜」(再讀

下)し。 (身延文粹・上7・1) (レウエン・はじめ・くさむら・もて
あそぶ・)

○凡(そ)厥の儀「式」一(一)に重陽に准セヨ「イ、准へヨ」。 (身延文粹・
上7・2) (・いつに・ジユン・す・なぞらふ・) (二式)、本行は「戈十工」
の字である)

○服(入)御(平濁)常(平)膳(平濁)「イ、常ノ膳」(二)を減(三)シ「イ、減シ」
并て「イ、并(に)」「恩(平)」「赦(平)の「イ、恩赦ス(る)」「詔(身延文粹・
上7・5) (・つね・の・をとす・ゲン・す・あはせて・ならびに・す・)

○詔す 儉は「者」徳(の)「之」本ナリ「也」明王能ク逕(イ)ス。(身延文粹・
上7・6) (・なり・よく・いだす・) (逕)字、本行には「遠」字であり。
「遠」字、左側に「脱」タツス一本あり(・タツ・す・)

○惠(丢)は「者」仁(平濁)(の)「之」源ナリ「也」聖(丢)―主必(す)施
す。(身延文粹・上7・6) (・なり・) (施)字、訓読符あるか)

○朕寡(上)―薄(入)返ナルを以て誤(り)テ洪―基を守ル。(身延文粹・上
7・7) (・クワハク・なり・て・まもる・) (寡)字、上濁の聲点あるか)

○黄―屋(返)に居(キ)て而(テ)驕(フ)返ラ不・丹―符を役シテ「イ、役シ(て)」而

て自(ミ) (ら) 約(ツ、マヤカ)ナリ。(身延文粹・上7・7) (・みる・を・こる・エキ・
す・て・ヤク・す・みづから・つづまやかなり・)

○而を・化春の―風に非(す)・澤(ウ)「イ、澤(音)時の―雨に殊ナリ(身延
文粹・上7・8) (・うるい・ことなり・)

○日(返)を慎む「之」日空(し)ク―積リ・年(返)有ル「之」年逢(ア)ヒ難シ。
(身延文粹・上7・8) (・むなし・つもる・ある・あふ・かたし・)

○況(コ)ヤ項(コ)者(コ)甘―澍(丢)降(丢)返ラ不・苦―阜(し)ク―盛(サ)ナリ。(身延
文粹・上7・9) (・いはんや・このごろ・カンシウ・ふる・ひさし・さか
んなり・)

○園(平)―圃(ホ)丢(丢)に青―草(の)「之」色(二)を見(三)シ(え)不(三)シ・壘(上
―陌多ク赤―地(の)「之」愁(二)を舍(三)メリ。(身延文粹・上7・10) (・
エンホ・リヨウバク・おほし・ふくむ・り・) (壘)、原本では「土十龍」

○夫(フ)レ徳―政(平)邪(平)返(返)を防(フ)キ・善―言「イ、善―言」福(返)を招ク。(身延
文粹・上7・11) (・それ・ふせく・まねく・)

○殷(宗(人名)鼎(返)に雉(ナ)ク「之」雉(訓)耳(ハ)昇(ル)「之」妖(平)自(自)
(ら)消(キ)へ・宗―景(人名)の舍(音)返(返)を退ク「之」星・心(音)返(返)を守ル
「之」變(音)異(返)に非(す)。(身延文粹・上7・11) (・かなへ・なく・

はた・のぼる・エウ・をのづから・きふ・しりぞく・まもる・(「鼎、原本ではII(旧十句十一十斤))

○其レ朕か服―御の物・并て常(の)膳等・宜(く)重て省(上)―減す

「イ、省キ減ス」〔宜〕〔再讀(ニ)し〕。(身延文粹・上7・13) (・それ・あはせて・かさねて・セイゲン・はぶく・をとす・)

○左右馬寮(入濁)穀〔イ、株―穀〕一切に擁(平)―絶(入濁)〔イ、擁―絶〕セヨ。(身延文粹・上7・13) (・バツコク・まぐさ・よね・キヨウセツ・す・)

○諸の作―役(入)要(返)に非ラン〔者〕事(返)返を量(り)て且ク〔イ、且タ〕停メヨ。(身延文粹・上7・14) (・サクエキ・ず・む・はかる・しばらく・また・とどむ・) (「停」、原本は「傷」で、左傍の「停」には合点あり)

○又(た)・狸(上)―圍(上濁) (の)〔之〕中・恐(おそ)は冤(平)返―者有ランコトヲ。(身延文粹・上8・1) (・ヘイギヨ・うち・おそらくは・エンジヤ・あり・む・こと・を・)

○速(みやか)に所―司(返)に命シテ慮ヲ〔イ、慮(返)を〕申へて放チ―出セ。(身延文粹・上8・1) (・すみやかなり・メイ・す・をもひ・を・をもんばかり・のぶ・はなつ・いだす・)

○加―之・天―下諸―國の水(訓)返有ラン〔之〕處ニハ―任(ほしき)二百―姓(返)を令て灌キ―溉セ(貧)返シキを先ニシ富返ヌルを後(ニ)ニセ〔令〕

(再讀)メヨ。(身延文粹・上8・2) (・あり・む・に・は・ほしきままなり・そそく・まかす・まづし・さき・に・す・とむ・ぬ・のち・に・す・しむ・)

○高―年(平)鰥(平)―寡孤(一)獨(入濁)不能自存ノ〔イ、高年鰥寡孤獨の自存に能(返)は)不ラン〕者ニハ・量(り)て賑(上)―贍(去) (ニ)を加(ニ)ヘヨ。(身延文粹・上8・3) (・クワンクワ・コドク・フノフ・の・ず・む・もの・に・は・はかる・シンセン・くはふ・)

○又(た)・五―幾―内七―道諸―國去(去)シ天曆五年以―往の調(去濁)―庸(上)未―進の民身に在ラン者(上)を免(下)―除セヨ。(身延文粹・上8・4) (・いぬ・き・デウヨウ・あり・む・す・)

○但シ・東―海東―山々(山)―陽三道の驛戸〔イ、驛―戸〕の田―租は三―箇年(返)を限(ニ) (り)て殊に原(平濁)―免(ニ)に―從(ニ)ヘヨ。(身延文粹・上8・5) (・ただし・ヤクコ・グエンメン・したがふ・) (「租」、本文「祖」字誤記か)

○若(し)・丹―誠感(返)有リ・蒼―穹(平)欺(返)クこと無クは・則(ち)需(去)―澤(入)を〔於〕不―日(ニ) (返)に降(ニ)シテ穀―稼を〔於〕如(平)濁―雲(ニ)に望(ニ)マン。(身延文粹・上8・6) (・カム・あり・サウ

キウ・あざむく・なし・ハイタク・おろす・のぞむ・む・（「感」字、左傍に補っており）

○普ク遐「邇」返に告ケテ朕か意を知（ら）俾メヨ。（身延文粹・上8・8）
（・あまねし・つぐ・しむ・）

○二條の前―後の本位に復スル詔（身延文粹・上8・10）（・フク・す・）

○詔す 朕非（乎）―虚（返）ナルを以て忝クモ鴻―業に嗣ケ（乎）瀾リ。（身延文粹・上8・11）（・なり・かたじけなし・も・つぐ・り・）

○徳―義（の）「之」政（返）を施（ほと）シテ以て治（理）（の）「之」風（二）を致（二）サンコトヲ思（三）フ。（身延文粹・上8・11）（・ほどこす・いたす・む・こと・を・おもふ・）

○元「慶皇」后・在（ム）昔（昔）徽（乎）―號（返）を停（ヤ）メテ前の皇「太」后と稱す。（身延文粹・上8・12）（・むかし・クキカウ・やむ・）

○椒（乎）―庭（の）「之」月長ク―閑に・芝（乎）―砌（去）瀾（の）「之」霜多ク―改ル。（身延文粹・上8・13）（・ながし・おほし・あらたまる・）

○未（た）―換（去）―汗（去）に及（は）「イ、及ラ」「未」（再）譴ルニ・早（く）徳―音を斷（タ）テリ。（身延文粹・上8・13）（・いまだ・クワンカン・かへる・ず・ず・に・たつ・り・）

○往―事耳に在（り）・朕猶（ほ）―働（イ）ム「焉」。（身延文粹・上8・14）（・い

たむ・）

○故に本―號（二）返に追（フ）イテ復（フ）シテ以て芳―魂（乎）を慰（ニ）セン。（身延文粹・上8・14）（・おう・フク・す・キ・す・む・）

○青―苔の故―宮ニハ・縦（ヒ）光（光）を「於」雨―露（の）「之」影（二）に増（マ）スこと無（く）トモ・白―楊の荒（乎）―「王（十）遂（ス）」（去）ニハ・庶（ク）は更に

風を「於」山―陵（の）「之」聲（二）に變（二）センコトヲ。（身延文粹・上9・1）（・に・は・たとひ・ひかり・ます・とも・カウスイ・に・は・こひね

がはくは・す・む・こと・を・）（庶」の右傍には「ヒコネカハク」であり、誤写か）

○普ク天下（返）に告ケテ朕か意を知（ら）俾（シ）メヨ。（身延文粹・上9・2）
（・あまねし・つぐ・しむ・）

○故ノ菅右大臣に太政大臣を贈ル詔 巨（コ）爲―時（身延文粹・上9・5）（・もと・の・を・くる・コキジ・）

○詔す 寵（ト）―章（乎）徳（返）を表（ス）綿（乎）―篇（乎）載（ノ）セテ而長ク―傳（ト）へ・緝（入）瀾―禮賢（返）を旌（ス）素―簡編（ン）而朽（返）チ不。（身延文粹・上9・6）（・あらはす・のす・ながし・つたふ・ジヨクレイ・あらわす・ソカン・あむ・くつ・）

○故ノ贈正一位左大臣菅原（の）朝臣・鍾（乎）―石勳（返）を銘（シ）旂（常）

績(返)を記す。(身延文粹・上9・7) (・もと・の・シヨウセキ・メイ・
す・キジヤウ・セキ・キ・)

○鹽(平)梅を「平」臺(平)鉉(平)に和(音)ニシ(シ)・風(音)雲を「平」才(平)籩(平)

(二)に韜(平)ニメリ。(身延文粹・上9・8) (・エンバイ・タイケン・サイ
シン・つつむ・り・)

○朕(平)前に追(平)榮(平)返を加へて徽(平)烈(平)を「於」百代(の)「之」
後(二)に照(二)シ・今駿(去)命(返)を申(平)へて靈(平)魂を「於」九原(の)

「之」中(二)に崇(二)ニフ。(身延文粹・上9・9) (・ツイエイ・くはふ・
クキレツ・てらす・のぶ・うち・たとぶ・) (「原」左に「|| 百十永」イあ
り、右に「泉イ」あり)

○呼(平)嗟(平)馬(平) || (馬十蠶) (入年)深(平)蒼(平)煙(の)「之」松老(返)タリ
と雖(も)・龍(平)光(平)露(平)暖(平)ナリ・紫(上)泥(平)濁(の)「之」草(平)再(平)ヒ新

ナリ。(身延文粹・上9・10) (・あ・バレフ・ふかし・たり・あたたかなり・
ふたたび・あらたなり・)

○贈(平)ルに太政大臣(二)を以(二)ニテ(テ)す。(身延文粹・上9・12) (・をく
る・)

○蓋(平)シ褒(平)貴(平)「イ」褒(平)貴(平)を増(マ)ス「之」故(平)ナリ「也」(身延文粹・
上9・12) (・けだし・ホウキ・ホウホン・ます・ゆへ・なり・) (蓋字、

左傍に「高イ」あり)

○宜(平)人(平)臣(の)「之」職(返)を極(平)メテ式(平)テ泉(平)壤(平)濁(の)「之」蹠(平)
を照(平)ス「宜」再(平)讀(平)し。(身延文粹・上9・12) (・きはむ・もて・
あと・てらす・)

○天下(返)に布(平)キ告(平)ケテ此(平)の意(平)を知(平)ラ俾(平)メヨ。(身延文粹・上9・13) (・
しく・つぐ・しる・しむ・)

○華(平)山の法(平)皇(平)外(平)祖(平)母(平)惠(去)子(平)女(平)王(平)に封(平)戸(平)年(平)官(平)年(平)爵(二)を充(平)

(二)ツル勅(身延文粹・上10・2) (・ホウコ・あつ・)
○慶(平)保(平)胤(平) (身延文粹・上10・3) (・やすたね・)

○勅(平)漢(平)武(平)位(返)返(返)に即(平)イテ(平)臧(平) (平)兒(平)「イ、兒
(平)濁」封(去)返(返)に遇(平)フ。(身延文粹・上10・4) (・つく・サウゲイ・
サウジ・あふ・)

○誠(平)に是(平)れ眇(平)濁(平)代(の)「之」恆(平)規(平)音(平)抑(平)も亦(平)た前
史(の)「之」令(去)典(平)ナリ「也」(身延文粹・上10・4) (・コウキ・

なり・)

○朕(平)外(平)祖(平)母(平)王(平)氏(平)禮(平)法(平)心(平)に在(平)り・閏(平)閏(平)閏(平)閏(平)範(平)返
を垂(平)ル。(身延文粹・上10・4) (・ケイキ・のり・たる・)

○朕(平)幼(平)日(返)に當(平)りて早(平)先(平)妣(平)に別(平)ル。(身延文粹・上10・

6) (・あたる・わかる・)

○朕祖―母に報スルこと・未(た)親(音)返(の如)返(く)に)モ(あら)

「未」(再讀)。(身延文粹・上10・7) (・す・も・)

○往(返)年・世(返)返(を厭(ひ)て道(音)返(に歸シ)家(返)返(を出(て)

て尼(返)と爲ル。(身延文粹・上10・7) (・いぬ・き・クヰ・す・なる・)

○何ソ塵(去濁)―俗「イ、塵―俗」(の)「之」風(音)返(を以て妄(ミタリ)に

(の)「之」月(二)を訪(二)ハシ。(身延文粹・上10・8) (・なにぞ・み

だりに・とぶらふ・む・)

○邑―土三―百―戸・并(アハセ)て年(内)外―官三分等(二)返(を授(二)け)て

聊(に)湯(平)―沐(入濁)(の)「之」資(音)を支(サ)へ・兼(エキ)て役(入)―從(シウ)

(の)「之」輩(二)に與(アタ)フ。(身延文粹・上10・8) (・あはせて・ささ

ふ・エキシウ・あたふ・) (「役」字、左傍「ソク」かのルビ擦り消しあり)

○永「イ、永」觀(ヤウ)二年十二月十五日(身延文粹10・11) (・エイクワン・ヤ

ウクワン・)

○貞信公攝―政(を)辭(音)スル表(二)に)答(ニ)スル勅(身延文粹・上10・

13) (・す・す・)

○勅(ス)重(カサ)ネタル表(二)返(を省(ニ)ミ)て沖―挹(の)「之」懷(二)を具

(ニ)ニシツ。(身延文粹・上10・14) (・チヨク・す・かさぬ・たり・かへり

みる・をもひ・つぶさに・す・つ・)

○公(音)風―神深く―凝(コ)リ徳―宇高ク―聳(ソビ)ケタリ。(身延文粹・上10・14)

(・ふかし・こる・たかし・そびく・たり・)

○近(ク)諸(身)二)に取(ニ)レハ・則(ち)四―目(の)「之」左―眼(なり)。(身

延文粹・上11・1) (・ちかし・とる・) (「諸」字、左側に「詞字也」あり)

○遠(ク)「於」國に喩(レ)ハ・則(ち)万―里(の)「之」長―城(ナリ)。(身延文粹・

上11・1) (・とほし・たとふ・ば・なり・)

○故(に)先―皇(寄スル)に朕(躬)二)を以(ニ)テシ・付(クル)に朝―政(二)を以

(ニ)テス。(身延文粹・上11・1) (・よす・もてす・さづく・もてす・)

○既(に)親(音)亦(た)賢(音)ナリ・物(望)返(を異(返)ニスル)こと無(シ)。(身

延文粹・上11・2) (・なり・ことにす・なし・)

○況(や)・公(か)「之」朕(返)に於(ケル)「也」・名(は)君―臣(爲レ)トモ・志(は)父

―子(の)如(シ)。(身延文粹・上11・3) (・をく・り・たり・ども・ごとし・)

○何(ヲ)カ―嫌(ヒ)何(ヲ)カ―疑(ヒ)て以(謙)シ以(て)拒(か)ンカ。(身延文

粹・上11・4) (・なに・を・か・きらふ・を・か・うたがふ・ケム・す・

ふせぐ・む・か・)

○方(に)今(酷)罰(の)「之」身(少)フシテ未(た)識(返)ル(こと)有(返

(ら)「未」(再讀)。(身延文粹・上11・4) (・コクバツ・わかぶ・す・て・

ものしる・)

○三―讓(の)「之」^{タカ}高(ニ)イコトヲ聞(ニ)返(く)と雖(も) ^{イ(にし)}古(に)・

猶(ほ) ^{ウラムラク}恨(は)百―揆(上) (の)「之」今(返)に擁^{キヨウ}センコトヲ。(身延文

粹・上11・5) (・たかし・こと・を・いにしへ・うらむらくは・ハククキ・

キヨウ・す・む・こと・を・)

【付記】

本データ集は、平成二十六年前後期に開講した広島大学・大学院文学研究科の博士課程前期学生対象の授業において取り上げた身延山久遠寺蔵本朝文粹の訓読作業を基にしたものである。授業に参加した者は、写真複製本を元に訓読本を作成し、その訓読文を単語分割して、仮名点加点の存する一文を抜き出し、検索用の見出語を付して、出現順に並べてこのデータ集を作成した。以後、本データ用例に続く部分は順次連載の予定である。

金澤文庫本群書治要訓点用語集稿（一）

李 玉婷 王 徳俊

凡例

一、本用例集は、金澤文庫本『群書治要』を底本として、その加点箇所の本
文及び検索用語を出現順に列挙したものである。

一、用例の掲出においては、仮名加点の存する箇所を中心に、一文単位で掲
げられることを基本とする。但し、二文で一セットの反復表現等、纏めて掲げ
た方が理解し易いと判断された場合には、一文に拘らず掲出する。

一、金澤文庫本群書治要に加点された訓点に従って、訓読文を作成する。加
点の片仮名は片仮名で、フコト点は平仮名で表示する。私に補読したものは、
（ ）に包んで平仮名で表示する。

訓読文作成時において、不読を表示する場合は、

◎「於」 「也」 など

また、再読の二度目の読みについても、以下のように表示する。

◎「當に：」「當」「再讀し」

一、訓読文の入力にあたって、本文の漢字は、JIS第四水準までに含まれる漢
字の内、旧活字体にあたるもので翻字する事を原則とするが、JIS第四水
準までに該当の字体が存在しない場合、すなわち、外字に相当する場合は
以下のように処理・入力しておくものとする。

◎「口十縛」 「水十齋」 など

また、踊り字で訓読に際して、踊り字の後に元の字を（ ）に包んで表
示する。仮名の踊り字は、一字を「ヽ」、二字以上を「ヾ」で示す。平
仮名の一字の踊り字を「ㇿ」、漢字の踊り字を「々」で示す。

また、所謂、誤字・宛字については、底本のままに翻字し、正しいと考
えられる字体を注記することはしない。

一、底本の符号に関しては、合符は訓読文に生かして示す。その他、音読符・
訓読符についてはそれぞれ（音）（訓）の文字を、声点については（平）
（平輕）（上）（去）（入輕）（入）などの文字を当該漢字の右下に注記する。
また、返点は、（返）（二）（三）（上）（中）（下）といった注記によ
り同じく当該漢字の右下に示す。雁点・返点を兼ねた「て」のフコト点
とともに（返）で表示する。

また、振り仮名に声点が付く場合も、（平）（平輕）（上）（去）（入輕）（入）
などの文字を当該仮名の右下に注記する。

また、人名符も（人名）のように、文字を当該仮名の右下に注記する。

また、一漢字に複数の符号が重なる場合は、
「音読符・訓読符」「声点」「二点」「返点」「片仮名点」「フコ
ト点」の順に表示する。

また、異読のある箇所は、「イ、」と注記した括弧に包んで表

示する。

一、句読点は、底本に従って、右下「・」を句点「。」で表し、中下「・」を読点を「レ」で表す。句読点を付すべき所に句読点のない箇所は空白として示す。

一、各文頭字に○を付し、用例の所在、検索用語等の情報は、用例毎に文末に頁数、行数を示す。

◎ (群書治要卷三「毛詩」・4) (・カンシヨ・なり・)

また、原則として、注記のポイントを落とすとすするが、注を付ける場合、検索用語の後に、() の中に示す。

一、片仮名の事態は現行の字体に改めた。

また、本文のルビは、以下のように表示する。活用語は、語幹を漢字の右に送って、活用語尾を本行に送る。副詞・接続詞は、最終音節を本行に送ることを原則とする。

◎ 來ル (キ)タ 來ル (キ)タ ム(ム)カ 迎ヘテ など

副詞・接続詞などの二字仮名の踊り字が、最終音節に当たる場合の表示は、以下による。

◎ 屢 (シ)ハク

また、左傍訓の表示は、以下による。

◎ 呼ヒ (ヨ)ハ 稱ヘテ など

また、熟字訓の表示は、以下による。

◎ 以(コ)ノ來(カ)タ 然(シ)カレト(レ)ト など

一、補読箇所を表記について

補読した語句の表記は、左の各項に従った。

(1) 仮名遣は、原則として、歴史的仮名遣による。

(2) 活用語尾の補読は、原則として、音便化していない元の活用形によった。

(3) 補読には濁点は一切加えない。

一、検索用語について

各用例の検索用語を決定する作業においては、左の各項に従った。

(1) 検索用語は、電子テキストとしての検索の便を考えて、和語は平仮名で、字音語または字音語に準ずるものは片仮名で語形を掲げた。

(2) 語の掲出は単語を基本単位とする。

(3) 当該語句(用語及び助動詞)が訓読文中に活用語として現れる場合、終止形での掲出を基本とした。

(4) 当該語句が訓読文中に音便形で現れる場合、原則として、もとの語形を掲げた。

【付記】本用語集は、平成二十六年科学研究費補助金基盤研究(C)「訓点語彙の意味論的研究―文脈付き訓点語彙コーパスの作成―」(課題番号26370539・代表者松本光隆)による研究成果の一部である。

金澤文庫本『群書治要』序と卷第一周易

李 玉婷

群書治要序

- 秘書監鉅鹿男臣魏徵等勅を奉ル撰(群書治要序1)(・うけたまはる・)
- 窃に惟ヒミレは載(去)一籍(入)ノ「之」興リ・其ノ來レルこと・尚シ「矣」。
- (群書治要序2)(・ひそかなり・おもふ・みる・の・おこり・の・きたる・り・ひさし・)
- 左史・右史・事(返)を記シ・言(返)を記す。(群書治要序2)(・しるす・)
- 德(返)を昭シ・違(返)ヘルを塞キ・善(意)返(返)を勸メ・惡(意)を懲(返)ス所(二)一以ナリ。(群書治要序3)(・あきらかにす・たがふ・ふさぐ・すすむ・こらす・なり・)
- 故に作(音)シ而紀リ(返)と可キ・薰(平)一風・「乎」百代(二)に揚ク。(群書治要序4)(・す・のる・べし・あぐ・)
- 動イ而法ヲ(返)不ル・炯(上)一戒(去)・「乎」千一祀(上)(二)垂(二)ル。(群書治要序4)(・うごく・の・とる・す・ケイカイ・たる・)
- 是ヲ以て歴ク・前聖の運(返)に撫リ・期(意)返(返)に膺(二)ルを觀(二)ルに・懐(上)一乎トシテ朽(返)チタルを御(二)スルカコトクニセ不(二)返トイフこと莫シ。(群書治要序5)(・を・もて・あまねく・よし・あたる・みる・リンコとす・くつ・たり・す・か・ごとくにす・ザ・と・いふ・なし・)
- 自(ら)・強メテ息(返)マ不・朝(平)一乾トシテ夕(上)マテに惕ル(を)義・茲(返)に在(る)平。(群書治要序6)(・つとむ・やむ・す・ゆうべ・まで・をそる・(二)(二)・)

○近古の皇王・時・撰述(二)有(二)り)。(群書治要序7)(・と

きどき・)

○竝に皆・天・地(二)を包(平)(二)一括(入)シ・群有(二)を牢(平)(二)

一籠(平)スレトモ・「イ、牢籠す。」競(ひ)て・浮(平)一艶(去)(の)「之」

詞(二)を採(二)リ・争(ひ)て迂(平)一誕(去)(の)「之」説(二)を馳(二)

す。(群書治要序8)(・す・ラウラウ・す・ども・きそふ・フウエン・とる・

あらそふ・ウタン・)

○末(去)瀧一學(の)「之」博聞(二)返(返)を聘(二)せて彫(平)一虫(の)「之」

小一伎(上)(二)を飾(二)ル。(群書治要序9)(・はす・セウキ・かざる・)

○流(宕)去シテ反(返)ラムことを忘レ・途(返)殊ニシテ致(返)を同す。

(群書治要序10)(・ルウタウ・す・かへる・む・わする・みち・す・むね・)

○辯(意)・萬一物(二)に周シ・雖(三)も・愈(イヨク)・司一契(去)(の)「之」

源(二)失(二)フ。(群書治要序10)(・あまねし・いよいよ・シケイ・うし

なふ・)

○術・百一端(二)返(返)を總へて彌(よ)・得(一)の)「之」旨(二)に乖(二)

ク。(群書治要序11)(・すぶ・むね・そむく・)

○阜一上天縱セル「之」多一才(二)返(返)を以(二)て生(ム)マレナカラニシテ知

ル「之」叡思(二)を運(二)ス。(群書治要序12)(・ゆるす・むまれな

がら・に・す・しる・めぐらす・)

○性・道(返)與合フて動スレは神(返)を幾シ妙(意)す。(群書治要序13)

(・かなふ・ややもす・ちかし・)

○玄一徳・潜(ヒンカ)に通(意)シテ前王の「之」化(返)セ末(返)所(二)を化(二)

す。(群書治要序13)(・ひそかなり・す・す・)

○己(返)を損シ・物(返)を利シテ列聖の「之」行(返)フこと能(返)は

不(返)る(る)所(二)を行(二)フ。(群書治要序14)。(す・す・おこなふ・おこなふ・)

○翰海・龍庭(の)「之」野(音)・竝に郡國(二)と爲り・扶桑・若木(の)「之」域(入)・咸に纓(平)―冕(上)を襲(二)ル。(群書治要序15)。(なる・ことごとくに・きる・)

○天―地・成ナリ―平キ・外―内・提ヒ―福フ。(群書治要序16)。(なり・たひらぐ・よろこぶ・さいはふ・)

○猶(ほ)・且タ・爲シ而恃(返)マ不・休(返)シと雖(も)・休(返)イこと勿シ。(群書治要序17)。(また・なす・たのむ・やすし・やすし・なし・)

○俯シて堯―舜(二)に協(二)ヒ・式で古(二)に遵ヒ―稽フ。(群書治要序17)。(フ・す・かなふ・もて・したがふ・かんがふ・)

○貌を「平」止水(二)の察(音)セ不・將に鑑を「平」哲(入)一人(二)に取(二)返ラムと「將」(再讀)。(群書治要序17)。(す・かがみ・とる・む・)

○以爲へラク六―籍・紛(平)―綸(平)して百―家・躋(上)―駁(入)輕タリ・理(返)を窮メ・性(返)を盡スに・則(ち)・勞(去)シ而功(返)少ク・周ク覽(返)・泛ク觀ルに・則(ち)博シ而要(平)―寡シと(上)「以爲」(下

ヘリ)。(群書治要序19)。(をもへらく・シユンハク・たり・きはむ・つくす・す・すくなし・あまねし・みる・ひろし・みる・ひろくす・すくなし・をもふ・り・)

○故に爰に・臣―等(二)返に命(二)シて羣―書(二)返を採(二)―撫(ひ)て淫―放(二)を翦(二)リ―截リ・訓―典(二)を光(二)―照す。(群書治要序

21)。(す・ひろふ・きる・きる・)

○聖(去)―思の存(返)セル所・「平」政―術(二)を務(二)ム。(群書治要序22)。(す・り・つとむ・)

○大―略(二)返を綴(去)―叙(上)シて咸(上)に神―衷(平)を發(音)―(二)す。(群書治要序23)。(す・ことごとくに・シンチウ・)

○雅―致・深(返)を鈎リ・規(平)―摹(平)―宏(去)―遠ナリ。(群書治要序24)。(ふかし・つる・キボ・なり・)

○治―體(二)を網(上)―羅スルに・事(訓)―一―目(二)に非(二)す。(群書治要序24)。(パウラ・す・)

○若シ―乃(ち)・欽―明ノ「之」后は己(返)を屈(音)シ以て時(返)を救ヒ・無―道(の)「之」君は・身(返)を樂シクシメ以て國(返)を亡(去)ス。(群書治要序25)。(もし・すなはち・の・きみ・おのれ・す・すくふ・たのし・しむ・ボ・す・)

○或は難(去)に臨(上)み而懼(返)を知リ・危(二)に在(二)り而安(返)―(する)ことを獲(上)。(群書治要序26)。(のぞむ・をそれ・しる・う・)

○或は志(返)を得而驕リ―居業成(り)以て敗(返)レを致す者・其ノ得―失(二)返を備(二)シて以て君(返)爲ルコトノ「之」難(上)イことを著(中)サ不(下)返トイフこと莫シ。(群書治要序27)。(をぐる・ある・なる・や

ぶる・の・つぶさにす・たり・こと・の・かたし・あらはす・ず・と・いふ・なし・)

○質(入)音(返)を委(上)シ・名(返)を策(上)シ・功(返)を立(ち)・惠(返)を樹チ・心(返)を貞(音)ニシ・道(訓)返を直シ・軀(返)を忘レ・國(返)返殉

ムて身・百―年ノ「之」中(二)に殞(二)チ・聲・千―載ノ「之」外(二)に馳(二)セ・或は大―奸(平)・臣―猾(入)・日(返)を轉シ・天(返)を迴シ・杜の鼠・

城の狐・白(返)を反(上)シ・黒(返)を仰ク。(群書治要序28)。(キ・す・

サク・す・たつ・なり・す・なほくす・み・わする・いとなむ・の・うち・を
つ・な・の・はす・めぐらす・めぐらす・くつね・かへす・あふぐ・)

○忠良・其(返)に由(り)て放(入)セラレ・邦(國)・因(り)て
以て危(亡)セル者(上)を具(下)シテ 威(に)亦(た)・其(終)始(二)
(返)を述(二)フて以て臣(返)爲ル(易)カラ不(二)ル(二)ことを顯(二)
す。(群書治要序131) (・す・らる・す・り・つぶさにす・ことごとくに・の・
のぶ・たり・やすし・ず・あらはす・)

○其(ノ)德(返)を立(ち)・言(返)を立(ち)て訓(音)返)を作シ・範(返)
を垂ル。(群書治要序133) (・の・こと・なす・のり・たる・)

○網(平)と爲(紀)返)と爲て天(返)に經(地)返)に緯(タリ)。(群書治要
序134) (・カウ・す・す・たて・ぬき・たり・)

○金(ノ)コトクに聲(シ)・玉(の)コトクに振(ル)て實(返)を騰(ケ)・英(平)返)を飛
す。(群書治要序134) (・の・こととし・こゑ・す・ことし・ふる・あぐ・とば
す・)

○雅(論)・徽(平)猷(平)嘉(言)・美(事)ノ・以て名(教)返)を弘(二)メ
獎(ケ)・太(平)の(之)基(上)を崇(申)シツ可(下)キ者(固)に亦(た)・
片(善)ヲモ・遺(返)サ不(獎)に以て丕(皐)極(二)を顯(二)セムと獎(三)。

(群書治要序135) (・の・ひろむ・たすく・たかうす・つべし・まことに・
を・も・のこす・おほきなり・あきらかにす・む・) (平)挿入符号あり)

○「於」母(儀)・嬪(平)則(懿)后(良)妃(徽)猷(平)猷(於)十(亂)に
參(二)へ・深(誠)を「於」辞(輦)に著(二)ス・或は傾(城)の哲(入)婦・
亡(國)ノ艶(妻)・晨(鷄)を候(二)を以て先(マ)鳴(キ)・擧(烽)平)に
を待(二)ち(而)後(に)笑(フ)者(上)に至(下)りては・時(存)返)スル所(返)
有(り)・以て勸(戒)に備(二)フ。(群書治要序137) (・イコウ・クキイウ・

まじふ・あらはす・テツフ・の・うかがふ・まづ・なく・キヨホウ・まつ・わ
らふ・もの・いたる・ときどき・す・あり・そなふ・) (猷(原本には「音」
であり)

○爰(に)六(經)自(二)り「平」諸(子)に訖(二)フ。(群書治要序141)
(・をよぶ・)

○上(五)帝(二)に始(二)メ下(晋)年(二)に盡(二)スマテ凡(五)帙(入)
(二)と爲(二)。(群書治要序141) (・かみ・はじむ・しも・つくす・まで・ゴ
チツ・)

○本(治)要(二)を求(二)ム故(に)治(要)返)を以(二)て名(返)と爲(二)
(群書治要序142) (・もと・もとむ・)

○但(し)皐(皐)覽(遍)略(して)方(音)返)に隨(二)りて類(聚)す。
(群書治要序143) (・す・)

○名(目)互(に)顯(して)首(尾)・淆(平)亂(す)。(群書治要序144) (・あらは
す・カウラン・)

○文(義)斷(エ)絶(エ)て尋(ね)究(ム)ルに難(訓)返)と爲(群書治要序
144) (・たゆ・たゆ・きはむ・)

○今(の)「之」撰(返)フ所(先)ツ作(二)に畢(二)フ。(群書治要序144)
(・えらぶ・まづ・ねす・をふ・)

○本(返)を見(末)返)を知(り)て始(返)を原(終)返)を要(平)に
セシ(二)返)メン(二)ことを欲(す)。(群書治要序146) (・たづぬ・す・しむ・む・)

○竝(に)彼(の)春(華)返)を棄(二)テて茲(の)秋(實)返)を採(二)
ル。(群書治要序146) (・ならびに・すつ・とる・)

○一(書)ノ「之」内(牙)平)遺(返)スこと无(シ)。(群書治要序147)
(・の・のこす・なし・)

○一―事ノ「之」中・羽―毛 咸コトクケに盡す。(群書治要序―48) (・の・ことごとくに・つくす・)

○之を當今(二)に・用(二)キテは以て前―古(二)を鑒(二)ミ覽ルに足(三)レリ。(群書治要序―48) (・もちある・て・かがむ・みる・に・たる・り・)

○之を來―葉(二)傳(二)ヘテは・以て厥ノ孫―謀(平濁)を貽(二)す。(群書治要序―49) (・つたふ・て・その・の・こす・)

○引イ而之(返)を申へ・類(音返)に觸レ而長セ。(群書治要序―49) (・ひく・のぶ・ふる・ます・)

○蓋(し)・亦(た)・言フ「之」者は罪(返)無ク・聞ク「之」者は以て自(ら)戒(二)ムルか足(二)レリ。(群書治要序―50) (・いふ・もの・なし・きく・もの・みづから・いましむ・たる・り・)

○庶コトヘカハクは茲(の)九―徳(二)を弘(二)メテ簡ニシ而從(返)ヒ易ク・彼ノ百―王(二)を觀(二)テ疾(返)クセシ而速ナラム。(群書治要序―51) (・こひねがはくは・ひろむ・カン・なり・す・したがふ・やすし・の・みる・とし・す・ず・す・すみやかなり・む・)

○巍―々(巍)「之」盛―葉(二)を崇(二)ヒ蕩―々(蕩)「之」王―道(二)を開(二)ク。(群書治要序―52) (・たどぶ・ひらく・)

○久(返)カル可ク・大(返)ナル可キ「之」功・天地(の)「之」貞(平)觀(平)ニ竝(二)ヒ・日に用キ・日に新ナル「之」徳・金―鏡(二)將(二)シ以て長ク―懸(く)ラム。(群書治要序―53) (・ひさし・べし・おほきなり・べし・ならぶ・ひび・もちある・ひび・あらたなり・ともにす・ながし・らむ・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

卷第一 周易

易經

○乾(平)は元ム 亨ル 利(去)す 貞(平)す。(群書治要卷第一「周易」―114) (・はじむ・とほる・) (乾の左傍に「竭然反健也」あり)

○文―言に備ナリ「也」(群書治要卷第一「周易」―114・注) (・つぶさなり・) (象に曰(く)・天ノ行クこと・健(去)ナリ。(群書治要卷第一「周易」―114) (・の・ゆく・なり・)

○君―子・以て自(ら)強メて息(返)マ不。(群書治要卷第一「周易」―114) (・これをもて・みづから・つとむ・やむ・)

○九―三は君子・終―日に乾―々(乾)ナリ「イ、乾々(乾)す」。(群書治要卷第一「周易」―115) (・ひねもす・なり・)

○タマテに惕ル、こと・厲(返)ムか如クシ・咎(返)无シ。(群書治要卷第一「周易」―115) (・ゆふべ・まで・おそる・あやぶむ・ごとし・す・なし・)

○下―體ノ「之」極(二)に處(二)テ上―體ノ「之」下(二)に居(二)リ。(群書治要卷第一「周易」―116・注) (・の・ある・の・しも・をり・)

○純ラ・下道(二)を修(二)ムレは・則(ち)・上(返)に居ル「之」徳・癡ル(返)。(群書治要卷第一「周易」―116・注) (・もはら・をさむ・をり・すつ・)

○純ラ・上―道(二)を修(二)ムレは・則(ち)・下(返)に處ル「之」禮・曠(返)シ。(群書治要卷第一「周易」―116・注) (・もはら・をさむ・をり・むなし・)

○故に終―日に乾―々(乾)ナリ「イ、乾々(乾)シ」・「于」夕(二)に至(二)ルマテに惕ル、こと・猶(返)厲(返)ムか若シ「之」也」(群書治要卷第一「周易」―14) (・ひねもす・なり・す・ゆふべ・いたる・まで・をそる・あやぶむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

○其ノ目―録ノ次―第―之(返)を編ムこと・左(返)の如シ(群書治要序―54) (・の・の・あむ・ごとし・)

- 九一五は飛龍・天(返)に在(り)・大人(二)を見(二)返ルに利アリ。
 (群書治要卷第一「周易」一117)(・みる・あり・)
- 行(返)カ不・躍(返)ラ不シ而「平」天(二)に在(二)る。(群書治要卷第一「周易」一117・注)(・ゆく・ず・はしる・ず・す・)
- 故に飛龍(二)と曰(二)フ「也」。(群書治要卷第一「周易」一118・注)(・いふ・)
- 龍ノ徳・天(返)に在(れ)は・則(ち)・大人ノ「之」路・亨(トホ)レルナリ「也」。
 (群書治要卷第一「周易」一118・注)(・の・の・とほる・り・なり・)
- 夫(ツ)レ・位は徳(返)を以て興ル。(群書治要卷第一「周易」一118・注)(・それ・をこる・)
- 徳は位(返)を以て敘(ツイ)ツ。 (群書治要卷第一「周易」一118・注)(・つくつ・)
- 至(二)徳(二)を以(二)而盛(二)位(二)に處(二)リ。(群書治要卷第一「周易」一118)(・をり・)
- 萬一物(の)「之」觀ルこと亦(た)宜(ム)ナラ不(二)乎(群書治要卷第一「周易」一118・注)(・みる・むべ・なり・ず・や・)
- 上(九)は元(去)龍・悔(返)有(り)。(群書治要卷第一「周易」一119)(・カウリユウ・あり・)
- 彖に曰(く)・大ナル哉(ヤ)乾(元)萬一物・資(ト)リて始(マ)ル。(群書治要卷第一「周易」一119)(・おほきなり・や・とる・はじまる・)
- 乃(ち)天(返)を統(ス)フ。(群書治要卷第一「周易」一120)(・すぶ・)
- 雲(行)キ・雨(施)ホトコ(し)て品(物)・形(返)を流(シ)ク。(群書治要卷第一「周易」一120)(・ゆく・ほどこす・しく・)
- 大(おほ)に・終(ハ)始(二)を明(二)シテ六(一)位・時(ニ)に成(ル)。(群書治要卷第一「周易」一120)(・おおきなり・あきらかにす・す・なる・)
- 時に・六(一)龍(二)に乘(リ)て以て天(返)を御(ス)。(群書治要卷第一「周易」一121)(・のる・)
- 乾(道)・變(化)シテ各(の)・性(命)を正(ス)。(群書治要卷第一「周易」一121)(・す・ただす・)
- 大に「平」終(始)の「之」道(二)に明(二)ナリ。(群書治要卷第一「周易」一122・注)(・あきらかなり・)
- 故に・六(一)位・其(の)時(二)を失(ハ)ス(返)ハ不(シ)而(ト)成(ル)「也」(群書治要卷第一「周易」一122・注)(・うしなふ・ず・す・なる・)
- 升(降)・常(返)無(シ)。(群書治要卷第一「周易」一122・注)(・なし・)
- 時に隨(ひ)而用(ゐ)ル。(群書治要卷第一「周易」一122・注)(・もちゐる・)
- 處(ト)ルトキンは則(ち)・潛(龍)に乘(ニ)ル・出(ルト)キンは則(ち)・飛龍(二)に乘(ニ)ル。(群書治要卷第一「周易」一122・注)(・をり・ときんば・のる・いづ・ときんば・のる・)
- 保(合)シテ大(一)和(す)。(群書治要卷第一「周易」一123)(・す・)
- 乃(ち)・利(貞)ナリ。(群書治要卷第一「周易」一123)(・なり・)
- 不(和)ニシ而剛(暴)ナリ「也」(群書治要卷第一「周易」一123・注)(・なり・す・コウボウ・なり・)
- 首(ト)シテ庶(物)に處(ニ)シテ萬(一)國・咸(ニ)寧(シ)。(群書治要卷第一「周易」一123)(・はじめ・と・す・いだす・ことごとくに・やすし・)
- 萬(國)ノ寧(二)キ所(ニ)以(ハ)各(の)・君(返)有(返)を以テナリ「也」(群書治要卷第一「周易」一124・注)(・の・やすし・ゆへ・もて・なり・)
- 文(言)に曰(く)・元(は)「者」・善(意)ノ「之」長(ト)ナリ「也」。(群書治要卷第一「周易」一124)(・の・なり・)

○亨は「者」・嘉（音）平濁ノ「之」會ナリ「也」。(群書治要卷第一「周易」124) (・カウ・の・なり・)

○利は「者」・義ノ「之」和ナリ「也」。(群書治要卷第一「周易」125) (・の・なり・)

○貞は「者」・事ノ「之」幹（音）ナリ「也」。(群書治要卷第一「周易」125) (・の・カン・なり・)

○君―子は仁（返）に體す・以て人（返）に長（上）タルに足（レ）レリ。(群書治要卷第一「周易」126) (・たり・たる・り・)

○嘉―會以て禮（返）に合（レ）フに足（レ）レリ。(群書治要卷第一「周易」126) (・かなふ・たる・り・)

○以て義（返）を和（レ）クルに足（レ）レリ。(群書治要卷第一「周易」127) (・やはらぐ・たる・り・)

○貞―固ナリ・以て事（返）に幹（レ）タルに足（レ）レリ。(群書治要卷第一「周易」127) (・なり・カン・たり・たる・り・)

○君―子は・此ノ四―徳（二）を行（レ）フ「者」ナリ。(群書治要卷第一「周易」127) (・この・をこなふ・なり・)

○元ム（音）亨ル（音）利す 貞す。(群書治要卷第一「周易」128) (・はしむ・とほる・)

○君子・終（音）日・乾―々（乾）ナリ・夕（音）マテ（音）に惕ル、厲（返）ム（音）か若シ・咎（返）无（レ）トイハ・何（音）ト（音）謂フコトソ「也」。(群書治要卷第一「周易」128) (・ひねもす・なり・ゆうべ・まで・をそる・あやふむ・ことし・といは・なん・いふ・こと・ぞ・)

(以下、続く)

金澤文庫本『群書治要』卷第三 王 徳俊

詩

周南

○關（音）―睢（音）は后―妃（の）「之」徳ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」14) (・カンシヨ・なり・)

○風（音）（の）「之」始（音）ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」14) (・はじめ・なり・)

○天下を風（音）シ而夫―婦（二）を正（レ）ス所（三）以ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」14) (・す・ただす・なり・)

○故に「之」郷人（二）「イ、郷」人（二）に用（レ）キ「焉」・「之」邦―國（二）に用（レ）ウ「焉」。(群書治要卷三「毛詩」15) (・キヤウジン・もちある・もちう・)

○風（音）シて以て動（音）す「之」。(群書治要卷三「毛詩」16) (・す・うごかす・)

○教（音）シて以て化す「之」。(群書治要卷三「毛詩」16) (・す・)

○詩は「者」・志（訓）（の）「之」之（返）ク所ナリ。(群書治要卷三「毛詩」16) (・ゆく・なり・)

○言（返）に發ル、を詩（返）と爲（音）。(群書治要卷三「毛詩」17) (・こと・あらはる・)

○情・「於」裏（二）に動（レ）（き）而「於」言（二）に形（二）ル。(群書治要卷三「毛詩」17) (・うち・こと・あらはる・)

○言フに「之」・足（返）（ら）不（音）。(群書治要卷三「毛詩」18) (・いふ・)

○故に・嗟サ——歎ク「之」。〔群書治要卷三「毛詩」・8〕（・サタン・）
 ○嗟——歎スルに「之」・足ラ（返）不レ。〔群書治要卷三「毛詩」・8〕（・す・）
 ○詠——歌スルに「之」・足ラ（返）不レは・手ヲの「之」舞ヒ「之」・足ヲの「之」踏フ（二）ムことを知ル（二）返ラ不レ「之」也〔群書治要卷三「毛詩」・9〕（・す・ず・まひ・ふむ・）
 ○情・「於」聲ニ（返）に發ス（二）レテ々（聲）文ニ（返）成ス・之を音ニ（二）と謂フ（二）（ふ）〔群書治要卷三「毛詩」・10〕（・あらはる・なす・）
 ○發は猶ホ見ル（返）か「猶」〔再讀〕左、シ「也」〔群書治要卷三「毛詩」・11・注〕（・ごとし・）
 ○聲文ニ（返）成ス（す）とは「者」・宮商上リ下リ（り）て相ヒ——應フ「イ、相應ススルソ」〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・11・注〕（・のぼる・くだる・す・ぞ）
 ○治レル世ノの「之」音は安シテ以テ樂ヘリ。〔群書治要卷三「毛詩」・11〕（・なほる・り・やすんず・たのしむ・り・）
 ○其ノの政ニ和ケレハナリ。〔群書治要卷三「毛詩」・12〕（・やわらぐ・り・ば・なり・）
 ○亂レタル世ノの「之」音は怨ミテ以テ怒レリ。〔群書治要卷三「毛詩」・12〕（・たり・うらむ・いかる・り・）
 ○其ノの政乖ケレハナリ。〔群書治要卷三「毛詩」・12〕（・そむく・り・ば・なり・）
 ○亡ナントスル國の「之」音は哀ミ（み）て以テ思ヘリ。〔群書治要卷三「毛詩」・13〕（・ほろぶ・ぬ・む・と・す・かなしむ・をもふ・り・）
 ○其ノの民困ヘレハナリ。〔群書治要卷三「毛詩」・13〕（・たしなぶ・り・ば・なり・）

○故に・得ウ失シ（二）を正ス（二）シ・天—地（二）を動ス（二）シ・鬼—神（二）を感ス（二）セシムルには・詩ニ（返）於リ近キ（返）キタルは莫シ。〔群書治要卷三「毛詩」・13〕（・ウシ・ただす・うごかす・す・しむ・より・ちかずく・たり・）
 ○先王・是ニ（返）を以テ夫—婦（二）を經ス（二）ニシ・孝—敬（二）を成ス（二）シ・人—倫（二）を厚ク（二）ウシ・教—化（二）を美ク（二）シウシ・風ニ（返）を移シ・俗ニ（二）を易ク（二）フ。〔群書治要卷三「毛詩」・14〕（・つねにす・なす・あつう・す・うるわし・す・うつす・かふ・）
 ○上ハ以テ下ニ（二）を風ニ（二）化シ・々（下）は以テ上ニ（二）を風ニ（二）刺ス（毛）シ「イ、風刺す」。〔群書治要卷三「毛詩」・17〕（・かみ・す・す・）
 ○言フ「之」者ハ罪ニ（返）無シ。〔群書治要卷三「毛詩」・18〕（・いふ・もの・）
 ○聞ク「之」者ハ以テ自ラ誠ニ（二）ムルに足レリ。〔群書治要卷三「毛詩」・18〕（・きく・みづから・いましむ・たる・り・）
 ○一國ノの「之」事ニ（返）を以テ一人ノの「之」本ニ（二）に繫カケタル・之を風ニ（平輕）と謂フ（二）（ふ）。〔群書治要卷三「毛詩」・18〕（・かく・たり・）
 ○天下ノの「之」事ニ（返）を言フ（二）（ひ）て四方ノの「之」風ニ（平輕）を形ニ（二）ス・之を雅ニ（二）と謂フ（二）（ふ）。〔群書治要卷三「毛詩」・19〕（・いふ・あらはす・）
 ○言は王—政「之」由リて廢ス——興ス（平輕）スル所ニナリ〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・20〕（・より・ヘイキヨウ・す・なり・）
 ○頌は「者」・盛ス——德ノの「之」形—容ニ（返）を美ク（二）て其ノの成—功ニ（返）を以テ「於」神明ニ（二）に告ス（二）ス「者」ナリ〔也〕。〔群

書治要卷三〔毛詩〕・21) (・ほめる・まうす・なり・)

○詩の「之」至レルナリ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・23) (・いたる・り・なり・)

○始〔音〕とは「者」・王道の興衰の「之」由〔返〕ル所ナリ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・23・注) (・よる・なり・)

○「於」王道衰へて禮義廢レ・政教失〔音〕シテ國〔訓〕政〔返〕を異ニシ・家・俗〔返〕を殊〔二〕にスルニ至〔二〕(り)て「而」・變風〔平輕〕變雅〔作〕ル〔矣〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・23) (・おとろふ・すたる・す・ことにす・す・に・をこる・)

○周―南邵―南は正―始(の)「之」道〔訓〕王―化(の)「之」基〔訓〕ナリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・25) (・もとあ・なり・)

○是(を)以て關―雎は淑―女〔返〕を得て以て君子〔二〕に配〔二〕センことを樂〔三〕フ。(群書治要卷三〔毛詩〕・25) (・す・む・ねがふ・)

○憂・賢〔返〕を進ムルに在(り)て其(の)色〔二〕に姪〔音〕〔二〕返セ不。(群書治要卷三〔毛詩〕・26) (・うれへ・すすむ・す・)

○窈窕〔二〕を哀〔二〕ヒ〔箋〕「イ、哀ヒ〔傳〕賢―才〔二〕を思〔二〕(ひ)而善〔返〕を傷ル」〔之〕心〔訓〕無〔二〕シ〔焉〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・27) (・をもふ・かなしぶ・やぶる・なし・)

○是(れ)關―雎(の)「之」義ナリ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・28) (・なり・)

○●關〔平〕々(關)タル雎〔平〕―鳩〔平〕・河(の)「之」洲〔二〕に在〔二〕(り) (群書治要卷三〔毛詩〕・29) (・たり・ス・)

○關々(關)は和ケル〔聲〕〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・29・注) (・やわらぐ・)

○鳥〔訓〕の摯〔り〕而別〔音〕〔返〕有ルナリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・29・注) (・いたる・あり・なり・)

○后―妃君子(の)「之」德〔二〕を悦〔二〕―樂スル・和―諧〔二〕セ不〔二〕(返)トイフこと無ケレは・又(た)其(の)色〔二〕に淫〔音〕〔二〕返セ不。(群書治要卷三〔毛詩〕・29・注) (・す・す・ず・と・いふ・なし・す・)

○雎―鳩(の)「之」別〔返〕有〔二〕(る)か若〔二〕シ〔焉〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・30・注) (・ごとし・)

○然て後に・以て天下〔返〕を風―化シて夫―婦別〔返〕有〔二〕(る)可〔二〕(し)。(群書治要卷三〔毛詩〕・30・注) (・す・)

○父―子親〔音〕スルトキンハ・則(ち)君臣敬アリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・30・注) (・す・ときんば・あり・)

○君臣敬アルトキンハ・則(ち)朝―廷正シ。(群書治要卷三〔毛詩〕・31・注) (・あり・ときんば・ただし・)

○朝―廷正シキトキンハ・則(ち)王―化(と)成ル〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・31・注) (・ただし・ときんば・なる・)

○窈〔上〕窕〔上〕タル淑〔入〕―女・君―子ノ好キ仇ナリ〔傳〕「イ、仇〔箋〕(を)好ス」(群書治要卷三〔毛詩〕・31) (・たり・クンシ・の・よし・た

くひ・なり・たくひ・よみす・)

○后―妃・關―雎(の)「之」德〔二〕有〔二〕(り)。(群書治要卷三〔毛詩〕・32・注) (・あり・)

○是(れ)幽―閑ニシテ貞―専(の)「之」善―女・宜(く)君子仇―逮〔二〕爲〔二〕(返)ル〔宜〕〔再讀〕〔し〕〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・32・注) (・

なり・す・たり・)

○參〔平〕―差〔平〕タル苻〔毛〕―菜を・左右ニ「イ、左」右テ流メン〔傳〕「之」

「流」(む)(箋)〔群書治要卷三「毛詩」・32〕(・シンシ・たり・サイウ・に・たすく・てもとむ・む・もとむ)〔流〕左傍、右傍「イ」の符号あり、左傍は「ケ」の誤記か)

○乃(し)能(く)苻(菜)を供(平)〔返〕シテ・庶(物)〔返〕を備(二)〔ひ〕テ以テ宗(廟)〔二〕に事(二)フ〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・33・注〕(・いまし・す・つかふ・)

○三夫人・九嬪・以(下)皆(な)后(妃)の〔之〕事を樂(ク)フ〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・34・注〕(・たのしむ・)

○窈(窕)タル淑(女)を・寤(メ)テモ寐(ネ)テモ求(メ)ン〔傳〕「イ、求(ム)〔箋〕」〔之〕。〔群書治要卷三「毛詩」・34〕(・たり・さむ・ても・いぬ・ても・もとむ・む・もとむ・)

○寤(去)は覺(去)〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・35・注〕(・カウ・)

○言(は)后(妃)覺(め)テモ寐(ね)テモ・則(ち)常(に)此(の)賢(女)〔二〕〔返〕を求(二)メテ之(返)與(己)か職(二)を共(二)ニセン(こと)を欲(三)ス〔群書治要卷三「毛詩」・35・注〕(・ても・ても・もとむ・これ・ともにす・む・ほす・)

○求(ム)レトモ〔之〕・得(返)不(不)。(群書治要卷三「毛詩」・36) (・もとむ・り・とも・)

○寤(め)テモ(寐)ね(ね)テモ思(テ)服(ケ)タリ〔傳〕「イ、服(セ)ン〔箋〕」〔群書治要卷三「毛詩」・36〕(・ても・ても・をもふ・て・つく・たり・ことす・む・)

○賢(女)〔二〕を求(二)ムレトモ〔而〕・得(返)不(不)。(群書治要卷三「毛詩」・36・注) (・もとむ・り・とも・)

○覺(め)テモ寐(ね)テモ・則(ち)己(か)職(事)當(に)誰(返)與(共)〔二〕ニカス〔當〕キトイフコトヲ思(フ)〔之〕〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・37・

注) (・ても・ても・ともに・か・す・べし・と・いふ・こと・を・をもふ・) ○悠(哉)フ・々(悠)々(哉)フ。(群書治要卷三「毛詩」・37) (・をもふ・をもふ・)

○展(轉)反(側)側(入)シツ、(群書治要卷三「毛詩」・37) (・ハンソク・す・つつ・)

○言(は)己(誠)に思(フ)〔之〕〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・38・注〕(・をもふ・)

○臥(シ)而(周)〔返〕シカラ不(る)を・展(上)〔返〕と曰(ふ)〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・38・注〕(・ふす・ただし・)

○●卷(耳)〔上濁〕は后(妃)の〔之〕志(訓)ナリ〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・39) (・なり・)

○又(た)當(に)君(子)〔返〕を輔(ケ)佐(ケ)テ賢(返)を求(メ)官(返)〔返〕を審(ニ)シテ臣(下)の〔之〕勤(勞)〔二〕を知(二)ル當(三)〔し〕。(群書治要卷三「毛詩」・39) (・たすく・たすく・もとむ・あきらかなり・す・しる・)

○賢(返)を進(ム)ル〔之〕志(二)有(二)り)而(險)〔上〕一(詖)〔去〕私(一)謁(の)〔之〕心(二)無(二)シ。(群書治要卷三「毛詩」・40) (・すすむ・ケンヒ・なし・)

○朝(夕)に思(ヒ)念(ひ)て〔於〕憂(勤)〔二〕に(至)〔二〕ル。(群書治要卷三「毛詩」・41) (・をもふ・いたる・)

○卷(耳)〔二〕を采(二)リ〔采(ル)頃〕〔平〕一(筐)〔平〕に盈(二)〔返〕〔た〕不(群書治要卷三「毛詩」・42) (・とる・とる・ケイキヤウ・ザ・)

○憂(ル)者(の)〔之〕興(去)ナリ〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・42・注〕(・ふる・ひと・なり・)

○采(リ)々(采)ルトイハ采(返)〔る〕ことを事(ス)ルソ〔之〕〔也〕〔群書治要卷三「毛詩」・42・注〕(・とる・とる・といは・こと・と・す・ぞ・)

○卷一耳は答(平)耳「也」(群書治要卷三「毛詩」・42・注)。(・レイジ・)
○頃一筐は畚(上)の属「也」(群書治要卷三「毛詩」・43・注)。(・ホン・
たくひ・)

○盈(返)「易キ」之「器」ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・43・注)
(・やすし・なり・)

○器「之」盈(返)「易(くし)而盈(返)た」不ルことは「者」志(訓)
君子(二)返を輔(二)返ケ「佐(け)ルに在(り)て憂(へ)」思フこと

深ケレハナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・43・注)。(・ず・たすく・たす
く・をもふ・ふかし・り・ば・なり・)

○嗟・我人(返)を懷フ。(群書治要卷三「毛詩」・43)。(・あ・われ・をも
ふ・)

○彼周一行(平)に眞(二)カヌカ(群書治要卷三「毛詩」・44)。(・をく・
ぬか・)

○眞は置「也」(群書治要卷三「毛詩」・44・注)。(・シ・チ・)
○君子賢人(返)を官ニシテ「之」周(の)「之」列位(二)に置(二)く

ことを思(三)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・44・注)。(・なり・す・をも
ふ・)

邵南

○甘(平)棠(平)は邵(去)伯(二)を美(二)メタリ「也」(群書治要卷三
「毛詩」・47)。(・ほむ・たり・)

○邵一伯(の)「之」教(音)「于」南國(二)に明(二)ナリ(群書治要卷
三「毛詩」・47)。(・あきらかなり・)

○邵一伯は姫(姓名は爽(入)。(群書治要卷三「毛詩」・47・注)。(・セキ・)
○上一公(二)返と作(二)シテ二一伯(二)爲(二)ル(群書治要卷三「毛詩」

・48・注)。(・なす・たり・)

○蔽(去)一芾(去)タル甘棠。(群書治要卷三「毛詩」・48)。(・ハイヒ・た
り・)

○翦(返)ルこと勿レ「イ、勿キリソ」。(群書治要卷三「毛詩」・48)。(・き
る・なく・なく・り・ぞ・)

○伐(返)ツこと勿レ「イ、勿キリソ」。(群書治要卷三「毛詩」・48)。(・う
つ・なく・なく・り・ぞ・)

○邵一伯か芾(返)シ所ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・48)。(・やどす・なり・)
○蔽一芾は小キナル貌。(群書治要卷三「毛詩」・48・注)。(・すこしきなり・)

○甘棠は杜(去)「也」(群書治要卷三「毛詩」・49・注)。(・ト・)
○芾(入)草舎「也」(群書治要卷三「毛詩」・49・注)。(・ハツ・)

○邵一伯・男女(の)「之」訟(二)を聽(二)クに百姓(二)返を煩(二)返
一勞センことを重シ不「左」シ「て小」棠(の)「之」下(二)に止(二)一舎

シ而聽斷す「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・49・注)。(・きく・す・む・をも
んず・す・す・)

○國一人其(の)德(二)を被(二)リ其(の)化(二)返を悦(二)ン
て其(の)樹(二)を敬(二)す「也」(群書治要卷三「毛詩」・49・注)。(・か
うぶる・よろこぶ・)

○何(平)彼(上)穠(平濁)一矣(上)は王一姫(二)を美(二)メタリ「也」
(群書治要卷三「毛詩」・51・注)。(・ジヨウ・ほむ・たり・)

○王一姫(二)と雖(二)亦(た)「於」諸侯(二)に下(二)嫁リ「イ、
下嫁す」。(群書治要卷三「毛詩」・51・注)。(・くだる・)「則」字、見せ消

ちあり、左傍「定本无」三字あり
○車一服・其(の)夫(二)に繫(二)ケ不(群書治要卷三「毛詩」・52)

(・キヨ・ヲフト・かく・ず・)

○王―后(二)に下(二)ルこと―等。(群書治要卷三「毛詩」・52)(・くだる・)(「王」字、補充符により補っており)

○猶(ほ)婦―道(二)返(二)を執(二)りて以て肅(入)―雍(平)の(一)「之」

德(二)を成(二)す。(群書治要卷三「毛詩」・52)(・とる・シユクキヨウ・)

○何ソ(ナシ)彼の穠タル「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・53)(・なん・ぞ・かれ・ジヨウ・たり・)

○唐(平)―棣(去)の「之」華(訓)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・53)(・ト

ウテイ・なり・)(「棣」字、左傍「徒帝反」三字あり)

○穠は猶(ほ)戎―々(戎)(二)の(一)「猶」(再讀(二)「し」)「也」(群書治要卷

三「毛詩」・54・注)(・シユシユ・)

○唐―棣は移(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」・54・注)(・イ・)「移」字、左傍「立移」二字あり)

○云(ふ)何ソ乎(ナシ)彼の戎々(戎)タル者(モト)は乃(ち)移(イ)の「之」華(訓)ナリ。

(群書治要卷三「毛詩」・54・注)(・なんぞ・や・たり・もの・イ・なり・)

(「之」字、本行にある「也」見せ消ちか)

○興は「者」喻(ふ)・王―姫か顔―色(の)「之」美―盛ナルに「也」(群書

治要卷三「毛詩」・54・注)(・なり・)

○曷(ナシ)・肅―雍(二)セ弗(二)ラン。(群書治要卷三「毛詩」・54)(・なん・

ぞ・す・ず・む・む・)

○王―姫か車(返)に之(ク)トキニ(群書治要卷三「毛詩」・55)(・ゆく・と

きに・)

○何ソ・敬―和(二)セ不(二)ラン乎。(群書治要卷三「毛詩」・55・注)(・

○王―姫か往(き)て車(返)に乗ルトキニ。(群書治要卷三「毛詩」・55・注)(・のる・とくに・)

○言は其レ嫁(音)スル時に・始(は)て車(返)に乗(る)トキンハ・則(ち)已(に)敬―和(す)「矣」(群書治要卷三「毛詩」・55・注)(・それ・す・はじめて・ときんば・)

擲風

○●柏―舟仁ミ而遇(音)セラレ不(二)ルことを言(二)ヘリ「也」(群

書治要卷三「毛詩」・58)(・いつくしむ・す・らる・ず・いふ・り・)

○衛の頃―公か時に・仁人遇(音)セラレ不(二)シテ小人(カク)側(返)に在(り)

(群書治要卷三「毛詩」・58)(・ケイコウ・す・らる・ず・す・かたはら・)

○汎(去)タル彼の柏(音)の舟(フネ)アリ(群書治要卷三「毛詩」・59)(・ハン・

たり・ふね・あり・)

○亦(た)汎トシ(て)其レ流ル(群書治要卷三「毛詩」・59)(・と・す・

それ・ながる・)

○汎々(汎)は流ル、貌「也」。(群書治要卷三「毛詩」・59・注)(・ながる・)

○柏は木舟(返)に爲(返)ル宜(二)所(二)以ナリ「也」(群書治要卷

三「毛詩」・59・注)(・つくる・なり・)

○汎トシて其(れ)流ル(群書治要卷三「毛詩」・60・注)(・す・ながる・)

○以て濟―渡(二)セ不(二)ルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・60・注)(・

す・ながる・す・ず・ぞ・)

○舟は物(二)を載(二)セ―渡(す)「也」(群書治要卷三「毛詩」・60・注

(・のす・)

○今用(ゐ)ラレ不(二)シ而衆物(二)與(二)汎―々(汎)―然して俱に水―中(二)に流(二)ル。(群書治要卷三「毛詩」・60・注)(・もちゐる・らる・ず・す・

す・ながる・) (二)不用 二字補充符により補っており

○興は「者」論フ・仁一人「之」用 (返) ラレ不シテ群一人 (二) 與 (二) 並ヒ 列レルこと亦 (た) 猶 (ほ) 是 (返) ク「猶」 (再讀) クに「也」 (群書治要卷三「毛詩」・60・注) (た) とへたらは・たとふ・もちある・らる・ず・す・ならぶ・つらなる・らる・かく・ごとし・)

○歌 (上) 一々 (歌) とシテ寐 (返) ネラ不。 (群書治要卷三「毛詩」・61) (カウカウ・す・いぬ・)

○隠ミ「憂」 (二) フルこと有 (二) 返 (る) か如 (し) (群書治要卷三「毛詩」・61) (・いたむ・うれふ・)

○歌々 (歌) は猶 (ほ) 傲 (ほ) 傲 (ほ) 傲 (ほ) (二) (か) 「猶」 (再讀) (二) 「也」 (群書治要卷三「毛詩」・61・注) (・ケイケイ・)

○仁人既に遇 (音) セラレ不 (して) 憂へ・侵 (害) (二) セラ見 (二) 在 (三) (り) 「也」 (群書治要卷三「毛詩」・61・注) (・す・らる・うれふ・す・らる・る・)

○憂 (ふ) ル 心惰 (上) 一々 (惰) タリ。 (群書治要卷三「毛詩」・62) (うれふ・セイセイたり・)

○「于」群一 (二) 小 (二) に慍 (二) ル (群書治要卷三「毛詩」・62) (・いかる・) 惰一々 (惰) (は) 憂 (ふ) ル意 (なり) 「也」 (群書治要卷三「毛詩」・62・注) (・うれふ・)

○閑 (返) シキに觀フこと・既に多シ。 (群書治要卷三「毛詩」・62) (・やまし・あふ・おほし・)

○侮 (受) タルこと少カラ不。 (群書治要卷三「毛詩」・63) (・あなどり・たり・すくなし・)

○●谷風は夫一婦の道 (返) (を) 失 (二) ヘルことを刺 (二) (す) 「也」。(群

書治要卷三「毛詩」・63) (・うしなふ・り・) (「谷」の上に、改行符号あり)

○衛一人・其 (の) 上 (返) に化 (し) て「於」新 (婚) (二) に淫 (音) シ而 (二) 其 (の) 舊 (室) を棄ツ。 (群書治要卷三「毛詩」・63) (・かみ・す・すつ・) (「淫」字、見せ消ちあり、「淫」字、右傍に補っており)

○夫一婦一離一絶シテ國一俗傷レ一敗ル「焉」 (群書治要卷三「毛詩」・64) (・す・やぶる・やぶる・)

○習一々 (習) タル谷一風。 (群書治要卷三「毛詩」・65) (・たり・) 以て陰 (里) 一以て雨 (群書治要卷三「毛詩」・65) (・くもる・あめふる・) (「谷」字、右傍に補っており)

○東風一之を谷一風と謂フ。 (群書治要卷三「毛詩」・66・注) (・いふ・) 陰陽 (ヤム) 和 (て) 而 (谷) 風至ル。 (群書治要卷三「毛詩」・66・注) (・やはらぐ・い

たる・) 夫一婦 (や) 和 (は) 一クトキハ「則」室一事成ル「之」「也」 (群書治要卷三「毛詩」・66・注) (・やはらぐ・ときは・なる・)

○睚 (上) 濁一勉 (上) 濁一シテ心を同す。 (群書治要卷三「毛詩」・67) (・ビンベン・す・) 宜 (く) ・怒 (返) (る) こと有ル「宜」 (再讀) (返) (か) ラ不 (群書治要卷

三「毛詩」・67) (・いかる・あり・べし・す・) 言は卑一勉シテ君子與・心を同センことを思フ「也」 (群書治要卷三「毛詩」・67・注) (・す・おなじくす・む・おもふ・)

○所一以は卑一勉スル者以一爲ハク謹一怒セ見 (ル) (は) 夫一婦「之」宜 (二) (から) 非 (二) (る) 以爲 (三) (再讀) リ「也」 (群書治要卷三「毛詩」・67・

注) (・おもはく・す・おもふ・り・) (「爲」字ルビ「ハク」の右に「才

乍」あり)

○葑(平)返を采り菲(上)返を采ル・下禮を以テスルこと無(か)レ。(群書治要卷三「毛詩」・68)(・ホウ・とる・ヒ・とる・もてす・なし・)

○葑は(平)「十頌」也(群書治要卷三「毛詩」・69・注)(・シン・)

○下體は根莖(平)也(群書治要卷三「毛詩」・69・注)(・コンカウ・)

○二菜は皆(な)上下下食(返)フ可(し)。(群書治要卷三「毛詩」・69・注)(・く・らぶ・)

○然(上)而(上)モ其(の)根美(美)キ時(有)有(る)惡(二)シキ時(有)有(る)。(群書治要卷三「毛詩」・69・注)(・しかれども・むまし・あし・)「有美時有」四時、補充符により右傍に補つており

○之(返)采(采)ル者(モ)根(根)惡(シ)キ「之」時(二)返を以(二)て并(ア)テ其(の)葉(上)を棄(中)可(下)返(から)不。(群書治要卷三「毛詩」・69・注)(・とる・ひと・も・ね・あし・あはせて・)

○喻(フ)夫(婦)禮(義)返を以(以)て合(音)シ・顔(色)返を以(以)て親(音)す。(群書治要卷三「毛詩」・69・注)(・たとふ・す・)

○亦(た)顔(色)衰(二)タルを以(二)而(其)の相(ひ)與(セ)シ「之」禮(上)を棄(中)ツ可(下)返(から)不(に)群書治要卷三「毛詩」・70・注)(・たり・ともにす・す・うつ・)

○德(音)違(フ)こと莫(ク)は(爾)及(ト)及(ト)死(返)を同(セ)ン(群書治要卷三「毛詩」・70)(・ちがふ・なし・なむぢ・と・ともにす・む・)

○夫婦(の)「之」言(相)相(ひ)違(ふ)こと無(ク)は「者」則(ち)長(し)相(ひ)與(す)こと處(死)返(に)至(二)可(二)し(群書治要卷三「毛詩」・71・注)(・なし・ある・)

○顔(色)は斯(須)ク「之」有(音)ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・71・注)(・しばし・く・なり・)

○相(去)鼠(ハ)無(ク)禮(二)を刺(レ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・73)(・そしる・り・)

○衛(の)文(公)能(く)其(の)群(臣)を正(ス)。(群書治要卷三「毛詩」・73)(・ただす・)

○而(在)位(の)先(君)の「之」化(二)返を承(二)ケテ禮(儀)無(中)く(く)ことを刺(下)ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・73)(・うく・そしる・)

○鼠(返)を相(レ)は皮(返)有(る)人(ト)シ而(儀)無(し)。(群書治要卷三「毛詩」・75・注)(・みる・と・す・)

○高(顯)の「之」居(音)に處(二)返(リ)雖(も)偷(シ)ク食(ミ)苟(シ)ク得(テ)廉(耻)を知(二)返(ら)不。(群書治要卷三「毛詩」・75・注)(・をり・いやし・はむ・いやし・う・)

○亦(た)人(威)儀(無)キ者(二)與(二)同(シ)也「(群書治要卷三「毛詩」・76・注)(・なし・おなじ・)

○人(と)而(儀)無(ク)は死(返)不(シ)テ胡(爲)セ(ン)。(群書治要卷三「毛詩」・76)(・なし・ず・す・なに・を・か・す・む・)

○今(反)りて禮(返)無(く)し之(化)返を傷(リ)俗(を)敗(ル)。(群書治要卷三「毛詩」・77・注)(・やぶる・やぶる・)

○如(返)か不(シ)其(れ)死(に)て害(返)スル所(無)カラン(に)「也」(群書治要卷三「毛詩」・77・注)(・す・す・なし・む・)

○鼠(返)を相(れ)は體(返)有(り)人(ト)シ而(禮)無(し)。(群書治要卷三「毛詩」・77)(・と・す・)

○人(と)而(禮)無(く)は胡(そ)遯(ク)死(二)ナ不(二)ル(群書治要卷三「毛詩」・78)(・はやし・しぬ・ず・)

○顔(色)は斯(須)ク「之」有(音)ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・71・注)(・なし・ある・)

○德(音)違(フ)こと莫(ク)は(爾)及(ト)及(ト)死(返)を同(セ)ン(群書治要卷三「毛詩」・70)(・ちがふ・なし・なむぢ・と・ともにす・む・)

○夫婦(の)「之」言(相)相(ひ)違(ふ)こと無(ク)は「者」則(ち)長(し)相(ひ)與(す)こと處(死)返(に)至(二)可(二)し(群書治要卷三「毛詩」・71・注)(・なし・ある・)

○顔(色)は斯(須)ク「之」有(音)ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・71・注)(・しばし・く・なり・)

○●干(平)旄(平濁)は善(音返)好(返)ム(返)ことを美メタリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・79)。(・カンボウ・このむ・ほむ・たり・)

○衛の文公か「之」臣子・多ク善(音返)を好む。(群書治要卷三「毛詩」・79)。(・おほし・)

○賢者・告クルに善道(二)を以(二)センことを樂(三)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・80)。(・つぐ・す・む・ねがふ・)

○子(入)子タル干旄アリ・浚(去)「之」郊(二)に在(二)り(群書治要卷三「毛詩」・80)。(・ケツケツ・たり・あり・シユン・)

○旄を「於」干ノ首(二)に注(二)ケタリ。(群書治要卷三「毛詩」・81・注)。(・ひを・の・はし・つぐ・たり・)

○大夫(の)「之」旄ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・81・注)。(・はた・なり・)

○時に此の旄(返)を建チて來(り)「至(り)浚(の)「之」郊(二)に有(二)り」。(群書治要卷三「毛詩」・81・注)。(・はた・たつ・)

○卿大夫善(音返)を好スル者ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・82・注)。(・よみす・もの・なり・)

○素―絲ヲモテ(傳)紙スルカコトクシテ(傳)「イ、素―絲ノ(箋)紙スル(箋)「之」・良―馬四ヲセン(傳)「イ、四ヲス(箋)「之」(群書治要卷三「毛詩」

・82)。(・を・もて・くみす・か・とし・す・て・の・くみす・よつ・を・す・む・よつ・を・す・)

○紙(去)は組(返)を織(返)ル所「以ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・82・注)。(・ソ・をる・なり・)

○紙を「於」此(二)に總(二)て文を「於」彼(二)に成(二)す。(群書治要卷三「毛詩」・83・注)。(・くみ・こ・す・べて・あや・かし・)

○願(く)は素―絲組(の)「之」法(二)を以(二)て四―馬(二)を御(音ニ)セン「也」(群書治要卷三「毛詩」・83・注)。(・す・む・)

○彼の姝(平)タルは「者」子(音)ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・83)。(・シユ・たり・なり・)

○何を以て昇(上)へ「之」(群書治要卷三「毛詩」・83)。(・あたふ・)

○時の賢者・既に此の大夫忠順(の)「之」徳(二)有(二)る(二)ことを悦(三)フ。(群書治要卷三「毛詩」・84・注)。(・よろこぶ・)

○又(た)善道(返)を以て與(上)ヘンことを欲(二)す「之」。(群書治要卷三「毛詩」・84・注)。(・あたふ・む・)

○誠に愛―厚(の)「之」至(上)ナリ「焉」(群書治要卷三「毛詩」・84・注)。(・いたり・なり・)

○●淇―澳は武公か「之」徳(二)を美(め)「タリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・86)。(・たり・)

○文―章(二)有(二)り・又(た)能(く)・規―諫(二)を聽(二)イテ禮(返)を以て自(上)防ク。(群書治要卷三「毛詩」・86)。(・きく・みづから・ふせく・)

○故に能ク入(り)て「于」周(二)に相(去)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・87)。(・よく・たり・)

○美(め)而是(て)の詩(二)を作(二)ル。(群書治要卷三「毛詩」・87)。(・ほむ・つくる・)

○彼の淇―澳(二)を瞻(二)レは・綠―竹(二)々々(二)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・89)。(・みる・たり・)

(本行にある「綺」字見せ消ちあり、右傍「二(イ)奇」字を補っており。)

○「才奇」々(「才奇」)は美ナル貌「也」(群書治要卷三「毛詩」・89・注)(・なり・)

○武公・質(音美(去濁)に・徳盛(ナカリ)にシテ康叔か「之」「之」餘一烈(「也」有(「り」)(群書治要卷三「毛詩」・89・注)(・さかりなり・す・)

○斐(上)タル君子(「)有(「り」)(群書治要卷三「毛詩」・90)(・ヒ・たり・)「斐」字、左傍「芳尾反」三字あり

○切(返)スルか如ク・瑳(平)スルか如(ク)・琢(入)スルか如(ク)磨(平濁)スルか如シ(群書治要卷三「毛詩」・90)(・す・ごとし・す・タク・す・ば・す・ごとし・)

○骨(返)治ムルを・切(返)と曰(ふ)。(群書治要卷三「毛詩」・91・注)(・をさむ・)

○象(上)に瑳(と)曰ヒ・玉(訓)に琢(返)と曰(ひ)・石に磨(返)と曰フ。(群書治要卷三「毛詩」・91・注)(・いふ・いふ・)

○其(れ)學(ひ)而成(「)スことを道(「)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・91・注)(・まなぶ・なす・いふ・)

○其レ規一諫(返)を聽(い)て禮(返)を以て自(ら)修メ飾ル。(群書治要卷三「毛詩」・91・注)(・それ・をさむ・かざる・)「規」字、補充符により補っており。

○玉一石「之」琢一磨(「)セ見(「)ル、か如(「)シ(群書治要卷三「毛詩」・91・注)(・す・らるる・ごとし・)

○丸(平)蘭は惠一公(「)を刺(「)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・92)(・そしる・)「丸」字、上注に「六凡本又作丸」六字あり・右傍に「丸本」二字あり

○驕(り)而禮(返)無(し)。(群書治要卷三「毛詩」・92)(・をこる・)

○大夫刺ル「之」(群書治要卷三「毛詩」・92)(・そしる・)

○惠公・幼童(「)返ナルを以(「)て位(返)に即ケリ。(群書治要卷三「毛詩」・92・注)(・なり・つく・り・)

○自(「)謂ク才一能(「)有(「)返(る)と「謂(再讀)「ひ)而「於」大臣(「)に驕(「)一慢す。(群書治要卷三「毛詩」・93・注)(・みづから・をまはく・をもふ・)「慢」字、補充符により補っており。

○但(し)・威一儀(「)返を習(「)「ひ)て政(返)を爲(す)に禮(返)を以(「)て(「)スルコトヲ知(「)不(「)也」(群書治要卷三「毛詩」・93・注)(・もてす・こと・を・)

○丸一蘭(の)「之」支アリ(群書治要卷三「毛詩」・93)(・た・あり・)○柔一弱ニシテ恒に「於」地(「)に延(「)一蔓セリ。(群書治要卷三「毛詩」・94・注)(・なり・す・す・り・)

○依り一縁(「)返ル所(「)返有(「)て則(「)起ル。(群書治要卷三「毛詩」・94・注)(・よる・よる・おこる・)

○興(「)は「者」喻(「)幼一「(「)牛一羊」(の)「之」君・大臣(「)返を任(「)一用シテ乃(「)能(「)其(「)政(「)を成(「)スに「也」(群書治要卷三「毛詩」・94・注)(・たとへたらくは・ヨウチ・す・いまし・なす・)

(本行にある「雅」字、見せ消ちあり、「牛一羊」字、補充符により補っており。「樨」字か)

○童一子にシテ觸(返)を佩(「)ヘリ(群書治要卷三「毛詩」・94)(・す・くしり・をぶ・り・)

○觸(結)タルを解(返)ク所一以ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・95・注)(・むすはし・たり・とく・なり・)

○成一人(の)「之」佩ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・注95)(・を

もの・なり・)

○章一子(一)ナリと雖(二)も・猶(ほ)鱗(返)を佩(返)じて以て早ク其(の)德(二)を成(二)す「也」(群書治要卷三「毛詩」・95・注)・なり・おぶ・はやし・(本行にある「昇」字、消しており、「以」早二字は補充符により補っており。)

○「則」鱗(を)佩(二)へりと雖(二)も・能ク我を知(二)ラ不(二)群書治要卷三「毛詩」・96)・をぶ・り・よく・しる・)

○此の幼一稚(の)「之」君・鱗(返)を佩(返)へりと雖(も)「與」其(の)才・能・實(返)に我か衆一臣(の)「之」知一爲(平)スル所(二)に如(三)返カ不「也」(群書治要卷三「毛詩」・96・注)・をぶ・り・まさにす・しく・(本行にある「別」字、見せ消ちあり、「幼」字、右傍に補っており・本行にある「注」字、消しており、「臣」字、右傍に補っており。)

○惠一公・自(ら)謂ク才・能(二)有(二)返(る)と「謂」(再讀)而(一)驕リ一慢ル。(群書治要卷三「毛詩」・97・注)・みづから・をまほく・をもふ・おごる・おごる・(「謂」字ルビ「ヲモハク」下、「辞字也」あり。)

○刺(シ)ラ見、所(ル)以ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・97・注)・そしる・らる・なり・)

王風

○葛一藁(上)は王一族・桓一王(二)を刺(二)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・99)・カツルイ・そしる・り・(本行にある「藁」字見せ消ちあり、「藁」は右傍に補っており)

○周一室・道一衰(ひ)て其(の)九一族(二)を棄(二)ツ「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・99)・おとろふ・すつ・)

○綿一々(綿)タル葛一藁一河(の)「之」澣(二)に在(二)り(群書治要

卷三「毛詩」・100)・たり・ほり・(本行にある「澣」字見

せ消ちあり、「藁」は右傍に補っており・「澣」左傍「呼五反」あり)

○水一涯(平濁)を澣(上)返と曰(ふ) (群書治要卷三「毛詩」・100・注)・コ・)

○葛「也」・藁「也」・河(の)「之」涯(二)返(に)生(二)イテ其(の)潤澤(二)返(を得)て以て長(上)シ而絶(返)不。(群書治要卷三「毛詩」・100・注)・ほとり・をう・す・)

○興(は)「者」喻(ふ)・王(の)「之」同(一)姓の王の恩一施(去)返(を得)て以て其(の)子(二)を生(二)長スルに(群書治要卷三「毛詩」・101)・たとへたらくは・す・)

○終(に)兄弟(二)を遠(二)カレは・他一人を父(二)と謂(二)フ(群書治要卷三「毛詩」・101)・つゝに・とをさかる・いふ・)

○王「於」恩一施(二)に寡(二)シ。(群書治要卷三「毛詩」・102・注)・すくなし・)

○今、以て族一親(二)を遠(二)ケ一棄ツ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・102・注)・とほざける・すつ・)

○是レ我・他一人(二)を以(二)て己か父(二)と爲(二)す「也」(群書治要卷三「毛詩」・102・注)・これ・)

○采一葛は讒(平)返(を)懼(二)リタリ(群書治要卷三「毛詩」・103)・おそる・たり・)

○桓王(の)「之」時一政事か明(返)ナラ不。(群書治要卷三「毛詩」・103・注)・あきらかなり・)

○臣一大小(二)と無(二)ク・使(ト)シテ出タル一者・則(ち)讒一人(二)の爲(二)に・毀(返)ハ所ル。(群書治要卷三「毛詩」・103・注)・なし・)

つかひ・と・す・たり・そこなふ・らる・)

○故に懼ツ「之」[也] (群書治要卷三「毛詩」・103・注) (・をづ・)

○彼の葛返を采トル「兮」。 (群書治要卷三「毛詩」・104) (・とる・)

○一日モ・見返 (は) 不サルは・三月 (二) の如 (二) シ「兮」 (群書治要卷三「毛詩」・104) (・も・ず・とし・)

○葛は絺・紵 (二) に爲 (二) 返ル所ツク以ナリ「也」 (群書治要卷三「毛詩」・104・注) (・つくる・なり・)

○事スロシキ小ナリと雖 (も) ・一日モ・「於」君 (二) に見 (二) 返 (は) 不サレは「於」

讒 (二) を憂 (二) へ「懼ツ」[矣]。 (群書治要卷三「毛詩」・105・注) (・す・)

しきなり・も・ず・うれへ・をづ・)

○興タトヒは「者」・葛返を采返 (る) を以 (て) は・喻フ・臣小・事 (二)

返を以 (二) て使トシて出タルに「者」[也] (群書治要卷三「毛詩」・105・

注) (・たとへららく・たとふ・と・す・たり・)

鄭風

○風―雨は君子 (二) を思 (二) へリ「也」 (群書治要卷三「毛詩」・107) (・

をもふ・り・)

○亂―世ナレは「則」・君子の其 (の) 度 (二) を改メ 返ラレ不 (二) (る) こ

とを思 (二) フ「焉」。 (群書治要卷三「毛詩」・107) (・なり・あらたむ・ら

る・をもふ・)

○風―雨・淒タリ々 (淒) タリ。 (群書治要卷三「毛詩」・108) (・たり・)

○鷄訓 鳴クこと喈平々 (喈) タリ (群書治要卷三「毛詩」・108) (・な

く・たり・) (「喈」右傍「立皆」二字あり)

○風カセフキ且マ夕マ 雨アメル・淒タリ々 (淒) 然タリ。 (群書治要卷三「毛詩」・108・

注) (・かせふく・あめふる・たり・)

○鷄猶 (ほ) 時返を守マ而鳴クこと・喈タリ々 (喈) 然タリ。 (群書治要卷三「毛詩」・108・注) (・まもる・なく・)

○興ハは「者」・喻フ・君子の亂―世 (二) に居 (二) 返リと雖 (も) ・其 (の)

節―度 (二) を改 (二) 返メ不サルに「也」 (群書治要卷三「毛詩」・109・注) (・

たとへたらくは・たとふ・をる・あらたむ・ず・)

○既に君子 (二) を見 (二) テハ・云コトに胡ナシソ夷ヨロコ 返ヒ不ラむ (群書治要卷三「毛詩」・109) (・みる・てば・ここに・なんぞ・よろこぶ・ず・) (二云) 補充符

により補っており)

○思 (ひ) 而見ツ「之」。 (群書治要卷三「毛詩」・110・注) (・つ・)

○云コトに何ソ悦返 不ラむ「也」 (群書治要卷三「毛詩」・110・注) (・こ

に・なんぞ・よろこぶ・ず・)

○子―衿は學廢 (二) レタルことを刺 (二) レリ「也」 (群書治要卷三「毛詩」

・111) (・すたる・たり・そしる・り・)

○亂―世ナレは「則」・學―校去 修返 不ラ。 (群書治要卷三「毛詩」・111) (・

なり・をさまる・り・)

○青―青タル子音 衿コトノクヒアリ。 (群書治要卷三「毛詩」・111) (・た

り・ころも・の・くび・あり・)

○悠タリ々 (悠) タル我心アリ (群書治要卷三「毛詩」・112) (・たり・あり・)

○學―子「之」服返 スル所ナリ。 (群書治要卷三「毛詩」・112・注) (・す

なり・)

○己は留めて彼去ヲ去ヌ。 (群書治要卷三「毛詩」・112・注) (・をのれ

かれ・さる・ぬ・)

○故に隨 (ひ) 而之 (を) 思フ (群書治要卷三「毛詩」・113・注) (・をもふ・)

○縦トヒ・我は往返 (か) 不トモ・子寧 嗣返 カ不ランヤ (箋) 「イ、嗣ハ

不(ら)む(傳)〔群書治要卷三「毛詩」・113〕(・たとひ・ず・とも・つぐ・ず・む・や・ならぶ・)

○汝・曾て聲(返)を傳(ひ)て我(返)を問(こ)ハ不(二)ランヤ。(群書治要卷三「毛詩」・113・注)(・かつて・とふ・ず・む・や・)

○々(我)恩(返)を以て其(己)己(返)忘(二)レタルことを責(二)ム「也」〔群書治要卷三「毛詩」・114・注〕(・われ・おのれ・わする・たり・せむ・)(「々」補充符により補っており)

齊風

○●鷄鳴は賢妃(二)を思(二)ヘリ「也」〔群書治要卷三「毛詩」・116〕(・おもふ・り・)

○哀公・荒淫・怠慢ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・116)(・なり・)

○故に賢妃・貞女・夙夜に警(上)戒(去)シて相成す「之」道(二)を陳(二)フ「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・116)(・す・のぶ・)

○鷄(訓)既に鳴キヌ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・117)(・なく・ぬ・)(行にある「鷄」字、「既」字見せ消ちあり)

○朝(音)既に盈チヌ「矣」〔群書治要卷三「毛詩」・117〕(・みつ・ぬ・)

○鷄鳴ギ・朝盈(ち)て夫人と「也」・君「也」・以て起(ク)可(二)キは「之」・常禮ナリ「也」〔群書治要卷三「毛詩」・118・注〕(・なく・と・をく・べし・なり・)

○鷄の「則」鳴(二)に匪(二)ラス。(群書治要卷三「毛詩」・119)(・あらず・)

○蒼蠅(平)の「之」聲(訓)ナリ〔群書治要卷三「毛詩」・119〕(・なり・)

○夫人・蠅聲(二)返を以(二)て鷄の鳴(二)返と爲(二)シて則(ち)以て作ク。(群書治要卷三「毛詩」・119・注)(・なす・をく・)

より・も・すみやかなり・)

○●甫(上)田は大夫襄公(二)を刺(二)レリ「也」〔群書治要卷三「毛詩」・120〕(・そしる・り・)

○禮・義(二)無(二)シ而大功(二)を求(二)む。(群書治要卷三「毛詩」・120)(・す・)

○其(の)徳(二)を修(返)メ不(シ)而諸侯(二)を求(二)む。(群書治要卷三「毛詩」・121)(・をさむ・ず・す・)

○志(訓)大きに・心勞(音)シて求(二)ムル所(二)以の者・其(の)道(二)に非(二)す「也」〔群書治要卷三「毛詩」・121〕(・おほきなり・す・もとむ・)

○甫・田を田(音)スルこと無(か)レ。(群書治要卷三「毛詩」・123)(・す・なし・)

○維(訓)莠驕(平)々(驕)タリ〔群書治要卷三「毛詩」・123〕(・これ・は・ぐさ・たり・)

○大・田・度(去)に過(ス)キ而人功無(キ)トキンハ・終に獲(カ)ルこと能(は)不(群書治要卷三「毛詩」・123・注)(・すぐ・なし・ときんば・かる・)(本行に「推」字、見せ消ちあり)

○興(上)は「者」喩(ふ)・人君・功(返)を立(ち)治(返)を致(二)サント欲(二)シて必(す)身(返)を勤(メ)徳(返)を修(め)て小(音)返(返)を積(み)て以て高(大)を成(二)す「也」〔群書治要卷三「毛詩」・123・注〕(・たとへたらは・いたす・む・ほす・つとむ・)

○遠(人)を思(二)フこと無(か)レ。(群書治要卷三「毛詩」・124)(・をもふ・なし・)

○勞(心)切(平)々(切)タリ〔群書治要卷三「毛詩」・124〕(・タウタウ・

たり・)。「切」字、左傍「音刀」二字あり)

○此は言は徳(返)無シ。(群書治要卷三「毛詩」・125・注)・(なし・)

○而て諸侯(二)を求(三)ムルトキンハ・徒(ニ)に其(の)心(二)を勞(三)シムルこと・切々(切)―然タリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・125・注)

(・なくす・もとむ・ときんば・いたずらなり・いたはる・しむ・たり・)

○此は言は徳(返)無シ。(群書治要卷三「毛詩」・125・注)・(なし・)

而て諸侯(二)を求(三)ムルトキンハ・徒(ニ)に其(の)心(二)を勞(三)シムルこと・切々(切)―然タリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・125・注)・(

もとむ・ときんば・いたずらなり・いたはる・しむ・たり・)

魏風

○●伐(入)―檀(平)は貪(平)を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・127)

(・タン・そしる・り・)

○在(位)・貪(鄙)ニシテ・功(返)無(く)し而祿(返)を受ク。(群書治要卷三

「毛詩」・127)・(・タンヒ・なり・す・うく・)

○君子・進(ミ)―仕(二)フルこと得(三)不(ル)こと・爾(リ)。(群書治要卷三「毛詩」・127)・(・すすむ・つかふ・ず・しかり・)

○坎(上)―々(坎)とシテ檀(平)を伐(キ)ル「兮」。(群書治要卷三「毛詩」

・128)・(・す・きる・)

○「之」河(音)の「之」干(二)に眞(三)ク「兮」。(群書治要卷三「毛詩」

・128)・(・ほとり・をく・)

○河―水清(ス)ンテ且(マ)夕漣(平)―漪(平)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・129)・(

すむ・また・レンイ・なり・)

○檀(返)を伐(キ)テ以(テ)世(返)を俟(マ)ツこと・河―水清(ス)ンテ且(マ)漣(平)漪(平)アルを俟(二)か若(ト)シ。(群書治要卷三「毛詩」・129・注)・(・きる・

まつ・すむ・また・あり・ごとし・) (本行にある「俟」字に見せ消ちがあり、右傍に「俟」字は補っており、「用」字見せ消ちあり・二番目の「俟」字にも見せ消ちがあり)

○是レは君子(の)「之」人の進(み)―仕(二)こと得(返)不(二)る)を謂(三)「也」(群書治要卷三「毛詩」・129・注)・(これ・)

○稼(返)セ不(ス)穡(返)することセ不(ス)胡(ソ)禾(返)を取(る)こと・三百塵(平)ナル「兮」。(群書治要卷三「毛詩」・130)・(・す・す・す・なんぞ・あ

は・テン・なり・)

○狩(返)セ不(ス)獵(入)セ不(ス)胡(ソ)庭(二)を瞻(二)ルに爾(リ)懸(カ)レル(平)狐(二)有(二)ル「兮」(群書治要卷三「毛詩」・131)・(・す・レフ・す・なんぞ・

みる・しかり・かかると・クワン・あり・)

○彼の君子「兮」素(去)―喰(平)セ不(二)「兮」(群書治要卷三「毛詩」

・132)・(・ソサン・す・)

○彼(の)君子トイハ「者」伐(檀)の「之」人(二)を斥(二)ス。(群書治

要卷三「毛詩」・132・注)・(といは・さす・)

○仕(へ)て功(返)有(ル)は乃(ち)祿(返)を受(ク)肯(シ) (群書治要卷三「毛詩」

・132・注)・(・つかふ・あり・うく・べし・)

○●碩(上)鼠(上)は重(斂)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・133)

(・ジユウレン・そしる・り・)

○國(人)其(の)君「之」重(斂)シテ蠶(去)―食(シ)民(返)に於(二)て其

(の)政(返)を修(メ)不(シ)テ食(リ)而人(返)を畏(ツ)ルこと大(鼠)の若(二)キ

ことを刺(三)ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・133)・(・す・サンシヨク・

す・をさむ・す・す・むさぼる・をづ・ごとし・そしる・) (「食」字、右傍「音

石」二字あり)

○碩―鼠・碩―鼠・我か黍(音)上(二)を食(二)返フこと無(か)レ(群書治要卷三「毛詩」・135)。(・シヨ・くふ・なし・)

○三―歳汝(返)に貫フレトモ・我を顧(返)ル肯(二)キこと莫(二)シ(群書治要卷三「毛詩」・135)。(・つかふ・ども・みる・べし・なし・)

○大―鼠大―鼠トイハ「者」・其(の)君(訓)を斥(二)ス。(群書治要卷三「毛詩」・136)。(・といは・さす・)

○汝・復(た)我か黍(二)を食(二)フこと無(三)か(か)レトイハ・其(の)君税(去)―斂(去)の「之」多(二)キを疾(二)ムソ。(群書治要卷三「毛詩」・136)。(・くふ・なし・といは・その・ゼイレン・おほし・にくむ・ぞ・)

○我汝(返)に事(ふ)ルこと・已に三歳「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・136)。(・われ・つかふ・)

○曾テ教―令恩―徳來テ我(二)を顧(二)ミ(二)眷(み)ルこと無(三)シ。(群書治要卷三「毛詩」・136)。(・かつて・かへりみる・かへりみる・なし・)

○又(た)其(の)徳―政(二)を修(返)メ不(二)ルことを疾(三)む(群書治要卷三「毛詩」・137)。(・おさむ・ず・)

○逝イテ將に汝(返)を去(返)ンナンと「將」(再讀)。(群書治要卷三「毛詩」・137)。(・ゆく・さる・ぬ・む)

○彼の樂(入)土(二)に適(二)カむ(群書治要卷三「毛詩」・137)。(・ゆく・)

○往キ矣將に女(返)を去(返)る(返)と「將」(再讀)ルトキニ・之(返)與(ト)訣―別スル「之」辭ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・137)。(・ゆく・なんぢ・す・とき・に・これ・す・なり・)

唐風

○杖(去)―杜(ト)は時(返)を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・140)

(・テイト・そしる・り・) (本行にある「杖」字に見せ消ちがあり、右に「杖」字が補っており・「杜」字左傍「徒油反」あり)

○君・其(の)宗―族(二)を親(二)スルこと能(返)不(は)不。(群書治要卷三「毛詩」・140)。(・す・)

○骨肉離―散シテ獨リ居而兄―弟(二)無(二)シ。(群書治要卷二「毛詩」・140)。(・す・ある・なし・)

○將に沃(入)返の爲并并(返)セ所(二)レンと「將」(再讀)ルこと爾(シカ)リ。(群書治要卷三「毛詩」・141)。(・まさに・沃ク・あはす・らる・り・ぬ・しかり・)

○杖タル「之」杜(二)有(二)り。(群書治要卷三「毛詩」・141)。(・たり・) (141行にある「有」字、見せ消ちあり)

○其(の)葉漚(去)―々(漚)タリ(群書治要卷三「毛詩」・142)。(・シヨ・シヨ・たり・) (本行にある「漚」字に見せ消ちあり、右傍に「漚」字が補っており、左傍「私叙反」あり)

○杖は特リ生ヒタル貌。(群書治要卷三「毛詩」・142)。(・ひとり・をふ・たり・) (「生」字、補充符により、補ってあり)

○漚々(漚)は枝―葉相ヒ次―比(二)セ不(二)ル「之」兒(群書治要卷三「毛詩」・142)。(・あひ・す・す・ず・) (本行にある「骨」字は消してあり、左傍に「漚々」は補ってあり)

○獨(り)行クこと蹠(上濁)―々(蹠)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・143)。(・ゆく・クク・たり・) (「蹠」字、左傍「俱禹反」あり)

○豈(に)他―人(二)無(二)レヤ・我か同―父(二)に如(二)不(群書治要卷三「毛詩」・143)。(・なし・や・)

○蹠々(蹠)は親(返)スル所(返)無(からん)ソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・143)

詩」・143・注（・す・ぞ・）

○言は昭公・其（の）宗族（二）返を遠ケ（二）て獨り國中（二）に行（二）ク・蹕々（蹕）然タリ。（群書治要卷三「毛詩」・144・注）（・さく・ひとり・ゆく・たり・）（本行にある「棄」字、見せ消ちあり、右傍に「遠」字は補っており）

○此（れ）豈（に）異姓（の）「之」臣（二）無（二）かレ乎。（群書治要卷三「毛詩」・144・注）（・なし・や・）

○恩（返）を顧（カ）ミルに同姓（の）「之」親々（親）（二）スルに如（二）返（か）不ラク耳（群書治要卷三「毛詩」・144・注）（・かへりみる・す・ず・く・のみ・）（本行にある「言見」字は見せ消ちあり、「親々」は左傍に補っており、左下に「本作」二字あり）

秦風

○●晨風は康公（二）を刺（二）レリ「也」（群書治要卷三「毛詩」・146）

（・そしる・り・）

○穆公か「之」業（二）返を忘（二）レて始て其（の）賢臣（二）を棄（二）ツ「焉」。（群書治要卷三「毛詩」・146）（・わする・すつ・）（「之」、「始」補充符により補っており）

○鳩（鳩）タル彼の晨風・鬱タル彼の北林アリ（群書治要卷三「毛詩」・147）

（・イツ・たり・たり・あり・）（「鳩」字、左傍「尹橋反」二字あり）

○鳩は疾キ兒「也」（群書治要卷三「毛詩」・147・注）（・とし・）

○先君賢人（二）を招（二）クに「イ、招（く）か」々々（賢）々々（人）・歸往スルコト「之」駛ク疾イこと・晨風（の）「之」飛（ひ）て北林（二）に入（二）か如（三）シ「也」（群書治要卷三「毛詩」・148・注）（・まねく・す・こと・とし・とし・とし・）（「歸」、「駛」補充符により、補ってお

り）

○未（た）君子（二）を見（二）返「未」（再讀）ルトキンハ・憂（ふ）ル心欽（平）々（欽）タリ（群書治要卷三「毛詩」・148）（・ず・ときんば・うれふ・たり・）

○言は穆公始メ・未（た）君子（二）を見（二）返「未」（再讀）（る）「之」時に・思（ひ）望（み）而憂フルこと欽々（欽）然「也」（群書治要卷三「毛詩」・149・注）（・はじむ・うれふ・）

○如（何）ソヤ々（如）々（何）。（群書治要卷三「毛詩」・149）（・いかんぞ・や・）

○我（二）を忘（二）レタルこと・實（實）に多キ（群書治要卷三「毛詩」・149）（・わする・たり・まさに・おほし・）

○此レ穆公（の）「之」意（二）返を言（二）（ひ）て康公（二）を責（二）ム。（群書治要卷三「毛詩」・150・注）（・これ・いふ・せむ・）

○汝我か「之」事（二）を忘（二）レタルこと・實（實）に多（左）ナル「也」（群書治要卷三「毛詩」・150・注）（・たり・まさに・なり・）（「實」字、補充符により、補っており・本行にある「大」字見せ消ちあり、「也」字の左傍に「大」字は補っており・下に「本无」あり・「多」右傍に「ヲホシ」のルビあり）

○●渭陽は康公・母（返）を念（念）ヘリ「也」（群書治要卷三「毛詩」・151）（・おもふ・り・）

○康公（の）「之」母は晋の獻（上）公か「之」女ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・151）（・むすめ・なり・）

○文公・嬖（姫）の「之」難（去）（二）返に遭（二）（ひ）て反（返）ラ未（り）而（秦姫卒（音）シヌ。（群書治要卷三「毛詩」・152）（・あふ・かへる・す・ぬ・）

- 穆公・文公(二)を納(二)ル。(群書治要卷三「毛詩」・153)(・いる・)
- 康公時に太子(二)と爲(二)て文公を「於」渭(の)「之」陽(二)に贈(二)リ。送ル。(群書治要卷三「毛詩」・153)(・す・をくる・をくる・)
- 母「之」見(返)不(二)ル「イ、不ラン」ことを念(二)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・154)(・みる・ず・ず・む・をもふ・)
- 我舅氏(二)を見(二)ルこと・母存(二)セルか如(二)にす「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・154)(・われ・みる・ぞんず・り・)
- 其(れ)位(返)に即(二)クに及(二)て思(ひ)而是(の)詩(を)作ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・155)(・つく・つく・る・)
- 我舅氏(二)を送(二)ル。(群書治要卷三「毛詩」・155)(・われ・をくる・)
- 日(二)に渭の陽(二)に至(二)ラン(群書治要卷三「毛詩」・156)(・ひび・いたる・む・)
- 何を「以て贈ル」之。(群書治要卷三「毛詩」・156)(・をくる・)
- 路―車乘(去)―黄アリ(群書治要卷三「毛詩」・156)(・あり・)
- 乘黄は駟―馬皆(な)黄ナルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・157・注)(・き・なり・ぞ・)
- 我舅氏(二)を送(二)ル。(群書治要卷三「毛詩」・157)(・をくる・)
- 悠―々(悠)タル我思(を)アリ。(群書治要卷三「毛詩」・157)(・たり・をむひ・あり・)
- 何を以て贈ル「之」。(群書治要卷三「毛詩」・157)(・をくる・)
- 瓊(平)―瑰(平)―玉―佩(平)アリ(群書治要卷三「毛詩」・158)(・ケイクワイ・あり・)
- 瓊―瑰は美―石にシ而玉(返)に次ク者「也」(群書治要卷三「毛詩」・158・

注)(・す・つく・)

- 權―輿は康公を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・159)(そしる・り・)
- 先君(の)「之」舊臣(二)與賢―者(返)「與」(再)護(を)忘(レ)テ始(返)有(り)而終(返)無シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・159)(・わする・はじめ・をはり・なし・)
- 我(返)に於(平)夏(返)に屋(平)フルこと渠(平)々(渠)タリ(群書治要卷三「毛詩」・161)(・をいて・をほきなり・そなふ・たり・)
- 言は君・始メ・我に於(平)ル・厚(平)シ。(群書治要卷三「毛詩」・161・注)(・はじむ・をける・あつし・)
- 禮―食(返)を設(平)ケテ大(返)に具(平)テ以(平)て我に食(去)す(群書治要卷三「毛詩」・161・注)(・まうく・すべて・)
- 其(の)意勤―々(勤)―然(タ)リ(群書治要卷三「毛詩」・162・注)(・たり・)
- 今「也」・食(去)スル毎(返)に・餘(返)無シ(群書治要卷三「毛詩」・162)(・す・あまり・なし・)
- 此(返)は言は君・今・我を遇(意)スルこと・薄(シ)。(群書治要卷三「毛詩」・162・注)(・これ・す・うすし・)
- 其(れ)我に食(去)スルこと・裁(返)に足(ル)ハカリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・162・注)(・す・わづかなり・たる・ばかり・)
- 于「嗟」乎・權―輿に承(平)力(平)不(群書治要卷三「毛詩」・163)(・あ・つく・)

曹風

- 蜉(平)―蝻(平)は奢(返)を刺(レ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・165)(・をこり・そしる・り・)
- 「蜉」字、左傍「立浮」二字あり・「蝻」字、左

傍「立由」二字あり)

○昭公・國小に(し)而迫レリ。(群書治要卷三「毛詩」・165)(・すこしきなり・せまる・り・)

○法以て自(ら)守(二)ル(二)無(二)シ。(群書治要卷三「毛詩」・165)(・まもる・なし・)

○奢(返)を好(コ)ン而小人を任(去)濁(去)す。(群書治要卷三「毛詩」・166)(・このむ・)(本行にある「始」字、見せ消ちあり)

○將に依(返)ル所(返)無カラ(む)と「將」(再讀)「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・166)(・よる・なし・)

○蜉(返)ノ「之」羽アリ。(群書治要卷三「毛詩」・167)(・のはね・あり・)(167行目にある「蜉」、「蟬」二字見せ消ちあり)

○衣(返)裳楚(返)々(楚)タリ(群書治要卷三「毛詩」・167)(・たり・)

○朝に生(返)レテ夕(返)に「死」又。(群書治要卷三「毛詩」・167・注)(・うまる・ゆふべ・しぬ・)

○猶(返)ほ「者」(返)翼(返)有(返)りて以て自(去)飾(去)レリ。(群書治要卷三「毛詩」・167・注)(・みづから・かざる・り・)

○興(返)は「者」(返)喩(返)ふ・昭公(返)の「之」朝(音)に・其(返)の群(返)臣(返)皆(返)は・なり・)

○徒(返)に其(返)の衣裳(返)を整(返)へ飾(返)りて國(返)の將(返)に迫(返)メ脇(返)サレテ君子(返)死(返)レ亡(返)センコト(返)の「之」日(返)無(返)イ(返)こと(返)を知(返)ル(返)こと(返)渠(返)略(返)シカル

(二)の如(返)ク然(返)に「之」(返)「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・168・注)(・ただなり・ととのふ・かざる・せむ・をびやくす・り・す・む・こと・ひ・なし・ず・ごとく・しかり・)

○心(返)の「之」憂(返)アリ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・169)(・あり・)

○於(返)か我(返)歸(返)リ處(返)ラむ(群書治要卷三「毛詩」・169)(・いつくんか・われ・より・をり・)

○君(返)當(返)に於(返)何(返)か依(返)り歸(返)ラン。(群書治要卷三「毛詩」・169・注)(・いつくんか・かへる・む・)

○言(返)は危(返)亡(返)の「之」難(返)有(返)二(返)る(返)は・將(返)に就(返)キ往(返)ク(返)所(返)二(返)返(返)無(返)カ(返)ラント「將」(再讀)「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・170・注)(・ゆく・ゆく・なし・む・と・す・)

○候(返)人(返)は小(返)人(返)近(返)クル(返)こと(返)を刺(返)レリ「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・170)(・ちかづく・そしる・り・)

○共(返)公(返)君子(返)を遠(返)ケ而(返)好(返)ミ(返)テ小人(返)を近(返)ク「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・170)(・さく・このむ・ちかづく・)

○彼(返)の候(返)人(返)「兮」(返)戈(返)與(返)殺(返)「與」(再讀)を荷(返)タリ(群書治要卷三「毛詩」・171・注)(・タイ・もつ・り・)「殺」字、左傍「都外反」三字あり

○候(返)人(返)は道(返)路(返)に賓(返)客(返)を送(返)リ迎(返)フル者(返)なり「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・172・注)(・をくる・むかふ・)

○荷(返)は揭(返)入(返)なり「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・172・注)(・ケツ・)

○殺(返)は爰(返)なり「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・172・注)(・シユ・)

○言(返)は賢(返)者(返)の「之」官(返)候(返)人(返)に過(返)キ不(返)レ(返)。(群書治要卷三「毛詩」・172・注)(・すぐ・)

○彼(返)ノ「其」(返)ノ子(返)音(返)三百(返)の赤(返)帶(返)入(返)セリ(群書治要卷三「毛詩」・172)(・かの・この・セキフツ・す・り・)「其」字、左傍「不讀」二字あり・「帶」字、左傍「音弗」二字あり

○々(返)「芾」(返)は鞞(返)なり「也」(返)。(群書治要卷三「毛詩」・173・注)(・ヒツ・)

〔鞞〕字、左傍「音必」二字あり

○大夫以上は赤―芾シテ軒返に乗ル。(群書治要卷三「毛詩」・173・注) (・す・のる・)

○赤―芾を佩ヲヘル者モ三百人(群書治要卷三「毛詩」・173・注) (・をぶ・り・)

小雅

○既に飲―食去シ「之」・又た幣―帛を筐平―筐上に實レテ以テ其の厚―意を將フ。(群書治要卷三「毛詩」・175) (・す・キヤウヒ・いる・をこなふ・)

○然て後に忠―臣・嘉―賓・盡ツくること其の心を得ヲ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・176) (・つく・う・)

○左傍に「嘉」字、補つており

○呦平―々トシテ鹿鳴ク。(群書治要卷三「毛詩」・177) (・イウイウ・と・す・て・か・なく・)

○野の「之」萃平を食ム(群書治要卷三「毛詩」・177) (・はむ・)

○鹿音・萃―草返を得て呦々然トシテ鳴イ而相ヒ呼フ。(群書治要卷三「毛詩」・178・注) (・と・す・なく・よぶ・)

○懇―誠・「于」中中に發音す。(群書治要卷三「毛詩」・178・注) (・うち・)

○以て興たじこは賓―客を嘉―樂入スルこと・當に懇去―誠返有リて相ヒ招音呼音て以て禮返を盛ニニス當(再讀ニキ「也」)(群書治要卷三「毛詩」・178・注) (・たとへたらくは・す・まねく・よぶ・さかりなり・す・べし・)

○瑟返を鼓音シ・笙を吹ク。(群書治要卷三「毛詩」・179) (・す・)

○筐音を承サケテ是レに將フ(群書治要卷三「毛詩」・179) (・ささぐ・)

これ・おこなふ・)

○筐―篋屬は幣―帛を行フ所ヲ以ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・180・注) (・をこなふ・なり・)

○●皇―々皇―者―華君・使臣を遣レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・181) (・つかひ・やる・り・)

○送ルに「之」・禮―樂返を以テシテ遠シ而光―華有ルことを言フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・181) (・をくる・もてす・とほうす・あり・いふ・)

○言は臣使返に出テ能ク君の「之」美返を揚ケテ其の譽を「於」四方返に延フルを以て則チ君命ニを辱ニメ不返と爲ス「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・182・注) (・よく・あぐ・ほまれ・のぶ・はづかしむ・ず・)

○皇―々皇タルは「者」華訓ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・183) (・たり・なり・)

○忠臣使返を奉リて能ク君―命を光スこと・遠返シと无ク・近返シと无ク・華高―下返を以て其の色ニを易ニへ不返如四シ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・183・注) (・うけたまはる・よく・ちらす・とほし・なし・ちかし・なし・かふ・ごとし・)

○遠返と无ク・近返と无キトイハ・惟た之返ク所ノマ、に則チ然訓スルソ「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・184・注) (・なし・といは・ゆく・の・ままに・しかす・ぞ・)

○駢平―駢タル徴平夫・懷リト傳每モ及フ靡力レ傳「イ、懷ハ、每ニ及フ靡ケン」(シンシン・たり・やはらぐ・り・と・いふとも・なし・をもふ・ば・ごと・なし・む・)

○駢平―駢タル徴平夫・懷リト傳每モ及フ靡力レ傳「イ、懷ハ、每ニ及フ靡ケン」(シンシン・たり・やはらぐ・り・と・いふとも・なし・をもふ・ば・ごと・なし・む・)

○駢平―駢タル徴平夫・懷リト傳每モ及フ靡力レ傳「イ、懷ハ、每ニ及フ靡ケン」(シンシン・たり・やはらぐ・り・と・いふとも・なし・をもふ・ば・ごと・なし・む・)

○駢平―駢タル徴平夫・懷リト傳每モ及フ靡力レ傳「イ、懷ハ、每ニ及フ靡ケン」(シンシン・たり・やはらぐ・り・と・いふとも・なし・をもふ・ば・ごと・なし・む・)

○駢平―駢タル徴平夫・懷リト傳每モ及フ靡力レ傳「イ、懷ハ、每ニ及フ靡ケン」(シンシン・たり・やはらぐ・り・と・いふとも・なし・をもふ・ば・ごと・なし・む・)

○駢平―駢タル徴平夫・懷リト傳每モ及フ靡力レ傳「イ、懷ハ、每ニ及フ靡ケン」(シンシン・たり・やはらぐ・り・と・いふとも・なし・をもふ・ば・ごと・なし・む・)

○衆モロクの行レ夫レ既に君レ命返を受ケて當ニ速スに行ク。(群書治要卷三「毛詩」・185・注) (・もろもろ・うく・すみやかに・ゆく・)

○人返毎ニ其レ私返を懷ヒて相ヒ稽平留セは「則レ王レ事返に於テ將ニ及返所返無返ランと「將再」也群書治要卷三「毛詩」・186・注) (・をもふ・す・なし・む・)

○常去棟去は兄レ弟レを燕去セリ「也群書治要卷三「毛詩」・187) (・す・り・)

○管察か「之道」失二へル一ことを閱二フ一。(群書治要卷三「毛詩」・187) (・うしなふ・かなしぶ・)

○故ニ常棟を作ル「焉群書治要卷三「毛詩」・187) (・つくる・)

○周公二叔レ之減返一カシ而レ兄弟の「之恩」返一を使シて疏二カラ使レことを弔三ム一。(群書治要卷三「毛詩」・188・注) (・やはらぐ・ず・す・うとし・しむ・いたむ・) (本行にある「戚」字見せ消ちあり、右傍に「減」字、補っており・本行にある「弗」字、見せ消ちあり、右傍に「弔」字、補っており・「之」字、補充符により、補っており)

○召公・爲ニ是レの詩レを作リ而之返一歌ヒて以テ親音す「之群書治要卷三「毛詩」・188・注) (・ために・)

○常棟の「之華」訓一アリ。(群書治要卷三「毛詩」・189) (・あり・)

○尊入濁ノ「之イ、尊トシテ」傳一不箋煒一々煒タリ箋「之煒々煒」傳一不ランヤ傳「之群書治要卷三「毛詩」・189) (・がく・の・がく・と・す・て・あし・中中・たり・たり・ず・む・や・)

○華返承ル者を尊返と曰フ。(群書治要卷三「毛詩」・189) (注) (・うけたる・)

○不音は「之イ、不を」當ニ附平に作返ル一當レし。(群書治要

卷三「毛詩」・189・注) (・フ・つくる・)

○々附は尊ノ足也「之群書治要卷三「毛詩」・189・注) (・あし・)

○尊足・華の「之光明」返一を得テ煒一々煒然タリ「也群書治要卷三「毛詩」・190・注) (・たり・) (足字、補充符により、補っており)

○興は「者者」喻フ・弟レは敬返を以テ兄返に事リ々兄は榮返を以テ弟返を覆フに。(群書治要卷三「毛詩」・190・注) (たとへたらくは・たとふ・まつる・をほふ・)

○恩義「之顯ナルこと亦」煒一々煒然タリ「也群書治要卷三「毛詩」・190・注) (・あきらかなり・たり・)

○凡そ・今の「之人」兄弟ニ如クは莫シ「之群書治要卷三「毛詩」・191) (・しく・なし・)

○人の「之恩」親レ兄弟レ「之最厚キ」に如クこと無シ「之群書治要卷三「毛詩」・191・注) (・もとも・あつし・しく・)

○鶴入・原音返一に在リ。(群書治要卷三「毛詩」・192) (・セキレイ・)

○飛ふトキンハ「則鳴ク」。(群書治要卷三「毛詩」・192・注) (・ときんば・なく・)

○行クトキンハ「則搖ク」。(群書治要卷三「毛詩」・192・注) (・ゆくと きんば・ゆらく・)

○自舍スルこと能ハ不ルこと・爾リ。(群書治要卷三「毛詩」・192・注) (・す・)

○急難ニスト言ハ兄弟レ「之於」急難を相ヒ救フソ「矣群書治要卷三「毛詩」・192・注) (・なり・す・といふ・ぞ・)

○良朋有二と毎モ況ニ也一・永ク嘆ク「之群書治要卷三「毛

詩)・193) (・いへども・ここに・ながし・なげく・)

○急難(の)「之」時に當(り)善キ同門來レルこと有(る)と雖(も)・
茲に之(返)に對(ひ)て長ク嘆クラク而「已(み)也」(群書治要卷三「毛
詩」・194・注) (・あたるとよし・く・り・ここに・むかふ・ながし・なげく・

らく・) (本行にある「月」字、消しており、右傍に「同」字は、補っており)

○兄弟「于」牆に閱ク。(群書治要卷三「毛詩」・194) (・せめぐ・)

○外には其(の) 侮を禦ク(群書治要卷三「毛詩」・194) (・あなどり・ふ
せく・) (本行にある「御」、「其」見せ消ちあり、「禦」、「其」は左傍に補つて

おり・「侮」字、左傍「務本作」三字あり)

○閱(入)は狼(去)「也」(群書治要卷三「毛詩」・195・注) (・げき・)

○兄弟・内に閱クと雖(も)・外に猶(ほ) 侮を禦ク「也」(群書治要卷三「毛
詩」・195・注) (・せめぐ・ふせく・)

○●伐木は朋友故舊(二)を燕(去)セリ「也」(群書治要卷三「毛詩」
・196) (・す・り・)

○天子以下自(り)「於」庶人に至ルマ(て)に・未(た)友(返)を須
(返)タ不(ス)シて以て成ル者(二)有(り)。(群書治要卷三「毛詩」・196)
(・いたるとまで・まつ・ず・す・なる・)

○々(親)を親(返)して以て睦(睦)ヒ・賢(返)を友(ト)シて棄(返)不(不)。(群書
治要卷三「毛詩」・197) (・むつぶ・とも・と・す・) (本行にある「睦」字、
見せ消ちあり、右傍に「睦」字、補っており、左傍に「二字本无」四字あり)

○故(舊)を遺(レ)不(ル)トキンハ「則」民の徳厚(厚)キに歸(ル)「矣」。(群書
治要卷三「毛詩」・198) (・わする・ず・ときんば・あつし・よる・よる・)

○木(を)伐(キ)ル丁(丁)々(丁)「イ、丁(丁)」。(群書治要卷三「毛詩」・198)
(・きる・タイタイ・タウタウ・) (「丁」字、左傍「陟耕反」三字あり)

○鳥の鳴クこと嚶(平)一々(嚶)タリ(群書治要卷三「毛詩」・199) (・な
く・アウアウ・たり・)

○丁(丁)々(丁)嚶(嚶)は相(ひ)切(直)スルソ「也」(群書治要卷三「毛
詩」・199・注) (・す・ぞ・)

○言は昔(昔)日(未)位に居(居)ラ「未」(再讀)友(生)與(山)巖(巖)して木(返)を
伐(り)て勤(苦)の「之」事を爲(シ)カトモ猶(ほ)道(徳)を以て相(ひ)
政(正)す「也」(群書治要卷三「毛詩」・199・注) (・むかし・をり・す・す・
き・ども・)

○其(の)鳴ク「之」志(訓)・「於」朋(友)の道(二)有(る)こと似(似)
ルこと・然(り)。(群書治要卷三「毛詩」・199・注) (・なく・のる・しかり・)

○故に連(連)テ言(言)フ「之」也「呼」(群書治要卷三「毛詩」・200・注) (・つ
らぬ・いふ・)

○幽(谷)自(自)り出(出)て「于」喬(平)木に遷(遷)ル(群書治要卷三「毛詩」・200)
(・より・うつる・)

○遷(平)は徙(上)「也」(群書治要卷三「毛詩」・201・注) (・シ・)

○嚶(時)ノ「之」鳥(二)を謂(二)フ。(群書治要卷三「毛詩」・201・注) (・
さき・の・いふ・)

○深(谷)從(從)り出(出)て今(今)移(移)りて高(高)木に處(處)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」
・201・注) (・より・をり・) (本行にある「徙」字、見せ消ちあり、「從」字
右傍に補っており・本行にある「足」字、消しており)

○嚶(ト)シて其(其)レ鳴(鳴)ク「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・201) (・アウ・と・す・
それ・なく・)

○其(の)友(友)を求(求)ル聲(訓)アリ(群書治要卷三「毛詩」・202) (・もとむ
あり・)

- 君子・「於」高一位に遷(し)處りと雖(も)・以て其(の)朋(友)を忘ル可(から)不「也」(群書治要卷三「毛詩」・202・注)・(をり・わする・)
- 彼(の)鳥を相レ「矣」・猶(ほ)友(返)を求ル聲アリ。(群書治要卷三「毛詩」・202)・(・みる・もとむ・あり・)
- 矧(上)ヤ・伊ノ「人」矣・友一生を求(め)不ランヤ(群書治要卷三「毛詩」・203)・(・いはんや・この・ず・む・や・)
- 矧(上)は況「也」(群書治要卷三「毛詩」・204・注)・(・シン・)
- 鳥尚ホ・高木(返)に居(り)て其(の)友を呼フことを知リ。(群書治要卷三「毛詩」・204・注)・(・なほ・よばふ・しる・) (本行にある「々」、見せ消ちあり)
- 況(は)是(の)人乎。(群書治要卷三「毛詩」・204・注)・(・いはむや・や・) (「況」字、補充符により、補っており)
- 之求(め)不(る)可ケン乎「也」(群書治要卷三「毛詩」・204・注)・(・べし・む・や・)
- 天―保は下上に報イタリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・205)・(・しも・かみ・むくゆ・たり・)
- 君能ク々(下) (返)を下(りて)以(て)其(の)政(を)成(す) (群書治要卷三「毛詩」・205)・(・よく・しも・くだる・)
- 則(ち)臣亦(た)美(音) (を)歸セ(て)以(て)其上(を)報ユ「焉」 (群書治要卷三「毛詩」・205)・(・よす・むくゆ・) (「臣亦」二字、右傍により補っており)
- 天・爾を保シ―定ム。(群書治要卷三「毛詩」・207)・(・やすんず・さだむ・)
- 戩(上)―穀(二)入ナラは爾(返) (返)を俾(二) (め)て(群書治要卷三「毛詩」・207)・(・センコク・なり・) (「戩」字、左傍「子浅反」三字あり)
- 磬(コト)に宜カラ不トイフこと無(し)。(群書治要卷三「毛詩」・207)・(・ことごとくに・よろし・ず・と・いふ・)
- 天(の)百禄を受ク(群書治要卷三「毛詩」・207)・(・うく・)
- 戩(上)は福「也」(群書治要卷三「毛詩」・208・注)・(・セン・)
- 天・汝を(返)使(め)て「所」福―禄スル「之」人(二)「使」(再讀)ニラ(ン)コトイハは群―臣を謂(ふ)「也」(群書治要卷三「毛詩」・208・注)・(・す・たる・む・こと・いふ・)
- 其(の)事(返)を擧スルこと・盡(コト)に其(の)宜(音) (返)を得て天(の)「之」多―禄を受ク(群書治要卷三「毛詩」・208・注)・(・す・ことごとくに・うく・) (本行にある「々」、見せ消ちあり)・「福」字見せ消ちあり、右傍「本无」二字あり)
- 月(の)「之」恒ナルか如(し) (群書治要卷三「毛詩」・209)・(・ゆはり・なり・)
- 日(の)「之」升ルか如(し) (群書治要卷三「毛詩」・209)・(・のぼる・) (本行にある「昇」字、右傍合點がつく「升」字あり、「本」字あり)
- 言は俱に進ムソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・210・注)・(・すすむ・ぞ・)
- 月は上―弦に(し)而盈(返) (返)に就ク。(群書治要卷三「毛詩」・210・注)・(・つく・)
- 日は始て出(る)トキニシ而明(音)に就(く)「也」(群書治要卷三「毛詩」・210・注)・(・とくに・す・)
- 騫(返)ケ不・崩(返)レ不(群書治要卷三「毛詩」・210)・(・かく・くづる・)
- 騫(平)は虧(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」・211・注)・(・キ・)
- 松―柏「之」茂キか如(し)。(群書治要卷三「毛詩」・211)・(・もし・)
- 爾(上)に承(返)クルこと或(二)ラ不(二) (返)トイフこと無(し) (群書治要

卷三「毛詩」・211) (・なんぢ・うく・あり・ず・と・いふ・)

○松―柏(の)「之」枝―葉の常に茂―盛(去)ニシテ青―々(青)と(し)て相(ひ)―承(ッ)けて衰へ―落(二)ルこと无(二)き)か如(三)「也」(群書治要卷三「毛詩」・212・注) (・ボウセイなり・す・うく・おとろふ・おつ・)

○●南―山有―臺は賢(音返得返タル)を樂(たのシ)へリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・212) (・たり・たのしむ・り・)

○賢(返)を得ツルトキンハ「者」・則(ち)能(く)・邦家(二)返(を爲(二)メて太―平(の)「之」基(二)を立(二)ツ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・213) (・つ・ときんば・をさむ・もとゐ・たつ・) (本行にある「本」字、見せ消ちあり、右傍に「太」字、補っており)

○人君・賢―者を得ツルトキンハ「則」其(の)徳・廣―大・堅―固ナルこと・山(の)「之」基趾(去)有(二)る)か如(三)「也」(群書治要卷三「毛詩」・214・注) (・つ・ときんば・なり・)

○北―山に萊(平)有(有) (群書治要卷三「毛詩」・215) (・ライ・)

○臺は夫(平)―須(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」・215・注) (・フシウ・)

○興(は)「者」山「之」草―木(二)返(有(二)り)て以て自(オのツカ)・覆(フホ)ヒ―蓋(フヒ)て其(の)高―大(二)を成(二)る)ことは・諭(フ)・人―君賢―臣(二)返(有(二)り)て自(オのツカ)以て尊―顯ナルに「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・215・注) (・たとへたらは・おのづから・をほふ・をほふ・たとふ・おのづから・なり・) (215行にある「諭」字、見せ消ちあり、

右傍に「本无」二字あり・「高」字は補充符により、補っており)

○只(コ)ノ君子(二)を樂(ラフ)す。(群書治要卷三「毛詩」・216) (・この・ラク・)

○邦―家(の)「之」基(二)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・216) (・もとゐ・な

り・)

○只(上)かに「之」言(コト)は是(上)「也」(群書治要卷三「毛詩」・217・注) (・シ・ことは・)

○人君・既に賢―者(返)を得て之(を)「於」位(ニ)置(キ)。(群書治要卷三「毛詩」・217・注) (・これ・をき・) (本行にある「倍」字、見せ消ちあり、右傍に「位」字は補っており)

○又(た)尊―敬して禮―樂(返)を以て々(タノシ)「樂」フトキンハ「之」・則(ち)能(く)國家(の)「之」本(訓)爲(二)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・217・注) (・す・たのしむ・ときんば・たり・)

○●蓼(入)―蕭(平)は澤(音)・四海(二)に及(二)へリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・218) (・リクセウ・およぶ・り・)

○蓼(タル)彼(の)蕭(音)「イ、蕭」アリ「斯」。(群書治要卷三「毛詩」・219) (・たり・よもぎ・あり・) (「斯」左傍に「辭字也」三字あり)

○零(平)―露(去)タリ「兮」(群書治要卷三「毛詩」・219) (・シヨ・たり・)

○涓(涓)然(は)蕭(音)上(ウ)の露(貌) (群書治要卷三「毛詩」・219・注) (・うへ・)

○興(は)「者」・蕭(は)香―物(の)「之」微(二)ナル者。(群書治要卷三「毛詩」・220・注) (・び・なり・) (「微」字、補っており)

○亦(た)國君(の)「之」賤(シキ)者(ナリ)。(群書治要卷三「毛詩」・220・注) (・いやし・なり・) (「國」字、補充符により、補っており)

○露(は)天(の)萬―物(二)を潤(二)ス所(以)ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・220・注) (・うるほす・なり・) (本行にある「薄」字、見せ消ちあり、「萬」字右傍に、補っており)

○諭(フ)・王―者(の)恩―澤(遠)國(の)爲(に)則(ち)及(返)サ不(二)ンハアラ

不(二)ルに「之」(群書治要卷三「毛詩」・220・注)。(・たどふ・ために・およぼす・ずんば・あらず・) (本行にある「息」字、見せ消ちあり、右傍に「恩」字、補っており・「國」字補充符により補っており)

○既に君子(一)を見(二)レは・我か心ウツ寫リヌ(三)「兮」(群書治要卷三「毛詩」・221)。(・みる・うつる・ぬ・)

○既に君子を見レハトイハ「者」・遠國(一)の「之」君・「於」天子(二)に朝(三)一見(去)スルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・221・注)。(・みる・ば・といは・す・ぞ・)

○我か心ウツ寫シヌトイハ「者」・其(一)の情意返(二)を舒(三)へて恨(返)を留ムル者(も)・無(二)シソ(群書治要卷三「毛詩」・222・注)。(・うつる・ぬ・といは・のぶ・とどむ・ぞ・)

○燕(音)シテ咲(去)一語(上濁)す「兮」。(群書治要卷三「毛詩」・222)。(・す・)「子」字消しており、右傍に「兮」字、補っており

○是(を)以て響(返)有(り)て處リ「兮」(群書治要卷三「毛詩」・222)。(・ほまれ・をり・)

○天子與(と)之(二)「返」[與]・再讀(再讀)・燕シ(去)而咲(去)語スルトキンハ「則」・遠國(一)の「之」君・各(く)其(の)所(二)を得(三)。(群書治要卷三「毛詩」・223・注)。(・これ・す・す・ときんば・う・)

○是(を)以て德美稱(二)揚(二)シて聲響使(ひ)て常(二)に天子(二)に處(二)ラ「使」(再讀)「也」(群書治要卷三「毛詩」・223・注)。(・す・をり・)

○●湛露は天子諸侯(二)を燕(去)セリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・224)。(・す・り・)

○湛湛タル露(訓)アリ「斯」。(群書治要卷三「毛詩」・224)。(・たり・あり・)

「湛」字、補充符により補っており・「斯」字、左傍に「辭字也」三字あり) ○陽(返)に匪ラサレは晞(返)不(群書治要卷三「毛詩」・225)。(・ひ・あらず・ヒ・)「晞」字、右傍に補っており)

○晞(平)は乾(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」・225・注)。(・キ・)「晞」字、右傍に補っており)

○露湛々(湛)然タリと雖(も)・陽(返)を見て則(ち)乾ク。(群書治要卷三「毛詩」・225・注)。(・たり・ひ・みる・かはく・)

○興(去)は「者」露「之」物(返)に在(り)て湛々(湛)然として物柯一葉(返)を使(ひ)て低レ垂(二)ラ「使」(再讀)「也」(むる)ことは・喻フ・諸侯燕(去)一爵(二)を受(二)て其(一)の威儀醉ハル「之」貌(二)に似(二)ルこと有(る)に。(群書治要卷三「毛詩」・225・注)。(・たとへたらくは・す・たる・たる・たとふ・ふり・のる・)

○唯(た)天子・爵(返)を賜フトキンハ「則」自變シて肅敬シて命(返)を承ク。(群書治要卷三「毛詩」・226・注)。(・たまふ・ときんば・す・す・うく・)

○露の日(返)を見而晞ルに似ルこと有(り)「也」(群書治要卷三「毛詩」・226・注)。(・ひる・のる・)

○厭(平輕)一々(厭)タル夜飲・醉(返)不歸ルこと無(か)レ(群書治要卷三「毛詩」・226・注)。(・たり・ずんば・かへる・なし・)「厭」字、左傍に「於塩反」三字あり)

○●六月は宣王北伐セリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・227)。(・す・り・) ○鹿鳴・廢ルトキンハ「則」和樂缺ク「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・227)。(・す・たる・ときんば・かく・)「樂」字、左傍に「立洛」二字あり)

○出車・廢(る)ときんば「則」功力缺(く)「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・227)。(・す・たる・ときんば・かく・)「樂」字、左傍に「立洛」二字あり)

詩 232 (シユツシヤ) (力) 字、右傍に「臣本」二字あり

○林^{テイ}杜・廢 (るゝときんは) [則] 師衆 (毛) 缺 (く) [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 233) (・テイト)

○華・黍・廢 (るゝときんは) [則] 畜^{チク}積^シ缺 (く) [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 235) (・チクシ)

○由・庚・廢 (るゝときんは) [則] 陰陽其 (の) 道理 (二) を失 (ニ) フ [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 236) (・うしなふ)

○南・有・嘉・魚・廢 (るゝときんは) [則] 賢者安 (返) (か) ラ不・下民其 (の) 所 (二) を得 (ニ) 不 [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 236) (・やすし)

○崇・丘・廢 (るゝときんは) [則] 萬物遂 (返) ナラ不 [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 238) (・なり)

○南・山・有・臺・廢 (るゝときんは) [則] 國 (の) [之] 基 (二) 爲 (ニ) タルこと 墜^ツ [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 238) (・もとゝたりをつ)

○由・儀・廢 (るゝときんは) [則] 萬物其 (の) 道理 (二) を失 (ニ) フ [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 239) (・うしなふ)

○蓼^{リョ} (入) 蕭 (平) ・廢 (るゝときんは) [則] 恩・澤^{ソム}乖^ク [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 240) (・リクセウ・そむく)

○湛・露・廢 (るゝときんは) [則] 萬國離^{ハナ}ル [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 240) (・はなる)

○彤^{トウ}弓・廢 (るゝときんは) [則] 諸夏衰^フ [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 241) (・トウキウ・おとろふ)

○菁^{セイ}一々 (菁) 一者 莪・廢 (るゝときんは) [則] 禮儀 (二) 無 (ニ) シ [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 241) (・なし)

○小雅・盡^{コトク}クに廢 (るゝときんは) [則] 四夷交^{コメク}侵^{フカ}して中^コ國^ク微 (音) ナリ [矣]。(群書治要卷三 [毛詩] 242) (・ことごとく・こもこも・をかすなり)

○六月に棲^シ一々 (棲) タリ。(群書治要卷三 [毛詩] 243) (・たり)

○戎^グ一車^ニ既に飭^クシ (群書治要卷三 [毛詩] 243) (・ただし)

○棲^シ一々 (棲) は簡^{ユツ}一閱 (入) 貌。(群書治要卷三 [毛詩] 244・注) (・カシエツ)

○六月 (二) に記 (ニ) スことは「者」・盛ナル「夏兵 (返) を出 (す) ソ。(群書治要卷三 [毛詩] 244・注) (・しるす・さかんなり・ぞ)

○其 (の) 急 (音) (二) ナルことを明^{アカ}す [也] (群書治要卷三 [毛詩] 244・注) (・なり・あかす)

○獵^{ゲム} (上) 一 猶 (上) 一 孔^{ハナム}夕^{サゼン}熾^{ナリ}ナリ。(群書治要卷三 [毛詩] 244) (・ケムイン・はなはだ・さかんなり)

○我^{オレ}是^レ用 (あ) て急 (音) ナリ (群書治要卷三 [毛詩] 245) (・われ・これ・なり) (急) 字左傍に補つており

○熾 (毛) は盛 (毛) [也] (群書治要卷三 [毛詩] 245・注) (・シ)

○此^{コレ}は吉^ニ一甫^フか「之」意 (二) を序 (ニ) ツ [也] (群書治要卷三 [毛詩] 245・注) (・これ・キツフ・つつ)

○北^{キョク}一狄^{トク}・交^{フカ}一 侵^ススこと「來 (り) 侵 (す) こと」甚 (た) 熾^{ナリ}ナリ。(群書治要卷三 [毛詩] 245・注) (・こもこも・をかす・さかんなり) (「來」字、左傍に補つており)

○故に王^ニ・是 (返) (返) を以て急^ニに我 (返) を遣^ヤル [也] (群書治要卷三 [毛詩] 245・注) (・やる)

○●車^{シャ}一攻^{コウ}は宣^{セン}王^ニ・古 (返) に復 (入) 軽^{ケイ}セリ [也] (群書治要卷三 [毛詩] 245・注) (・復 (入) 軽)

・247) (・シヤコウ・いにしへ・す・り・) (本行にある「攻」字、見せ消ちあり、右傍に「攻」字、補っており)

○宣王・能(く)内には政事(二)を修(二)メ・外には夷狄(二)を攘(二)フ。(群書治要卷三「毛詩」・247) (・をさむ・はらふ・) (「夷」字、補充符により左傍に補っており)

○文武(の)「之」境(上)―土(二)返(二)に復(入輕) (二)シテ車馬(二)を修(二)メ・器械(二)を備(二)フ。(群書治要卷三「毛詩」・248) (・す・をさむ・キカイ・そなふ・)

○復タ・諸侯を「於」東都(二)に會(二)す。(群書治要卷三「毛詩」・249) (・また・)

○田獵(二)に因(二)り而車徒(二)を選(二)フ「焉」(群書治要卷三「毛詩」・249) (・かぞふ・)

○我か車既に攻シ。(群書治要卷三「毛詩」・251) (・かたし・)

○我(か)馬既に同シ(群書治要卷三「毛詩」・251) (・ひとし・)

○四牡龐々(龐)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・251) (・ロウロウ・たり・)

○駕(音)セヨ・言東(返)に徂カレ(群書治要卷三「毛詩」・251) (・す・われ・なし・)

○蕭々(蕭)として馬鳴ク。(群書治要卷三「毛詩」・252) (・す・いななく・)

○悠々(悠)旆(去)―旌(平)アリ(群書治要卷三「毛詩」・252) (・ハイセイ・あり・) (本行にある「旆」字、見せ消ちあり、右傍に「旆」字、補っており)

補っており)

○之の子(音)于に征ク。(群書治要卷三「毛詩」・253) (・ここに・ゆく・) (善)聞(二)有(二)り而謹(二)嘩(二)無(二)シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・253・注) (・なし・)

○鴻鴈は宣王(二)を美(二)めタリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・254) (・たり・)

○萬民離散して其(の)居(音) (二)を安(二)返(二)セ不。(群書治要卷三「毛詩」・254) (・す・やすんず・)

○而(て)能(く)・勞(去)―來(去)・暹(平)―定・安―集す「之」。(群書治要卷三「毛詩」・255) (・センテイ・) (「來」字、左傍に「力代反」三字あり、本行にある「還」字、見せ消ちあり、上注に補っており・「定」字、補充符により、補っており)

○「乎」鰥(音)寡(二)に至(二)に其(の)所(二)を得(二)返(二)不(返)トイフこと無(し)「焉」(群書治要卷三「毛詩」・255) (・クワンクワ・までに・う・ず・と・いふ・) (「鰥」字、左傍に「矜本作」三字あり、本行にある「々」・「寡」見せ消ちあり)

○宣王・厲王の衰亂(の)「之」弊(二)に承(二)け而先王(の)「之」道(二)返(二)を興(二)復して衆民(二)を安(二)集(返)スルを以て始(はし)と爲(群書治要卷三「毛詩」・256・注) (・つひえ・す・す・はじめ・)

○鴻鴈の子(音)キ―飛フ。(群書治要卷三「毛詩」・258) (・ゆく・とぶ・)

○「于」中澤(二)に集(二)ル(群書治要卷三「毛詩」・258) (・ある・)

○鴻鴈(の)「之」性・澤中(二)に居(二)返(二)ルことを安(二)す。(群書治要卷三「毛詩」・258・注) (・をる・やすんず・)

○今飛(ひ)而又(た)「于」澤中(二)に集(二)ルは・猶(ほ)民(の)其(の)

三「毛詩」・258・注) (・をる・やすんず・)

居を去(リ)而離(テ)散セル・今(ニ)遲(セシ)定安(集(ニ)セラ見(ニ)か「猶」(三(再讀)「之」)「也」(群書治要卷三「毛詩」・259・注)「・ある・さる・す・り・センテイ・す・らる・」)

○之ノ子(音)于(音)に垣ク。(群書治要卷三「毛詩」・259)「・この・ここに・かきつく・」)

○百一堵皆(な)作ル(群書治要卷三「毛詩」・260)「・を(こる・)」「皆」字、補充符により右傍に補っており)

○侯(伯・卿・士・又(た)壞(滅セル)「之」國(ニ)返)に於(ニ)て民(返)を徴(シテ)屋(舎(ニ)を起(シ)シ・牆(壁(ニ)を築(カシム。群書治要卷三「毛詩」・260・注)「・す・り・めす・を(こす・つく・しむ・」)

○百一堵同(時)して起(る)。(群書治要卷三「毛詩」・260・注)「・す・」)
○言(は)事(返)趨(ル)「也」(群書治要卷三「毛詩」・261・注)「・を(こる・)」「本行に「常」字、消しており、「事」字、右傍に補っており)

○則(ち)勛(勞(ニ)スト)雖(ニ)も・其(の)安(宅(ニ)に究(ニ)ンナン(群書治要卷三「毛詩」・261)「・す・と・いふとも・きはまる・む・ぬ・む・」)

○此レ萬民を勸ムル「之」辭ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・261・注)「・これ・すすむ・なり・」)

○汝今(病)勞(と)雖(も)安(居(ニ)スル所(ニ)返)有(返)る(ニ)に終(ヘン)「也」(群書治要卷三「毛詩」・261・注)「・す・を(ふ・む・)」「本行にある「苦」字、見せ消ちあり、「勞」字、右傍に補っており・本行にある「於」字、見せ消ちあり、「本无」二字注あり)

○●白(駒)は大夫(宣王(ニ)を刺(レ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・263)「・(そしる・り・)」)

○其ノ賢(返)留(返)ムルこと能(返)は(不(ニ)る)ことを刺(ニ)ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・263)「・(その・とどむ・そしる・)」)

○皎(上)々(皎)タル白駒(我)か場(音)「イ、場」の苗(ニ)を食(ニ)マヌカ。(群書治要卷三「毛詩」・264)「・(たり・には・なへ・はむ・ぬか・)」「皎」字、左傍「古了反」三字あり)

○繫(入)輕(シ)「之」維(平)シ之(以)て今(朝(ニ)を永(ニ)セン(群書治要卷三「毛詩」・264)「・(チフ・す・キ・す・ひさしうす・む・)」)

○宣王(の)「之」末(ニ)賢(返)を用(返)ル(こと)能(返)は(不(群書治要卷三「毛詩」・265・注)「・(す・る・もちある・)」)

○々(賢)一者(白駒)に乗(リ)而去(ル)者(ニ)有(ニ)り。(群書治要卷三「毛詩」・265・注)「・(のる・さる・ひと・)」「去」字の右傍に「者」字、補っており)

○繫(は)絆(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」・265・注)「・(ケイ・)」「維(は)繫(去)「也」(群書治要卷三「毛詩」・265・注)「・(ケイ・)」「願(は)此(の)去(る)一者(白駒(ニ)に乗(ニ)り)而來(リ)て我(か)場(音)の中(の)「之」苗(ニ)を食(ニ)マ使(メ)ヌカ。(群書治要卷三「毛詩」・265・注)「・(ひと・うち・はむ・しむ・ぬか・)」)

○我(則)ち(絆)シ之(繫)シ之(以)て今(朝)を久(ク)セン。(群書治要卷三「毛詩」・266・注)「・(す・ケイ・す・ひさしうす・む・)」)

○愛(シ)之(留)めむと欲(ス)ルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・266・注)「・(す・ほす・ぞ・)」「本行にある「番」字、見せ消ちあり、左に「留」字、補っており)

○所(謂)ル(伊)ノ(人)於(焉)力(道)遥(ス)ラン(群書治要卷三「毛詩」・267)「・(いはゆる・この・いつくんか・す・らむ・)」)

○白駒に乗(り)而去ル「之」賢人・今於「何か游」息スラン乎。(群書治要卷三「毛詩」・267・注) (・さる・いつくんか・す・らむ・や・) (「於」字、補充符により左傍に補っており)

○思フコトノ「之」甚ナリ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・267・注) (・をもふ・こと・の・なり・)

○節「南」山は家「父」幽「王」を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・268) (・そしる・り・)

○家「父」は字は周の大夫「也」(群書治要卷三「毛詩」・268・注) (・あざな・) 節タル・彼の南山・維レ石 (訓) 巖「々」(巖) タリ (群書治要卷三「毛詩」・269) (・たり・これ・たり・)

○巖々(巖)は積レル「石」の貌。(群書治要卷三「毛詩」・269・注) (・つもる・り・)

○興 (は)「者」喩フ三公(の)「之」位は人の尊「嚴」スル所ナルに「也」(群書治要卷三「毛詩」・269・注) (・たとへたらは・たとふ・す・なり・) (「之」字、補充符により右傍に補っており)

○赫「入」々(赫)タル師「尹」民具に「爾」を瞻(る) (群書治要卷三「毛詩」・270) (・カクカク・たり・ともに・なんぢ・みる・) (「君」字、見せ消ちあり、「尹」字補っており)

○師は大師周(の)「之」三公ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・270・注) (・なり・) (「周」字右傍に補っており)

○尹氏は太師爲り。(群書治要卷三「毛詩」・271・注) (・たり・)

○天下(の)「之」民・俱に汝か「之」爲ル所を視ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・271・注) (・ともに・す・みる・) (「天下之民」補充符により、右傍に補っており)

○國既に「卒」に斬ヌ。(群書治要卷三「毛詩」・271) (・ことごとくに・たえる・ぬ・)

○何を用(ふ)か監不ラむ(群書治要卷三「毛詩」・272) (・なに・もちふ・みる・ず・)

○天下(の)「之」諸侯・日に・侵「伐」シて其(の)國已に「盡」に絶(え)滅(ひ)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・272・注) (・ひびに・す・ことごとくに・たり・) (本行にある「相」字、左傍に「本无」二字あり)

○汝何を用(て)職(返)と爲(て)監「察」セ不ルヤ「之」(群書治要卷三「毛詩」・273・注) (・もて・もと・す・す・ず・や・)

○正月は大夫・幽「王」を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・274) (・そしる・り・)

○正月に・霜 (訓) 繁シ。(群書治要卷三「毛詩」・275) (・をほし・)

○我心憂へ「傷」ム(群書治要卷三「毛詩」・275) (・うれふ・いたむ・) 夏(の)「之」四月に「霜」多シ。(群書治要卷三「毛詩」・275・注) (・をほし・)

○急(音)ナルトキンハ恒に寒(音)の「之」異(返)ヲ若(シ)テ萬物を傷「害」す。(群書治要卷三「毛詩」・275・注) (・なり・ときんば・つねに・いみ・を・したがつふ・) (「本行にある「也」字、見せ消ちあり)

○故に我(か)心之(返)か爲に「憂」へ「傷」ム「也」(群書治要卷三「毛詩」・276) (・これ・うれふ・いたむ・) (「我」字、補充符により、補っており)

○民(の)「之」訛「言」亦(た)孔「夕」之「將」ナリ(群書治要卷三「毛詩」・276) (・はなはだ・おほいなり・)

○人・僞「言」を以て相(ひ)「陷」シ「入」レテ王(返)を以て酷(入)「暴」(の)「之」刑(返)を行(ひ)て此(の)災「異」を致(ら)「使」(再)「使」(む)。(群書

治要卷三「毛詩」・277・注（・をとす・いる・）（本行にある「言」字、見せ消ちあり、「異」字、右に補っており）

○故に甚（た）大（訓）ナリと言フ。（群書治要卷三「毛詩」・277・注）（・おほきなり・いふ・）

○天を蓋（し）高（二）シと謂（二）フ。（群書治要卷三「毛詩」・277）（・たかし・いふ・）

○敢て局（セク）ラ不（ス）ンハアラ不（ス）。（群書治要卷三「毛詩」・277）（・せくぐまる・ずんば・あり・ず・）（「局」左傍に「本文乍跼」四字あり）

○地を蓋（し）厚（シ）と謂（二）（ふ）。（群書治要卷三「毛詩」・278）（・あつし・）

○敢て躋（ヌキア）セ不（ス）ンハアラ不（二）（群書治要卷三「毛詩」・278）（・ぬきあし・ずんば・あり・）

○躋（入）は足を累（カ）ヌルソ「也」（群書治要卷三「毛詩」・278・注）（・セキ・かさぬ・ぞ・）

○此は民王政（返）を疾（ニ）ミ「苦（ク）シ」て上下皆（な）畏（返）ル可キ（と）「之」言ヒナリ「也」（群書治要卷三「毛詩」・278・注）（・にくむ・くるしぶ・おそる・べし・いふ・なり・）（本行にある「有」字、見せ消ちあり）

○哀（カ）シイカナ・今（の）「之」人・胡（ク）ソ虺（セキ）「入」を爲（ス）ル（群書治要卷三「毛詩」・279）（・かなし・かな・なんぞ・クキセキ・す・）

○々（虺）々（虺）（の）「之」性・人を見ては・則（ち）走（ル）。（群書治要卷三「毛詩」・279・注）（・はしる・）

○哀（しい）哉（今）の「之」人・何（ナ）レ爲（ソ）是（返）の如（キ）ナル。（群書治要卷三「毛詩」・280・注）（・なんすれぞ・ごとし・なり・）

○時の政を傷（イ）ンテナリ「也」（群書治要卷三「毛詩」・280・注）（・いたむ・

て・なり・）

○療（ヒ）の「之」方に揚（サ）ナルトキニ・寧（そ）滅（ケ）ツこと或（ア）レヤ「之」（群書治要卷三「毛詩」・280）（・ひ・さかんなり・ときに・けつ・あり・や・）

○滅（ケ）ツに「之」・水（を）以（つ）「也」（群書治要卷三「毛詩」・281・注）（・けつ・）（本行にある「者」字、見せ消ちあり、右傍に「以」字、補っており）

○療（の）「之」方に盛（シ）ナル「之」時に炎（ヒ）燄（ヒ）怒（ス）。（群書治要卷三「毛詩」・281・注）（・ひ・さかんなり・す・）

○寧（そ）能（ク）滅（ケ）チ「息（ヤ）ル」之（者）有（モ）ラン乎。（群書治要卷三「毛詩」・281・注）（・よく・けつ・やむ・あり・む・）（「乎」字、補充符により、補ってあり）

○言（ハ）有（返）（る）こと無（し）「也」（群書治要卷三「毛詩」・281・注）（・いふ・ころは・）（「言」字、補充符により、右傍に補ってあり）

○有（返）（る）こと無（返）（き）を以（て）有（返）（に）喩（ふ）こと「之」者（者）甚（た）と爲（ス）ルナリ「之」（群書治要卷三「毛詩」・281・注）（・す・なり・）

○赫（ハ）々（赫）タル宗（周）を・褒（ホウ）（乎）似（ト）威（ホロ）ス「之」（群書治要卷三「毛詩」・282）（・たり・ホウシ・ほろぼす・）（本行にある「滅」字、見せ消ちあり、「威」字、左傍に補ってあり）

○威（入）は滅（ケ）ツ「也」（群書治要卷三「毛詩」・282・注）（・けつ・）（「威」字、補充符により、右傍に補ってあり）

○褒（の）「之」女（ム）ニ有（リ）・幽（マ）王（ト）惑（フ）「焉」。（群書治要卷三「毛詩」・282・注）（・むすめ・まじふ・）

○詩人（其）れ必（ず）周（返）を滅（二）（ホ）サンことを知（レ）リ「也」（群書治要卷三「毛詩」・283・注）（・ほろぼす・む・しる・り・）

○十一月之（交）は大夫（幽）王（傳）「イ、幽（王）」を刺（レ）リ「也」（群書治

要卷三「毛詩」・284) (・イウオウ・レイオウ・そしる・り・)

○十月之交 (音・朔日辛卯に・日蝕セルこと (返) 有(り)「之」。(群書治要卷三「毛詩」・285) (・ひ・をかす・り・) (本行にある「月」字、見せ消ちあり、「日」字、右傍に補つており)

○亦(た) 孔(ハナ)タ「之」醜(ア)シ(群書治要卷三「毛詩」・285) (・はなはだ・あし・)

○日食は陽 (返) を陰侵シ・臣君 (返) を侵ス「之」象ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・286・注) (・す・をかす・なり・) (「也」字、補充符により、補つており)

○辛 (平輕) は金 (訓) ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・286・注) (・なり・)

○卯(ハ)木 (訓) 「也」(群書治要卷三「毛詩」・287・注) (・ハウ・)

○故に甚(た) 惡(ア)シ「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・287・注) (・あし・)

○彼の月 (訓) にシ而蝕スルは「則」維レ其(の) 常ナリ(群書治要卷三「毛詩」・287) (・をかす・り・これ・なり・)

○此(の) 日 (訓) にシ而蝕スルは于に何ソ臧 (返) カラ不(ル) (群書治要卷三「毛詩」・287) (・をかす・り・ここに・なんぞ・よし・ず・) (本行にある「否」

「臧」二字、見せ消ちあり、「不」「臧」二字、右傍に補つており)

○百川沸(キ) 騰(ホ)ル。(群書治要卷三「毛詩」・288) (・わく・のぼる・)

○山の冢(ミナ)峯(ト)タル崩(カ)ル(群書治要卷三「毛詩」・288) (・みね・シユツ・たり・くづる・) (「峯」字、補充符により補充してあり)

○沸(去) は出「也」(群書治要卷三「毛詩」・289・注) (・ヒ・)

○山(の) 頂(ミタ)を家(ト)曰(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・289・注) (・みね・いふ・)

○百川沸(き) | 出相(ひ)て乘(去) | 凌(ス)ルトハ「者」小人(二)を貴(三) (返) フルに由(ヨ)テナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・289・注) (・す・こと・

は・たうとぶ・よて・なり・) (本行にある「申」字、見せ消ちあり、「由」字、右傍に補つており)

○山の頂(ミタ)の峯(ト)鬼(ミ)タル者(ト)崩(カ)ル、こと(ハ)君(ミ)道(ミ)壞(カ)ルレハナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・289・注) (・みね・たり・くづる・やぶる・ば・なり・) (本行にある「喩」字、見せ消ちあり、左傍に「本无」二字あり)

○高(ト)岸(去) は谷(訓) (返) と爲(ル)。(群書治要卷三「毛詩」・290) (・なり・)

○深(ト)谷(去) は陵(去) (返) と爲(ル) (群書治要卷三「毛詩」・290) (・をか・なり・)

○小人(ハ)上(ニ)に處(リ)「也」(群書治要卷三「毛詩」・290・注) (・をり・)

○哀(ミ)シイカナ今(の)「之」人(ハ)胡(ソ)ハ「下(ト)替(カ)テ」懲(ル)こと(ハ)莫(キ) (群書治要卷三「毛詩」・290) (・かなし・かな・なんぞ・かつて・こる・なし・)

○ハ「下(ト)替(カ)テ」 (上) は會「也」(群書治要卷三「毛詩」・291・注) (・セン・)

○禍(ハ)亂(カ)方(ニ)至(ル)・哀(しい) 哉(今)の在(リ)位(の)「之」人(ハ)何(ソ)曾(カ)テ道(ト)徳(ヲ)以(テ)止(ム) (二) ムル(一) こと(ニ)無(キ)「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・291・注) (・まさに・なる・なんぞ・かつて・やむ・なし・) (本行にある「興」字、

見せ消ちあり、右傍に「至」、「哉」、「何」三字、補つており)

○睨(去) 勉(上) シテ事(訓) に從(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・292) (・

ビンベン・す・したがふ・) (「睨」字、右傍に補つており)

○敢(テ) 勞(音) を告(ケ) 不(群書治要卷三「毛詩」・292) (・つく・)

○詩人(ハ) 賢(者) 時(の) 是(返) の如(く) こと(ヲ) 見(テ) 自(己) 勉(メ) 以(テ) 王(事) に從(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・292・注) (・みづから・つとむ・したがふ・)

○勞(返) スト雖(も) 敢(テ) 自(己) 勞(返) を爲(返) と謂(返) (二) 不(三) (群書治要卷三「毛詩」・293・注) (・す・と・)

○刑(ト) 罰(ニ) 畏(リ) テナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・293・注) (・おそる・

て・なり・)

○罪(音返) 無ク・辜(音無) (し)。(群書治要卷三「毛詩」・293) (・なし・
コ・) (本行にある「事」字、消しており、左に「辜」字、補っており)

○讒(口) 讒(平濁) ヲ(讒) タリ (群書治要卷三「毛詩」・293) (・ガウガウ・
たり・) (本行にある「讒」字、見せ消ちあり、左傍に「讒」字、補っており)

○時人(辜) 辜(二) 有(二) (返) (る) に非(す) 其レ讒(口) (返) を被(り)
て椽(入) 譜セラ見(ル) こと・讒(口) (讒) 然タリ (群書治要卷三「毛詩」
・294・注) (・それ・かうぶる・タクシン・す・らる・たり・)

○小(音返) 旻(平濁) は大夫幽(王) (傳) 「イ、幽王(箋)」を刺レリ「也」(群書治
要卷三「毛詩」・295) (・セウビン・イウオウ・レイオウ・そしる・り・)

○謀(の) 臧(キ) に從(は) 不(不)。(群書治要卷三「毛詩」・296) (・よし・)

○臧(返) (から) 不(ル) をは覆(り) て用(る) ル (群書治要卷三「毛詩」・296)
(ず・かへる・もちある・)

○其(の) 善(返) カラ不(る) 者(を) は反(り) て用(る) ル「之」「也」(群
書治要卷三「毛詩」・296・注) (・よし・もちある・)

○我(か) 龜(平) 既に厭(キ) ヌ。(群書治要卷三「毛詩」・297) (・あく・ぬ・)

○我(に) 猶(傳) 「イ、猶(箋)」を告(ケ) 不(群書治要卷三「毛詩」・297) (・
われ・みち・はかりこと・つぐ・)

○ト(筮) 數(シ) 而(龜) を瀆(ス)。(群書治要卷三「毛詩」・297・注) (・しばしば・
す・けがす・)

○々(龜) 靈(厭) イ之(復) (た) 其(の) 圖(返) ル所(の) 「之」吉(凶) を告(け)
不「也」(群書治要卷三「毛詩」・297・注) (・あく・はかる・)

○謀(夫) 孔(多) シ。(群書治要卷三「毛詩」・298) (・はなはだ・をほし・)

○是(を) 用(て) 集(返) ラ不(群書治要卷三「毛詩」・298) (・こころ・も

つ・なる・)

○事(返) 謀(る) 者(衆) 多(ナ) レトモ而(モ) 賢(者) に非(す)。(群書治要卷三
「毛詩」・298・注) (・なり・ども・しかも・) (「多」字、補充符により、右
傍に補っており)

○是(非) 相(ひ) 奪(ひ) て適(ト) シテ從(返) フ可(二) (き) 莫(二) シ。(群
書治要卷三「毛詩」・299・注) (・テキ・と・す・したがふ・なし・) (「是」
字、補充符による右傍に補っており・「知」、「過」二字見せ消ちあり、「適」、
「可」二字、右傍に補っており)

○故(に) 爲(返) ル所(成) (返) ラ不「也」(群書治要卷三「毛詩」・299・注) (・
す・なる・)

○言(返) を發(ス) こと・庭(に) 盈(チ) リ。(群書治要卷三「毛詩」・299) (・こと・
をこす・みつ・り・)

○誰(か) 敢(て) 其(の) 咎(罰) を執(ラ) ム (群書治要卷三「毛詩」・299) (・とる・) (本
行にある「々」、見せ消ちあり・「咎」字、右傍に補っており)

○事(音返) を謀(ル) 者(衆) (音) にシテ 〓(言+凶) ヲ々(〓(言+凶)) トシテ 庭
(返) に滿(ち) レトモ・而(モ) 能(く) 是(非) を決(當) 當(志) スル(こと) 無(し)。
(群書治要卷三「毛詩」・300・注) (・はかる・す・と・す・みつ・ども・し
かも・す・) (〓(言+凶) 左傍に、「立(凶) 〓」二字あり)

○事(若) (し) 成(ら) 不(む) は誰(か) 己(其) (の) 咎(責) (二) に當(二) (る)
と云(三) ハン(者) ヤ (群書治要卷三「毛詩」・300・注) (・をのれ・いふ・む
もの・や・) (本行にある「受」字、見せ消ちあり)

○言(は) 小(人) 智(返) (を) 争(ひ) 而(過) を讓(ル) (群書治要卷三「毛詩」
・301・注) (・あらず・あやまち・ゆづる・) (本行にある「之」字、見せ
消ちあり)

○彼の室を「于」道(二)に築(三)ク謀(上)の如(下)シ。(群書治要卷三「毛詩」・302)(・きづく・ごとし・)

○是(を)―用て「于」成(音)を潰(二)返ケ不(群書治要卷三「毛詩」・302)(・とぐ・)(本行にある「タ」、見せ消ちあり)

○潰(去)は遂「也」(群書治要卷三「毛詩」・302・注)(・クワイ・)

○路(返)に當て室(返)を築(三)クか如(二)シ。(群書治要卷三「毛詩」・302・注)(・あたる・きづく・ごとし・)

○人を得而之(返)與爲(返)ン所(返)を謀ル。(群書治要卷三「毛詩」・302・注)(・これ・す・む・はかる・)(「之」字、補充符により、右傍に補つてお

り)

○敢て暴―虎(二)セ不(三)。(群書治要卷三「毛詩」・303)(・す・)

○敢て馮(平)―河セ不。(群書治要卷三「毛詩」・303)(・ヒヨウカ・す・)

○人・其(の)―一(音)返を知(り)て其(の)他を知ルこと莫(し)(群書治要卷三「毛詩」・303)(・しる・)

○人皆(な)暴―虎馮―河の立チトコロに「之」害(二)に至(三)ルことを知(三)レリ。(群書治要卷三「毛詩」・304・注)(・たつ・ところ・いたる・しる・り・)

○而(上)て小―人の能ク己(二)を危―亡(三)センことを畏リ(三)―慎(む)に當(四)返(二)ことを知(返)る(る)こと無シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・304・注)(・しかして・よく・をのれ・す・む・おそる・なし・)

○●小宛は大夫幽―王(傳)「イ、幽王(箋)」を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・304)(・イウオウ・レイオウ・そしる・り・)

○温―々(温)タル恭―人アリ(群書治要卷三「毛詩」・305)(・たり・あり・)

○「于」木に集ルか如シ(群書治要卷三「毛詩」・305)(・をる・ごとし・)

○墜(返)チンことを恐(る)「也」(群書治要卷三「毛詩」・305・注)(・をつ・む・)

○惴(去)―々(惴)タル小―心・「于」谷に臨メルか如シ(群書治要卷三「毛詩」・306)(・スイスイ・たり・のぞむ・り・が・ごとし・)

○隕チランことを恐ル(群書治要卷三「毛詩」・306・注)(・をつ・り・おそる・)

○戦々(戰)兢々(兢)トシて薄キ―氷を履メルか如シ(群書治要卷三「毛詩」・306)(・と・す・うすし・ひ・ふむ・り・ごとし・)

○衰―亂(の)「之」世に賢人君子・罪(返)無(返)しと雖(も)猶(ほ)恐リ―懼ル「猶」(再讀)「也」(群書治要卷三「毛詩」・307・注)(・おそる・おそる・)(本行にある「過」、「懷」、「之」三字、見せ消ちあり)

○●小弁は幽王を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・308)(・そしる・り・)

○太子(の)「之」傳・作ル「焉」(群書治要卷三「毛詩」・308)(傳、左傍に「立付」二字あり)(・つくる・)

○蹶(入)―々(蹶)タル周道・鞠(キマ)て茂―草と爲レヌ(群書治要卷三「毛詩」・309)(・テキテキ・たり・きはまる・なる・ぬ・)(蹶「字、左傍に、「徒歴反」三字あり)

○我か心愛へ―傷む。(群書治要卷三「毛詩」・310)(・うれふ・)

○怒(入)―焉タルこと擣ツか如(し)。(群書治要卷三「毛詩」・310)(・テキケン・たり・むねうつ・)(怒焉「二字、右傍に補つており、本行にある「愁」字見せ消ちあり)

○假(上)―寐にシて永ク嘆ク。(群書治要卷三「毛詩」・310)(・す・ながし・なげく・)

○維レ憂へて用て老(い)ヌ。(群書治要卷三「毛詩」・310)(・これ・うれ

ふ・ぬ・)

○心(の)「之」憂アリ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・311)(・うれへ・あり・)

○疾シキこと首(返)に疾ム(返)か如シ(群書治要卷三「毛詩」・311)(・やまし・かうべ・やむ・ごとし・)

○怒(入)は思(去)「也」(群書治要卷三「毛詩」・311・注)(・テキ・)

○冠(返)衣を脱力不シ而寐ヌルを假寐と曰(ふ)。(群書治要卷三「毛詩」・311・注)(・ぬぐ・ず・す・いぬ・)

○疾(上)は猶(ほ)病(去)「也」(群書治要卷三「毛詩」・312・注)(・チン・)

○維(れ)桑與梓(上)「與」(再讀)ヲ・必(す)「止」恭敬す(群書治要卷三「毛詩」・312)(・シ・と・を・)(本行にある「心」字、見せ消ちあり、「止」字、右傍に補っており。下に「詞字也」三字あり)

○父(訓)(の)「之」樹ヘタル所に・己尚(ほ)敢て恭敬セ不ハアラ不「也」(群書治要卷三「毛詩」・312・注)(・うう・たる・おのれ・す・ずんば・あらず・)

○瞻ルトシテ父(返)を匪(去)ストイフこと靡(去)シ。(群書治要卷三「毛詩」・313)(・みる・と・す・あらず・と・いふ・なし・)

○依ルトシテ母(返)を匪(去)トイフこと靡(去)シ。(群書治要卷三「毛詩」・313)(・よる・と・す・と・いふ・なし・)

○「于」毛(傳)「イ、毛(箋)」に屬カ不ランヤ「イ、不(左、レヤ)」。 (群書治要卷三「毛詩」・313)(・ちち・け・つく・ず・む・や・ず・や・)

○「于」裏(傳)「イ、裏(箋)」に離ラ不(ら)ムヤ「イ、不(左、レヤ)」。 (群書治要卷三「毛詩」・313)(・はは・うら・かかる・む・や・ず・や・)

○此は言は人其(の)父(返)を瞻(仰)仰(き)て法(則)を取(去)不(去)。

トイフ者(上)無(下)シ。(群書治要卷三「毛詩」・314・注)(・みる・ず・と・いふ・なし・)

○其(の)母(返)に依(り)恃(去)テ以て長(大)セ不(去)者(上)無(下)シ(群書治要卷三「毛詩」・314・注)(・たよる・す・なし・)

○今我か太子・獨(り)父の「之」皮・膚(の)「之」氣(去)を瞻(仰)仰(去)と得(去)不ラン乎。(群書治要卷三「毛詩」・314・注)(・ず・む・)

○母(の)「之」胞(胎)に處(去)ラ不(らむ)乎。(群書治要卷三「毛詩」・315・注)(・ハウテイ・をり・)

○何ソ曾て「於」我に恩无(し)「也」(群書治要卷三「毛詩」・315・注)(・なんぞ・かつて・)

○我か梁に逝クこと無(か)レ。(群書治要卷三「毛詩」・315)(・やな・ゆく・なし・)

○我(か)筈を發クこと無(か)レ(群書治要卷三「毛詩」・315)(・うへ・あばく・なし・)

○人の梁(返)に之(イ)て人(の)筈を發クは・此(は)必(す)魚(返)を盗ム「之」罪(去)有(去)。(群書治要卷三「毛詩」・316・注)(・ゆく・あばく・ぬすむ・)

○以て言は褒(姦)淫(色)を以て來て「於」王(返)に嬖(去)セラレて我か太(子)の母(子)の「之」寵(去)を盗(去)メリ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・316・注)(・へい・す・らる・ぬすむ・り・)

○我か躬(去)ヲ閱(返)ラレ不(群書治要卷三「毛詩」・317)(・み・すら・いれる・り・)

○我が後(二)を違(イトラマ)キ(二)恤(ウレ)ヘンヤ(群書治要卷三「毛詩」・317)・いとまあく・うれふ・む・や・)

○父を念フは孝ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・318・注)・(おもふ・なり)・)

○父を念(ふ)は孝は「者」太子・王將に讒言を受ルコトの止(返)不(二)ランと「將」(二)再讀ルコトヲ念(三)フ。(群書治要卷三「毛詩」・318・注)・(うく・こと・ず・む・す・こと・を・をもふ)・)

○我後(に)死(に)テ「之」・懼(おそ)ハ復(た)讒(返)を被ル者(二)返有(二)り)て如(イ)之(コト)何(二)無(二)か)ランことを。(群書治要卷三「毛詩」・318)・(て・おそらくは・かうぶる・いふこと・なし・む)・)

○故に自(決)して云(ふ)身(ミ)スラ尚(ほ)自(ら)容(イ)ラル(二)こと能(二)返(は)不。(群書治要卷三「毛詩」・318)・(み・すら・いれる・り)・(本行にある「得」字、見せ消ちあり)

○何ノ暇(イ)キカ「乃」我(カ)死(に)て「之」後(二)を憂(二)乎(ヤ)書治要卷三「毛詩」・319・注)・(の・いとまあく・か・や)・)

○●巧言は幽王を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・320)・(そしる・り)・)

○大夫「於」讒(イ)を傷(ミ)而(是)の詩(を)作ル。(群書治要卷三「毛詩」・320)・(いたむ・つくる)・)

○亂(の)「之」初(ハ)生(ル)こと・僭(イ)「イ、僭ヲ」始(テ)既(ト)ク涵(イ)ラルレハナリ(傳)「イ、涵スレハナリ」(群書治要卷三「毛詩」・321)・(はじめて・なる・しばしば・いつはる・を・ことごとく・いる・り・ば・なり・をなくす・り・ば・なり)・)

○僭(イ)は不(一)信「也」(群書治要卷三「毛詩」・321・注)・(セン)・)

○涵(イ)は同「也」(群書治要卷三「毛詩」・321・注)・(カン)・)

○王(の)「之」初(ハ)亂(ノ)萌(ニ)を生(ル)こと(ハ)群(一)臣(の)「之」言(信)與(不)信「與」(再讀)を盡(ク)に同(シ)之(別)不(レ)ハナリ(群書治要卷三「毛詩」・321・注)・(はじめ・きざし・なす・ことごとく・おなじうす・わかる・ず・ば・なり)・)

○亂(の)「之」又(た)生(ル)こと(ハ)君子讒(返)を信(ス)レハナリ(群書治要卷三「毛詩」・322)・(なる・す・ば・なり)・(本行にある「之」字、見せ消ちあり)

○君子は在(位)の者(を)斥(ス)。(群書治要卷三「毛詩」・323・注)・(ひと・さす)・)

○是(レ)復(タ)亂(の)「之」生(ル)所(ナリ)。(群書治要卷三「毛詩」・323・注)・(これ・また・なる・なり)・)

○亂(是)を(用)て暴(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・324)・(もて・しふ)・)

○盗(ト)イハ小人(を)謂(ふ)。(群書治要卷三「毛詩」・324・注)・(といは)・)

○盜(訓)の言(孔)「た」甘(シ)。(群書治要卷三「毛詩」・324)・(こと・あまし)・(本行にある「其」字、見せ消ちあり、右傍に「甘」字、補っており)

○亂(是)を(用)て飲(ム)。(群書治要卷三「毛詩」・324)・(すすむ)・)

○●巷(毛)伯(は)幽王(を)刺(レ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・325)・(そしる・り)・)

○寺(人)「於」讒(イ)を傷(ミ)而(是)の詩(を)作(ル)。(群書治要卷三「毛詩」・325)・(いたむ・つくる)・)

○妻(平)タリ「分」・斐(上)タリ「分」。(群書治要卷三「毛詩」・326)・(セイ・たり・ヒ・たり)・)

○是(の)貝(毛)錦(を)成(ス)。(群書治要卷三「毛詩」・326)・(なす)・)

○我か大徳(二)返を忘(二)レて我か小一怨(二)を思(二)ふ(群書治要卷三「毛詩」・336)(・わする・)(「小」字、補充符により補っており)

○大徳は切一嗟(平)スルに道(返)返を以チシテ相(ひ)成(る)を「之」謂フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・337注)(・す・もつ・す・いふ・)

○●蓼(入)一我(平濁)は幽王(二)を刺(二)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・337)(・そしる・り・)(「蓼」字、左傍に「音六」二字あり、「我」字、「五何反」三字あり)

○民人・勞一苦シテ孝子・終へ一養(二)フこと得(二)返不(る)こと・爾(シカ)リ。(群書治要卷三「毛詩」・338)(・す・をふ・やしなふ・しかり・)

○蓼一々(蓼)タルは「者」我ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・338)(・たり・なり・)

○我(返)に匪(す)・伊(コ)蒿(音)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・339)(・これ・なり・)

○我已に蓼一々(蓼)とシテ長一大人ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・339注)(・す・なり・)

○我視之反(り)て之を蒿(二)ナリと謂(二)フ。(群書治要卷三「毛詩」・339注)(・なり・いふ・)(本行にある「之」字、見せ消ちあり)

○興者喻(ふ)・憂(へ)思(ひ)て心に精シク其(の)事(二)を識(二)ラ不(三)ルに「也」(群書治要卷三「毛詩」・340注)(・くはし・しる・ず・)

○父母(二)を哀ヒ(二)一々(哀)フ。(群書治要卷三「毛詩」・340)(・あはれぶ・あはれぶ・)

○我(返)を生ムトシテ劬一勞セリ(群書治要卷三「毛詩」・340)(・うむ・と・す・す・り・)(本行にある「々」、見せ消ちあり)

○哀(ひ)一々(哀)トイハ「者」・父母を終(へ)一養(ひ)て其(れ)

己(おのレ)を牛一長セシ(む)「之」苦(訓)シヒに報(二)スルこと得(三)返不(ル)ことを恨(む)ルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・341注)(・といは・おのれ・す・しむ・くるしび・す・ず・うらむ・ぞ・)

○父(返)無クは・何(ナニ)をか怙(ダク)マン。(群書治要卷三「毛詩」・341)(・なし・たに・たのむ・む・)

○母(返)無クは・何(ナニ)をか恃(ダク)マン。(群書治要卷三「毛詩」・342)(・なし・たのむ・む・)

○出(て)ては「則」恤(ウレハ)を衒(フク)ミ・入(り)ては「則」至(ル)こと靡(ナ)シ(群書治要卷三「毛詩」・342)(・うれへ・ふくむ・いたる・なし・)

○孝子(の)「之」心・父母を怙(ダク)ミ・恃(ム)・依(レ)一々(依)然(タリ)。(群書治要卷三「毛詩」・343注)(・たのむ・たのむ・たり・)

○以(おも)ハ爲(シ)クス「須(シ)モ無(ク)」クンハアル可(二)返(から)不(返)と「以(爲)」再(讀)へリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・343注)(・おもはく・しばらくも・なし・む・ば・あり・おもふ・り・)

○門(返)を出(て)ては・則(ち)思(ひ)之(て)憂(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・343注)(・うれふ・)

○旋(カ)テ門(返)を入(り)ては・又(た)見(返)不(ル)は・入(り)て至(返)ル所(返)無(ク)シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・343注)(・かへて・ず・いたる・ごとし・)

○父「兮」我(返)を生ム。(群書治要卷三「毛詩」・344)(・うむ・)(本行にある「予」字、見せ消ちあり、「兮」字補っており)

○母「兮」我(返)を鞠(ヤシナ)フ。(群書治要卷三「毛詩」・344)(・やしなふ・)(本行にある「予」字、見せ消ちあり、「兮」字補っており)

○我(返)を拊(音)シ・我(返)を畜(音)す。(群書治要卷三「毛詩」・344)

○す・(「拊」字、音「木十無」二字あり)

○我(返)を長(上)シ・我(返)を育(音)す。(群書治要卷三「毛詩」・345)・す・)

○我(返)を顧ミ・我(返)を復フ「イ、復ス」。(群書治要卷三「毛詩」・345)・(かへりみる・かへさふ・フク・す・)

○出―入シテ我(返)を腹クス(傳)「イ、腹クス(箋)」(群書治要卷三「毛詩」・345)・(す・あつし・す・いたし・す・)

○之ノ德(二)を報(二)センと欲フ。(群書治要卷三「毛詩」・346)・(こ・ほうず・む・をもふ・)

○昊―天極(返)罔シ(群書治要卷三「毛詩」・346)・(きはまり・なし・)

○我(返)父母の是の德(二)を報(二)センと欲フ。(群書治要卷三「毛詩」・347)・注(・われ・ほうず・む・をもふ・)(本行にある「於」「也」二字、見せ消ちあり)

○昊天「平」・我心に極(返)無(し)「也」(群書治要卷三「毛詩」・347)・注(・きはまり・)(是)字、消しており)

○北山は大夫・幽王(二)を刺(二)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・348)・(・そしる・り・)

○役―使スルこと・均(返)シカラ不。(群書治要卷三「毛詩」・348)・(す・ひとし・)

○己・「於」従―事(二)に勞(去)シ而其(の)父母(二)を養(二)フこと得(返)不「焉」(群書治要卷三「毛詩」・348)・(をのれ・ラウ・す・やしなふ・)

○溥―天(の)「之」下・王―土(二)に非(二)返(す)トイフこと莫(し)。(群書治要卷三「毛詩」・349)・(フテン・した・と・いふ・)(「溥」字、左

傍に「音普」二字があり)

○率(入)―土(の)「之」濱(平)・王臣(二)に非(二)返(す)トイフこと莫(し)。(群書治要卷三「毛詩」・350)・(と・いふ・)

○此は言(去)は王(の)「之」土地・廣大ナリ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・351)・注(・いふころは・なり・)(本行にある「乎」消しており、右傍「矣」字、補っており)

○王(の)「之」臣・又(た)衆(音)ナリ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・351)・注(・なり・)(本行にある「乎」見せ消ちあり、右傍「矣」字、補っており)

○何を求ムトシテカ「而」得(返)不ラン。(群書治要卷三「毛詩」・351)・注(・もとむ・として・か・ず・む・)

○何を使フトシテカ「而」行(返)カ不(らむ)乎(群書治要卷三「毛詩」・351)・注(・つかふ・として・か・ゆく・や・)

○大夫均(返)シカラ不。(群書治要卷三「毛詩」・352)・(ひとし・)

○我・事(返)に従テ(傳)「イ、従フコトハ(箋)」獨リ賢ル(傳)「イ、賢ナレハカ(箋)」(群書治要卷三「毛詩」・352)・(したがつ・て・したがつ・と・は・ひとり・いたはる・ケン・なり・ば・か・)

○或は燕(去)―々(燕)トシテ以テ居―息スルアリ(群書治要卷三「毛詩」・352)・(と・す・す・あり・)

○或は盡ク(去)に瘁(去)ンテ以テ國(返)に事フルアリ(群書治要卷三「毛詩」・353)・(ことごとく・やむ・つかふ・あり・)

○力(返)を盡シテ勞―病シテ以テ國―事(二)に従(二)フ(群書治要卷三「毛詩」・354)・注(・つくす・す・したがつ・)

○或は息―偃(上)トシテ牀(上)に在ルアリ。(群書治要卷三「毛詩」・354)・(す・ゆか・あり・あり・)

○或は「于」行(二)クに已(二)返マナルアリ(群書治要卷三「毛詩」・354)
(・ゆく・やむ・ず・あり・)

○不(一)已猶(ほ)不(一)止(二)の「猶」(二)再讀(し)「也」(群書治要卷三「毛詩」・355・注)(・フイ・)

○或は棲(上)遲(上)シテ偃(上)仰(上)スルアリ。(群書治要卷三「毛詩」・355)
(・す・エンギヤウ・す・あり・)

○或は王事にヲイテ鞅(ヤウ)掌スルアリ(群書治要卷三「毛詩」・355)(・をいて・ヤウシヤウ・す・あり・)

○掌トイハ捧(ホカ)持スルを謂(ふ)「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・356・注)
(・といは・ホウチ・す・)

○負(荷)捧(持)シテ以テ趨(ハシ)走ル。(群書治要卷三「毛詩」・356・注)(・す・はしる・はしる・)(本行にある「以」字、消しており)

○促(スミカ)に(一)遽(スミヤカ)ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・356・注)(・すみやかなり・すみやかなり・)

○或は耽(タン)樂シテ酒を飲ムアリ。(群書治要卷三「毛詩」・356・注)(・タンラク・す・のむ・あり・)(「樂」字左傍、「音洛」二字あり)

○或は慘(サン)一々(慘)シテ咎(訓)を畏ル、アリ(群書治要卷三「毛詩」・357)
(・サンサン・す・をそる・り・あり・)(「慘」左傍「七感反」三字あり)

○青(蠅)蠅は大(夫)幽(王)(二)を(刺)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・358)(・そしる・り・)

○營(平)一々(營)タル青(蠅)「于」禁(カキ)に止ヨ「イ、止ル」(群書治要卷三「毛詩」・359)(・たり・かき・ある・ある・)

○興(た)者(た)蠅(は)「之」蟲(訓)爲ル(群書治要卷三「毛詩」・359・注)(・たとへたらくは・たり・)

○白キ(返)汚(ケカ)シテ黒カラ使む。(群書治要卷三「毛詩」・360・注)(・しろし・けがす・くろし・)

○黒キ(返)を汚シテ白カラ使む。(群書治要卷三「毛詩」・360・注)(・くろし・けがす・くろし・)

○諭(フ)讒(佞)の人(の)「之」善(惡)を變(二)亂スルに「也」(群書治要卷三「毛詩」・360・注)(・たとふ・す・)

○「於」藩(二)に止(二)ヨトイハ(外)ニシ「之」物(返)に遠(返)カラ令(二)メマク(と)欲(二)シテナリ「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・360・注)(・ある・といは・なり・す・とほし・しむ・む・ほす・て・なり・)

○愷(悌)君子(讒)言(二)を信(二)スルこと無(か)レ(群書治要卷三「毛詩」・360・注)(・す・なし・)

○愷(悌)樂(易)「也」(群書治要卷三「毛詩」・361・注)(・ラクイ・)

○營(一)々(營)青(蠅)「于」棘(二)に止(二)ヨ。(群書治要卷三「毛詩」・361)(・ある・)

○讒(人)極(返)ムこと罔(ナ)シ。(群書治要卷三「毛詩」・362)(・やむ・なし・)

○交(カハル)一四(國)を亂(二)ル(群書治要卷三「毛詩」・362)(・かはるがはる・みだる・)

○賓(之)初(筵)は衛の武(公)時(返)を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・363)(・そしる・り・)

○幽(王)荒(廢)ニシテ小(人)を媠(入)近(二)す「イ、媠(近)ク」。(群書治要卷三「毛詩」・363)(・クワウハイ・なり・す・セツキン・ならぶ・ちかづく・)(「媠」字、「息列反」三字あり)

○酒(返)を飲(み)て度(返)無シ。(群書治要卷三「毛詩」・364)(・なし・)

○天下(返)化(シ)之君(臣)上(と)下(沈)一(滴)シテ淫(液)す。(群書治要卷三

〔毛詩〕・364) (・す・チンメン・す・)

○淫―液とは〔者〕酒返を飲む時の情―態ソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・366・注) (・ぞ・) (〔態〕は右傍に補っており、本行の文字見せ消ちあり・「態」の下の「出」字見せ消ちあり)

○言は武公・入トイハ〔者〕入りて王卿―士二爲ニルソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・366・注) (・といは・たる・ぞ・) (本行にある「父」字、消しており、「公」字、補っており・「入」字、補充符により、補っており)

○賓の〔之〕初て筵ニツクトキニ・温々トシて其れ恭シ(群書治要卷三〔毛詩〕・366) (・むしろ・につく・ときに・と・す・ゐやゐやし・)

○其れ未た醉ハ返未ルトキンハ止威儀反々反タリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・367) (・ゑふ・ず・ときんば・たり・)

○曰に既に醉ひヌルトキンハ止威儀幡々幡タリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・368) (・ここに・ぬ・ときんば・たり・) (〔既〕字、右傍に補っており、本行の文字に見せ消しがあり)

○其の坐返を舍テ遷ル。(群書治要卷三〔毛詩〕・368) (・すつ・うつる・)

○屢舞フこと僂々タリ(群書治要卷三〔毛詩〕・368) (・しばしば・まふ・たり・)

○反々反トイハ言ハ重ネて慎むソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・369・注) (・といは・かさぬ・ぞ・) (最後の「是々」に見せ消しがあり)

○幡々〔幡〕は威儀を失へルソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・369・注) (・うしなふ・ぞ・)

○僂々〔僂〕は舞フソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・369・注) (・まふ・ぞ・)

○此は言は賓初て筵に即ク〔之〕時に・自ら敕戒スルに禮を以てす。(群書治要卷三〔毛詩〕・369・注) (・はじめて・つく・す・) (〔筵〕、〔戒〕二字、右傍に補っており・「僂」字、上「然」字見せ消ちあり)

○〔於〕旅―酬に至り而小人の〔之〕態出ツ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・370・注) (・わざ・いづ・)

○賓既に醉ひヌルトキンハ止載チ號シ〔イ、號ヒ〕載ち嗽平す〔イ、嗽フ〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・370) (・ぬ・ときんば・すなはち・カウ・す・さげぶ・ダウ・よばふ・)

○我籩豆を亂ル。(群書治要卷三〔毛詩〕・371) (・みだる・)

○屢は舞フこと二イ十欺二タリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・371) (・まふ・キキ・たり・)

○是れ曰に既に醉フて・其の郵を知ら不。(群書治要卷三〔毛詩〕・371) (・ここに・ゑふ・あやまち・)

○側―弁の〔之〕俄タルアリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・372) (・ガ・たり・あり・) (〔俄〕、左傍、「五何反」三字あり)

○屢は舞フこと僂々々タリ(群書治要卷三〔毛詩〕・372) (・まふ・たり・) (〔僂〕、左傍、「秦多反」三字あり)

○號一嗽ハ號呼々言壟一嗽スルソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・373) (・カウダウ・クワンダウ・す・ぞ・)

○二イ十欺二は僂々て自ら止ムこと能は不也〔群書治要卷三〔毛詩〕・373・注) (・まふ・やむ・)

○僂々〔僂〕は止マ不ルソ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・373・注) (・やむ・ぞ・)

○郵平は過也〔群書治要卷三〔毛詩〕・373・注) (・イウ・)

○俄は傾（かた）ケル貌「也」(群書治要卷三「毛詩」・373・注) (・かたぶく・り・)
 ○●采（入）叔（入）は幽王を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・374) (・サ
 イシク・そしる・り・) (本行にある「叔」字、左傍に「本文乍菽 四字あり」)
 ○諸侯來朝スルトキに命（返）を錫（返）フに禮（返）を以（二）テスルこと能
（二）ス（返） (は)不（返）。(群書治要卷三「毛詩」・374) (・す・ときに・たまふ・
 す・)
 ○數（平）徵（入）會スレトモ「之」而モ信（義）無シ。(群書治要卷三「毛詩」・375)
 (・しばしば・チウカイ・す・ども・しかも・なし・)
 ○君子微（平濁）「返」を見而（返）古（返）を思フ「焉」(群書治要卷三「毛詩」・376)
 (・ビ・いにしへ・おもふ・)
 ○叔（入）「返」イ、叔（入）を采（返）リ・菽（返）を采（返）ル。(群書治要卷三「毛詩」・376)
 (・まめ・とる・とる・)
 ○筐（平）ニシ「之」管（上）にす「之」(群書治要卷三「毛詩」・377) (・な
 り・す・)
 ○菽は所（以）大（一）牢（二）に菘（二）ニシ（去濁）而君子を待ツ「也」(群書治要卷
 三「毛詩」・377・注) (・なり・す・まつ・)
 ○何を錫（上）ヒ（返）與（上）「す」イ、與（上）へむ「之」。(群書治要卷三「毛詩」・378)
 (・なに・たまふ・こます・あたふ・) (與（上）字、右下に「本」があり)
 ○與（返）「す」イ、與（上）フル（返）無（返）「し」と雖（も）「之」路（去）車乘（去）一
 馬アリ（去） (群書治要卷三「毛詩」・378) (・こます・あたふ・あり・)
 ○君子とは諸侯を謂フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・379・注) (・いふ・)
 ○諸侯（二）に賜（二）フに車馬を以（二）テス。(群書治要卷三「毛詩」・379・
 注) (・たまふ・)
 ○言は與（返）フルこと無（返）「し」と雖（も）「之」尚（上）フ以（去）テ薄シ（去）と爲（去）ルナ

リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・379・注) (・あたふ・なを・うすし・す・
 なり・)
 ○●角（一）弓は父（一）兄（一）幽王を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・380) (・
 そしる・り・)
 ○九（一）族を親（去）セ（去）シ（去）而（去）讒（去）佞（去）を好（去）ム。(群書治要卷三「毛詩」・380) (・す・
 ず・す・このむ・)
 ○駢（平）一々（駢）タル角（一）弓アリ。(群書治要卷三「毛詩」・382) (・セイ
 セイ・たり・あり・) (「駢」字、左傍に「自營反」三字あり)
 ○翻（上）トシ（返）テ其（返）「れ」反（返）レリ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・382) (・へん・と・
 す・そる・り・)
 ○善（去）ク細（入）一（入）繁（上）シ（去）テ巧（去）に用（二）ニ不（二）ルトキンハ（去）則（去）「ち」翻
 然トシ（返）而反（返）リヌ。(群書治要卷三「毛詩」・383・注) (・よく・セツケイ・
 す・たくみなり・もちゐる・ず・ときんば・と・す・そる・ぬ・)
 ○興（上）ハ「者」喻（上）フ・王（上）與（上）九（上）族「與」(再讀)・恩（返）禮（返）を以（去）テ御（去）
 待（二）セ不（二）ルトキンハ「之」則（去）「ち」之（返）を以（去）テ怨（去）心（二）多（二）
 カラ「使」(再讀)「むる」に「也」(群書治要卷三「毛詩」・383・注) (・
 たとへたらくは・たとふ・す・ず・ときんば・おほし・) (「族」・「心」二字右
 傍に補つており)
 ○兄（一）弟（一）婚（一）姻（一）を「し」胥（上）ヒ（去）遠（去）クルこと無（去）「か」レ「矣」(群書治要卷
 三「毛詩」・383) (・あひ・とほざく・なし・)
 ○胥（平）は相（平）「也」(群書治要卷三「毛詩」・384・注) (・シヨ・)
 ○骨（一）肉（一）の「之」親（音）は當（音）に相（音）「ひ」親（平）シ（去）テ相（去）ヒ疏（去）シ（去）遠（去）クル
 こと無（去）「か」ル（去）「當」(再讀)「し」。(群書治要卷三「毛詩」・384・
 注) (・す・うとんず・さく・なし・) (無（去）字、右傍に補つており、本行の

字に見せ消ちあり)

○相(ひ) 疏シ「遠(く)ルトキンハ「則」親一々(親) (の)「之」望(返)を以て以て怨(返)を成(二) (る)に易(二)シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・384・注) (・うとんず・さく・ときんば・やすし・) (本行にある「大」字、見せ消ちあり、「以」字、右傍に補っており)

○爾「之」・速クレハ「矣」・民胥ナ然す「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・384) (・なんち・さく・り・ば・みな・しかす・) (「民」は右傍に補っており、本行の字に見せ消しがあり)

○爾「之」・教(ふ)レハ「矣」・民胥ナ傲フ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・385) (・り・ば・みな・ならふ・)

○幽王(二)に 爾「也」(群書治要卷三「毛詩」・386・注) (・なむぢ・) ○言は王汝・骨肉(二)を親(二)返セ不レハ・則(ち) 天下(の)「之」人・皆(な) 斯(返)の如シ。(群書治要卷三「毛詩」・386・注) (・す・ず・り・ば・ごとし・) (「骨」「肉」二字、右傍に補っており)

○汝(の)「之」教令には善(音) トモ无(し)・惡(音) 入(トモ无(し)・尚(返)フル所の者を・天下(の)「之」人皆(な) 學(ナラ)フ「之」。(群書治要卷三「毛詩」・386・注) (・とも・とも・たとふ・ならふ・)

○言は上の「之」下(返)を化スルこと 慎(返)マ不(返)ンハアル可(返) (から)不「也」(群書治要卷三「毛詩」・387・注) (・かみ・す・つつしむ・ずんば・あり・) (「不」字、補充符により、補っており)

○菀(入) 柳は幽王を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・387) (・そしる・り・) (「菀」字、左傍「音鬱」二字あり)

○暴(虐)にシ而刑(罰)中(返)テ不。(群書治要卷三「毛詩」・387) (・す・あつ・)

○諸侯皆(な) 朝(返)セ(返)ンことを欲(返)セ(返)不(返)シテ王(者) (の)「之」朝(事) (二)ス可(返) (から)不(二)ルことを言(三)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・388) (・す・む・ず・す・す・す・す・いふ・)

○菀(返)タルこと有ル「者」・柳ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・390) (・た・り・あり・なり・)

○尚(ひ)て息(ハ)不(ラ)ンヤ「焉」(群書治要卷三「毛詩」・390) (・こびねがふ・いこふ・ず・む・や・)

○菀(入) 然トシて枝(葉茂ク)盛ナル「之」柳(二)有(二) (り)。(群書治要卷三「毛詩」・390・注) (・と・す・おほし・さかんなり・)

○行(路) (の)「之」人・豈(に) 庶(幾) (ひ)て就(イ)テ「之」止(息) (二)セ(ン)ことを欲(二)セ不(三)返ル(二)こと)有(ラ)ン乎。(群書治要卷三「毛詩」・390・注) (・こひねがふ・つく・す・む・ほす・あり・む・や・)

○興(者) 喻(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・391・注) (・たとへたらくは・たとふ・) (「喻」字、補充符により、補っており)

○王(盛)徳有ルトキンハ・則(ち) 天下皆(な) 庶(幾) (ひ)て往(き)て朝(二)センことを願(二)フに「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・391・注) (・あり・ときんば・す・む・ねがふ・) (「王」「天」「朝」三字、補っており)

○今(然) 返(ラ)不(二)ルことを憂(二)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・391・注) (・しかり・ず・うれふ・)

○予(返) 返(を)俾(テ)靖(二)ラ「俾」(再讀) (二)メハ(傳)「イ」「俾」(再讀) ムトモ(箋)「之」後に予(極)フ(傳)「イ、極セラレナン」(箋)「焉」(群書治要

卷三「毛詩」・392) (・す・はかる・しむ・ば・しむ・ども・われ・いたる・む・キヨク・す・らる・ぬ・む・)

○假(使)ヒ我(王) 返(に)朝(セ)ハ・王・我(返)を留(メ)テ我(返) 返(を)使(テ)政(一

事(二)を謀(二)ラ「使」(再讀(三)ムトモ・王・讒(返)を信して功(返)を察(アキカ)ンシ・績(返)を考(二)へ不(二)シて後に反(カヘ)りて我(二)を誅(二)放セン。(群書治要卷三「毛詩」・392・注)・たとふ・われ・す・ば・とどむ・はかる・しむ・とも・す・あきらかなり・す・かんがふ・す・かへる・す・む・)「使」字、補充符により右に補っており・「我」「考」「績」三字、左傍に補っており)

○是は王刑罰・中(返)テ不(返)して朝事(二)ス可(返)から不(二)ルを言(三)フ(群書治要卷三「毛詩」・393・注)・あつ・ず・す・す・す・す・いふ・)

○●隙―桑は幽王を刺レリ「也」(群書治要卷二「毛詩」・394)・(・そしる・り・)

○小人は位に在リ。(群書治要卷三「毛詩」・394)・(・あり・)

○君子は野(音)に在リ。(群書治要卷三「毛詩」・394)・(・あり・)

○君子(返)を見て心(返)を盡(ツツ)して以て事(二)へんことを思(二)フ「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・395)・(・つくす・つかふ・む・をもふ・)

○隙―桑・阿(平)タルこと有(り)。(群書治要卷二「毛詩」・395)・(・たり・) (本行にある「何」字、見せ消ちあり、「阿」字、補っており)

○其(の)葉(訓)難(平濁)返、ル有リ(群書治要卷三「毛詩」・396)・(・ダ・) たり・あり・) (本行にある「葉」に見せ消しがあり、「葉」は右傍に補っており・「難」、右傍に補っており、「本乍」二字あり)

○隙―中(の)「之」桑(訓)枝―條・阿―然トシて長ク(美シ)。(群書治要卷三「毛詩」・396・注)・(・と・す・ながし・うるはし・) (本行にある「儼」字、見せ消ちあり)

○其(の)葉・又(た)茂ク―盛ニシて以て人(返)を庇(去)―助(去)す

可(二)し)。(群書治要卷三「毛詩」・396・注)・(・おほし・なり・す・) ○興(たと)者(タラフ)諭フ。(群書治要卷三「毛詩」・396・注)・(・たとへたらく・たとふ・)

○時(に)賢人・君子・用(み)ラレ不(ス)シ而野―處(テ)覆(去)―養(の)「之」徳(二)有(二)ル「也」(群書治要卷二「毛詩」・397・注)・(・らる・す・す・フヤウ・あり・)

○既に君子を見ては・其の樂シヒこと如―何(群書治要卷三「毛詩」・397)・(・たのし・)

○野(に)在(る)「之」君子を思(ひ)而其(の)位(返)に在(二)る)を 見(二)る)こと得ては・喜―樂・度(去)返(返)无(ケ)「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・398・注)・(・なげなり・)「我」字、左傍「本无」二字あり・本行にある「嘉」字、見せ消ちあり、「喜」字、補っており)

○心に「平」愛(音)セは「矣」・遐(トホ)クトモ・謂(返)メ不(ラ)ンヤ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・398)・(・す・とほし・とも・つとむ・ず・む・や・)

○中―心に臧(ヨミ)セは「之」・何(の)日(ヒ)か忘(ワス)レン「之」(群書治要卷三「毛詩」・399)・(・よみす・いづれ・ひ・わする・む・)

○我(心)此(の)君子(二)を愛(二)セは・遠(ク)野(返)に在(二)る)と雖(二)も) 豈(に)能(く)・勤(メ)―思(は)不(ラ)ン「之」平(ヤ)。(群書治要卷三「毛詩」・399・注)・(・われ・す・とほし・つとむ・ず・む・や・)

○我(心)に・此(の)君子(を)善(よ)す。(群書治要卷二「毛詩」・400・注)・(・われ・よみす・)

○又(た)誠(に)忘(ル)こと能(は)不(シ)「也」(群書治要卷三「毛詩」・400・注)・(・わする・す・)

○●白―華(は)周―人・幽―后(を)刺(レ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・401)・(・

そしる・り・)

○幽王・申乎ムスメの女トメを娶トメ(り)て以て后返と爲ス。(群書治要卷三「毛詩」・401) (・むすめ・とめる・)

○又(た)褒返姒返を得而申返后返を黜シリツク。(群書治要卷三「毛詩」・402) (・しりぞく・)

○故に下國・化シ之返之返妾返を以て妻シと爲ス。(群書治要卷三「毛詩」・402) (・す・す・)

○孽ケツ(入)返を以て宗返に代カフ。(群書治要卷三「毛詩」・403) (・ケツ・かふ・)

○而て王・治返ムルこと能返(は)弗返(群書治要卷三「毛詩」・403) (・ケツ・かふ・)

○王の治返(むる)こと能返(は)不返(る)コトハ・己ヲノレか正タク返シカラ不サル故返おさむ・)

○也返(群書治要卷三「毛詩」・404・注) (・こと・は・をのれ・ただし・ず・)

○英テイ一々返(英)タル白雲アリ。(群書治要卷三「毛詩」・404) (・エイエイ・たり・あり・)

○彼返(の)菅平茅平を露ウルツス「イ、露ツユク彼返(の)菅平茅平」(群書治要卷三「毛詩」・405) (・クワンバウ・うるをす・つゆをく・クワンボ・)

○白雲・露返を下クダシて彼の以て「之」菅返に爲ス(二)可ニキ茅上を養ヤシナ(一)て・與ト白華返(の)「之」菅返與ト「相再相再(一)亂再易再(入) (二)す可ニカラ使シムルこと・猶再天再「之」妖再氣再を下クダシて褒返姒返を生ナシて使シ申返后返を以て黜シリツケ見ラレ「使シ」メタル

○猶再「也」(群書治要卷三「毛詩」・405・注) (・くたす・す・べし・やしなふ・と・べし・しむ・くたす・なす・しりぞく・らる・しむ・たり・)

○天・艱再難再を歩フ。(群書治要卷三「毛詩」・406) (・をこなふ・)

○之コノ子再猶再カラ不再「イ、猶再ラ不再」(群書治要卷三「毛詩」・406) (・この・よし・はかる・)

○天・行再此再(の)艱再難再(の)「之」妖再(二)を再行再フこと・久再シ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・407・注) (・をこなふ・ひさし・)

○王・其再(の)變再(の)「之」由再ル所再(二)を再圖再(二)返再ら不再昔再夏再「之」衰再ルト再キに二龍再(の)「之」妖再(二)有再リ。(群書治要卷三「毛詩」・407・注) (・よる・おとろふ・ときに・あり・)

○ト(ひ)て其再(の)穢再(二)を再藏再ム。(群書治要卷三「毛詩」・408・注) (・うらなふ・あは・をさむ・)

○周再の厲再王再・發再イ而再觀再ル「之」。(群書治要卷三「毛詩」・408・注) (・あばく・みる・)

○化再シて玄再龍再と爲再ル。(群書治要卷三「毛詩」・408・注) (・す・ゲンクエン・なる・)

○童再女再遇再ヘリ「之」。(群書治要卷三「毛詩」・408・注) (・あふ・り・)

○宣再王再(の)「之」時再に當再(二)り而再女再を再生再ム。(群書治要卷三「毛詩」・408・注) (・あたる・うむ・)

○懼再チ而再「イ、懼再(ち)而再棄再ツ「之」」。(群書治要卷三「毛詩」・409・注) (・をつ・すつ・) (・懼再而再二字は補つており、上注「懼再而再、また左傍に「懼再而再二字オチ」注あり)

○是再を褒再姒再と謂再フ(群書治要卷三「毛詩」・409・注) (・いふ・)

○聲再(訓)か・「于」外再に聞再ユ(群書治要卷三「毛詩」・409) (・きこゆ・)

○王・禮再を「於」内再(二)に失再(二)而再下再國再・聞再知再(り)而再化再す「之」」。(群書治要卷三「毛詩」・410・注) (・きく・)

○王治返ムルこと能返(は)弗ルこと・鐘―鼓を「於」宮―中(二)に鳴ナラシ(一)而外一人「之」聞返(か)不(二)ランことを欲ホスル・亦(た)得返「イ、止ム」可返(から)不(上)か如(下)シ「也」(群書治要卷三「毛詩」
・410・注)(・をさむ・ず・ならす・ず・む・ほす・やむ・ごとし・)(「止」
字、右傍に補っており、「本作」二字あり)(本行にある「使」字、見せ消ちあり、左傍に「本无」二字あり、「第」字、見せ消ちあり、「之」字、右傍に補っており)

○子返を念返(ふ)こと・慄上々(慄)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・411)
(・サンサン・たり・)

○我返を視ルこと・邁マイ々(邁)タリ(群書治要卷三「毛詩」・411)(・み
る・マイマイ・たり・)

○邁々(邁)は悦悦ヒ不ルソ(悦)「也」(群書治要卷三「毛詩」・411・注)(・よ
ろこぶ・ず・ぞ・)

○申后「之」「於」王(二)に忠(三)アルを言(三)フ「也」(群書治要卷三「毛
詩」・411・注)(・あり・いふ・)

○念フこと「之」・慄―々(慄)然トシテ諫メ「正サンことを欲スレトモ」「之」
王・反(り)て「於」其(の)言返フ所(二)を悦(二)ヒ不(返)(群書治要
卷三「毛詩」・412・注)(・をもふ・と・す・いさむ・ただす・む・ほす・ど
も・いふ・よろこぶ・)

○何―草不―黄は下―國・幽王を刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・413)
(・そしる・り・)

○四夷交―侵シテ中―國背キ―叛ク。(群書治要卷三「毛詩」・413)(・こ
もこも・をかす・そむく・そむく・)

○「侵」字、右傍に補っており

○兵返を用返(ふ)こと息返マ不。(群書治要卷三「毛詩」・414)(・やむ・)
○民返を視ルこと・禽―獸か如シ。(群書治要卷三「毛詩」・414)(・みる
・ごとし・)

○君子憂フ「之」。(群書治要卷三「毛詩」・414)(・うれふ・)

○故に是の詩を作ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・415)(・つくる・)

○何の草か黄返(ま)不ラン。(群書治要卷三「毛詩」・415)(・いづれ
・ず・む・)

○何の日か行カ不ラン(群書治要卷三「毛詩」・415)(・ひ・ゆく・ず・む・)
○兵を用返(ふ)こと息返マ不レは・軍―旅―歳始メ草の生(二)ユル自(二)シ而出
(て)て歳晩クルゝに至ル「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・416・注)(・やむ
・はじめ・をゆ・よりす・くる・いたる・)

○「何」字、消されており

○何の草トシテカ「而」黄ナラ不ラむ乎。(群書治要卷三「毛詩」・416・
注)(・いづれ・と・す・て・か・なり・ず・や・)

○草皆(な)黄訓ナリ「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・416・注)(・なり・)
○是(に)於(て)問(ふ)・將―率率何の日行返(か)不ラン乎。(群書
治要卷三「毛詩」・416・注)(・いづれ・ひ・ゆく・ず・む・や・)

○「卒」二字、消されており。「問」、「乎」二字、右傍に補っており

○言は常に行ク。(群書治要卷三「毛詩」・417・注)(・ゆく・)

○勞―苦スルコト甚(し)キナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・417・注)(
・す・こと・はなはだし・なり・)

○「之」字、消しており・「甚」、補充符により、
補っており

○何の人か將返ラレ不ランヤ。(群書治要卷三「毛詩」・417)(・いづ
・れ・)

れ・ひきある・らる・ず・む・や・)

○言は萬民・役(返)に從(返)不(返)トイフ者(二)無(ニ)シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・417・注) (・ず・と・いふ・なし・)

○兕(返)ニモ匪(アラ)ス・虎(返)ニモ匪(アラ)ス。(群書治要卷三「毛詩」・418) (・にも・あらず・にも・あらず・)

○彼の曠野(二)に率(ニ)フ(群書治要卷三「毛詩」・418) (・したがつふ・)

○兕虎は「者」・戦士に比(タ)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・418・注) (・たとふ・) (「以」字、見せ消ちあり)

○我が徴(夫(二)を哀(ニ)フ。(群書治要卷三「毛詩」・419) (・かなしふ・) (「長」字、見せ消ちあり)

○朝一夕に暇(返)アラ不(群書治要卷三「毛詩」・419) (・いとま・あり・) (「夫」字、見せ消ちあり)

大雅

○●文王は文王・命(返)受(け)て周を作(セ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・421) (・なす・り・)

○命を受(く)トイハ・天一命を受(け)而天下(返)に王トシて周一邦(二)を製(ニ)立スルソ(群書治要卷三「毛詩」・421・注) (・といは・と・す・す・ぞ・)

○文王上に在(カ)マス。(群書治要卷三「毛詩」・422) (・かみ・います・)

○於(ア)「于」天に昭(ア)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・422) (・あ・あきらななり・)

○上に在(り)とは民上に在(る)ソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・422・注) (・ぞ・)

○於(平)は嘆(ホ)ムル辭「也」(群書治要卷三「毛詩」・422・注) (・ヨ・ほむ・)

○文王・初メ西伯(返)と爲(シ)て「於」民に功有(り)。(群書治要卷三「毛詩」・422・注) (・はじめ・す・)

○其(の)徳「於」天に著(ア)レ「見ユ」。(群書治要卷三「毛詩」・423・注) (・あらはる・みゆ・)

○故に天命シ之(以)て王(返)と爲(ス)「也」(群書治要卷三「毛詩」・423・注) (・す・)

○周・舊一邦ナリと雖(も)・其(の)命(音)・惟(た)新ナリ(群書治要卷三「毛詩」・423) (・なり・あらたなり・)

○乃(ち)新ナル文王に在(り)「也」(群書治要卷三「毛詩」・424・注) (・すなはち・あらたなり・)

○濟(上)一々(濟)タル多一士・文王以て寧(ヤ)シ(群書治要卷三「毛詩」・424) (・セイセイ・たり・やすし・)

○濟一々(濟)は威一儀の多キソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・424・注) (・おほし・ぞ・)

○商(の)「之」孫一子・其(の)麗・億(入)返(ノ)ミナラ不。(群書治要卷三「毛詩」・425) (・かず・のみ・なり・)

○上帝既に命(シ)て「于」周ノ服ニ候(ニ)タリ(箋)「イ、侯」于「周」服ス(傳) (群書治要卷三「毛詩」・425) (・す・の・フク・に・きみ・たり・こ

れ・シウ・に・フク・す・)

○商(の)「之」孫一子・其(の)數(訓)徒億(二)ノミナラ不(二)トイハ。(群書治要卷三「毛詩」・426・注) (・ただ・のみ・なり・といは・) (「億」字、補充符により、補っており)

○言は多シ「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・426・注) (・をほし・)

○天已に文王(二)を命(ニ)スル「之」後(上)返(至)下(り)て乃(ち)

〔於〕周の「之」九服（の）「之」中（二）に君（二）返（タ）爲（タ）り。（群書治要卷三「毛詩」・426・注）（・す・たり・）

○衆「之」德（返）に如（返）カ不（二）（る）ことを言（二）フ「也」（群書治要卷三「毛詩」・427・注）（・しく・いふ・）

○侯トシテ（箋）「イ、侯（傳）」「于」周（二）に服（意）（二）す。（群書治要卷三「毛詩」・427）（・きみ・として・これ・）

○天―命常（返）靡（シ）（群書治要卷三「毛詩」・427）（・なし・）（本行にある「タ」、見せ消ちあり）

○則（ち）天命（の）「之」常（返）無（二）（き）ことを見（二）ス「也」（群書治要卷三「毛詩」・428・注）（・しめす・）

○無常トイハ「者」・善（意）ニハ則（ち）就（ツ）ク「之」。（群書治要卷三「毛詩」・428・注）（・といは・には・つく・）（「無」字、補充符により補っており）

○惡（意）ニハ則（ち）去（ル）「之」（群書治要卷三「毛詩」・428・注）（・には・さる・）

○殷ノ士「イ、殷」土・膚敏ナリ（箋）「イ、殷」土膚ク敏クシテ（傳）「裸（去）」「于」京に將（フ）（群書治要卷三「毛詩」・428）（・の・ビン・なり・よく・とし・す・て・クワン・をこなふ・）（「裸」字、左傍「古亂反」三字あり）

○殷ノ士は殷―侯「也」（群書治要卷三「毛詩」・429・注）（・の・）

○膚（平）は美「也」（群書治要卷三「毛詩」・429・注）（・フ・）

○裸（去）は鬻（返）を灌クソ「也」（群書治要卷三「毛詩」・429・注）（・チヤウ・そそぐ・ぞ・）

○殷（の）「之」臣・壯・美ニシ而敏ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・429・注）（・なり・す・なり・）

く・）

○故に天復（タ）タ武王に命（セ）リ「也」（群書治要卷三「毛詩」・431）（・また・す・り・）

○二聖相（ひ）―承（け）て其（の）明―徳日に廣―大ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・432・注）（・うく・ひび・なり・）

○故に大―明と曰（フ）「也」（群書治要卷三「毛詩」・432・注）（・いふ・）

○明々（明）トシテ下に在（リ）。（群書治要卷三「毛詩」・433）（・として・しも・あり・）

○赫（入）―々（赫）トシテ上に在（リ）（群書治要卷三「毛詩」・433）（・カク・と・す・）

○文王（の）「之」徳・明々（明）トシテ「於」下に在（リ）。（群書治要卷三「毛詩」・433・注）（・として・）

○故に赫―々（赫）―然トシテ「於」天に著（ス）レ―見（ミ）ユ「也」（群書治要卷三「毛詩」・433・注）（・と・す・あらはる・みゆ・）（「故」字、補充符により補っており）

○天忱（返）シ難シ「斯」。（群書治要卷三「毛詩」・434）（・まことにす・かたし・）（「斯」字、左傍「辞字也」三字あり）

○易（返）ラ不（ル）は・維（た）王ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・434）（・かはる・ず・なり・）

○天―位ニシテ殷の嫡（入）ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・434）（・に・す・テキ・なり・）

○四方（二）に浹（二）返（サ）不（返）ラ使（ム）（群書治要卷三「毛詩」・434）（・とほす・ず・しむ・）

○忱は信「也」（群書治要卷三「毛詩」・435・注）（・シン・）

○澹^{サツ}（入）は達「也」（群書治要卷三「毛詩」・435・注）（・サフ・）（本行にある「使」字、見せ消ちあり、「澹」字、右傍に補つており）

○天（の）「之」意・信^{マコトニ}（返）シ難（し）「矣」。（群書治要卷三「毛詩」・435・注）（・まことにす・）（「知」字、見せ消ちあり）

○改メ「易フ可（から）不^サルは「者」・天子「也」（群書治要卷三「毛詩」・435・注）（・あらたむ・かふ・ず・）

○今紂・王位^返に居^{キテ}而又（た）殷（の）「之」正嫡ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・435・注）（・ある・なり・）（「位」字、補充符により、補つてお

り）
○其（の）惡^返を爲^スルを以て乃（ち）絶^ダチ棄^テて之^テ教令^返を使^テて「於」四方（二）に行^{フコト}（返）ハレ不^ニラ「使」^{再讀}（三）（む）。（群書治要卷三「毛詩」・436・注）（・す・たつ・をこなはる・ず・）

○四方・共に叛^{ソム}ク「之」。（群書治要卷三「毛詩」・436・注）（・そむく・）

○是（れ）天^一命・常^返无^シ。（群書治要卷三「毛詩」・436・注）（・なし・）

○唯（た）徳・是に與^{クミ}スラク耳^ミ。（群書治要卷三「毛詩」・436・注）（・くみす・らく・のみ・）

○維^コレ此（の）文王・心^返を小^セメて翼^{ヨク}（入）一々（翼）タリ。（群書治要卷三「毛詩」・437）（・これ・せむ・ヨクヨク・たり・）

○昭^{アキカ}に上帝に事^フ。（群書治要卷三「毛詩」・437）（・あきらかなり・つかふ・）

○聿^{ソノ}へて多^ク一福を懷^{ヲモ}フ。（群書治要卷三「毛詩」・437）（・のぶ・をもふ・）

○厥^{タカ}徳・回^{タカ}ハ不^レ。（群書治要卷三「毛詩」・438）（・たがふ・）（本行にある「迴」字、見せ消ちあり、「回」字、右傍に補つており）

○方^一國を受^ク（群書治要卷三「毛詩」・438）（・うく・）

○心^返（返）を小^セメて翼^{一々}（翼）タリとは恭^一慎^一の貌^{カタル}ソ「也」（群書治要卷三「毛詩」・438・注）（・せむ・たり・かたち・ぞ・）（「也」字、補充符により補つており）

○方^一國は四^一方^一の來^リ附^ツク者^{ナリ}「也」（群書治要卷三「毛詩」・439・注）（・きたる・つく・なり・）（本行にある「圖」字、消されてお、^一「國」字、左傍に補つており）

○思^平一齊は文王・聖^返ナル所^一以^{ナリ}「也」（群書治要卷三「毛詩」・439）（・なり・なり・）

○言は其^レ但^レ（た）天^一性（二）ノミに非^ニ（す）。（群書治要卷三「毛詩」・440・注）（・それ・のみ・）

○徳^由（り）て成^ニル所^ニ（返）有^リ「也」（群書治要卷三「毛詩」・440・注）（・よる・なる・あり・）

○齊^返ナルことを思^フ・大^一任^一・文王（の）「之」母^訓ナリ。（群書治要卷三「毛詩」・440）（・をこそかなり・をもふ・なり・）

○周^一姜を思^ヒ媚^フ・京^一室（の）「之」婦^{ナリ}「也」（群書治要卷三「毛詩」・440）（・をもひ・うつくしぶ・よめ・なり・）

○常に莊^一敬ナルことを思^フ者^一・大^一任^一「也」（群書治要卷三「毛詩」・442・注）（・なり・をもふ・）

○及^ニ（に）文王（の）「之」母（二）爲^ニ（り）。（群書治要卷三「毛詩」・442・注）（・たり・）

○又（た）常に大姜の「之」大王に配^{セシ}「之」禮（二）を思^ニ（愛^す）。（群書治要卷三「毛詩」・442・注）（・す・す・）

○以て京^一室（の）「之」婦（二）爲^ニ（り）。（群書治要卷三「毛詩」・442・注）（・たり・）

○言は其(の)徳一行・純ラ備レリ。(群書治要卷三「毛詩」・442・注)
(・もはら・そなはる・り・)

○以て聖子を生メリ(群書治要卷三「毛詩」・442・注)(・うむ・り・)
○大・姒・徽(重)音を嗣ク。(群書治要卷三「毛詩」・443)(・クキオン・
つく・)

○則(ち)百斯の男アリ(群書治要卷三「毛詩」・443)(・もも・をのここ・
あり・)

○大姒・十の子アリトナラは衆・妾は「則」百の子(二)アル宜(二)「也」
(群書治要卷三「毛詩」・443・注)(・とほ・あり・と・なり・もも・あり・)
(本行にある「者」字、見せ消ちあり、「也」右傍に補っており)

○大・任(の)「之」美・音(二)を嗣(二)トイハ・其(の)善キ教令
(二)を續(二)返キ行(く)を謂(ふ)(群書治要卷三「毛詩」・444・注)
(・といは・よし・つく・)

○「于」寡妻(返)に刑(り)て「于」兄弟に至ル。(群書治要卷三「毛詩」
・444)(・の・の・とる・いたる・)

○以て「于」家・邦を御フ(傳)「イ、御ム(箋)」(群書治要卷三「毛詩」・445)
(・むかふ・をさむ・)

○言は賢ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・446・注)(・なり・)

○御(去濁)は迎(去濁)「也」(群書治要卷三「毛詩」・446・注)(・ガ・ゲイ・)

○文王・禮法(返)を以て其(の)妻(返)を接待して「于」其(の)宗
族に至ル。(群書治要卷三「毛詩」・446・注)(・す・いたる・)「接」補
充符により補っており)

○此(返)を以て又(た)能ク政(返)を爲て「於」家・邦(二)を治(二)メシム
(群書治要卷三「毛詩」・446・注)(・よく・す・をさむ・しむ・)

○●靈臺は民始めて附ケリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・447)(・はじめ
て・つく・り・)「也」字、補充符により補っており)

○文王・命を受(け)而民其(れ)靈・徳(返)有(り)て以て鳥・獸昆・蟲(二)
に及(二)フことを樂(三)フ「焉」(群書治要卷三「毛詩」・447)(・およぶ・
たのしぶ・) (本行にある「息」字、見せ消ちあり、「鳥」字、補っており)

○文王命(返)を受(け)而邑を「于」豊(返)に作(り)て靈臺を立ツ「也」
(群書治要卷三「毛詩」・448・注)(・つくる・たつ・)

○經(音)シ「之」・營(音)す「之」。(群書治要卷三「毛詩」・449)(・す・)
○庶・民攻ル「之」。(群書治要卷三「毛詩」・449)(・つくる・) (本行にあ
る「鹿」「政」字、見せ消ちあり、「庶」「攻」字補っており)

○日(返)アラ不シて成す「之」(群書治要卷三「毛詩」・450)(・ひ・あり・
ず・す・なす・)

○文王・天・命(返)に應(音)シて靈臺(の)「之」基・趾(返)を度(入輕)
一始して其(の)位を營・表す。(群書治要卷三「毛詩」・450・注)(・おう
ず・す・)

○衆民・則(ち)築・作して期・日を設ケ不(し)而成(す)こと「之」。(群
書治要卷三「毛詩」・450・注)(・す・まうく・)

○言は文王(の)「之」徳(二)返に説(二)して其(の)事(返)に勸(ス)て己力勞
を忘ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・451・注)(・よろこぶ・すすむ・をの
が・わする・) (説)左傍に補っており、「己」字、補充符により補っており)

○經・始スルこと亟(スミヤカ)ニスルこと勿(か)レトモ・庶・民子(訓)ノコトクシ
て來ル(群書治要卷三「毛詩」・451)(・す・すみやかに・す・なし・とも
の・ごとし・す・くる・)

○亟(入輕)は急「也」(群書治要卷三「毛詩」・452・注)(・キョク・)

- 靈臺(の)「之」基―趾(二)を經―始(二)スルこと・急スミヤカに成サレトイフ
 「之」意(二)有(返)る(る)に非(す)。(群書治要卷三「毛詩」・452・注)・
 す・すみやかなり・なす・と・いふ・(二)趾字、右傍に補っており)
 ○衆―民・各(く)以て子(訓)父事(二)を成スカコトクニシ而來て攻レリ「之」
 (群書治要卷三「毛詩」・452・注)・(なす・が・ごとくにす・つくる・り・)
 ○●行(平)―葦(上)は忠厚ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・453)・(カ
 ウウキ・なり・)「忠厚也」三字、補充符により補っており)
 ○周―家・忠―厚にシて仁・草―木に及フ。(群書治要卷三「毛詩」・453)・
 す・およぶ・)
 ○故に能(く)・内「於」九族を睦ムツヒ・外黄―者(上)を尊―事(す)。(群書治
 要卷三「毛詩」・453)・(むつぶ・コウコウ・) (本行にある「者」字見せ消
 ちあり、「者」字、右傍に補っており)
 ○老(返)を養ヒ・言(返)を乞フて以て其(の)福―禄を成す「焉」(群書
 治要卷三「毛詩」・454)・(やしなふ・こふ・)
 ○言(返)を乞(ふ)とは從(ひ)て善―言以て政(返)を爲(二)可(二)キ者(上)
 を求(下)む(む)ソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・455・注)・(べし・ぞ・)
 ○敦(平)タル彼の行―葦アリ。(群書治要卷三「毛詩」・455)・(タン・たり・
 あり・)
 ○羊―牛に踐ミ履マシムルこと勿(か)レ。(群書治要卷三「毛詩」・456)
 ・(ふむ・ふむ・しむ・なし・)
 ○方(マ)に苞シ(ハ)方に體アラントス。(群書治要卷三「毛詩」・456)・(まさに・
 ハウ・あり・と・す・)「體」字、右傍「徒端反」三字あり)
 ○維レ葉(訓)泥(上濁)―々(泥)タリ(群書治要卷三「毛詩」・456)・(こ
 れ・たり・)
- 敦は聚ツマレル貌「也」(群書治要卷三「毛詩」・457・注)・(タン・あつまる・
 り・)
 ○葉初て生フルトキに泥―々(泥)―然タリ(群書治要卷三「毛詩」・457・
 注)・(をふ・とき・たり・)
 ○體は形(返)を成スソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・457・注)・(なす・ぞ・)
 ○敦―々(敦)―然タル・道カタハラの旁(の)「之」葦(訓)を羊―牛を牧カフ者・
 踏ミ履ミ折リ傷(二)ラ使(二)返(む)こと无(か)レ「之」。(群書治要
 卷三「毛詩」・457・注)・(たり・かたはら・かふ・ふむ・ふむ・をる・やぶ
 る・なし・)
 ○草―物方に茂ク盛ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・458・注)・(もし・さ
 かんなり・)「草」字、補充符により補っており)
 ○其(の)終に將(に)人の用(二)に爲(返)ランと「將」(再讀)ニルを以
 (三)す(群書治要卷三「毛詩」・458・注)・(まさに・たる・む・す・) (本
 行にある「也」字、見せ消ちあり)
 ○況(や)・其ヲ人に於テ乎(群書治要卷三「毛詩」・458・注)・(を・をい
 て・や・)
 ○黄―者・臺(平)―背アリ。(群書治要卷三「毛詩」・459)・(あり・) (本
 行にある「者」字、消しており、「者」字、補っており)
 ○以て引シ(傳)「イ、引ク(箋)・以て翼ム「イ、翼ク(箋)」(群書治要卷三
 「毛詩」・459)・(ながうす・みちびく・つつしむ・たすく・)
 ○大に老ヌルトキンハ「則」背に給サスの文有(り)「也」(群書治要卷三「毛詩」
 ・459・注)・(しぬ・ときんば・さめ・あや・)
 ○既に老―人(返)に告ケて其(れ)來(返)る(る)に及(ひ)て「也」禮(返)
 を以て引シ「之」・禮(返)を以て翼ス「之」。(群書治要卷三「毛詩」・459・

注) (・つぐ・いぬ・き・ヨク・す・)

○壽一考ニシテ維レ祺シ。(群書治要卷三「毛詩」・460・注) (・なり・す・これ・よし・)

○以て景一福を介ク(箋)「イ、介ニス(傳)」(群書治要卷三「毛詩」・460)

(・たすく・をほきなり・す・)

○老人を養(養)而吉(音)得。(群書治要卷三「毛詩」・461・注) (・やしなふ・う・)

○大一福を助クル所「以ナリ」也(群書治要卷三「毛詩」・461・注) (・たすく・なり・)

○●假(去)一樂成王(を)嘉セリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・462) (・カラク・よみす・り・)

○顯一々(顯)タル令一徳アリ。(群書治要卷三「毛詩」・462) (・たり・あり・)

○民(返)に宜シク・人(返)に宜シ。(群書治要卷三「毛詩」・463) (・よろし・よろし・)

○禄「于」天に受ク(群書治要卷三「毛詩」・463) (・うく・)

○民(返)に宜(し)ク人(返)に宜シトイハ・民(返)を安(返)スルに宜(し)ク・人(返)を官(返)スルに宜シク「也」(群書治要卷三「毛詩」・463・注)

(・よろし・よろし・といは・やすんず・よろし・す・よろし・ぞ・)

○天下・成一王光一々(光)の「之」善一徳(二)有(二)ル(一)ことを嘉(三)一樂す。(群書治要卷三「毛詩」・464・注) (・あり・)

○民(返)を安シ・能(く)人(返)を官スルに・皆(な)其(の)宜(音)返を得て 以て福一禄を「於」天に受ク「也」(群書治要卷三「毛詩」・464・注)

(・やすんず・す・うく・)

○禄(返)を千(モト)メて百一福アリ。(群書治要卷三「毛詩」・465) (・ともむ・あり・)

○子孫千億アリ。(群書治要卷三「毛詩」・465) (・あり・)

○穆一穆・皐一皐タリ。(群書治要卷三「毛詩」・465) (・たり・)

○君(返)タルに宜シク・王(返)タルに宜シ(群書治要卷三「毛詩」・465) (・たり・よろし・たり・よろし・)

○天下に君一王タルに宜シ「也」(群書治要卷三「毛詩」・466・注) (・たり・よろし・)

○成王・顯一々(顯)の「之」令一徳(返)行(音)行(音)て禄(返)を求めて百福得。(群書治要卷三「毛詩」・466・注) (・をこなふ・もとむ・う・)

○其(の)子孫・亦(た)勤メ一「行(音)行(音)て」而求メ之禄(返)を得ルこと・千億ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・466・注) (・つとむ・をこなふ・もとむ・う・なり・)

(「之」字、補充符により補っており)

○故に或は諸侯爲リ。(群書治要卷三「毛詩」・467・注) (・たり・)

○或は天子爲リ。(群書治要卷三「毛詩」・467・注) (・たり・)

○言は皆(な)相(音)一「勗(音)ムル」に道(返)を以(す)「也」(群書治要卷三「毛詩」・467・注) (・つとむ・)

○愆(返)ラ不・忘(返)レ不。(群書治要卷三「毛詩」・467) (・あやまる・わする・)

○舊一章を率(音)由(音)ル(群書治要卷三「毛詩」・467) (・ひきみる・もちる・)

○成王(の)「之」令一徳・過(去)一誤セ不。(群書治要卷三「毛詩」・468・注) (・す・)

○遺一失セ不。(群書治要卷三「毛詩」・468・注) (・す・)

○舊典(の)「之」文一章(二)を循(二)ヒ用(み)ルトイハ・周(の)公(の)「之」禮法(二)を謂(二)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・468・注)
(・したがふ・もちある・といは・いふ・) (本行にある「用」字、見せ消ちあり、「周」字、補っており)

○●民―勞は召―穆―公―厲王を刺レリ「也」。(群書治要卷二「毛詩」・469)
(・そしる・り・)

○民亦(た)勞(去)シヌ「止」。(群書治要卷三「毛詩」・469)
(・す・ぬ・)
(「止」字、左傍に「辞也」二字あり)

○汔(ト)「イ、汔(去)シ」(傳)「小シ康カル可ケレヤ」(箋)「イ、康(去)ス可シ」(傳)。(群書治要卷三「毛詩」・469)
(・ほとをど・あやふし・すこし・べし・や・やすし・やすんず・べし・) (本行にある「沈」字、見せ消ちあり、「汔」字、右傍に補っており)

○此(れ)中國(返)を惠(ウツシ)ンテ以テ四方(ヤスシ)を綏セヨ(群書治要卷三「毛詩」・470)
(・うつくしむ・やすんず・)

○汔(入)輕(平)は幾(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」・470・注)
(・キツ・)
○今周の民・疲―勞シントリ「矣」(群書治要卷三「毛詩」・471・注)
(・す・む・たり・)

○王(ホウ)幾(ス)に・小シ安カル可シ「之」乎(ヤ)・此(の)京師(の)「之」人(返)を愛シテ以テ天下(ホウ)を安セヨ。(群書治要卷三「毛詩」・471・注)
(・ほとをどに・すこし・やすし・べし・や・す・やすんず・)

○京―師は「者」諸―夏(の)「之」根(本)ナリ「也」(群書治要卷二「毛詩」・471・注)
(・なり・) (本行にある「黃」字、消しており)

○●板(上)凡―伯厲王(を)刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・472)
(・そしる・り・)

○上帝板―々(板)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・473)
(・たり・)
○下民(コト)卒(ク)に痺(ヤ)ミヌ。(群書治要卷三「毛詩」・473)
(・ことごとくに・やむ・ぬ・) (「痺」字、左傍「本乍痺」三字あり)

○話(返)を出セトモ・然(音)返セ不。(群書治要卷三「毛詩」・473)
(・こといだす・とも・す・)
○猶(箋)「イ、猶(傳)」を爲ルこと遠(返)カラ不(群書治要卷三「毛詩」・474)
(・はかりこと・みち・す・とほし・)

○上帝トイハ以テ王―者を稱す。(群書治要卷三「毛詩」・474・注)
(・こといは・)

○痺(上)は病「也」(群書治要卷二「毛詩」・474・注)
(・タン・)
○話(去)は善―言「也」(群書治要卷三「毛詩」・474・注)
(・クワイ・)

○王・政(返)を爲ルこと・先―王與天(の)「之」道(訓)「(二)與」(再讀)「(二)に反(音)セリ」。(群書治要卷三「毛詩」・474・注)
(・す・す・り・)

○天下の民(コト)盡(ク)に痺(み)ヌ。(群書治要卷三「毛詩」・475・注)
(・ことごとくに・ぬ・)

○其(れ)善―言を出セトモ「而」・行(返)ハ不「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・475・注)
(・いだす・とも・をこなふ・) (「而」字、補充符により補っており)

○此(返)を以テ謀(返)を爲ルこと・遠ク圖ルこと能(は)不。(群書治要卷三「毛詩」・475・注)
(・す・はかる・)

○禍(の)「之」將(再讀)ニ至(返)「將」(再讀)ニルを知(二)返(ら)不「也」(群書治要卷三「毛詩」・475・注)
(・ぬ・む・と・す・)

○猶(上)「之」未(た)遠(から)「未」(再讀)。(群書治要卷三「毛詩」・475)
(・はかりこと・) (本行に「不」字あり、「未」字、合点付き、左傍により補

つており)

○王(の)「之」謀・遠ギを圖ルこと能(は)不。(群書治要卷三「毛詩」・476
注)(・とほし・はかる・)(「遠」字、右傍により補ており)

○是を用テ故に・我大に王を諫む「也」(群書治要卷三「毛詩」・476・注)(
もて・)

○介^{カイ}人^コ維^シ藩^フ(平)ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・476)(・カイジン・これ
ハン・なり・)

○太^タ師^シ維^シ垣^{ケン}ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・477)(・これ・エン・なり・)

○大^{ダイ}邦^{ホウ}維^シ(れ)屏^{ヘイ}ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・477)(・ヘイ・なり・)

○太宗^{タウ}維^シ翰^{カン}(去)ナリ(群書治要卷三「毛詩」・477)(・これ・カン・なり・)

○王^{ワウ}當^{トウ}に公^{コウ}卿^{ケウ}・諸^{シヨ}侯^{コウ}・及^キヒ^ヒ・宗^{ソウ}宗^{ソウ}(の)「之」貴^キキ^キ者^{シヤ}(返)を用^{ヨウ}牛^ウて藩^フ屏^{ヘイ}・

垣^{ケン}幹^{カン}(返)と爲^トて輔^ホ弼^{ヘイ}(返)と爲^トて疏^ソシ^シ遠^{エン}(二)クル(こと)無^ム(二)

カル(と)「當」(再讀)(三)「之」「也」(群書治要卷三「毛詩」・478・注)(
および・たふとし・もちゐる・す・うとんず・とほざく・なし・)(「宗」補充

符により補ており・「宗宗」は「宗室」の誤記か・「屏」・「垣」二字、右傍に

補ており、本行にある字見せ消ちあり)

○德^{タク}(返)を懷^{ヤウ}クル維^シ寧^{ヤス}シ。(群書治要卷三「毛詩」・479)(・やはらぐ・

これ・やすし・)

○宗^{ソウ}子^シ維^シ城^{シヤウ}ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・480)(・これ・なり・)

○城^{シヤウ}(返)を俾^シて壞^{コホ}(二)レ「俾」(再讀)(二)返ムル(こと)無^ムシ。(群書治要

卷三「毛詩」・480)(・す・こぼる・しむ・なし・)

○獨^{ドク}(り)斯^シレ^シ「イ、斯^コノ「德」畏^{ソウ}(二)ル、(こと)無^ムシ(群書治要卷

三「毛詩」・480)(・はなる・この・をそる・なし・)

○汝^ニの德^{タク}(返)を和^ワケテ酷^{コク}(入)暴^{ボウ}(の)「之」政^{テイ}(返)を行^{オこな}(ふ)こと無^ク

シて以て汝の國を安セヨ。(群書治要卷三「毛詩」・481・注)(・やはらぐ・
おこなふ・なし・す・やすんず・)

○是^シ(返)を以て宗^{ソウ}子^シ(の)「之」城^{シヤウ}(二)返と爲^シ(二)て「於」難^{ナン}に免^{マヒ}レ使^シ

メヨ。(群書治要卷三「毛詩」・481・注)(・す・まぬかる・しむ・)

○宗^{ソウ}子^シ城^{シヤウ}・壞^クレは「則」乖^{ヘイ}(平)離^リシ而^ニ汝^ニ獨^{ドク}(り)居^キ而^ニ畏^{ソウ}リシ「矣」(群書

治要卷三「毛詩」・481・注)(・こぼる・す・ある・をそる・む・)

○●蕩^{トウ}(平)は邵^{シヤウ}穆^{モク}公^{コウ}周^{シユウ}室^{シツ}大^{ダイ}に壞^クレヌル(こと)を傷^キメリ「也」(群書治

要卷三「毛詩」・483)(・おほきなり・やぶる・ぬ・いたむ・り・)(「蕩」字、

左傍「唐黨反」三字あり)

○厲^{レイ}王^{ワウ}・無^ム道^{ダウ}にシテ天下^{テン}蕩^{トウ}蕩^{トウ}とシテ綱^{コウ}紀^キ文^{ブン}章^{シヤウ}無^ムシ。(群書治要卷三

「毛詩」・483)(・す・す・なし・)

○故^コに是^シの詩^シ(を)作^{サク}ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・484)(・つくる・)

○蕩^{トウ}蕩^{トウ}タル上^{ジョウ}帝^{テイ}下^ゲ民^{ミン}(の)「之」辟^{ヘキ}ナリ(群書治要卷三「毛詩」・485)

(・たり・きみ・なり・)

○上帝^{ジョウ}は以て君^{クニ}王^{ワウ}に託^{ツク}ク「也」(群書治要卷三「毛詩」・485・注)(・つく・)

(「託」字、右傍に補ており、下に「本」一字あり、本行にある字、見せ消

ちあり)

○蕩^{トウ}々^{トウ}(蕩)とは言^{コト}は法^{ホウ}度^{タク}廢^{ヘイ}レ「壞^クル「之」兒^ニナリ「也」(群書治要卷三

「毛詩」・485・注)(・すたる・すたる・なり・)(「也」字、補充符より補つ

ており)

○厲^{レイ}王^{ワウ}乃^ニ(ち)此^{コト}(返)を以て人^{カミ}上^{ジョウ}(返)に居^キテ天下^{テン}(の)「之」君^{クニ}爲^タリ。(群

書治要卷三「毛詩」・486・注)(・かみ・ある・たり・)(本行にある「及」

字、見せ消ちあり、「乃」字、補ており)

○言^{コト}は其^{コト}レ則^トリ「像^{カク}(二)ル可^ク(二)返(し)と無^ク(こと)「之」甚^シシ「也」

- 群書治要卷三「毛詩」・486・注（それ・のどる・かたどる・はなはだし・）
 ○疾―威スル上帝・其（の）命（音）僻（返）多シ（群書治要卷三「毛詩」・486）
 （す・よこしま・おほし・）
- 人（返）を疾―病（する）とは「者」・賦―斂（二）を重（三）スルソ「也」（群書治要卷三「毛詩」・487・注（をもうす・ぞ・）
 ○人（二）を威―罪（二）（する）とは「者」・刑―法（二）を峻（三）シウスルソ
 「也」（群書治要卷三「毛詩」・487・注（さかし・す・ぞ・）
 ○其（の）政―教・又（た）邪―僻（返）多シテ舊―章に由ラ不「也」（群書治要卷三「毛詩」・488・注（おほし・よる・）
 ○天・烝―民を生ス。（群書治要卷三「毛詩」・488）（なす・）（本行にある「蒸」字、見せ消ちあり、「烝」字補っており）
 ○其（の）命―讖（返）アルに匪ス。（群書治要卷三「毛詩」・488）（まこと・あり・あらず・）
 ○初（は）有ラ不トイフこと靡シ。（群書治要卷三「毛詩」・489）（はじめ・あり・ず・と・いふ・なし・）
 ○終（を）有ルこと克ク鮮シ（群書治要卷三「毛詩」・489）（をほり・あり・よく・すくなし・）
- 天「之」此の衆―民を生ス・其レ教へ―道ク「之」・誠―信（返）を以て之（返）
 （返）を忠―厚（二）ナラ「使」（再讀（三））（む）こと「當」（再讀（三））（返）（ら）
 非「平」。（群書治要卷三「毛詩」・489・注（なす・それ・をしふ・みちびく・なり・）
 ○今則（ち）然ラ不。（群書治要卷三「毛詩」・490・注（しかり・）
 ○既に爾（ち）の止（音）を愆ツ。（群書治要卷三「毛詩」・490）（なむぢ・あやまつ・）
- 明（音）（返）靡ク・晦（音）（返）靡シ。（群書治要卷三「毛詩」・490）（なし・なし・）
 ○式テ號（平）シ・式（て）呼（志）す。（群書治要卷三「毛詩」・491）（もて・カウ・す・）
 ○晝（返）（返）を俾て夜（二）（返）に作（三）サ「俾」（再讀（三））ム（群書治要卷三「毛詩」・491）（ひる・す・なす・しむ・）
 ○晝（返）（を）使て夜に爲サ「使」（再讀（三））ムルソ「也」（群書治要卷三「毛詩」・491・注（す・なす・しむ・ぞ・）
 ○汝既に「於」沈―湫に過（あ）チリ「矣」（群書治要卷三「毛詩」・492・注（あやまつ・り・）
 ○又（た）明―晦の爲に・止―息（二）スルこと有（三）（ら）不（三）「也」（群書治要卷三「毛詩」・492・注（す・）
 ○醉（ひ）ヌルトキンハ「則」號―呼して相（ひ）―效（ひ）て晝―日（返）
 を用て夜（返）に作して政事（二）を視（三）（返）不「也」（群書治要卷三「毛詩」・492・注（よふ・ぬ・ときんば・す・ならふ・もて・なす・）
 ○文王曰（く）咨―咨・汝殷―商。（群書治要卷三「毛詩」・492）（ああ・）
 ○上帝時（返）アラ不（二）ルには匪（三）（す）・殷の舊キを用（る）不レハナリ
 （群書治要卷三「毛詩」・493）（あり・ず・ふるし・ず・ば・なり・）
 ○此レ言は紂（の）「之」亂・其（れ）生ケルこと其（の）時（二）を得（返）
 不（二）に非（三）（す）。（群書治要卷三「毛詩」・494・注（これ・いく・）
 ○乃（ち）先王（の）「之」故―法を用（る）不（る）か・致（返）セル所ナリ
 「也」（群書治要卷三「毛詩」・494・注（いたす・り・なり・）
 ○老―成―人（二）無（三）（返）（し）と雖（も）・尚ヲ典―刑有（り）（群書治要卷三「毛詩」・494）（なを・）

○老一成一人とは伊一尹一陟と一臣一扈コ一上上か「之」屬タクヒ（二）の若コト（二）返キを謂（ふ）「也」（群書治要卷三「毛詩」・495・注）（・シンコ・たぐひ・ことし・）

○此の臣（二）無（二）返（し）と雖（も）・猶（ほ）常事故一法の案へ用（二）ル可（二）（し）こと有（三）（り）（群書治要卷三「毛詩」・495・注）（・かんがふ・もちある・）

○會カッて是を聽返（返）（く）こと莫（し）。（群書治要卷三「毛詩」・496）（・かつて・）

○大コシラ命ホロ以て傾ホロヒタリ（群書治要卷三「毛詩」・496）（・これをもて・ほろぶ・たり・）

○朝一廷臣一皆（な）喜返怒返に任マ（せ）て會返て典一刑返を用マて事を治（む）ル者（も）（二）無（二）（し）。（群書治要卷三「毛詩」・496・注）（・まかす・もちある・をさむ・）（「治」字、補充符により、補っており）

○以て誅一滅（二）に至（二）ル「也」（群書治要卷三「毛詩」・497・注）（・いたる・）（本行にある「至」「以」二字、見せ消ちあり）

○殷一鑒（去）遠返カラ不。（群書治要卷三「毛詩」・497）（・とほし・）（本行にある「監」字、見せ消ちあり、「鑒」字、補っており）

○此レは言は殷（の）「之」明一鏡一遠（返）（から）不「也」（群書治要卷三「毛詩」・498・注）（・これ・）（本行にある「紂」字、見せ消ちあり）

○近ク・夏后（の）「之」世（に）在（り）とは・湯桀を誅スルを謂（ふ）「也」（群書治要卷三「毛詩」・498・注）（・ちかし・す・）（「世」字、補充符により補っており）

○後にシ而武王紂を誅す。（群書治要卷三「毛詩」・498・注）（・す・）
○今（の）「之」王・何を以て用（て）て戒（返）と爲（二）不（二）ル乎（也）（群書治

要卷三「毛詩」・498・注）（・もて・す・ず・や・）

○●抑は衛の武公・厲一王を刺レリ「也」（群書治要卷三「毛詩」・499）（・そしる・り・）（「也」字、補充符により補っており）

○亦（た）以て自（ら）警ム「也」（群書治要卷三「毛詩」・499）（・いましむ・）

○競コバイこと無ランヤ・維コレ人アラントキ。（群書治要卷三「毛詩」・500）（・こはし・なかれ・む・や・これ・あり・む・とき・）

○四方其レ訓フ「之」。（群書治要卷三「毛詩」・500）（・それ・をしふ・）
○覺タシキ徳一行（二）有（二）ルトキンハ・四國順フ「之」（群書治要卷三「毛詩」・500）（・ただし・あり・ときんば・したがふ・）

○人君の政を爲ルこと・「於」賢人（二）を得（二）ント（する）に強（三）返イこと无ランヤ。（群書治要卷三「毛詩」・501・注）（・す・う・む・と・こはし・なし・む・や・）

○賢一人（二）を得（二）ツルトキンハ・「則」天下「於」其（の）俗（二）に教（二）化（す）（群書治要卷三「毛詩」・501・注）（・つ・ときんば・）

○大ナル徳一行（二）有（二）ルトキンハ・「則」天下・其（の）政（二）に順（二）ヒ（從）フ。（群書治要卷三「毛詩」・502・注）（・おほいなり・あり・ときんば・）

したがふ・したがふ・）（「大」字、補充符により補っており）

○言は上の倡ヒ道（二）ク所（二）以（二）に在（三）「之」（群書治要卷三「毛詩」・502・注）（・かみ・いざなふ・みちびく・）

○威一儀を敬（み）慎ム・維レ民（の）「之」則ナリ（群書治要卷三「毛詩」・503）（・つつしむ・つつしむ・これ・のり・なり・）

○爾（の）話（返）出（二）サンこと慎（二）ミ（二）爾威一儀（返）を敬（二）柔（二）嘉ナラ不トイフこと無（か）レ（群書治要卷三「毛詩」・503）（・なむち・）

こと・いだす・む・つつしむ・つつしむ・なり・ず・と・いふ・なし・)

○ 話は言「也」(群書治要卷三「毛詩」・504・注) (クワイ・) (本行にある「善」字、見せ消ちあり)

○ 教令を謂フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・504・注) (いふ・)

○ 白珪(の)「之」玷ケタルことは尚(ほ)磨(ミカ)イツ可(し)「也」(群書治要卷三「毛詩」・504) (かく・たり・みかく・つ・)

○ 斯の言の「之」玷(け)タルことは爲(な)可(から)不「也」(群書治要卷三「毛詩」・505) (たり・をさむ・)

○ 玷(ケ)は缺「也」(群書治要卷三「毛詩」・505・注) (テン・クエツ) (「缺」字、右傍に補っており)

○ 玉(の)「之」缺ケタルことは尚(ほ)磨(平濁) | 鑢(リョ)ニシ而(テ)平メツ可(し)。(群書治要卷三「毛詩」・506・注) (かく・たり・バリヨ・なり・す・ひとしむ・つ・) (本行にある「玷」字、見せ消ちあり)

○ 人君政教「一」モ失(音)センことは誰能(く)之(か)反復(セン)「也」(群書治要卷三「毛詩」・506・注) (ひとつ・も・す・む・す・む・)

○ 桑柔は肉(去濁) | 伯(厲)王を刺(レ)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」・507) (ゼイ・そしる・り・)

○ 憂フル | 心殷(タ)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・508) (うれふ・たり・)

○ 我か土(宇)を念(フ)。(群書治要卷三「毛詩」・508) (をもふ・)

○ 我か生(レ)タルこと辰(返) | アラ不(天)の俾(ク) | 怒(ル)に途(ヘ)リ。(群書治要卷三「毛詩」・508) (うまる・たり・とき・あり・あつし・いかる・あふ・り・)

○ 西(返) | 自(り)・東(返) | 徂(ク)。(群書治要卷三「毛詩」・509) (ゆく・) (定) | 處(ル)所(靡)シ。(群書治要卷三「毛詩」・509) (さだまる・をる・)

なし・)

○ 俾(去) | 厚「也」(群書治要卷三「毛詩」・509・注) (タン・)

○ 此(レ)士(卒) | 軍(返) | 從(ひ) | て久(ク)息(返) | ハ不(勞) | 苦(シ) | て自(ら) | 傷(む)「之」 | 言(ヒ)ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・509・注) (これ・いくさ・ひさし・いこふ・す・みづから・いたむ・いふ・なり・)

○ 人亦(た) | 言(返) | ヘルこと有(り) | 進(退) | 維(レ) | 谷(レ)リ(群書治要卷三「毛詩」・510) (いふ・り・これ・きはまる・り・)

○ 却(イ) | ては罪(役)に迫(ル)。(群書治要卷三「毛詩」・511・注) (しりぞく・せまる・)

○ 故(に) | 窮(ル)「也」(群書治要卷三「毛詩」・511・注) (きはまる・)

○ 維(レ) | 此(の) | 良(人) | 求(返) | メ弗(迪) | 返(メ)弗。(群書治要卷三「毛詩」・511) (これ・もとむ・すすむ・)

○ 維(れ) | 彼の忍(フ) | 心(を) | は是(を) | 顧(ミ) | 是(を) | 復(フ) (群書治要卷三「毛詩」・512) (しのぶ・かへりみる・かへさふ・)

○ 國(に) | 善(人) | 有(り) (群書治要卷三「毛詩」・512・注) (あり・)

○ 王(求) | メ | 索(メ) | 不(群書治要卷三「毛詩」・512・注) (もとむ・もとむ・) (進) | 用(二) | 不(二) | 「之」。(群書治要卷三「毛詩」・513・注) (すすむ・もちある・) (本行にある「而」 | 「集」二字、見せ消ちあり、「不」 | 「進」二字、補っており)

○ 忍(ひ) | て惡(返) | を爲(ル) | 「之」 | 心(二) | 有(二) | ル者(は) | 王(反) | て | 顧(ミ) | 念(ひ) | 而(重) | シ | 復(フ) | 「之」。(群書治要卷三「毛詩」・513・注) (す・あり・もの・) (かへりみる・をもんず・かへさふ・) (本行にある「欲」字、見せ消ちあり、「顧」字、補っており)

○ 言(は) | 其(れ) | 賢(者) | 返(を) | 忽(シ) | て小(一) | 人(を) | 愛(す) | 「也」(群書治要卷三「毛

詩」・513・注（・いるがせにす）

○大―風隧フウスイを有り・貪―人類ヨキコトヲ返（返）「イ、類ヨキコトヲ傳」敗ル。（群書治要卷三「毛詩」・513・注（・みち・あり・たぐひ・を・よし・こと・を・やぶる）

○聽去―言には則チ（ち）對フ。（群書治要卷三「毛詩」・514（・こたふ）
○誦―言には醉返（返）ヘルか如シ（群書治要卷三「毛詩」・514（・多ふ）とし）

○貪―惡の（の）「之」人・道「聽ク」之コト言二（二）を見二（二）ては「則」應去―答す「之」。（群書治要卷三「毛詩」・515・注（・きく・こと）

○詩書の（の）「之」言二（二）誦二（二）返スルを見ては「則」眠リ―臥セルこと醉返（返）ヘルか如し）。（群書治要卷三「毛詩」・515・注（・す・なむる）ふす・り・多ふ・り）

○君・上―位に居キ而キ此キを行フトキンハ・人效返（返）フコト或リ「之」也也（群書治要卷三「毛詩」・515・注（・ある・を・こなふ・ときんば・ならふ・こと）あり）（或、「効」二字、右傍に補っており、「如」字、見せ消ちあり）

○●雲―漢は仍平―叔入・宣―王を美め）タリ也也（群書治要卷三「毛詩」・516（・たり）

○宣王・厲王の（の）「之」烈音（二）返に承（二）ケて内に亂返（返）を撥ムル「之」志二（二）有二（二）（群書治要卷三「毛詩」・516（・うく・をさむ）

○灾音（返）に遇ヒ（ひ）而懼ル身返（返）を側メ・行去（返）（返）を修メテ消シ―去ス（二）テンことを欲ス（二）す「之」。（群書治要卷三「毛詩」・517（・あふ・おそる・そばむ・をさむ・けす・すつ・む）

○天下・「於」王化の復た行ハレテ百姓の憂へ（返）見二（二）ル、ことを喜二（二）フ。（群書治要卷三「毛詩」・518（・を・こなはる・うれふ・らる・よろこぶ）

○故に是の詩（を）作ル也也（群書治要卷三「毛詩」・519（・つくる）
○倬入タル彼の雲―漢アリ。（群書治要卷三「毛詩」・519（・タク・たりあり）

○昭・「于」天に回ル（群書治要卷三「毛詩」・519（・ひかり・めくる）
○倬―然タル天―河は水―氣也也（群書治要卷三「毛詩」・520・注（・たり）（「河」字、右傍に補っており）

○精―光・「於」天に轉―連セリ。（群書治要卷三「毛詩」・520・注（・すり）

○時に旱返（返）て雨返（返）を渴フ。（群書治要卷三「毛詩」・520・注（・ひでる・ねがふ）（「旱」字、補充符により補っており）

○故に宣王・夜仰（き）て天―河返（返）を視テ其の候二（二）を望二（二）―視ル也也（群書治要卷三「毛詩」・520・注（・よる・あふぐ・みる・みる）

○王曰く於平・何の辜カアル・今の（の）「之」人。（群書治要卷三「毛詩」・521（・あ・なに・つみ・が・あり）

○天・喪―亂返（返）を降シテ飢―饑薦（薦）に臻ル（群書治要卷三「毛詩」・521（・くだす・しきりに・いたる）

○王・旱返（返）を憂ヘ而嗟―歡し）て云ク・何の罪カアル與今時天下（の）「之」人。（群書治要卷三「毛詩」・522・注（・ひでり・うれふ・いはく・が・あり・や）（本行にある「旱」字、見せ消ちあり、「旱」字補っており）

○天・乃ち早災亡―亂の（の）「之」道訓（返）を下シテ飢―饑の（の）「之」害・復（た）重に至る（る）也也（群書治要卷三「毛詩」・522・注（・くだす・しきりに）

○神とシテ舉音（音）セトイフこと靡シ。（群書治要卷三「毛詩」・523（

(・す・す・す・ず・と・いふ・なし)

○斯の牲を愛(す)ルこと靡シ。(群書治要卷三「毛詩」 - 523) (・す・なし)

○圭一璧既に卒キヌ。(群書治要卷三「毛詩」 - 523) (・つく・ぬ)

○寧て我に聴クこと莫(し)。(群書治要卷三「毛詩」 - 524) (・かつて・きく)

○言は王・早(返)爲(の)「之」故に「於」群神(返)を求(め)て祭ラ不

トイフこと无シ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 524) (・ひでり・まつる・

と・いふ・なし) (「故」字、補充符により右傍に補っており)

○「於」三牲を愛スル所无シ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 525) (・す・

なし) (本行にある「神」字、消しており)

○神を禮スル「之」圭一璧・又(た)已に盡(き)ヌ「矣」。(群書治要卷三「毛

詩」 - 525) (・す・ぬ) (「神」字、補充符により右傍補っており)

○會て我(の)「之」精一誠を聴(キ)聆ク「而」「イ、聴(き)聆(き)而」

雲一雨を興ス者(二)无(一)「し」(群書治要卷三「毛詩」 - 525) (注

(・かつて・きく・きく・を(す) (「誠」字、左傍に補っており、本行にあ

る字、見せ消ちあり)

○●崧(平)一高は尹一吉一甫一宣王を美(め)タリ「也」(群書治要卷三「毛

詩」 - 526) (・スウカウ・たり) (「崧」字、左傍「胥忠反」三字あり)

○天下復一平シて能ク國(返)を建テ諸侯(返)を親(音)シて申一伯を褒一賞

す「焉」(群書治要卷三「毛詩」 - 526) (・す・よく・たつ・す) (「褒」字、

右傍に補っており)

○維レ嶽(音)神(返)を降シて甫(上)及(ひ)申を生セリ。(群書治要卷三「毛

詩」 - 528) (・これ・くだす・なす・り) (「申」字、右傍に補っており)

○維レ申及(ひ)甫・維(れ)周の「之」翰ナリ「イ、翰シナリ」(群書治要

且反「三字あり・一番目の「申」は補っており)

○皆(な)賢一知(返)を以て入(り)て周(の)「之」楨一翰(の)「之」臣(二)

爲(二)リ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 529) (・たり) (「賢」字、補

充符により補っており)

○申一伯か「之」德・柔一恵にシて且(二)直ナリ。(群書治要卷三「毛詩」

- 529) (・す・なり)

○此(の)萬一邦(返)を揉(シタカ)へて「于」四國に聞ヘタリ(群書治要卷三「毛詩」

- 530) (・したがふ・きこゆ・たり)

○揉(上濁)は順「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 530) (・ジウ・)

○四國は猶(ほ)四方と言ハンか「猶(再讀)「し」「也」(群書治要卷三「毛

詩」 - 531) (・いふ・む)

○●烝一民は尹一吉一甫一宣王を美(め)タリ「也」(群書治要卷三「毛詩」

- 532) (・たり) (「烝」字、右傍に補っており)

○賢(返)を任(去濁)シ・能(音)を使(ひ)て周室・中一興す「焉」(群書

治要卷三「毛詩」 - 532) (・す・つかふ)

○天・烝一民を生セリ。(群書治要卷三「毛詩」 - 533) (・なす・り)

○是(の)懿一徳を好(ヨク)す(群書治要卷三「毛詩」 - 533) (・よくす)

○天「之」衆一民を生(す)と・美一徳有ル「之」人(二)を好(二)「返」セ不(返)

トイフ(こと)莫シ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 533) (・あり・よく

す・ず・と・いふ・なし) (「不」字、補充符により右傍補っており)

○天・有一周を臨ル・昭ナルこと「于」下に假ル。(群書治要卷三「毛詩」

- 534) (・みる・あきらかなり・しも・いたる) (本行にある「監」字、右

傍に「臨」字補っており)

○茲の天子(返)を保シて「イ、保(りて)」仲山甫を生セリ(群書治要卷三

〔毛詩〕・534) (・やすんず・たもる・なす・り・)

○假(入)は至〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・535・注) (・カク・)

○天・周王(の)〔之〕政―教を視ルに・其(の)光―明ナルこと・乃(ち)〔於〕下に至レリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・535・注) (・みる・なり・いたる・り・)

○〔於〕衆民(二)に及(二)返フを謂(ふ)〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・535・注) (・およぶ・)

○天・此(の)天子宣王(二)を安(二)シ―愛す。(群書治要卷三〔毛詩〕・536・注) (・やすんず・)

○故に仲山甫(返)を生(み)て佐(返)ケ使(む)〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・536・注) (・たすく・)

○仲山甫か〔之〕徳・柔―嘉にして維レ則アリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・536) (・す・これ・のり・あり・)

○儀(音)を令シ・色(訓)返(返)を令シて心(返)返(返)を小メて翼々(翼)タリ(群書治要卷三〔毛詩〕・537) (・よくす・よくす・せむ・たり・)

○威―儀を善シ・顔―色(返)を善シて容―兒翼―翼然として恭―敬ナリ〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・537・注) (・よくす・よくす・す・なり・)

○肅々(肅)タル王―命を・仲山甫將フ〔之〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・538) (・たり・をこなふ・)

○邦―國の若―否を・仲山甫明にす〔之〕(群書治要卷三〔毛詩〕・538) (・ジャクヒ・) (「否」字、左傍に「音鄙」二字ある・本行にある「助」字、見せ消ちあり、「明」字、右傍に補っており)

○既に明(音)・且タ哲ナリ。(群書治要卷三〔毛詩〕・539) (・また・なり・)

○以て其(の)身を保ツ。(群書治要卷三〔毛詩〕・540) (・たもつ・)

○夙―夜に懈(返)レルに匪(す)シて以て一人に事(ひ)ツル(群書治要卷三〔毛詩〕・540) (・をこたる・り・す・つ・)

○一人とは天子を斥ス〔也〕(群書治要卷三〔毛詩〕・541・注) (・さす・)

○人亦(た)言ヘル(こと)有り・柔(訓)ナルをは則(ち)茹フ〔之〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・541) (・いふ・り・あり・やはらかなり・くらふ・)

○剛キをは〔則〕吐ク〔之〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・541) (・こはし・はく・)

○維(れ)仲山甫・柔ヲモ亦(た)茹(返)ハ不。(群書治要卷三〔毛詩〕・542) (・をも・くらふ・)

○剛ヲモ亦(た)吐(返)不。(群書治要卷三〔毛詩〕・542) (・をも・)

○鰥―寡ヲモ侮ラ不。(群書治要卷三〔毛詩〕・542) (・をも・あなどる・)

○強―御ヲモ畏チ不。(群書治要卷三〔毛詩〕・543) (・をも・をつ・)

○人亦(た)言ヘル(こと)有り・徳輪(カ)イ(こと)毛(返)の如(し)。(群書治要卷三〔毛詩〕・543) (・いふ・り・あり・かろし・)

○民克(音)舉(音)スル(こと)鮮シ〔之〕。(群書治要卷三〔毛詩〕・543) (・よし・す・すくなし・)

○我(カ)儀(圖)ル〔之〕(箋)「イ、我儀シク圖ルヘシ〔之〕(傳)〔群書治要卷三〔毛詩〕・544) (・が・たくひ・はかる・われ・よろし・はかる・べし・)

○人〔之〕言(ひ)て云ク・徳甚(た)輕シ。(群書治要卷三〔毛詩〕・544・注) (・いふ・いはく・かろし・)

○然(レ)而(モ)衆―人能ク獨リ舉ケ之(以)て行フ者(二)寡(二)シ。(群書治要卷三〔毛詩〕・544・注) (・しかれども・よく・ひとり・あぐ・をこなふ・すくなし・)

○言は政―事は易カラク耳。(群書治要卷三〔毛詩〕・545・注) (・やすし・く・のみ・)

○人・行(返)フこと能(返)は「者」・其(の)志无ケレハナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・545・注)をこなふ・ず・なし・ば・なり・(本行にある「不」消しており)

○我與倫一疋・圖ル「之」。(群書治要卷三「毛詩」・545・注)はかる・(○而て未(た)爲ルこと能(は)「未」(再讀)「也」(群書治要卷三「毛詩」・545・注)・(す・)

○維レ仲山甫・之に舉(音)す(群書治要卷三「毛詩」・545)・(これ・)

○仲山甫・能(く)獨リ・是の德を舉ケ而行フ「之」(群書治要卷三「毛詩」・546・注)・(ひとり・あぐ・をこなふ・)

○衰(上)職闕(返)ケタルこと有ルトキニ・維レ仲山甫補フ「之」(群書治要卷三「毛詩」・546)・(コンシキ・かく・たり・あり・ときに・これ・をきぬふ・)「衰」字、左傍に「古本反」三字あり

○王(の)「之」職・缺ケタルこと有ルトキニ・輒(ち)能ク補フは「之」「者」・仲山父ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・547・注)・(かく・たり・あり・ときに・よく・をきぬふ・なり・)

○瞻(平濁)仰(上濁)は凡一伯幽一王大に壞レタルことを刺レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・548)・(ゼンギヤウ・やぶる・たり・そしる・り・)

○昊一天を瞻仰ク。(群書治要卷三「毛詩」・549)・(みる・あふぐ・)

○此(の)大一厲(去)を降(去)ス(群書治要卷三「毛詩」・549)・(くだす・)

○昊天は王を斥(去)ス「也」(群書治要卷三「毛詩」・549・注)・(さす・)「者」字、見せ消ちあり「斥」字、右傍に補っており

○邦定ムルこと有(る)靡シ。(群書治要卷三「毛詩」・549)・(さだむ・なし・)

○士民其(れ)療(去)ミヌ(群書治要卷三「毛詩」・550)・(やむ・ぬ・)「療」

字、右傍に補っており

○療(去)は病「也」(群書治要卷三「毛詩」・550・注)・(サイ・)

○人・土一田有(る)ことは・汝反て有ツ「之」。(群書治要卷三「毛詩」・550)・(かへる・たもつ・)

○人・民一人有(れ)は・汝覆て奪フ「之」(群書治要卷三「毛詩」・551)・(かへて・むばふ・)

○此は言は王・諸侯及(ひ)卿大夫罪(返)无キ者(二)を削リ黜ク「也」(群書治要卷三「毛詩」・551・注)・(けづる・しりぞく・)

○此(の)宜シク罪(返)無カル(返)「宜」(再讀)キをは・汝反て收フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・552)・(よろし・なし・べし・とらふ・)

○彼の宜(しく)罪(返)有(る)「宜」(再讀)キをは・汝覆て説ス「之」(群書治要卷三「毛詩」・552)・(かへて・ゆるす・)

○説(去)は放一赦「也」(群書治要卷三「毛詩」・553・注)・(セイ・)

○哲一夫・城(返)を成す。(群書治要卷三「毛詩」・553)・(テツブ・)「哲」字、右傍に補っており、下に「本作」二字あり

○喆一婦城(返)を傾ク(群書治要卷三「毛詩」・553)・(かたぶく・)

○喆とは謀慮(二)多(二)キことを謂フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・553・注)・(おほし・いふ・)

○懿一厥の喆一婦一鼻(平)を爲(返)を爲(群書治要卷三「毛詩」・554)・(あ・ケウ・す・シ・)

○懿は痛(み)傷(む)所有ル「之」聲「也」(群書治要卷三「毛詩」・554・注)・(あり・)「懿」字、右傍に補っており、本行にある字、見せ消ちあり

あり、「姒」字、補っており)

○婦長(き) | 舌有(り)・維レ厲(の)「之」階。(群書治要卷三「毛詩」
555) (・これ・わざはひ・はし・)

○亂・天(返)自(返)降(返)スに匪(す)。(群書治要卷二「毛詩」
555) (・くだす・)「亂」字、右傍に補っており)

○婦—人自(り)生ル。(群書治要卷三「毛詩」
556) (・なる・)

○教(返)フルに匪(す)・誨(返)フルに匪(す)・時レ維レ婦を寺クレハナリ
(群書治要卷三「毛詩」
556) (・をしふ・をしふ・これ・ちかづく・
ば・なり・) (本行にある「殷」「待」二字、見せ消ちあり、「教」「寺」二字、
右傍に補っており)

○長—舌をは喩フ・言—語多キに「也」(群書治要卷三「毛詩」
556・注) (・
たとふ・おほし・)

○但、婦—人從(り)・出ツラク耳。(群書治要卷三「毛詩」
557・注) (・た
だ・いづ・らく・)

○又(た)王亂(返)を爲(ス)ルことを教(ニ)へ・王に「之」亂(返)を爲(ニ)
(る)ことを語(ニ)ル者(も)有(上)有(下)返(る)に非(す)。(群書治要卷三
「毛詩」
557・注) (・す・をしふ・かたる・)

○是(れ)維レ婦—人(返)を近ケ「愛シて其(の)言を用(み)ル。(群
書治要卷三「毛詩」
557・注) (・これ・ちかづく・す・もちゐる・)

○賈、三—倍(上)スルか如(し)。(群書治要卷二「毛詩」
558) (・あき
もの・の・サンハイ・す・)

○君子是に識レリ。(群書治要卷三「毛詩」
558) (・ここに・しる・り・)

○婦公—事に與ルこと無(し)。(群書治要卷三「毛詩」
558) (・あづかる・)

○其(の)蠶—織を休フ(群書治要卷三「毛詩」
559) (・いこふ・) (蠶

字、右傍に補っており、下に「才」字あり)

○婦—人—外—政に與ルこと無(し)。(群書治要卷三「毛詩」
559・注) (・
あづかる・)

○賈ニシ而三倍(の)「之」利(ニ)有(ニ)るを「者」小人宜(しく)
知(る)所ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」
559・注) (・あきもの・なり・
す・なり・) (宜知也)三字、補充符により補っており)

○今婦人—其(の)蠶—桑織—紆(の)「之」事を休(み)而朝—廷(の)「之」
事に與レリ。(群書治要卷三「毛詩」
560・注) (・やすむ・あづかる・り・)
○非—宜を爲ルこと・亦(た)猶(ほ)是クと「猶」(再讀)「也」(群書
治要卷三「毛詩」
560・注) (・す・かく・) (非)字、補充符により補って
おり)

○弔ラ不—祥カラ不。(群書治要卷三「毛詩」
561) (・いたる・よし・)

○威—儀—類カラ不。(群書治要卷三「毛詩」
561) (・よし・)

○人「之」云ク亡ヒナン。(群書治要卷二「毛詩」
561) (・いはく・ほろぶ・
ぬ・む・)

○邦—國殄キ—瘁ミナン(群書治要卷三「毛詩」
561) (・つく・やむ・ぬ・
む・)

○弔は至「也」(群書治要卷三「毛詩」
562・注) (・テウ・)

○王(の)「之」政(返)を爲(る)こと・德「於」天(ニ)に至(ニ)返ラ不
「矣」。(群書治要卷三「毛詩」
562・注) (・いたる・) (本行にある「故」
字、見せ消ちあり、「政」字、右傍に補っており)

○微—祥「於」神に致スこと能(は)不「矣」。(群書治要卷三「毛詩」
562・
注) (・いたす・)

○威—儀—又(た)「於」朝—廷に善カラ不「矣」。(群書治要卷三「毛詩」
562・
注) (・いたす・)

注) (・よし・) (「遲」字、見せ消ちあり、「廷」字、左傍に補っており)

○賢人皆(な)言ク・奔―亡シナン。(群書治要卷三「毛詩」・562・注) (いはく・す・ぬ・む・)

○則(ち)天下・邦國・將に盡に困―病シナンと「將」(再讀)「也」(群書治要卷三「毛詩」・563・注) (・す・ぬ・む・)

○●清―廟は文王(二)を祀(二)レリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・564) (・まつる・り・)

○周公・既に雒(入)―邑(二)返(二)を成(二)シテ諸侯(二)返(二)を朝(二)セシメテ率(率)以て文王(二)を祀(二)ル「焉」(群書治要卷三「毛詩」・564) (・ラクイフ・なす・す・しむ・ひきあふる・まつる・) (「雒」字、左傍に「音」下各) 本又乍洛「五字あり)

○清廟は「者」清明(の)「之」徳有(る)者(二)を祭(二)ル「之」宮「也」(群書治要卷三「毛詩」・565・注) (・ひと・まつる・) (「廟」「者」「之」三字右傍に補っており)

○文王(二)を祭(二)ルを謂(ふ)「也」(群書治要卷三「毛詩」・565・注) (・まつる・)

○天徳清―明ナリ。(群書治要卷三「毛詩」・565・注) (・なり・)

○文王象レリ「焉」。(群書治要卷三「毛詩」・565・注) (・かたどる・り・)

○故に祭ルトキニシ「之」而此(の)詩を歌フ「也」(群書治要卷三「毛詩」・565・注) (・まつる・ときに・す・うたふ・)

○於(平)穆イカナ清―廟。(群書治要卷三「毛詩」・566) (・あ・よし・かな・)

○肅―雍(平)ニシテ顯ナル相アリ(群書治要卷三「毛詩」・566) (・す・あきらかなり・たすけ・あり・)

○於(平)は歎ク(の)「之」辭(訓)「也」(群書治要卷三「毛詩」・566・注)

(・なげく・) (「之」「也」二字、補充符より補っており)

○於(平)乎美イ―哉ナ・周公「之」清―廟を祭ルこと「也」(群書治要卷三「毛詩」・567・注) (・あ・よし・かな・まつる・)

○其(の)禮・敬(ツク)ンテ且(ツ)和ケリ。(群書治要卷三「毛詩」・567・注) (・つつしむ・やはらぐ・り・)

○又(た)諸侯・光―明著(去)―見(の)「之」徳(二)有(二)る者・來(り)テ祭(返)を助ク「也」(群書治要卷三「毛詩」・567・注) (・チヨケン・まつり・たすく・) (「祭」字、右傍に補っており、「之」字、見せ消ちあり)

○濟―々(濟)タル多―士・文(の)「之」徳(二)返(二)を乗(二)リテ「越」天(返)に在(二)ルに對(二)フ(群書治要卷三「毛詩」・568) (・セイセイ・たり・とる・あり・ならぶ・) (本行にある「康」字、見せ消ちあり、「乗」字、右傍に補っており・「越」字、左傍に「辭」字也「三字あり)

○濟々(濟)タル「之」衆士・皆(な)文王(の)「之」徳(二)を執(二)リ行フ。(群書治要卷三「毛詩」・568・注) (・たり・とり・をこなふ・)

○文王精―神・已(ス)ニ天に在(り)「矣」。(群書治要卷三「毛詩」・569・注) (・すでに・) (「文」「天」二字、右傍に補っており)

○猶(ほ)其(の)素(返)に配―順シテ行フ(こと生)存(の)如シ「焉」(群書治要卷三「毛詩」・569・注) (・す・をこなふ・ごとし・)

○●振(去)―鷺は二王(の)「之」後・來(り)テ祭を助ク「也」(群書治要卷三「毛詩」・570) (・たすく・) (「振」字、「之」後反「三字あり、「鷺」字、「立路」二字あり、「祭」字、補充符により補っており)

○其(の)後(は)杞宋「也」(群書治要卷三「毛詩」・570・注) (・キ・)

○振―鷺・于(キ)飛フ。(群書治要卷三「毛詩」・571) (・ゆく・とぶ・)

○「于」彼(の)西雍(平)に「イ、彼(の)西雍(二)于(二)」。(群書治要

卷三「毛詩」・571) (・に・)

○我か客・戻ル「止」。(群書治要卷三「毛詩」・571) (・いたる・) (「止」字、「辞字也」三字あり)

○亦(た)斯の容有(り)。(群書治要卷三「毛詩」・571) (・かたち・)

○振は群レ「飛(ふ)」「之」貌「也」。(群書治要卷三「毛詩」・572・注) (・むる・) (「々」、見せ消ちあり・「也」字、補充符により補っており)

○白鳥・「於」西雍(の)「之」澤(二)に集(二)ルは・言は集(返)ル所・其の處を得タリ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・572・注) (・ある・ある・たり・) (「集」「雍」「之」、補充符より右傍に補っており)

○興は「者」喻(ふ)・杞(キ)宋(の)「之」君・潔(白)の「之」德(返)有(り)て來(り)て「於」周(の)「之」廟(二)に祭を助(二)クルトキに・禮(の)「之」宜を得タル「也」。(群書治要卷三「毛詩」・572・注) (・キソウ・あり・たすく・ときに・たり・) (「德」左傍に補っており) (本行にある字見せ消ちあり、「禮」字、右傍に補っており)

○其(れ)至ルトキに「止」・亦(た)此(の)容(二)有(二)り)。(群書治要卷三「毛詩」・573・注) (・いたる・ときに・かたち・)

○言は威(儀)の「之」善(ヨ)イこと・鷺(鳥)の如ク然リ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・573・注) (・よし・ごとし・しかり・)

○雍は大(祖)に禘(テ)セリ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・574) (・テイ・す・り・) (「禘」字、右傍に「大計反」三字あり)

○來ヌルトキニ雍々(雍) (二)タルこと有(二)り)。(群書治要卷三「毛詩」・575) (・く・ぬ・ときに・たり・)

○至ルトキに「止」肅(々)肅(々)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・575) (・いたる・ときに・たり・) (「止」字左傍、「辞字也」三字あり)

○相クル維レ辟(公)ミテ天子穆々(穆)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・575) (・たすく・これ・みる・たり・) (本行にある「群」字、見せ消ちあり。「辟」字、右傍に補っており)

○是(れ)來ル(時)に雍(々)雍(々)然タルこと有(り)。(群書治要卷三「毛詩」・576・注) (・く・たり・)

○既に至ルトキニシ而肅(々)然タリトイハ「者」・乃(ち)王禘(祭) (二)を助(二)ル・百辟(諸侯)「與」ナリ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・576・注) (・いたる・ときに・す・たり・といは・たすく・なり・) (「者」、「辟」二字、補っており)

○天子是の時に・穆(々)穆(々)然タリ。(群書治要卷三「毛詩」・577・注) (・たり・)

○言は天下(の)「之」歡(フ)心を得タリ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・577・注) (・よろこぶ・う・たり・)

○有(客)微(子)は來(り)て「於」祖(廟)に見ユ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・577) (・まみゆ・)

○微子・殷後に代ハル。(群書治要卷三「毛詩」・578・注) (・かはる・り・)

○既に命(返)を受(け)て來(朝)して見ユ「之」「也」。(群書治要卷三「毛詩」・578・注) (・す・まみゆ・)

○客(返)有(り)客(返)有(り)。(群書治要卷三「毛詩」・578) (・あり・)

○殷は白(返)を尚(ト)フ「也」。(群書治要卷三「毛詩」・579・注) (・たどぶ・)

○敬(之)は群(臣)進(み)て嗣(王)を戒(ム)「也」。(群書治要卷三「毛詩」・580) (・つぐ・いましむ・)

○敬(メ)「之」・敬(メ)「之」。(群書治要卷三「毛詩」・581) (・つつしむ・つつしむ・)

○天維レ顯ナリ「思」。(群書治要卷三「毛詩」 - 581) (・これ・あきらかなり・) (「思」字、左傍に「辞字也」三字あり)

○命易(返)へ不「哉」。(群書治要卷三「毛詩」 - 581) (・かふ・)

○高ク「々」(高)シて上(返)に在(二)り(一)と曰(二)フ無(か)レ。(群書治要卷三「毛詩」 - 581) (・たかし・たかし・いふ・なし・) (本行にある「日」字に見せ消ちあり、右傍に「日」字は補っており)

○厥(コト)の士を陟(ア)ケ「降(ク)ス」。(群書治要卷三「毛詩」 - 582) (・こと・あぐ・くだす・)

○日に監(ヒ)ルこと茲に在(リ) (群書治要卷三「毛詩」 - 582) (・ひび・みる・あり・)

○群(臣)・王政(返)に「之」即(ツ)ク事(二)を謀(三)ルを見(三)ル(る)。(群書治要卷三「毛詩」 - 583・注) (・つく・はかる・)

○故に此(の)時(返)に因(ヨ)りて戒(イ)メ之(イ)曰(ハ)ク「敬(メ)之(ハ)哉」・

敬(メ)トイフ「之」「哉」。(群書治要卷三「毛詩」 - 583・注) (・よる・いましむ・いはく・つつしむ・つつしむ・といふ・) (「此」字、補充符により右傍に補っており)

○天乃(ち)光(明)シて惡(返)去(テ)テ善(音)に與(ク)ス。(群書治要卷三「毛詩」 - 583・注) (・す・すつ・くみす・)

○其(の)吉(凶)を命(音)スルこと・變(易)セ不「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 583・注) (・す・す・) (本行にある「可」字、見せ消ちあり)

○天を高(タカ)シて又(た)高(シ)・上(返)に在(り)て人(返)に遠(ト)カレリと謂(二)ヒ(一)而(テ)畏(返)チ不(上)ルこと无(下)「か」レ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 583・注) (・たかうす・たかし・とほさかる・り・をづ・ず・なし・) (「上」而「二」字、右傍に補っており)

○天・其(の)事を上(下)ストイハ日月(返)を轉(運)シて其(れ)行(返) (返)

ク所(二)を施(シ)テ日(視)瞻(ル)・近(ク)・此(返)に在(上)「る」を謂(下)「ふ」「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 584・注) (・す・といは・す・ゆく・ほどこす・ひび・みる・ちかし・ここに・) (「謂」字、補充符により補っており)

魯頌

○●閼(去)―宮は僖公「之」能ク周公「之」字(音)に復(レ)ルことを頌(三)セリ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 586) (・よく・かへる・り・す・り・) (「閼」字、右傍に「筆位反」三字あり)

○王(タマ)曰(ク)叔(父)・爾(元)子(二)を建(三)「て」[于]魯に俟(キ)タラ俾(ム)。(群書治要卷三「毛詩」 - 587) (・のたまはく・なむち・きみ・たり・しむ・) (本行にある「文」、「无」、見せ消ちあり、「父」、「元」、右傍に補っており)

○大(おほ)に爾(ナ)爾(ナ)字(二)を啓(二)イテ周(室)の輔(爲)レ(群書治要卷三「毛詩」 - 587・注) (・おほきなり・なむち・ひらく・たり・)

○成王・周公に告(ツ)クラリ・叔(父)・我(汝)の首(子)を立(テ)テ君「於」魯に爲(ラ)使(ム)トイハ・伯(禽)を封(セ)ンと欲(ス)ルを謂(フ)「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 588・注) (・つくぐ・らる・たつ・たり・しむ・といは・す・む・ほす・) (「也」字、右傍に補っており)

○大に汝の居(音)を開(き)て以て周(家)輔(爲)レ。(群書治要卷三「毛詩」 - 589・注) (・フ・たり・) (「開」字、左傍に補っており)

○封(ス)ルに方(七)百(里)を以(二)スルを謂(三)フ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 589・注) (・す・もてす・いふ・) (「里」字、右傍に補っており)

○乃(ち)魯(公)に命(音)シテ「于」東に俟(ラ)俾(ム)。(群書治要卷三「毛詩」 - 590) (・す・たり・しむ・)

○「之」山(川)・土(田)・附(庸)を賜(二)フ(群書治要卷三「毛詩」 - 590)

(・たまふ・)

○既に周公に告(く)ルに・乃(ち)伯禽(返)を策命して「於」東(訓)
(二)に君(二)返爲(返)ラ使(む)。(群書治要卷三「毛詩」 - 591・注)・
つぐ・す・たり・)

○加(ひ)賜フ「之」山川土田及ヒ附庸(二)返を以(二)てシ
て專ニ統(二)へ「イ、專統セ」令(二)む「之」「也」(群書治要卷三「毛
詩」 - 591・注) (・たまふ・および・もてす・もはらに・すぶ・す) (二統
字、左傍に補っており)

商頌

○●長發は 大に禘(去)す「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 593) (・おほ
きなり・) (二禘)の左に「大計反」あり)

○大に禘とは天を郊祭スルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 593・注) (・
す・ぞ・) (二邦)字、消しており)

○湯降ルこと遲(返)カラ不。(群書治要卷三「毛詩」 - 594) (・くだる・おそ
し・)

○聖敬・日に躋ル。(群書治要卷三「毛詩」 - 594) (・ひび・のぼる・)

○昭(平)假(上)スルこと・遲一々(遲)タリ。(群書治要卷三「毛詩」 - 594)
(・す・たり・)

○上帝是レ祗メリ。(群書治要卷三「毛詩」 - 594) (・これ・つつしむ・り・)
(「祗」字、右傍に補っており、本行にある字、見せ消ちあり)

○帝・命(音)シテ「于」九圍を式(モテ)キル(群書治要卷三「毛詩」 - 595) (・す・
もちある・)

○遲(返) (から)不トイハ・言は疾シ「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 595・注)
(・ず・といは・とし・)

○躋(平)は叔(平)「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 595・注) (・セイ・) (二叔
字、「升」字の誤記か)

○祗(平)は敬「也」(群書治要卷三「毛詩」 - 596・注) (・シ・)

○湯(の)「之」士(返)に下リ・賢(返)を尊フルこと甚(た)疾シ。(群書治
要卷三「毛詩」 - 596・注) (・くだる・たふとぶ・とし・)

○其(の)聖敬(の)「之」徳・日に進ム。(群書治要卷三「毛詩」 - 596・
注) (・ひび・すすむ・)

○然(而)モ・能(く)其(の)聰明(返)を以て天下(の)「之」人(二)を寛
(二)暇スルこと・遲一々(遲)然タリ。(群書治要卷三「毛詩」 - 596・
注) (・しかれども・クワンカ・す・たり・)

○言は其(れ)「於」己を急ニシ而「於」人を緩(ゆる)す「也」(群書治要卷三「毛
詩」 - 597・注) (・すみやかに・す・ゆるうす・)

○天・是(返)を用キル。(群書治要卷三「毛詩」 - 597・注) (・もちある・)

○天・「於」是に・又(た)命シ之「於」天下に事を用(ゐ)ル使(む)。(群
書治要卷三「毛詩」 - 597・注) (・す・もちある・)

○言は「イ、王トス」王タリ「之」(群書治要卷三「毛詩」 - 597・注) (・
と・す・たり・)

○競(返)ハ不・絳(返)ニセ不。(群書治要卷三「毛詩」 - 598) (・をふ・す
みやかなり・す・)

○剛(返)カラ不柔(返)カナラ不。(群書治要卷三「毛詩」 - 598) (・こはし・
やはらぐ・なり・)

○政(返)を敷ク・優々(優)タリ。(群書治要卷三「毛詩」 - 598) (・しく・
たり・) (二政)字、補充符により補っており)

○百一祿是レ適ル(群書治要卷三「毛詩」 - 598) (・これ・あつまる・)

○●殷―武は高―宗(を) 祀ル「也」(群書治要卷三「毛詩」・600)(・まつる・)

○天・降シ―監ミルに命(音)シて下民に・嚴メル有(り)。(群書治要卷三「毛詩」・601)(・おろす・かがみる・す・つつしむ・り・)

○僭(去)―(返)セ不・濫(去)―(返)セ不。(群書治要卷三「毛詩」・601)(・セン・す・ラン・す・)

○敢て怠リ―違アラ不。(群書治要卷三「毛詩」・601)(・をこたる・いとま・あり・)

○「于」下―國(返)に命シて封に厥(の)福を建チシム(群書治要卷三「毛詩」・602)(・す・をほきなり・たつ・しむ・)「違」字、左傍に「皇本」二字あり

○僭(返)―(せ)不・濫(返)―(せ)不トイハ・賞僭(返)―(せ)不・刑濫(返)―不ルソ「也」(群書治要卷三「毛詩」・602・注)(・といは・ず・ぞ・)

○天命シて乃(ち)下民に下シ―視ル嚴―顯(の)「之」君の能ク徳(返)を明ニシ罰(返)―(を)慎(み)て敢て怠(り)―惰(返)ラ不シて自(ら)

「於」政―事に暇アル者(上)有(下)リ。(群書治要卷三「毛詩」・603・注)(・す・おろす・みる・よく・あきらかなり・す・をこたる・ず・す・いとま・あり・あり・)「明」―「徳」二字、補充符により補っており

○則(ち)「之」「於」小國(二)―(返)に命(音)シて以て天子と爲(す)。(群書治要卷三「毛詩」・603・注)(・す・)

○大に其(の)福を立テシムトイハ・湯(返)に命シて七十裏(二)―(返)に由(り)て天(返)―下王(上)タラ使(申)―(む)を謂(下)「也」(群書治要

卷三「毛詩」・604・注)(・たつ・しむ・といは・す・よる・たり・)「由」、右傍に補っており

○商―邑翼―々(翼)タリ。(群書治要卷三「毛詩」・604)(・たり・)

○四方(の)「之」極ナリ(群書治要卷三「毛詩」・605)(・なり・)

○商―邑(の)「之」禮―俗・翼々(翼)然として則リ―倣(二)フ可(ニ)シ。(群書治要卷三「毛詩」・605・注)(・す・のとる・ならふ・べし・)「倣」字、補充符により補っており

○乃(ち)四方(の)「之」中―正ナリ「也」(群書治要卷三「毛詩」・605・注)(・なり・)

編集後記

- 『広島大学日本語史研究論集』の創刊号をお届けします。ご批評下さい。

- 本研究論集の発刊については、いろいろと曲折がありました。

数年前に、ある方に、研究雑誌の発刊の相談をしたことがあります。かの方は、「どうせ、3号雑誌に終わるから、見つともないので、止めろ！」とのご意見でした。なぜ、3号雑誌が見つともないのか、合点が行かぬまま、その折には、そのまま、時が過ぎてしまいました。

- 今からの創刊です。広島大学文学研究科の松本の現職もあと数年とか。

今から、松本の退職後、この雑誌がどうなるのか、見当も付きません。じゃあ、3号雑誌を狙おう！で行けば良いや。と、気軽な気持ちで創刊します。。学界に何の役割りを果たすか!?何て、肩に力の入った事は、考えてはいません。

- 本雑誌を支える母体？は、大きく二つです。

一つは、『無名研』。「名なしの研究会」です。もう、何年遡るか？に結成した研究会。緩やかにを誇る集団で作った、広島大学文学研究科の日本語史の卒業生の集団です。作ろうとした当初には、会員間の温度差が有りました。が、研究集会をしない。ネット上でのやり取りを専らに、ネット上に作ったフォルダに、夏季、自著論文を投じて、批判を待つ。そんな、取り留めの無い会が、今でも続いて居ます。

もう一つは、広島大学文学研究科の日本語史に留学して来た外国人留学生の集団。彼らの学問への"情熱"という嬉しき狂気に後押しされて、、、。故国に帰る彼らに、何の手土産を持たせようか。と言う、学問的には不純な動機も松本には有ったようです。

なお、本研究会は、2014年度に結成されたもので、広島大学教育学研究科の佐々木勇先生の主催されるものとは異なり、事務は文学研究科に置かれたものです。

- 掲載論文の編集のために、審査体制を整えました。

[編集委員会]

- 磯貝 淳一(新潟大学) ○岡野 幸夫(鳥取短期大学) ○土居 裕美子(比治山大学)
- 橋村 勝明(広島文教女子大学) ○松本 光隆(広島大学) 〈五十音順〉

[編集庶務]

- 王 徳俊(広島大学文学研究科院生)

[文責・Zen MA]

誌名 広島大学日本語史研究論集

ISSN 2189-2849

刊号 創刊号

発行 2015年3月31日

発行者 広島大学日本語史研究会（広島大学文学研究科）
広島大学日本語史研究論集編集委員会

〒739-8522 広島県東広島市鏡山1-2-3
広島大学・大学院文学研究科
日本文学語学研究室内
TEL・FAX 082-424-6669

e-mail; mmatumo@hiroshima-u.ac.jp